

項目	特記事項																																																																																																																																																																																
<b>【建築工事】</b>																																																																																																																																																																																	
<共通事項>																																																																																																																																																																																	
1.1.1 適用範囲	<p>■ 1章 一般共通事項 ■</p> <p>1. この特記事項以外は下記に準拠する。ただし、本工事に関係のない事項は適用しない。</p> <p>1) 愛知県財務規則 2) 工事請負契約書</p> <p>3) 公共住宅事業者等連絡協議会編集「公共住宅建設工事共通仕様書（令和元年度版）」</p> <p>4) 関係法令及び諸工事基準 5) 愛知県建築工事品質管理要領</p> <p>2. 特記事項は、○印のついたものを適用する。○印のない場合は、※印のついたものを適用する。</p> <p>○印と、○で囲まれた※印のある場合は、共に適用する。</p> <p>3. 設計図書の優先順位は、次の1)から5)までの順番のとおりとする。</p> <p>1) 質問回答書（2)から5)に対するもの）</p> <p>2) 現場説明書 3) 特記仕様書</p> <p>4) 図面 5) 公共住宅建設工事共通仕様書（「機材の品質・性能基準」を含む。）</p>																																																																																																																																																																																
1.1.2 用語の定義	* 公共住宅建設工事共通仕様書1.1.2「書面」の用語の意義を次に読み替えるものとする。 「書面」とは、発行年月日が記載され、記名された文書をいう。なお、記名においては、氏名を併記せず、氏又は名を記すだけでもよいものとする。																																																																																																																																																																																
1.1.3 官公署等への届出手続等	* 工事の着手、施工、完成に当たり、関係官公署その他の関係組織への必要な届出手續等を遅滞なく行う。																																																																																																																																																																																
1.1.4 工事実績情報の登録	* 請負金額が500万円以上の工事は、(一財)日本建設情報総合センター(JACIC)の工事実績情報サービス(CORINS)に、工事実績情報を登録を、その内容について監督職員の確認を(JACICの様式「登録のための確認のお願い」に従って)受けた上、行う。(受注時、変更時、竣工時)また、登録後にJACICが発行する「登録内容確認書」を、監督職員へ提出する。																																																																																																																																																																																
1.1.7 別契約の関連工事	<table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>工事区分</th> <th>建 築</th> <th>電 気</th> <th>給 水</th> <th>排 ガ</th> <th>外 構</th> <th>汚 水 処 理 場</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>機械用基礎</td><td>※</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>※</td></tr> <tr><td>排水水栓</td><td>※</td><td></td><td>※</td><td></td><td>※</td><td></td><td>※</td></tr> <tr><td>堅括（横引き管共）</td><td>※</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>※</td></tr> <tr><td>フロアードレン・ルーフドレン</td><td>※</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>※</td></tr> <tr><td>照明器具穴明及び補強</td><td>※</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>化粧キヤビネット</td><td></td><td></td><td>※</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>クーラー用スリープ</td><td>※</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>居室・浴室・換気レジスター</td><td>※</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>杭頭処理及び補強</td><td>※</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>設備スリープ箱入</td><td>※</td><td>※</td><td>※</td><td>※</td><td>※</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>設備スリープ構造体補強</td><td>※</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>※</td></tr> <tr><td>設備スリープ防水処理</td><td>※</td><td></td><td></td><td>※</td><td></td><td></td><td>※</td></tr> <tr><td>水槽（高架・受水）架台</td><td>※</td><td></td><td>※</td><td></td><td></td><td></td><td>※</td></tr> <tr><td>設備関取合せ部内装穴開</td><td>※</td><td>※</td><td>※</td><td>※</td><td></td><td></td><td>※</td></tr> <tr><td>機械室床の穴開け及び穴埋め工事</td><td>※</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>液面電極フロートスイッチ</td><td></td><td></td><td>※</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>同上用リレー及び盤</td><td>※</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>水道用集中検診配管配線</td><td></td><td></td><td>※</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>同上結線及び調整</td><td></td><td></td><td>※</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>エレベーター関連工事（建築）*1</td><td>※</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>エレベーター関連工事（建築）*2</td><td>※</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> </tbody> </table> <p>この項目に該当しないもの及び明らかに区分されるものは別途協議する。</p> <p>1) 昇降路築造工事、各階出入口の穴開け工事、乗場関係機器取付後の出入口壁床仕上工事、ピット内防水工事及び排水設備工事のことをいう。</p> <p>2) 動力用照明用の電源引込み工事及び結線工事昇降路ピット内点検用コンセント設備工事、昇降路の煙感知器設置工事、遠隔監視メンテナンス用電話配管・配線工事のことをいう。</p>	項目	工事区分	建 築	電 気	給 水	排 ガ	外 構	汚 水 処 理 場	機械用基礎	※						※	排水水栓	※		※		※		※	堅括（横引き管共）	※						※	フロアードレン・ルーフドレン	※						※	照明器具穴明及び補強	※							化粧キヤビネット			※					クーラー用スリープ	※							居室・浴室・換気レジスター	※							杭頭処理及び補強	※							設備スリープ箱入	※	※	※	※	※			設備スリープ構造体補強	※						※	設備スリープ防水処理	※			※			※	水槽（高架・受水）架台	※		※				※	設備関取合せ部内装穴開	※	※	※	※			※	機械室床の穴開け及び穴埋め工事	※							液面電極フロートスイッチ			※					同上用リレー及び盤	※							水道用集中検診配管配線			※					同上結線及び調整			※					エレベーター関連工事（建築）*1	※							エレベーター関連工事（建築）*2	※						
項目	工事区分	建 築	電 気	給 水	排 ガ	外 構	汚 水 処 理 場																																																																																																																																																																										
機械用基礎	※						※																																																																																																																																																																										
排水水栓	※		※		※		※																																																																																																																																																																										
堅括（横引き管共）	※						※																																																																																																																																																																										
フロアードレン・ルーフドレン	※						※																																																																																																																																																																										
照明器具穴明及び補強	※																																																																																																																																																																																
化粧キヤビネット			※																																																																																																																																																																														
クーラー用スリープ	※																																																																																																																																																																																
居室・浴室・換気レジスター	※																																																																																																																																																																																
杭頭処理及び補強	※																																																																																																																																																																																
設備スリープ箱入	※	※	※	※	※																																																																																																																																																																												
設備スリープ構造体補強	※						※																																																																																																																																																																										
設備スリープ防水処理	※			※			※																																																																																																																																																																										
水槽（高架・受水）架台	※		※				※																																																																																																																																																																										
設備関取合せ部内装穴開	※	※	※	※			※																																																																																																																																																																										
機械室床の穴開け及び穴埋め工事	※																																																																																																																																																																																
液面電極フロートスイッチ			※																																																																																																																																																																														
同上用リレー及び盤	※																																																																																																																																																																																
水道用集中検診配管配線			※																																																																																																																																																																														
同上結線及び調整			※																																																																																																																																																																														
エレベーター関連工事（建築）*1	※																																																																																																																																																																																
エレベーター関連工事（建築）*2	※																																																																																																																																																																																
1.1.8 疑義に対する協議等	<p>* 設計図書に関する疑義は、原則として、入札執行前に質問書の提出によって確かめる。</p> <p>* 設計図書について監督職員と協議を行った結果、設計図書の訂正又は変更を行う場合の措置は、契約書の規定によるほか「愛知県建設局・都市・交通局・建築局設計変更事務取扱要領」（令和3年4月1日改正）及び「愛知県建築局設計変更ガイドライン」に定めるところによる。 (https://www.pref.aichi.jp/soshiki/kensetsu-kikaku/kenchiku-kijyun.html)</p>																																																																																																																																																																																
1.1.9 工事の一時中止に係る事項	<p>* 工事の一時中止の場合の措置は、「愛知県建築局設計変更ガイドライン」に定めるところによる。</p> <p>1) 契約書第21条の規定により工事の一時中止の通知を受けた場合は、「工事一時中止に伴う工事現場の維持管理等に関する基本計画書」（以下「基本計画書」という。）を提出し、発注者の承諾を得るものとする。なお、基本計画書には、中止時点における工事の出来高、職員の体制、労働者数、搬入材料及び建設機械器具等の確認に関する事項及び工事現場の維持・管理に関する基本的事項を明らかにする。</p> <p>2) 工事を一時中止する場合は、工事の続行に備え、工事現場を保全すること。</p>																																																																																																																																																																																
<工事関係図書>																																																																																																																																																																																	
1.2.1 実施工程表	* 概成工期：・有（ 年 月 日）※無																																																																																																																																																																																
1.2.2 施工計画書	* つり足場を使用するすべての工事において、つり足場の組立・解体作業中の墜落・転落による労働災害防止の方法等の記入及び愛知労働局労働安全課長事務連絡（平成22年7月6日）の注意事項をふまえた施工計画書を作成し、監督職員に提出する。（平成22年7月23日付22建企第332号建設企画課長通知）																																																																																																																																																																																
1.2.4 工事の記録	<p>A. 本工事は電子納品の対象工事とする。</p> <p>B. 対象となる成果品の作成については、「愛知県電子納品運用ガイドライン」及び「愛知県デジタル写真管理情報基準（案）」(https://www.pref.aichi.jp/site/cals/densinohin.html)を参照)に基づく。ただし、電子納品チェックリストについては、他の書類に同様の内容を記載した場合、省略できるものとする。</p> <p>C. 成果品の提出部数については、電子媒体（CD-R又はDVD-R）2部とする。</p> <p>D. 受注者は、電子納品に必要なハード及びソフト環境の整備を行なう。また、受注者は、検査時（中間検査、完了検査）に写真情報等の閲覧機器を準備する。</p> <p>E. 仕様書に基づき監督職員に報告等を行う書面で電子データによるものについては、以下を基本とするが、監督職員の指示がある場合はその指示による。</p> <p>1) 電子媒体（CD-RまたはDVD-R）で完了検査時に1部提出する。</p>																																																																																																																																																																																

項目	特記事項								
<b>【建築工事】</b>									
<工事現場管理>									
1.3.1 施工管理	<p>2) 「あいち電子納品運用ガイドライン」に準拠することとして、格納フォルダは「愛知県建築局発注工事における情報共有システム運用の手引き（案）」における表6を参考とする。</p> <p>F. その他、電子納品に関する詳細な取扱いについては、発注者・受注者協議の上、決定する。</p> <p>G. 工事写真の撮影時期、内容、枚数等は下記のとおりとする。</p> <p>1) 着工前：工事に先立ち、敷地、隣地及び周辺道路、建築物、工作物等の現況を撮影する。</p> <p>2) 工事中：①黒板（白板）に所定事項を明記し、工事の進捗状況を撮影、記録すると共に、特に施工後隠ぺい又は埋設される部分は、被写体に幅広テープを添えて撮影する。</p> <p>記載事項：件名（工事名）、名称（工種）、位置、工程、備考、撮影年月日</p> <p>②監督職員の指示により、適宜提出する。</p> <p>※ デジタルカメラの撮影像素の有効画素数は100万画素程度から300万画素程度を標準とする。</p> <p>※ デジタル工事写真的小黒板情報電子化を行う場合は、工事契約後、監督職員の承諾を得た上で「デジタル工事写真の小黒板情報電子化について」(https://www.pref.aichi.jp/soshiki/kensetsu-kikaku/kenchiku-kijyun.html)を参照)により行なうことができる。</p> <p>3) 竣工時：外部、内部ともカラーで撮影し、箇所、枚数は監督職員指示による。</p>								
1.3.3 電気保安技術者	* 主任技術者、監理技術者、特例監理技術者及び特例監理技術者の職務を補佐する者（以下、「監理技術者補佐」という。）の設置及びその他制度の運用については、「監理技術者制度運用マニュアル」（令和4年12月23日改正）によるものとする。								
1.3.5 施工条件	<p>* 電気保安技術者：・配置する ※配置しない</p> <p>* 施工日・施工時間 制限：・無 ※有（ ）</p> <p>* 施工に必要な実日数以外に見込んでいる事項： 　　準備期間・30日 ※（ ）休日（年末年始休暇及び夏期休暇）・9日 ※（ ） 　　その他作業不能日・（ ）※（ ）※示図による</p> <p>* 部位別の施工順序：・無 * 有（ ）</p> <p>* 工事車両の駐車場所 駐車制限：※有（ ）・無</p> <p>* 資機材置場所 置場制限：※有（ ）・無</p> <p>* その他：（ ）</p> <p>* 週休2日制工事実施対象工事 ※発注者指定 ・受注者希望 ・その他 建築工事における週休2日制工事実施要領 (https://www.pref.aichi.jp/soshiki/kensetsu-kikaku/kenchiku-syukuhutuka.html)</p>								
1.3.10 施工中の環境保全等	* 「土壤汚染対策法」、「県民の生活環境の保全等に関する条例」、「市民の健康と安全を確保する環境の保全に関する条例」による措置 ・無 * 有（詳細は図面による）								
1.3.11 発生材の処理等	<p>* 大気汚染防止法に基づき、適正に対応すること。</p> <p>* 発注者に引渡しを要するもの：P C Bを使用している機器材料 特別管理産業廃棄物：・有（処理方法： ）※無 現場において再利用を図るもの： * 引渡しを要するものは、監督職員の指示する場所に整理し、リスト表を作成し、監督職員に引渡す。 * 引渡しを要しないものは、すべて場外に搬出し、関係法規に従い適正に処理する。</p> <p>* P C Bを使用している機器材料は、適切な容器に収めた上で引渡しを要する。撤去した機器のメーカー名・型番・製造年月日を記載したリストを作成して発注者へ提出する。</p> <p>* 次の物品はP C Bの混入が疑われるため、専門の分析機関に依頼し、その有無を確認する。 昭和47年以前の建築物：ポリサulfアイト（チオコール）系コーキング 平成元年以前の製造機器：蛍光灯安定器、コンデンサ、リクトル、コンデンサ用放電コイル、変圧器、（絶縁油中の濃度0.5mg/kg以下のものは対象外） 上記以外においても、P C B混入の恐れがある場合は、監督職員と協議の上、確認すること。</p>								
建設副産物	<p>1. 解体材、発生材等の処理については、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」、「資源の有効な利用の促進に関する法律」及び「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」、その他、関係法令の規定を遵守し、「愛知県建設副産物リサイクルガイドライン」（以下「リサイクルガイドライン」という。）(https://www.pref.aichi.jp/soshiki/kensetsu-kikaku/recycle-guideline.html)を参照。）に基づき適正に行なう。</p> <p>2. 事前に建設副産物情報交換システム（以下「COBRIS」と言う。）に登録及び必要事項を入力し、COBRISにより出力される、「リサイクルガイドライン」に定める計画書（①、②）を監督職員に提出する。</p> <p>① 再生資源利用計画書（実施書）（様式1） ② 再生資源利用促進計画書（実施書）（様式2） 工事完了時に「リサイクルガイドライン」に定める実施書（①、②）の内容をCOBRISに登録及び工事登録証明書を作成し、監督職員に提出する。</p> <p>3. 建設リサイクル法第9条第1項の対象建設工事に該当する工事は、再資源化等が完了したとき、同法第18条第1項に基づく報告として、監督職員に「再資源化等報告書」を提出すること。</p> <p>4. 産業廃棄物管理表（以下「マニフェスト」という。）集計表を作成し、監督職員に提出する。マニフェスト集計表は任意様式とし、交付した全てのマニフェストについて、交付年月日、交付番号、車両ナンバー、廃棄物の内訳（t又はm3）、マニフェストの照合、確認日（電子マニフェストの場合は、引渡し年月日、マニフェスト番号（連絡番号）、車両ナンバー、廃棄物の内訳、運搬・処分・最終処分の終了日）が記載され、受注者の記名があるものとする。また、紙マニフェストの場合は伝票を整理して保管し、必要に応じて検査員等に提示する。</p> <p>5. 本工事で発生する産業廃棄物のうち、愛知県内の最終処分場に搬入する産業廃棄物については、愛知県産業廃棄物税が課税されるので適正に取り扱うこと。</p> <p>* 工事に伴い発生する建設廃棄物のうち、次のものは適正に再資源化施設へ搬出する。 ※コンクリート塊 ※アスファルトコンクリート塊 ※建設発生木材 ・その他（ ）</p> <p>* 以下の資料は次のHPから入手することができます。 ・愛知県建設副産物リサイクルガイドライン実施要綱 https://www.pref.aichi.jp/soshiki/kensetsu-kikaku/recycle-guideline.html、愛知県あいくる材率先利用方針、あいくる材認定資材一覧 https://www.pref.aichi.jp/site/aicle/、COBRIS https://www.recycle.jacic.or.jp 再資源化等報告書 https://www.pref.aichi.jp/soshiki/kensetsu-kikaku/recycle-jacic.html [建築工事事務の手引・関連様式]</p>								
撤去時等のフロン等の取扱	* 「フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律」に基づいて行なうこと。								
<table border="1"> <tr> <td>設計事務所名</td> <td>工事名称</td> <td rowspan="2">図面番号</td> </tr> <tr> <td>建築士登録番号</td> <td>建築士氏名</td> </tr> <tr> <td>検図</td> <td>製図</td> <td>設計 〇年〇月</td> </tr> </table>		設計事務所名	工事名称	図面番号	建築士登録番号	建築士氏名	検図	製図	設計 〇年〇月
設計事務所名	工事名称	図面番号							
建築士登録番号	建築士氏名								
検図	製図	設計 〇年〇月							

項目	特記事項																																
分類別 <材料> 1.4.1 環境への配慮	<ul style="list-style-type: none"> <li>* 愛知県建設副産物リサイクルガイドライン実施要綱 別表3に従い、分別収集を行う。</li> <li>* 非飛散アスベスト建材の処分方法：・指定しない ※指定する（処分方法：）</li> <li>* 「愛知県環境物品等調達方針」(<a href="https://www.pref.aichi.jp/soshiki/kankyokatsudo/0000009402.html">https://www.pref.aichi.jp/soshiki/kankyokatsudo/0000009402.html</a>を参照)</li> <li>* 別記2(2.5)に掲げられた一般資材、建設機械等の選定に当たっては、事業ごとの特性、必要とされる強度や耐久性、機能の確保、コスト等に留意しつつ、品目ごとの判断の基準を満足するものを使用するものとする。</li> </ul>																																
材料の品質等 1.4.2	<ul style="list-style-type: none"> <li>* 本工事に使用する資材等は、品質が規格値を満足し、かつ価格が適正である場合には、県内産の優先使用に努めるものとする。</li> <li>* 本工事において愛知県内で算出された木材（愛知県内で算出された木材を使用した製材加工品を含む。以下、「県産材」という。）を使用する場合は、以下による。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・県産材を使用する部位は、設計図書で定められた部位のほか、次のとおりとする。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・内装下地材（内装プレハブ工法）</li> <li>・</li> <li>・</li> </ul> </li> <li>・使用する県産材は、愛知県産材認証機構に登録された認定事業者（以下、単に「認定事業者」という）が「あいち認証材」として証明し、出荷したものとする。</li> <li>・受注者は、工事現場に搬入した県産材が「あいち認証材」であることを確認を、出荷事業者が交付する、認定事業者登録番号等（図-1）が明記された出荷伝票等により行う。</li> <li>・受注者は、出荷伝票に記載された出荷事業者が認定事業者であることの確認を、愛知県産材認証機構が運営管理するWebページ（<a href="http://www.aichi-wood.com/index.html">http://www.aichi-wood.com/index.html</a>）にて公表される認定事業者一覧により行う。</li> </ul> </li> </ul> <p>図-1</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content;"> <p>この木材は、<b>あいち認証材</b>です。 愛知県産材認証機構認定事業者登録番号 No. ○-○○○</p> </div>																																
再生資源の利用	<ul style="list-style-type: none"> <li>* 本工事において使用する材料のホルムアルデヒド放散量等の適用に関する区分は、「F☆☆☆☆」、「接着剤不使用」、「ホルムアルデヒドを放散しない塗料等使用」、「非ホルムアルデヒド系接着剤使用」、「非ホルムアルデヒド系接着剤及びホルムアルデヒドを放散しない塗料等使用」又は「非ホルムアルデヒド系接着剤及びホルムアルデヒドを放散しない新材料使用」のいずれかとする。</li> <li>* リサイクル資材の率先利用を図るため、「愛知県あいくる材率先利用方針」(<a href="https://www.pref.aichi.jp/uploaded/attachment/242345.pdf">https://www.pref.aichi.jp/uploaded/attachment/242345.pdf</a>を参照)を遵守し、あいくる材として認定されている資材の利用に努める。</li> <li>* 「愛知県あいくる材率先利用方針」第3のAAグループ及びAグループの認定資材を優先的に使用する。</li> <li>* あいくる材の指定があるものについて、それ以外のものを使用する場合は、監督職員の承諾を要する。</li> <li>* 本工事完了時に、あいくる材の使用実績を「リサイクルガイドライン」に定める次の様式に記入し、電子データを監督職員に提出する。</li> <li>1) あいくる材使用状況報告書（様式8） 2) あいくる材使用実績集約表（様式9）</li> <li>* あいくる材認定資材一覧、愛知県あいくる材率先利用方針、その他提出書類の様式等の資料は次のHPから入手することができます。<a href="https://www.pref.aichi.jp/site/aicle/">https://www.pref.aichi.jp/site/aicle/</a></li> </ul>																																
<施工> 1.5.2 技能士	<ul style="list-style-type: none"> <li>* 技能士：※延べ面積5,000m<sup>2</sup>以上の工事に適用する</li> <li>* 適用する技能検定の職種及び作業の種別は次のとおりとする。</li> </ul> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <th>適用職種</th> <th>工事種別</th> <th>工事の細分</th> <th>資格（技能検定における選択作業）</th> </tr> <tr> <td>※</td> <td>鉄筋工事</td> <td>加工及び組み立て</td> <td>1級鉄筋技能士</td> </tr> <tr> <td>※</td> <td>コンクリート工事</td> <td>型枠</td> <td>1級型枠施工技能士</td> </tr> <tr> <td>※</td> <td></td> <td>床コンクリートこて仕上げ</td> <td>1級左官技能士</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>アスファルト防水</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>シート防水</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>防水工事</td> <td>塗膜防水</td> <td>1級防水施工技能士</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>シーリング</td> <td></td> </tr> </table>	適用職種	工事種別	工事の細分	資格（技能検定における選択作業）	※	鉄筋工事	加工及び組み立て	1級鉄筋技能士	※	コンクリート工事	型枠	1級型枠施工技能士	※		床コンクリートこて仕上げ	1級左官技能士			アスファルト防水				シート防水			防水工事	塗膜防水	1級防水施工技能士			シーリング	
適用職種	工事種別	工事の細分	資格（技能検定における選択作業）																														
※	鉄筋工事	加工及び組み立て	1級鉄筋技能士																														
※	コンクリート工事	型枠	1級型枠施工技能士																														
※		床コンクリートこて仕上げ	1級左官技能士																														
		アスファルト防水																															
		シート防水																															
	防水工事	塗膜防水	1級防水施工技能士																														
		シーリング																															
1.5.5 施工の検査等	<ul style="list-style-type: none"> <li>* その他必要と認められる技能検定の職種及び作業の種別 :</li> <li>* 見本施工：※実施しない ・実施する（ ）</li> </ul>																																
1.5.9 化学物質の濃度測定	<ul style="list-style-type: none"> <li>* 濃度測定：※実施する ・実施しない</li> <li>* 実施に当たっては、「平成15年6月6日付事務連絡 公営住宅における化学物質の室内濃度測定方法等について」により、その測定値が厚生労働省が定める指基値以下であることを確認する。</li> <li>* 測定時期：（ ）</li> <li>* 測定対象の化学物質 : ホルムアルデヒト、トルエン、キシレン、エチルベンゼン、スチレン</li> <li>* 測定方法 : アクティブ法により採取し、HPLC法、GC法により測定</li> <li>* 測定対象室及び測定箇所数 : 建設戸数の10%以上で各住戸2室以上とする。</li> </ul>																																
<完成図等>																																	
1.7.1 完成時の提出図書	<ul style="list-style-type: none"> <li>* 提出図書：※完成図 ※保全に関する資料 ※設計図（変更設計図を含む） ・（ ）</li> </ul>																																
1.7.2 完成図等	<ul style="list-style-type: none"> <li>A. 完成図の種類は次のとおりとし、工事完了前に、A1判で作成し、監督職員に提出する。 <ul style="list-style-type: none"> <li>1) 配置図 2) 平面図・求積図 3) その他（ ）</li> </ul> </li> <li>B. 次の図面を監督職員の指示によりA3版2つ折り製本（合本作成）及び第二原図（PPC用ポリエステルサンド紙、同等品）A3版を作成し、監督職員に提出する。 <ul style="list-style-type: none"> <li>1) 設計図（変更設計図を含む） 2) 完成図</li> </ul> </li> <li>C. 完成図のCADデータ</li> </ul>																																
1.7.3 保全に関する資料 <その他>	<ul style="list-style-type: none"> <li>* 提出する（・愛知県電子納品運用ガイドラインに基づく ※監督職員との協議による） ・提出しない</li> <li>* 保全に関する資料 提出部数：※発注者用2部+入居者用（ ）部 ・（ ）部</li> <li>* 次の書類を監督職員に提出する。 <ul style="list-style-type: none"> <li>1) 使用資材（機材）一覧 2) 建築工事事務の手引き等によるもの</li> </ul> </li> <li>* 保険の期間は、工事の目的物の引渡し日までとする。（特に定めのない限り契約上の完成期日経過後14日間とする。）保険の種類は、建築工事事務の手引き参考2「愛知県建築工事に係る火災保険等の加入方法」により、保険金受取人（被保険者）は受注者とする。</li> <li>* 本工事において、受注者は法定外の労災保険に付きなければならない。</li> <li>* 工事現場には次の図書を常備する。 公共住宅建設工事共通様書〔令和元年度版〕（「機材の品質・性能基準」を含む。）</li> <li>* 本工事に関わる自社及び下請負会社の中にこの制度を使用する者がある場合は、同制度に加入し、掛金収納書を提出しなければならない。制度を使用しない又は証紙を購入しない場合は、理由書等を提出する。</li> <li>* 工事完成後、速やかに掛金充当実績総括表を作成し、検査員に提示しなければならない。</li> </ul>																																

項目	特記事項												
工事中の安全管理	<ul style="list-style-type: none"> <li>* 南海トラフ沿いの大規模な地震発生の可能性が平常時と比べて相対的に高まった旨の「南海トラフ地震臨時情報」が発表された場合、受注者は、継続的に地震震度連携情報の収集に努め、工事中の建築物等及び仮設物に対する必要な安全対策措置が実施されているかの確認、及び作業員や必要に応じ第三者に対する安全の再確認を行うなど、有事に際しての備えを行うこと。</li> <li>* 本工事が、公共事業労務費調査、共通費実態調査等の対象工事となった場合は、必要な協力をすること。</li> </ul>												
各種調査への協力	<ul style="list-style-type: none"> <li>* 本工事が低札価格調査制度の調査対象工事となった場合は、工事完了時に県が行なう工事コスト調査に協力しなければならない。なお、コスト調査における作業内容等については別途、監督職員の指示による。また、本工事の一部を下請けする場合は、下請負者についても工事コスト調査等の協力を得ること。</li> </ul>												
工事コスト調査の協力	<ul style="list-style-type: none"> <li>* 施設管理開始までの電気、水道、ガス等の料金（基本料金を含む）は、協議の上、各工事受注者が負担する。</li> </ul>												
光熱水費 特定住宅瑕疵担保責任	<ul style="list-style-type: none"> <li>* 「特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保に関する法律」に基づく、保険への加入又は保証金の供託：</li> <li>* 要する（・要しない）</li> <li>* 愛知県公共工事請負契約法第3条第1項に規定する請負代金内訳書（以下「内訳書」という。）は、種目別内訳、科目別内訳まで作成し、工事請負契約締結後14日以内に監督職員に提出すること。なお、内訳書には、健康保険、厚生年金保険及び雇用保険の法定福利費を明示すること。</li> </ul>												
工程表・請負代金内訳書	<ul style="list-style-type: none"> <li>* 愛知県公共工事請負契約法第3条第1項に規定する工程表は、発注者から請求があった場合に提出すること。</li> <li>* 「建設工事に伴う騒音振動対策技術指針（建設大臣官房技術審議官通達）」及び関連法規の規定を厳守し施工する。また、騒音規制法、振動規制法の規制の対象となる作業（特定建設作業）及び下記に指定した建設機械については、「低騒音型、低振動型建設機械の指定に関する規程」（建設大臣告示）により指定された建設機械を使用する。</li> </ul>												
騒音・振動対策	<ul style="list-style-type: none"> <li>* 作業名： 建設機械名： 作業名： 建設機械名：</li> <li>* 排出ガス対策型建設機械の適用：※有り ・なし (対象機種：バックホー、車輪式トラクターショベル、ブルドーザー、発動発電機、空気圧縮機、油圧ユニット、ローラー類、ホイルクレーン（いずれもディーゼルエンジン出力7.5~260kW）) (対象規制値：排出ガス対策型建設機械指定要領（国土交通省総合政策局）の別表1（1次基準値）)</li> </ul>												
排出ガス対策型建設機械	<ul style="list-style-type: none"> <li>* 貨物自動車等の車種規制 貨物自動車等の車種規制等の車種規制非適合車の使用抑制等に関する要綱 (<a href="https://www.pref.aichi.jp/kankyo/ondanka/car/yoko/index.html">https://www.pref.aichi.jp/kankyo/ondanka/car/yoko/index.html</a>)</li> <li>* 工事場所が「自動車NOx・PM法」の規制対象地域においては、「貨物自動車等の車種規制非適合車の使用抑制等に関する要綱」（愛知県）に基づき、対象地域外からの流入車も含め、車種規制非適合車の使用抑制に努めるものとする。</li> <li>* 受注者は、軽油を燃料とする特定特殊自動車の使用にあたって、燃料を購入して使用するときは、当該特定特殊自動車の製作等に関する事業者または団体が推奨する軽油（ガソリンスタンド等で販売されている軽油をいう）を選択しなければならない。また、監督職員から特定特殊自動車に使用的燃料の購入伝票を求められた場合、提示しなければならない。なお、軽油を燃料とする特定特殊自動車の使用にあたっては、下請負者等に遵守法規等を遵守させるものとする。</li> <li>* 下請契約を締結する場合においては、下請金額に問わらず施工体系図を作成し、工事現場の工事関係者及び公衆が見やすい場所（仮囲いなど）に掲示する。</li> <li>* 受注者は、下請負に付する場合には、次の各号に掲げる要件をすべて満たさなければならない。 1) 受注者が、工事の施工につき総合的に企画、指導及び調整するものであること。 2) 下請負者は、当該下請負工事の施工能力を有すること。 3) 下請負者は、建設業法に基づく営業停止の期間中でないこと。 4) 下請負者が愛知県の競争入札参加資格者である場合には、愛知県建設工事等指名停止取扱要領に基づく指名停止期間中でないこと。 5) 下請負者は、「愛知県が行う調達契約からの暴力団排除に関する事務取扱要領」に掲げる排除措置の措置要件に該当しない者であること。</li> </ul>												
特定特殊自動車の燃料	<ul style="list-style-type: none"> <li>* 施工体系図の掲示</li> <li>* 施工体系図の掲示 工事の下請負</li> </ul>												
施工体制	<ul style="list-style-type: none"> <li>* 施工体制については、「施工体制の適正化に向けての現場点検の手引き（案）」によること。</li> <li>* 建設業法第24条の8第1項の規定により作成した施工体制台帳（同項の規定により記載すべきものとされた事項に変更が生じたことに伴い新たに作成されたものと含む。）の写しを監督職員に提出すること。</li> <li>* 現場代理人（現場責任者）においては、受注者との直接的な雇用関係、主任技術者（監理技術者）、専門技術者においては、受注者の直接的かつ恒常的な雇用関係があること。</li> <li>* 契約款第11条に規定する現場代理人、主任技術者（監理技術者）の通知は、所定の様式（現場代理人等通知書）により、監督員を通じて発注者に提出しなければならない。また建設業法に基づく監理技術者補佐、専門技術者を定めたときも同様とする。</li> <li>* 受注者は、主任技術者について建設業法施行令第27条第2項の規定に基づき他の工事と兼務させることにより他の工事と兼務させることにあつては、所定の様式により兼務届を作成の上、新たに契約した工事については工事請負契約締結後5日以内に、現に施行中の工事については原則兼務期間の始期より前に、監督職員を通じて発注者に提出すること。</li> <li>* 監理技術者の兼任要件等については、「建設業第26条第3項ただし書の規定の適用を受ける監理技術者の配置要件について」とのとおりとする。 (<a href="https://www.pref.aichi.jp/soshiki/kensetsu-kikaku/tokureikanrigijutusha.html">https://www.pref.aichi.jp/soshiki/kensetsu-kikaku/tokureikanrigijutusha.html</a>を参照)</li> <li>* 工事施工中に事故が発生した場合には、直ちに監督職員に通報するとともに、事故発生報告書を監督職員に速やかに提出すること。</li> <li>* 薬液注入工法により地盤の改良を行う場合は、「薬液注入工法による建設工事の施工に関する暫定指針」（建設省事務次官通達）による。</li> <li>* 既存の壁等に対して作業（仕上塗材の除去・補修、コア抜きやアンカーボルト打設作業など仕上塗材の破断を伴う全ての作業）をする場合は、既存壁等の石綿含有仕上塗材使用の有無を確認し、石綿が含有されている場合は、徐去工法、作業方法等について関係法令所管部局及び監督職員と協議の上、適切な石綿飛散防止措置を講じること。</li> </ul>												
現場代理人等	<ul style="list-style-type: none"> <li>* 事故報告</li> <li>* 薬液注入工法</li> <li>* 石綿含有仕上塗材の除去・補修、既存壁等への作業</li> <li>* 契約後VE</li> </ul>												
事故報告	<ul style="list-style-type: none"> <li>* 本工事は、契約款第20条第2項に基づく提案を受け付ける契約方式（以下「契約後VE」という。）の（※ 対象工事（契約金額が250万円未満の場合を除く。）・対象外工事）とする。</li> <li>* 契約後VEを行なう場合には、「愛知県建設局契約後VE実施要領」の規定により行うものとする。「愛知県建設局契約後VE実施要領」は、建設企画課HP（下記URL参照）に掲載している。 <a href="https://www.pref.aichi.jp/soshiki/kensetsu-kikaku/keiyakugove.html">https://www.pref.aichi.jp/soshiki/kensetsu-kikaku/keiyakugove.html</a></li> <li>* VE提案の範囲 ※請負者がVE提案を行う範囲は、設計図書に定められている内容に関する変更により請負代金額の低減を</li> </ul>												
薬液注入工法	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%;">設計事務所名</td> <td style="width: 50%;">工事名称</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">図面番号</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">建築士登録番号</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">建築士氏名</td> </tr> <tr> <td style="width: 25%;">検図</td> <td style="width: 25%;">製図</td> <td style="width: 25%;">設計 〇年〇月</td> <td style="width: 25%;">愛知県建築局公共建築部公営住宅課</td> </tr> </table>	設計事務所名	工事名称	図面番号		建築士登録番号		建築士氏名		検図	製図	設計 〇年〇月	愛知県建築局公共建築部公営住宅課
設計事務所名	工事名称												
図面番号													
建築士登録番号													
建築士氏名													
検図	製図	設計 〇年〇月	愛知県建築局公共建築部公営住宅課										
石綿含有仕上塗材の除去・補修、既存壁等への作業													
契約後VE													

項目	特記事項												
C C U S の活用	<p>伴うものとする。【工事全体をVE提案の対象とする場合】 ・請負者がVE提案を行う範囲は、設計図書に定められている内容のうち、工事材料及び施工方法等に関する変更により請負代金額の低減を伴うものとし、原則として工事目的物の変更を伴わないものとする。【工事目的物をVE提案の対象としない場合】 ・( ) [その他VE提案を求める範囲によって適宜記載する]</p> <p>* VE提案の実施にあたり、関係機関協議等第三者との調整等をする提案については、あらかじめ、請負者が主体となり当該第三者との事前調整等を行い、実施の見込みがある提案であること。</p> <p>* 建設キャリアアップシステムの活用に関して、工事成績評定において評価を希望する場合は、工事着手までに工事打合せ簿により申し出るとともに、工事完了時に活用状況を確認できる資料を監督員に提出すること。</p> <p>■2章 仮設工事■</p>												
<縄張り、遣方、足場等> 2.2.4 足場等	<p>* 定置する足場、桟橋、リフト等の設置：※建築工事・本工事・別契約工事 足場：(幅：・0.9 ※1.2 m) 手すり先行工法 * 工事で設置する足場については、「公共住宅建設工事共通仕様書(建築編)」の「2.2.4足場その他」の規定のほか、「手すり先行工法等に関するガイドライン」(厚生労働省平成21年4月)により、「働きやすい安心感のある足場に関する基準」に適合する手すり、中さん及び幅木の機能を有する足場とし、足場の組立て、解体又は変更の作業は「手すり先行工法による足場の組立て等に関する基準」の2の(2)手すり据置き方式又は2の(3)手すり先行専用足場方式により行うこと。 * 屋根面からの墜落事故防止対策として、必要に応じて、JIS A8971(屋根工事用足場及び施工方法)に基づき、建方作業台、渡り廊下、墜落防護さく等の足場及び設備機材を設置する。 * 高さが5m以上の箇所での作業を行う場合、労働安全衛生規則の各規定により使用する要求性能墜落制止用器具はフルハーネス型とし、「墜落制止用器具の規格」(平成31年1月25日厚生労働省告示第11号)によるものとする。 * 仮開い：※設置する・設置しない 仮開いの構造：※成型鋼板(H=3.0m)・波型カラー鉄板(H=1.8m) 仮開いの位置：図面による * 工事用道路、工事用水、排水及び特殊仮設：</p>												
<仮設物>	<p>A. 監督職員事務所等 * 監督職員事務所：※設ける・設けない * 規模：・10 ※20・35・65・100 m<sup>2</sup>程度 * 標準仕上げ 1) 床：合板張り又はビニル床シート張り 2) 壁、天井：合板又はセッコウボード張り、合成樹脂エマルジョンペイント塗り * 設備、備品等 監督職員の指示を受け、電灯、給排水その他の設備を設け、必要に応じて次の備品を置く。 1) 標準備品：机、いす、書棚、行事予定表、ゴム長靴、雨合羽、保護帽、懐中電灯、寒暖計、墜落制止用器具、衣類ロッカー、受注者加入の電話子機、冷暖房機器、消火器、湯沸器、掃除具 2) 選択備品：・パソコン・プリンター・FAX・複写機・インターネット設備 * 監督職員事務所の電気、水道、ガス及び電話の使用料並びに便所の清掃料などを受注者の負担とする。 B. 受注者事務所その他 * 建設に係る区域内に、受注者の仮設事務所、現場作業所及び仮設便所等を設置できる。設置する場所は、仮設建物の位置、規模及び設置期間について仮設計画図に記入の上、事前に監督職員の承諾を受ける。 * 工事PR看板：・設置しない・※設置する「PR看板設置要領(建築局発注工事)」による (PR看板設置要領(建築局発注工事) <a href="https://www.pref.aichi.jp/soshiki/kensetsu-kikaku/kenchiku-kijyun.html">https://www.pref.aichi.jp/soshiki/kensetsu-kikaku/kenchiku-kijyun.html</a> 参照) * 設置にあたっては「公営住宅建設工事に係るPR看板設置について」により、設置状況について報告書を監督職員に提出する。 * 建設現場標識：※設ける(他工事と共同設置を可とする)・設けない  《建設現場標識 共同設置の例》  <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding: 5px;">工事名</td> <td style="padding: 5px;">○○住宅建築工事(第〇工区)</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">○○住宅電気工事(第〇工区)</td> <td style="padding: 5px;">・・・・・</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">工 期</td> <td style="padding: 5px;">○年○月○日から ○年○月○日まで</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">発注者</td> <td style="padding: 5px;">愛知県建築局公共建築部公営住宅課</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">工事監理者</td> <td style="padding: 5px;">○○○○○</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">工事施工者</td> <td style="padding: 5px;">○○建設株式会社 ○○設備株式会社 ・・・・・</td> </tr> </table> </p>	工事名	○○住宅建築工事(第〇工区)	○○住宅電気工事(第〇工区)	・・・・・	工 期	○年○月○日から ○年○月○日まで	発注者	愛知県建築局公共建築部公営住宅課	工事監理者	○○○○○	工事施工者	○○建設株式会社 ○○設備株式会社 ・・・・・
工事名	○○住宅建築工事(第〇工区)												
○○住宅電気工事(第〇工区)	・・・・・												
工 期	○年○月○日から ○年○月○日まで												
発注者	愛知県建築局公共建築部公営住宅課												
工事監理者	○○○○○												
工事施工者	○○建設株式会社 ○○設備株式会社 ・・・・・												
<建設現場標識の設置>	<p>■建築編 3章 土工事■</p> <p>&lt;根切り及び埋め戻し等&gt; 3.2.3 埋戻し及び盛土 * 埋め戻し及び盛土：・A種 ※B種・C種・D種 [表3.2.1] * 建設発生土の利用指定：※無・有( )からの建設発生土を利用する</p> <p>3.2.5 建設発生土の処理 * 処分にあたっては「愛知県建設副産物リサイクルガイドライン実施要綱」に基づき、適正に処理する。 * 建設発生土の有無 ・有・無 * 建設発生土の処理 ・構内処理 ・構外搬出(関係法令等に従い適切に処理) (搬出先名称(所在地)： (片道運搬距離(km)： (片道運搬時間(時間)： (搬出条件(土質試験、その他建設発生土の発生抑制や適正処分に必要な情報)： 建設発生土を構外へ搬出する場合は、搬出先等の承諾を得たうえで、搬出先及び処分状況(高さ、勾配等)がわかる写真並びに運搬を証明する書類等を監督職員に提出する。</p> <p>&lt;山留め&gt; 3.3.3 山留めの撤去 * 山留めの存置：※無・有 ■建築編 4章 地業工事■</p> <p>&lt;試験及び報告書&gt; 4.2.2 試験杭 * 試験杭の位置、本数、寸法：※図面による・( )</p>												

項目	特記事項										
4.2.3 杭の載荷試験	<p>* 杭の載荷試験：・実施する(・水平載荷試験・鉛直載荷試験)※実施しない * 試験杭の位置、本数、載荷荷重等：※図面による・( ) * 試験の方法： * 報告書の記載事項：※4.2.5(1)(2)による・( )</p>										
4.2.4 地盤の載荷試験	<p>* 平板載荷試験：・実施する・実施しない * 試験位置：※図面による * 試験の方法：(公社)地盤工学会基準による * 報告書の記載事項：(公社)地盤工学会基準による</p>										
<既製コンクリート杭地業> 4.3.1 一般事項	<p>* 工法：・打込み工法・セメントミルク工法・特定埋込杭工法</p>										
4.3.3 材料	<p>* 既製コンクリート杭の種類：・P H C 杭・S C 杭・P R C 杭・( ) * 性能及び曲げ強度等による区分等：・A種・B種・C種 * 杭の寸法、緒手の箇所数、杭先端部の形状等：※図面による・( )</p>										
4.3.4 セメントミルク工法	<p>* 支持地盤の位置及び種類：※図面による・( ) * 本杭の掘削深さ、杭の支持層への根入れ深さ：※図面による・( ) * 水平方向の位置ずれの精度：※図面による・( ) * 根固め液及び杭周固定液の管理試験 試験の回数：※表4.3.1による・( ) 1回の試験の供試体の数：※3個・( ) 供試体の採取：※4.3.4(6)(c)による・( ) 供試体の作製：※4.3.4(6)(d)による・( ) 供試体の養生方法：※6.9.3(1)(f)による・( ) 強度試験：※JIS A 1108による・( ) 根固め液及び杭周固定液の圧縮強度の判定：※表4.3.3による・( )</p>										
4.3.5 特定埋込杭工法	<p>* 支持層の位置及び土質：※図面による・( ) * 杭の根入れ長さ：※図面による・( ) * 水平方向への位置ずれの精度：※図面による・( )</p>										
4.3.6 緒手	<p>* 杭の緒手工法：※無溶接工法(仕様等：日本建築センター評定取得工法)・アーク溶接緒手工法</p>										
4.3.8 杭頭の処理等	<p>* 杭頭処理の方法(切断する場合)：・外圧方式・ダイヤモンドカッタ方式</p>										
4.4.3 材料	<p>* 鋼杭の材料：※図面による・( )</p>										
4.4.4 工法	<p>* 支持層の位置及び土質：※図面による・( ) * 杭の根入れ長さ：※図面による・( ) * 水平方向への位置ずれの精度：※図面による・( )</p>										
4.4.5 緒手	<p>* 緒手の工法：・現場溶接・機械式・高力ボルト・図面による * 杭頭処理の方法(切断する場合)：・外圧方式・ダイヤモンドカッタ方式</p>										
4.4.6 杭頭の処理等 <場所打ちコンクリート杭地業> 4.5.1 一般事項	<p>* アースドリル工法・リバース工法・ホールケーシング工法・場所打ち鋼管コンクリート杭工法・拡底杭工法</p>										
4.5.4 材料その他	<p>* 鉄筋 带筋の加工及び組立：※図面による・( ) 鉄筋の最小かぶり厚さ：※100mm・( ) 鉄筋かごの補強：※4.5.4(1)(f)による・( ) 節ごとの緒手：・重ね緒手(緒手長さ・表5.3.2による・図面による)・図面による * コンクリートセメントの種類：※高炉セメントB種・図面による・( ) 設計基準強度：・N/mm<sup>2</sup>・図面による 種別：・A種・B種 スランプ：・18cm・図面による・( ) * 構造体強度補正値(S)：・3N/mm<sup>2</sup>・認定工法の条件による・( )</p>										
4.5.5 アースドリル工法、リバース工法及びホールケーシング工法	<p>* 支持層の位置及び土質：※図面による・( ) * 掘削の工法：・アースドリル工法・リバース工法・オールケーシング工法 ・性能評価機関の評価、認定を受けた工法(種別： * 使用材料及びコンクリートの打設方法等：各工法の標準仕様による * 杭の根入れ深さ：※図面による・( ) * 水平方向への位置ずれの精度：※図面による・( ) * 孔壁の超音波測定器による確認：※行う(全数の10%以上)・行わない</p>										
4.5.6 場所打ち鋼管コンクリート杭工法及び拡底杭工法	<p>* 支持層の位置及び土質：※図面による</p>										
4.6.2 材料	<p>* 砂利地盤に使用する砂利：・再生クラッシャラン・切込砂利・切込碎石・( ) * 砂地盤に使用する砂：・山砂・川砂・碎砂・( ) * 床下防湿層に使用する材料：※ポリエチレンフィルム・図面による・( )</p>										
4.6.3 砂利及び砂地盤	<p>* 厚さ：・60mm・( )mm・図面による</p>										
4.6.4 捨てコンクリート地業	<p>* 捨てコンクリート厚さ：・50mm・( )mm・図面による * 強度：・18N/mm<sup>2</sup>・( )N/mm<sup>2</sup>・スランプ：・15cm・18cm</p>										
4.6.5 床下防湿層	<p>* 防湿層：※適用する(範囲：図面による)・適用しない</p>										
	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%;">設計事務所名</td> <td style="width: 50%;">工事名称</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">建築士登録番号</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">建築士氏名</td> </tr> <tr> <td>検図</td> <td>製図</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">設計 ○年○月</td> </tr> </table>	設計事務所名	工事名称	建築士登録番号		建築士氏名		検図	製図	設計 ○年○月	
設計事務所名	工事名称										
建築士登録番号											
建築士氏名											
検図	製図										
設計 ○年○月											
	[表4.5.1]										

項目	特記事項
<材料>	<b>■建築編 5章 鉄筋工事■</b>
5.2.1 鉄筋	* 异形鉄筋棒鋼の種別：※SD295A (D16以下) ※SD345 (D19~D25) ※SD390 (D29以上)
5.2.2 溶接金網	* 鉄線の形状、寸法及び鉄線の径：※図面による・( )
<加工及び組立>	* 加工及び組立ては、公共住宅標準詳細設計図集及び(社)日本建築学会(JASS5)による。
5.3.2 加工	* 90°未満の折曲げ内径直径：
5.3.4 繼手及び定着	* 鉄筋継手：※重ね継手 (D16以下) ※ガス圧接継手 (D19以上) ・機械式継手又は溶接継手 * 鉄筋の定着方法：※折り曲げ定着方法 ※図面による・機械式定着・( ) * 加工及び組立ては、公共住宅標準詳細設計図集及び(社)日本建築学会(JASS5)による。
5.3.5 鉄筋のかぶり厚さ及び間隔	* 鉄筋及び溶接金網の最小かぶり厚さ：表5.3.6による・図面による・( )
5.3.7 各部配筋	* 各部の配筋：・図面による・( )
<ガス圧接>	
5.4.10 圧接完了後の圧接部の試験	* 外観試験の試験従事者は、当該ガス圧接工事に関連がない第三者機関に所属し、(公社)日本鉄筋継手協会が発行する鉄筋継手部検査技術者技量適合性証明書を有する者とし、監督職員の承諾を受ける。 * 抽取試験：※超音波探傷試験・引張試験
<機械式継手>	
5.5.2 機械式継手	* 適用箇所、性能、種類、鉄筋相互のあき：※図面による・( ) * 施工完了後の継手部の試験、不合格となった継手部への措置等： ※1.2.2[施工計画書]による品質管理で定める・( )
<溶接継手>	
5.6.3 工法	* 適用箇所、性能、種類、鉄筋相互のあき：※図面による・( ) * 溶接完了後の溶接部の試験、不合格となった溶接部への措置等： ※1.2.2[施工計画書]による品質管理で定める・( )
<共通事項>	
6.1.2 基本要求品質	受注者は、レディーミクストコンクリートを用いる場合の工場選定は以下による。 (1) J I Sマーク表示認証製品を製造している工場（工業標準化法の一部を改正する法律（平成16年6月9日公布）に基づき国に登録された民間の第三者機関（登録認証機関）により製品にJ I Sマーク表示する認証を受けた製品を製造している工場）で、かつ、コンクリートの製造、施工、試験、検査及び管理などの技術的業務を実施する能力のある技術者（コンクリート主任技士等）が常駐しており、配合設計及び品質管理等を適切に実施できる、全国品質管理監査会議の策定した統一監査基準に基づく監査に合格した工場（以下「 <b>△マーク</b> を取得した工場」という。）から選定し、JIS A 5308（レディーミクストコンクリート）に適合するものを用いなければならない。 (2) J I Sマーク表示認証製品を製造し、 <b>△マーク</b> を取得した工場が工事現場近くに見当たらない場合は、使用者の工場について、設計図書に指定したコンクリートの品質が得られることを確かめたうえ、その資料により監督職員の確認を得なければならない。なお、コンクリートの製造、施工、試験、検査及び管理などの技術的業務を実施する能力のある技術者（コンクリート主任技士等）が常駐しており、配合設計及び品質管理等を適切に実施できる工場から選定しなければならない。
<コンクリートの種類及び品質>	
6.2.1 コンクリートの種類	* コンクリートの種別：※I類・II類 * 適用箇所及び施工時期： 寒中コンクリート 適用箇所：※図面による・( ) 施工時期：※監督職員と協議・( ) 暑中コンクリート 適用箇所：※図面による・( ) 施工時期：※監督職員と協議・( ) マスコンクリート 適用箇所：※図面による・( ) 施工時期：・( ) 無筋コンクリート 適用箇所：※図面による・( ) 施工時期：※監督職員と協議・( ) 流動化コンクリート 適用箇所：※図面による・( ) 施工時期：※監督職員と協議・( ) * 気乾単位容積質量による種類：※普通コンクリート・軽量コンクリート * 国土交通大臣認定コンクリート（建築基準法第37条第2号）：
6.2.2 コンクリートの強度	* 設計基準強度(Fc)：・普通コンクリート( ) N/mm2 ・軽量コンクリート( ) N/mm2 ・図面による
6.2.4 リーコリティー及びスランプ	* コンクリートの荷卸し地点によるスランプ：※表6.2.2による・( )
6.2.5 構造体コンクリートの仕上がり	* 合板せき板を用いるコンクリートの打放し仕上げの種別：・A種・B種・C種 * コンクリートの仕上がりの平たんさの種別：・a種・b種・c種
<コンクリートの材料及び調合>	
6.3.1 コンクリートの材料	* セメントの種類：※普通ポルトランドセメント・※高炉セメント(B種) ・高炉セメントA種・シリカセメントA種・フライアッシュセメントA種・エコセメント * 適用箇所 高炉セメントB種：（外構、小規模構造物） フライアッシュセメントB種： * 骨材の使用 フェロニッケルスラグ細骨材：・使用する・※使用しない 銅スラグ細骨材：・使用する・※使用しない 電気炉酸化スラグ骨材：・使用する・※使用しない 再生骨材H：・使用する・※使用しない * 碎石、碎砂、細骨材、骨材のアルカリシリカ反応性による区分：※A・B * 混和剤 種類：・AE剤・※AE減水剤・※高性能AE減水剤・( )・使用しない * 混和材 種類：・フライアッシュ(I種)・フライアッシュ(II種)・フライアッシュ(IV種)・高炉スラグ微粉末・シリカフォーム・膨張剤
6.3.2 コンクリートの調合	* 構造体強度補正値(S)：・図面による※表6.3.2による
<コンクリートの品質管理>	* 6.3.2(1)～(3)以外の混和材料：使用方法( ) 使用量( )
6.5.4 塩化物量及びアルカリ総量	* アルカリ総量：3.0kg/m <sup>3</sup> 以下とする。
<コンクリートの工事現場内運搬並びに打込み及び締固め>	
6.6.4 打継ぎ	* 打継ぎの位置 梁及びスラブ：・図面による・※そのスパンの中央又は端から1/4の付近・( ) 柱及び壁：・図面による・※スラブ、壁梁又は基礎の上端・( ) * 目地寸法：※図面による・( )
<養生>	
6.7.2 濡潤養生	* 普通エコセメント使用時の濡潤養生の期間：( ) 日以上
6.8.1 型枠一般	* 外部に面するコンクリート打放し仕上げ（仕上塗材、塗装等の仕上げを行う場合を含む）の打増し厚さ： ※配筋基準図による・( )

項目	特記事項		
6.8.2 材料	* ひび割れ誘発目地：位置( ) 形状( ) 寸法( ) mm * せき板の材料 コンクリート打放し仕上げの場合：※表6.2.4の表面仕上り程度に見合ったもの ・コンクリート打放し仕上げ以外の場合：※コンクリートの品質を確保できるもの ・図示による * せき板 合板の場合 種別：・6.8.2(2)(7)によるもの※6.8.2(2)(1)によるもの ・合板の厚さ：※12mm・( ) mm * 断熱材を兼用した型枠材：・使用する（使用箇所：( )）・使用しない * MCR工法用シート：・使用する（使用箇所：( )）※使用しない * 配管用等スリープの材種及び規格等：※6.8.2(9)(1)(a)～(d)によるもの・( )		
6.8.4 型枠の存置期間及び取外し	* 普通エコセメント使用時の型枠の最小存置期間：		
6.10.1 一般事項	* 軽量コンクリートの適用箇所：※図面による		
6.10.2 種類及び品質	* 軽量コンクリートの種類：・1種・2種 気乾単位容積質量：[表6.10.1] * スランプ：※21cm・図面による・( )		
6.11.1 一般事項	* 適用期間：※J A S S 5による「打込日を含む旬の平均気温が4°C以下の期間」・( )		
6.11.2 材料及び調合	* 構造体強度補正値(S)：※6.11.2(3)(7)による・積算温度を元に定める( )		
6.12.2 材料及び調合	* 構造体強度補正値(S)：※6N/mm <sup>2</sup> ・( )		
6.13.1 一般事項	* 適用箇所：		
6.13.2 材料及び調合	* セメントの種類：・中庸熱ボルトランドセメント・低熱ボルトランドセメント・高炉セメントB種 ・フライアッシュセメントB種・普通ボルトランドセメント・シリカセメント * 混和剤の種類：※AE減水剤・※高性能AE減水剤・( ) * 混和材の種類：・フライアッシュII種(JIS A 6201)・高炉スラグ微粉末3000(JIS A 6206) ・高炉スラグ微粉末4000(JIS A 6206) * スランプ：※15cm以下・( ) * 構造体強度補正値(S)：※表6.13.1による・図面による・( )		
6.14.1 一般事項	* コンクリートの種類：※普通コンクリート・図面による・( ) * 設計基準強度：※18N/mm <sup>2</sup> ・( ) * スランプ：※15cm・※18cm・( ) * 適用箇所：※図面による・( )		
6.15.1 一般事項	* 流動化コンクリート：・適用する・適用しない・図面による		
6.16.2 品質	* 水セメント比： 単位セメント量： * スランプ又はスランプフロー 設計基準強度<45N/mm <sup>2</sup> の場合：※スランプ21cm以下又はスランプフロー50cm以下・( ) 45N/mm <sup>2</sup> ≤設計基準強度≤60N/mm <sup>2</sup> の場合：※スランプ23cm以下又はスランプフロー60cm以下・( )		
6.16.3 材料	* 高性能AE減水剤以外の混和材料：		
7.1.3 鉄骨製作工場	<b>■建築編 7章 鉄骨工事■</b> * 建築基準法第77条の56に基づき国土交通大臣から性能評価機関として認可を受けた、(株)日本鉄骨評価センター又は(株)全国鉄骨評価機構の「鉄骨製作工場の性能評価基準」に定める下記のグレードとして国土交通大臣から認定を受けた工場又は同等以上の能力のある工場とする。 グレード：・S・H・M・R		
7.1.4 鉄骨製作工場における施工管理技術者	* 施工管理技術者：※必要・不要		
7.2.1 鋼材	* 鋼材の材質、形状及び寸法：※図面による・( ) [表7.2.1]		
7.2.2 高力ボルト	* 種類：※トルシア形高力ボルト・JIS形高力ボルト・溶融亜鉛めっき高力ボルト・図面による * ねじの呼び：※図面による・( )		
7.2.3 普通ボルト	* ボルト及びナットの材料等：※表7.2.3・図面による・( ) * ねじの呼び：※図面による・( )		
7.2.4 アンカーボルト	* 構造用アンカーボルトの種類：※図面による・( ) * 建方用アンカーボルトの種類：※図面による・( ) * ボルト及びナットのねじの公差域クラス及び仕上げの程度：※表7.2.3による・( )		
7.2.5 溶接材料	* 溶接棒等(表7.2.4)、シールドガス以外の材料：・図面による・( )		
7.2.6 ターンバックル	* 種類 建築用ターンバックル胴：※割鉗式・図面による・( ) 建築用ターンバックルボルト：※羽子板ボルト・図面による・( ) * ねじの呼び：※図面による・( )		
7.2.7 床構造用のデッキプレート	* デッキプレートの材質、形状及び寸法：※図面による・( ) * (1)以外のデッキプレートの材質、形状及び寸法：※図面による・( )		
7.2.8 スタッド	* 種類等：※図面による・( )		
	設計事務所名		
	建築士登録番号		
	建築士氏名		
検図	製図	設計	縮尺
		○年○月	愛知県建築局公共建築部公営住宅課

項目	特記事項
7.2.9 柱底均しモルタル	* 無収縮モルタル：※使用する・使用しない・図面による * 無収縮モルタルとする場合の材料、調合等：※7.2.9(2)(7)～(エ)による・( )
7.2.10 材料試験等 <工作一般>	* 板厚方向に引張力を受ける鋼板のJIS G 0901による試験：※実施する・実施しない
7.3.2 工作図	* 高力ボルト、普通ボルト及びアンカーボルトの縁端距離、ボルト間隔、ゲージ等： ※図面による・( )
7.3.8 ボルト孔	* 母屋又は胴縫の取付けに使用する普通ボルトの孔径：※ねじの呼び径+1.0mm・図面による・( )
7.3.10 仮組 <高力ボルト接合>	* 仮組：・実施する※実施しない
7.4.2 摩擦面の性能及び処理	* すべり試験：・実施する※実施しない * 試験の方法：試験片の摩擦面の状態：
7.4.7 締付け	* J I S形高力ボルトを回転法で本締めする場合 ボルトの長さがねじの呼びの5倍を超える場合のナット回転量：
<溶接接合>	
7.6.3 技能資格者	* 溶接技能者に対する技量付加試験：・実施する※実施しない
7.6.4 溶接の準備	* 開先の形状：※図面による・( )
7.6.7 溶接施工	* エンドタブを切断する箇所及び切断範囲：※図面による・( ) 切断面の仕上げ： ※グライダ-仕上げ[粗さ100μmRz程度以下、ノッチ深さ1mm程度以下]・図面による・( ) * 完全溶込み溶接 板厚が異なる場合の付合せ溶接 低応力高サイクル疲労を受ける部位：※図面による・( ) スカラップの形状：※図面による・( )
7.6.12 溶接部の試験	* 溶接部の外観試験 「鉄骨造の継手又は仕口の構造方法を定める件」第二号に関する試験方法等：・図面による・( ) 「鉄骨精度検査基準」の付表3「溶接」に関する試験方法等：・図面による・( ) * 完全溶込み溶接部の超音波探傷試験：※実施する・実施しない 工場溶接の場合 平均出検品質限界(AQL)：・2.5%・※4% 検査水準：・第1水準・第2水準・第3水準・第4水準・第5水準※第6水準
<マッド溶接及びデッキプレートの溶接>	
7.7.8 デッキプレートと鉄骨部材の溶接方法	* デッキプレートと鉄骨部材の溶接方法：※図面による・( )
<錆止め塗装>	
7.8.2 塗料の範囲	* 耐火被覆材の接着する面の塗装範囲：※図面による・( ) * 耐火被覆材の接着する面以外の塗装範囲：※7.8.2(1)(ア)～(オ)以外の範囲・図面による・( )
7.8.4 塗料種別	* SRC造の鋼製スリーブで鉄骨に溶接されたものの内面の錆止め塗料：※表18.3.1のA種・( )
<耐火被覆>	
7.9.2 耐火被覆の種類等	* 種類、材料及び工法等：※図面による・( )
7.9.3 耐火被覆の性能、品質等	* 耐火被覆の耐火性能：※図面による・( )
<工事現場施工>	
7.10.3 アンカーボルトの設置等	* 構造用アンカーボルトの形状・寸法：※図面による・( ) * アンカーフレームの形状・寸法：※図面による・( ) * 建方用アンカーボルトの保持及び埋込み工法：※A種・B種・C種 * 柱底均しモルタル 厚さ：( )mm 工法：※A種・B種
<軽量形鋼構造>	
7.11.2 施工	* ボルトの接合方法：※図面による・( )
<溶融亜鉛めっき工法>	
7.12.5 溶融亜鉛めっき高力ボルト接合	* 摩擦面の処理方法等：※プラスト処理・りん酸塩処理・( )・図面による * ボルトの長さがねじの呼びの5倍を超える場合のナット回転量：
<b>■建築編 8章 コンクリートブロック・A L Cパネル及び押出成形セメント板工事■</b>	
<補強コンクリートブロック造>	
8.2.2 材料	* ブロックの種類、モデュール呼び寸法、正味厚さ：・図面による
8.2.3 モルタルの調合	* 調合：※8.2.3(ア)～(イ)による・( )
8.2.5 鉄筋の加工及び組立	* 各部の配筋：※図面による・( )
8.2.8 モルタル及びコンクリートの充填	* 充填するブロックの範囲：※図面による・( )
<コンクリートパネル帳簿及び塀>	
8.3.2 材料	* ブロックの種類、モデュール呼び寸法、正味厚さ：※表8.3.1による・( ) * 塀の厚さ：※120mm(高さ2m以下)、150mm(2mを超える)・図面による・( ) * 化粧有ブロック(塀の場合)：・使用する・使用しない・図面による
8.3.4 鉄筋の加工及び組立て	* 壁鉄筋の継手、定着及び末端部の折り曲げ形状：※図面による・( ) * 各部の配筋：※図面による・( )
<A L Cパネル>	
8.4.2 材料	* パネルの区分、単位荷重、厚さ、幅、長さ、耐火性能等：※図面による・( ) * パネル相互の接合部に挿入する耐火目地材：※図面による・( )
8.4.3 外壁パネル構法	* 外壁パネル構法の種別：・A種・B種 * 建築基準法に基づく風圧力に対応した工法： * パネル幅の最小限度：※300mm・( ) * パネルの短辺小口相互の接合部の目地幅：※10mm～20mm・( )mm・図面による * 出・入隅のパネル接合部、パネルと他部材との取合い部の伸縮目地幅：※図面による・( )mm * (6)、(7)の伸縮調整目地部分に耐火目地材：・充填する・充填しない
8.4.4 間仕切壁パネル構法	* 間仕切壁パネル構法の種別：・C種・D種・E種

項目	特記事項
<押出成形セメント板(ECP)>	
8.5.2 材料	* パネルの種類、厚さ等：※図面による・( )
8.5.3 外壁パネル工法	* 種別：・A種・B種 * 建築基準法に基づく風圧力に対応した工法： * パネル相互の目地幅 長辺：※8mm以上・( )mm 短辺：※15mm以上・( )mm * 出隅及び入隅のパネル接合目地の目地幅：※15mm程度(シーリング材充填)・( )mm * 耐火構造以外の目地及び隙間の処理：※パネル製造所の仕様による・( )
8.5.4 間仕切壁パネル工法	* 種別：・B種・C種
8.5.5 溝掘り及び開口部の措置	* パネルの開口寸法等の限度：・図面による・( )
<b>■建築編 9章 防水工事■</b>	
* 防水の保証期間は、工事目的引き渡しの日からモルタル防水5年、その他防水10年とする。	
<アスファルト防水>	
9.2.2 材料	* 改質アスファルトルーフィングシート 種類及び厚さ：※表9.2.3～表9.2.8による・( )・図面による * 部分粘着層付改質アスファルトルーフィングシート 種類及び厚さ：※表9.2.5～表9.2.8による・( )・図面による * 押え金物の材質及び形状寸法：※アルミニウム L-30×15×2.0mm( ) * 断熱材(屋根保護防水断熱工法) 厚さ：・( )・図面による * 断熱材(屋根露出防水断熱工法) 種類、厚さ：・( )・図面による * 絶縁用シート(屋根保護防水密着断熱工法・屋根保護防水絶縁工法)：※ボリエレン/イムt=0.15mm以上・( ) * 材料(屋根保護防水密着断熱工法・屋根保護防水絶縁工法)： ※ボリエレン、ボリエレン等を平織りしたブロッキンクロス(70g/m <sup>2</sup> 程度)・( ) * 乾式保護材(立上り部保護)：・使用する(仕様)・※使用しない * れんが(立上り部保護)：※JIS R 1250(普通れんが及び化粧れんが)・( )
9.2.3 防水層の種別及び工程	* 施工箇所毎の工法、種別：※図面による・( ) [表9.2.3]～[表9.2.9] * 立上り部における保護コンクリートの適用及び工法： * 屋根露出防水絶縁工法 仕上塗料 種類、使用量： * 脱気装置 種類、設置数量：※ルーフィング類製造所の指定・( ) [表9.2.7] * 屋根露出防水絶縁断熱工法 仕上塗料 種類、使用量： * 脱気装置 種類、設置数量：※ルーフィング類製造所の指定・( ) [表9.2.8] * 屋根防水密着工法 保護層：・有(工法)・無 E-1の工程3 ※貯水槽、浴槽等の常時水に接する部位に適用・行わない・図面による
9.2.4 施工	* 下地 モルタル塗 適用箇所：・( )・図面による * 立上り ※コンクリート打放し仕上げ[表6.2.4のB種]・( )・図面による * ルーフドレン回り及び立上り部周辺の断熱材の張りじまい位置(屋根露出防水絶縁断熱工法)： ※図面による・( )
9.2.5 保護層等の施工	* 平場の保護コンクリート厚さ：・80mm以上[こて仕上げ]・60mm以上[床タイル張り仕上げ] * 立上り部の保護：・乾式保護材・れんが押え・コンクリート押え・モルタル押え(屋内等) * 屋上排水溝：・図面による・( )
<改質アスファルトシート防水>	
9.3.2 材料	* 改質アスファルトシート 種類及び厚さ：※表9.3.1～表9.3.3による・( )・図面による * 粘着層付改質アスファルトシート及び部分粘着層付改質アスファルトシート 種類及び厚さ：※表9.3.1～表9.3.3による・( )・図面による * 押さえ金物 材質、形状及び寸法：※アルミニウム L-30×15×2.0mm( )程度・( )・図面による * 屋根露出防水絶縁断熱工法に用いる断熱材の種類及び厚さ：※図面による・( ) * 絶縁用シート：※9.3.2(3)による・( )・図面による
9.3.3 防水層の種別及び工程	* 施工箇所毎の種別：※図面による・( ) * 屋根露出防水密着工法 仕上塗料 種類、使用量： * 脱気装置 種類、設置数量：※改質アスファルトシート製造所の指定・( ) [表9.3.1] * 屋根露出防水絶縁工法 仕上塗料 種類、使用量： * 屋根露出防水絶縁断熱工法 仕上塗料 種類、使用量： * 脱気装置 種類、設置数量：※改質アスファルトシート製造所の指定・( ) [表9.3.2] * 防湿用シートの設置：・有・無・( )・図面による
<合成高分子系ルーフィングシート防水>	
9.4.2 材料	* ルーフィングシート：種類及び厚さ：※表9.4.1～表9.4.3による・( )・図面による * 絶縁用シート 材質：※発泡ポリエチレンシート・( )・図面による * 固定金具 材質、形状及び寸法：※9.4.2(3)(イ)による・( )・図面による * 断熱工法に用いる断熱材 機械的固定工法の場合の種類及び厚さ：※図面による・( ) 接着工法の場合の種類及び厚さ：※図面による・( )
9.4.3 防水層の種別及び工程	* 防水層の工法による種別及び工程：※図面による・( ) [表9.4.1]～[表9.4.3] 種別 S-M2で立上りが接着工法の場合 立上りシート厚さ：※1.5mm・( ) 種別 SI-M2で立上りが接着工法の場合 立上りシート厚さ：※1.5mm・( ) 種別 SI-MI、SI-M2 防湿用フィルムの設置：・図面による・( ) 仕上塗料の種類及び使用量：・ルーフィングシートの製造所の仕様による・図面による・( ) * 接着工法の場合 脱気装置 種類及び設置数量：・図面による・( ) * 合成高分子系ルーフィングシート防水(屋内保護密着工法) モルタル塗り厚さ： [表9.4.3]
9.4.4 施工	* 目地処理(接着工法) プレキャストコンクリート部材下地の場合：・図面による・( ) * プレキャストコンクリート部材の入隅部の増張り 種別 S-F1、SI-F1の場合：

図面番号	設計事務所名	工事名称	縮尺
	建築士登録番号	建築士氏名	
	検図	製図	
		○年〇月	愛知県建築局公共建築部公営住宅課

項目	特記事項	
	* 建築基準法に基づく風圧力に対応した工法： * 保護層（屋内保護密着工法） 立上り部保護モルタル塗厚：※7mm以下 ・( )	
<レタンゴム系塗膜防水及びゴムアスファルト系塗膜防水> 9.5.3 防水層の種別及び工程	* レタンゴム系塗膜防水の種別：・絶縁工法 ・密着工法 ・図面による * レタンゴム系塗膜防水の仕上塗料の種類、使用量：MOCA非含有材 ・主材料の製造所の仕様 ・図面による ・( ) [表9.5.1] * 絶縁工法の場合の脱気装置の種類及び設置数量：・主材料の製造所の仕様 ・図面による ・( ) * ゴムアスファルト系塗膜防水の種別：・Y-1 ・Y-2 ・図面による [表9.5.2] * Y-2の場合の保護層（工程4及び工程5）：・適用する ・適用しない ・図面による	
9.5.4 施工	* 防水層の下地におけるモルタル塗 適用箇所： <ケイ酸質系塗布防水> 9.6.1 一般事項	* 防水層下地の立上り：※表6.2.4[打放し仕上げの種別]のB種 ・( )
9.6.3 防水層の種別及び工程	* 9.6.1表以外の適用部位：・図面による ・( ) [表9.6.1]	
9.6.4 施工	* 防水層の種別：・C-U I ・C-U P [表9.6.2]	
<FRP系塗膜防水> 9.7.2 材料	* ルーフドレン：・FRP系塗膜防水用ルーフドレン ・鉄製 ※図面による	
9.7.4 施工	* 下地の構造 根太掛の樹種、寸法及び防腐・防蟻処理：・図面による ・( ) 根太の樹種、寸法及び防腐・防蟻及び防虫処理：・9.7.4(2)(a)による ・図面による 構造用合板 厚さ、防虫処理、表板の樹種等：・図面による ・厚さ12mm ・( ) 下地用合板 厚さ、防虫処理、表板の樹種等：・図面による ・厚さ12mm ・( ) 釘 留付け間隔：・150mm程度 ・図面による ・( ) 木ねじ 留付け間隔：・150mm程度 ・図面による ・( ) 防火板の設置：・適用する（種類） ・適用しない * 防水層の下地 平場の勾配：・1/100以上 ・図面による ・( ) * 防水端部の処理 水切り金物、外壁材及び透湿防水シートと防水層の取合い：・図面による ・( ) * 水張試験：・行う ・行わない	
<透湿防水シート、防水テープ 及び改質アスファルト工事> 9.8.2 材料	* 防水テープ 両面粘着防水テープの幅：・50mm幅以上のもの（傷やしづがないもの） ・図面による	
9.8.3 施工	* パルコニー手すりの工法：・9.8.3(2)(a)による（笠木の固定方法、形状及び仕上げ） ・図面による ・( )	
<シーリング> 9.9.2 材料	* シーリング材の種類及び施工箇所： ※種類は被着体に応じたものとし [表9.9.1] を標準とする ・図面による	
9.9.3 目地寸法	* シーリング材の目地寸法：※9.9.3(1)(a)、(b)による ・( )	
9.9.5 シーリング材の試験	* 接着性試験：※簡易接着性試験 ・引張接着性試験	
<b>■建築編 11章 タイル工事■</b>		
11.1.3 伸縮調整目地及びひび割れ誘発目地	* 目地の位置：※表11.1.1による ・( ) ・図面による	
<セメントモルタルによる陶磁器質タイル張り> 11.2.2 材料	* 形状、寸法、耐凍害性の有無、耐滑り性、標準色・特注色の別等： * 役物：・有 ・無 試験張り：・有 ※無 見本焼き：・有 ※無 * 産地等：※愛知県産 ・( )	
11.2.3 張り付け用材料	* 既調合モルタル：・( )	
11.2.7 施工	『下地及びタイルごしらえ』 * 下地モルタル塗りのコンクリート素地面処理：・MCR工法 ・目荒し工法 ・( ) ・図面による * 壁タイル張りの種類及び工法 外装タイル：・密着張り ・改良積上げ張り ・改良圧着張り [表11.2.3] 内装タイル以外のユニットタイル：・マスク張り ・モザイクタイル張り	
<接着剤による陶磁器質タイル張り> 11.3.2 材料	* 形状、寸法、耐凍害性の有無、耐滑り性、標準色・特注色の別等： * 役物：・有 ・無 試験張り：・有 ※無 見本焼き：・有 ※無 * 産地等：※愛知県産 ・( )	
11.3.4 シーリング材	* 種類 打継ぎ目地、ひび割れ誘発目地：※ポリウレタン系 ・( ) 伸縮調整目地、その他の目地：※变成シリコーン系 ・( )	
11.3.7 施工	* 下地調整塗りを行うコンクリート素地面処理：・MCR工法 ・目荒し工法 ・( ) * 壁タイル張りの種類及び工法：※表11.3.2による ・図面による ・( )	
<b>■建築編 12章 木工事■</b>		
12.1.4 表面仕上げ	* 見え掛り面の表面の仕上げ程度【機械加工】：※図面による ・( ) [表12.1.1] * 見え掛り面の表面の仕上げ程度【手加工】 内部作材：・H-B種 ・図面による ・( ) 下地材：・H-C種 ・図面による ・( ) [表12.1.2]	
<木材> 12.2.1 木材	* 施工一般 含水率 下地材：※A種 ・B種 造作用材：※A種 ・B種 * 材料のホルムアルデヒド放散量等：・12.2.1(1)(a)による ・図面による ・( ) * 製材 「製材のJAS」による製材 下地用針葉樹製材 樹種、寸法、形状、含水率、保存処理及び材面の品質：※図面による ・( ) 等級 :※2級 ・図面による 造作用針葉樹製材 樹種、寸法、等級、形状、含水率、保存処理及び材面の品質： ※図面による ・( )	

項目	特記事項		
	板類における等級：※枠、額縁、敷居、かもい、かまきの類の見え掛り面は上小節 以上、それ以外は小節以上 ・図面による ・( )		
広葉樹製材	樹種、寸法、保存処理及び材面の品質：※図面による ・( ) 等級 :※1等 ・図面による ・( ) 含水率 :※10%以下 ・図面による ・( )		
「製材のJAS」以外の製材	下地、造作用及仕上げに用いる製材 樹種、寸法、材面の品質、防虫処理及び含水率：※図面による 造作用材の材面の品質の基準：※A種 ・B種 [表12.2.2] 樹種 下地材：※杉、松 ・図面による 造作用材：※杉、松、ひのき ・図面による		
* 造作用集成材等	「集成材のJAS」による造作用集成材 造作用集成材 品名、樹種、見付け材面数、寸法：※図面による ・( ) 見付け材面の品質 :※1等 ・図面による ・( ) 化粧ぱり造作用集成材 品名、樹種、化粧薄板の厚さ、見付け材面数、寸法：※図面による ・( ) 見付け材面の品質 :※1等 ・図面による ・( ) 化粧ぱり構造用集成材 品名、樹種、化粧薄板の厚さ、寸法、見付け材面の品質：※図面による 「集成材のJAS」以外の造作用集成材 造作用集成材 樹種、寸法、見付け材面の品質 :※図面による ・( ) 含水率 :※15%以下 ・図面による ・( ) 化粧ぱり造作用集成材 樹種、寸法、化粧薄板の厚さ、見付け材面の品質 :※図面による ・( ) 含水率 :※15%以下 ・図面による ・( ) 化粧ぱり構造用集成材 樹種、寸法、見付け材面の品質、化粧薄板の厚さ :※図面による ・( ) 含水率 :※15%以下 ・図面による ・( )		
* 造作用単板積層材	「単板積層材のJAS」に基づく造作用単板積層材 品名、寸法、表面の品質及び防虫処理：※図面による ・( ) 「単板積層材のJAS」以外の造作用単板積層材 寸法、表面の品質及び防虫処理 :※図面による ・( ) 含水率 :※14%以下 ・図面による		
* 直交集成板	品名、曲げ強度、種別、接着性能（使用環境）、樹種及び寸法：※図面による		
* 合板等	下地用普通合板 品名、单板の樹種名、防虫処理：※図面による 厚さ：※5.5mm ・( ) mm 接着の程度：※1類 ・( ) 板面の品質：※2等以上（広葉樹） ・※C-D以上（針葉樹） ・( ) 湿潤状態となる場所に使用する場合の接着の程度：※1類 ・図面による 品名、单板の樹種名、保存処理、防虫処理、強度等級：※図面による 厚さ：※12mm ・( ) mm ・図面による 接着の程度：※1類（湿潤箇所を除く） ・※特類（湿潤箇所） ・図面による 等級：※2級以上 ・( ) 板面の品質：※C-D以上 ・( )		
化粧ぱり構造用合板	※「愛知県公営住宅課 内装プレハブ工事特記仕様書」による。 品名、厚さ、单板の樹種名、接着の程度、防虫処理：※図面による 湿潤状態となる場所に使用する場合の接着の程度 :※特類 天然木化粧合板 品名、厚さ、接着の程度、化粧板に使用する单板の樹種名、防虫処理：※図面による 特殊加工化粧合板 品名、厚さ、接着の程度、单板の樹種名、化粧加工の方法、防虫処理：※図面による パーティクルボード 表裏面の状態による区分、難燃性による区分及び厚さ：※図面による 曲げ強さによる区分、耐水性による区分、厚さ：※15mm、13Pゲイ <sup>†</sup> ※15mm、13Mゲイ <sup>†</sup> 構造用パネルの品名及び厚さ：※図面による ティアドレンシティーファーボード（MDF） 表裏面の状態による区分、曲げ強さによる区分、接着剤による区分、難燃性による区分、厚さ：※図面による		
12.2.2 接合具等	* 造作用材の化粧面の釘打ち :※隠し釘打ち ・釘頭埋め木 ・つぶし頭釘打ち ・釘頭現し * 諸金物の形状、寸法、材質：※12.2.2(7)による ・( ) ・図面による		
<防腐・防蟻・防虫処理>	下地木材への防腐・防蟻処理 薬剤の加圧注入による防腐・防蟻処理 :適用部材 ( ) 保存処理性能区分 ( ) 薬剤の塗布等による防腐・防蟻処理 表面処理用木材保存剤による処理 :行う ・行わない 薬剤の塗布等による防腐・防蟻処理 :適用部材 ( ) :図面による ・( ) 薬剤の接着剤への混入による防腐・防蟻処理 :・図面による ・行う ・行わない 合板等の加圧注入による防腐・防蟻処理 :・図面による ・行う ・行わない * 表面処理用木材保存（防腐・防蟻）剤は監督職員が承諾するものとする。		
12.3.1 防腐・防蟻処理	* 防虫処理 :※行う ・行わない		
12.3.2 防虫処理	<鉄筋コングリート造等の内部仕切軸組及び床組> 12.4.1 木材 * 間仕切軸組に用いる木材：※杉または松 ・( ) * 床組に用いる木材(土間ガラ)の土台、転ばし大引、転ばし根太) :※ひのき又は保存処理木材 床組に用いる木材(上記以外) :※杉または松 ・( )		
12.5.1 木材	<窓、出入口その他> * 窓、出入口その他に用いる木材 吊元棒、水掛りの下枠、敷居：※ひのき ・( ) その他 :※松または杉 ・( )		
12.6.1 木材	<床板張り> * 縁甲板、上がりがまちに用いる木材：※ひのき ・( )		
12.7.1 木材	<壁及び天井下地> * 木材 :※杉または松 ・( )		
	設計事務所名	工事名称	図面番号
	建築士登録番号		縮尺
	建築士氏名		
検査	製図	設計	
		○年〇月	愛知県建築局公共建築部公営住宅課

項目	特記事項
<長尺金属板葺> 13.2.2 材料	<p>■建築編 13章 屋根及び工事■</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>* 長尺金属板の種類に応じた板及びコイルの種類：※JIS G 3322の屋根用コイル（種類：記号：）</li> <li>* 塗膜の耐久性の種類、めつき付着量、厚さ等：・図面による・（）</li> <li>* 下葺材料（釘又はステークルが打てる下地の場合）： <ul style="list-style-type: none"> <li>・アスファルトルーフィング940</li> <li>・改質アスファルトルーフィング下葺材（・一般タイプ・複層基材・粘着層付タイプ）</li> </ul> </li> </ul>
13.2.3 工法	<ul style="list-style-type: none"> <li>* 屋根葺形式：屋根葺工法：</li> <li>* 建築基準法に基づく耐風圧力及び積雪荷重に対応した工法：</li> <li>* 雪止め：・設ける※設けない</li> </ul>
<折板葺> 13.3.2 材料	<ul style="list-style-type: none"> <li>* 折板 形式：※重ね形※はぜ縫め・（）・図面による</li> <li>山高、山ピッチ、耐力、厚さ：・図面による・（）</li> <li>材料による区分：※鋼板製（表13.2.1による）・（）・図面による</li> <li>* 折板に使用する材料：材質の種類（）・図面による [表13.2.1]</li> <li>* 外気の影響を受けない屋内のタイトフレームに使用する材料：・図面による・（）</li> <li>* 軒先面戸板：・有・無</li> <li>* 断熱材張りを行う場合の断熱材の種別、厚さ、防火性能等：・図面による・（）</li> </ul>
13.3.3 工法	<ul style="list-style-type: none"> <li>* 建築基準法に基づく耐風圧力及び積雪荷重に対応した工法：</li> <li>* 折板葺の工法 折板のけらば納め：・けらば包み・（）・図面による</li> </ul>
<粘土瓦葺> 13.4.2 材料	<ul style="list-style-type: none"> <li>* 粘土瓦の種類：大きさ：産地等：※愛知県産・（）</li> <li>役物瓦の種類：雪止め瓦の使用等：</li> <li>JIS A 5208に基づく凍害試験等：・行う・行わない</li> <li>* 瓦桟木 材質：※杉※ひのき・（）寸法等：※幅21×高さ15（mm）以上・（）</li> <li>* 棟補強用芯材 材質：※杉※ひのき・（）寸法：※幅40×高さ30（mm）以上・（）</li> <li>* 棟補強等に使用する金物等の材質、形状、寸法、留付け方法：・図面による・（）</li> <li>* 下葺材料（釘又はスチールが打てる下地の場合）：・アスファルトルーフィング940・改質アスファルトルーフィング下葺材</li> </ul>
13.4.3 工法	<ul style="list-style-type: none"> <li>* 建築基準法に基づく耐風圧力及び積雪荷重に対応した工法：</li> <li>* 瓦桟木の留付け工法：</li> <li>* 棟の工法：・7寸丸伏せ棟・F型用冠瓦伏せ棟・のし積み棟・（）・図面による</li> </ul>
<と い> 13.5.2 材料	<ul style="list-style-type: none"> <li>* といその他の材種：※硬質塩化ビニル管（VP）・配管用鋼管・（）・図面による [表13.5.1]</li> <li>* といい受金物及び足金物 材種：※表13.5.2により、溶融亜鉛めっきを行ったもの・（）</li> <li>形状、取付け間隔：※図面による・（）</li> </ul>
13.5.3 工法	<ul style="list-style-type: none"> <li>* 防露巻き（鋼管製とい）：※表13.5.4による・（）</li> </ul>
<表面処理>	<p>■建築編 14章 金属工事■</p>
14.2.1 ステンレスの表面仕上げ	<ul style="list-style-type: none"> <li>* 表面仕上げの種類：※ヘアライン仕上げ・（）・図面による</li> </ul>
14.2.2 アルミニウム及びアルミニウム合金の表面処理	<ul style="list-style-type: none"> <li>* 表面処理の種別：・図面による・（） [表14.2.1]</li> </ul>
14.2.3 鉄鋼の亜鉛めっき	<ul style="list-style-type: none"> <li>* 陽極酸化皮膜の着色方法：※二次電解着色・（）色合等：</li> </ul>
<軽量鉄骨天井下地> 14.4.2 材料	<ul style="list-style-type: none"> <li>* 鉄鋼の亜鉛めっきの種別：・A種・B種・C種・D種・E種・F種・図面による [表14.2.2]</li> </ul>
14.4.2 材料	<ul style="list-style-type: none"> <li>* 野縁等の種類 屋内：※19形・25形 屋外：・19形※25形 [表14.4.1]</li> </ul>
14.4.3 形式及び寸法	<ul style="list-style-type: none"> <li>* 屋外の野縁受、吊りボルト、インサートの間隔：・（）mm・図面による</li> <li>* 屋外の野縁間隔：・（）mm・図面による</li> </ul>
14.4.4 工法	<ul style="list-style-type: none"> <li>* ダクト等によってボルトの吊りボルトの間隔が900mmを超える場合の補強方法：※図面による・（）</li> <li>* 天井のふところが1.5m以上3m以下の場合の補強方法：・14.4.4(8)による・図面による・（）</li> <li>* 天井のふところが3mを超える場合の補強方法：※図面による・（）</li> <li>* 耐震性を考慮した補強：※図面による・（）</li> <li>* 耐風圧力を考慮した補強（屋外の軒、ピロティ等の天井）：※図面による・（）</li> </ul>
<軽量鉄骨壁下地> 14.5.3 形状及び寸法	<ul style="list-style-type: none"> <li>* スタッド、ランナーの種類：・50形・65形・90形・100形※表14.5.1による・（）</li> <li>* スタッド高さが5.0mを超える場合：・図面による・（）</li> <li>* 出入口及びこれに準ずる開口部の補強：※14.5.4(5)による・（）・図面による</li> </ul>
<金属成形板張り> 14.6.2 材料	<ul style="list-style-type: none"> <li>* 金属成形板 種別、表面処理：・（）・図面による</li> </ul>
14.6.3 工法	<ul style="list-style-type: none"> <li>* 取付け用下地：※4節 軽量鉄骨天井下地による・（）・図面による</li> <li>* 長尺ものの温度変化に対する伸縮調整緩手：・設ける（）・設けない</li> </ul>
<アルミニウム製笠木> 14.7.2 材料	<ul style="list-style-type: none"> <li>* 主な構成部材による種類：・250形・300形・350形・図面による [表14.7.1]</li> <li>* 笠木本体の材料の表面処理の種別：・図面による・（） [表14.2.1]</li> </ul>
14.7.3 工法 <手すり及びタラップ>	<ul style="list-style-type: none"> <li>* 建築基準法に基づく風圧力及び積雪荷重に対応した工法：・図面による・（）</li> </ul>
14.8.2 手すり	<ul style="list-style-type: none"> <li>* 材料の種別：・図面による・（）</li> </ul>
14.8.3 タラップ	<ul style="list-style-type: none"> <li>* 材料の種別：・図面による・（）</li> <li>* 表面処理の種別 亜鉛めっき：※表14.2.2のC種・（）・図面による</li> <li>ステンレス：※研磨等の仕上げを行わない・（）・図面による</li> </ul>
<下地> 15.2.5 せっこうボードその他のボード下地	<p>■建築編 15章 左官工事■</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>* 材料 せっこうボード及びラスボードの種類、厚さ：・図面による・（）</li> <li>木質系セメント板の種類、厚さ：・図面による・（）</li> <li>* 耐力壁の指定がある場合：・図面による</li> </ul>
15.2.6 こまい下地	

項目	特記事項											
15.2.7 木すり下地 15.3.2 材料	<ul style="list-style-type: none"> <li>* 木すり用小幅板の樹種：・杉[心去り材]・（）・図面による</li> <li>* モルタル：・現場調合材料・既調合材料（）・図面による</li> <li>* 既製目地材：・使用する（形状）・※使用しない</li> </ul>											
15.3.5 工法	<ul style="list-style-type: none"> <li>* 床の目地割り：・目地割2mm程度、最大目地間隔3mm程度・（）・図面による</li> <li>* 種類：※押し目地・（）・図面による</li> <li>* 外壁タイル張り下地等の下地モルタル塗り及び下地調整塗材塗りの接着力試験：・行う※行わない</li> </ul>											
<セルフレーリング材塗り> 15.5.2 材料 15.6.2 材料	<ul style="list-style-type: none"> <li>* セルフレーリング材の種類及び品質：・せっこう系※セメント系 [表15.5.1]</li> <li>* 仕上塗材の種類（呼び名）：※図面による・（）</li> <li>仕上げの形状：・ゆず肌状※凹凸状・凸部処理・（）</li> <li>工法：・吹付け・ローラー塗り・こて塗り・（）</li> <li>* 内装薄塗材及び内装厚塗材で吸湿性を有する塗材：・使用する（）・使用しない</li> <li>* 複層仕上塗材の耐候性：※耐候形3種・耐候形（）種</li> <li>* 複層仕上塗材の上塗材 樹脂：※アクリル系・シリカ系・ポリウレタン系・アクリルシリコン系・フッ素系 [表15.6.2]</li> <li>溶媒：※水系・弱溶剤系・溶剤系 外観：※つやあり・つやなし・マット</li> <li>* 外装厚塗材Si、外装厚塗材Eの上塗材：・適用する・適用しない</li> <li>* 外装厚塗材Cの上塗材：・適用する</li> <li>* 軽量骨材仕上塗材 材料：※セメント系・有機結合材系</li> </ul>											
15.6.4 下地処理 15.6.6 工法	<ul style="list-style-type: none"> <li>* ALCパネルの内壁目地部の形状：※V形目地付き・（）</li> <li>* 軽量骨材仕上塗材：※製造所の仕様による（事前に施工計画書を監督職員に提出し承諾を受ける）・（）</li> <li>* 品質及び性能：・製造所の仕様による・図面による・（）</li> <li>* 種別：・A種・B種 [表15.7.1]</li> </ul>											
<マスチック塗材塗り> 15.7.2 材料	<ul style="list-style-type: none"> <li>* 仕上げ吹付け厚さ：（）mm・図面による</li> </ul>											
<ロックウール吹付け> 15.12.3 配合及び密度等												
<共通事項> 16.1.3 防火戸	<ul style="list-style-type: none"> <li>* 防火戸の指定：※図面による</li> <li>* 防火戸の自動閉鎖機構及び防火戸と連動させるもの：・ヒューズ装置・熱感知器・煙感知器・図面による</li> </ul>											
16.1.4 見本の制作等 16.1.6 その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>* 建具見本の制作：・有・※無 特殊な建具の仮組：・実施する・実施しない</li> <li>* 開口部の侵入防止対策上有効な措置が講じられた「防犯建物部品」の使用箇所：※玄関錠前・面格子※接地階バルコニー側</li> </ul>											
<アルミニウム製建具> 16.2.2 性能及び構造	<ul style="list-style-type: none"> <li>* 耐風圧性の等級：※S-4・S-5・S-6（適用箇所：階以上） [表16.2.1][表16.2.2]</li> <li>* 気密性の等級：※A-3・A-4</li> <li>* 水密性の等級：※W-4・W-5</li> <li>* 枠の見込み寸法：・70mm・図面による・（）</li> <li>* 色彩等の種類：※シルバー・ブロンズ</li> <li>* 防音ドアセッテ、防音サッシ：・適用する（遮音性等級：）・適用しない・図面による</li> <li>* 断熱ドアセッテ、断熱サッシ：・適用する（断熱性等級：）・適用しない・図面による</li> <li>* 耐震ドアセッテ：・適用する（面内変形追随性の等級：）・適用しない・図面による</li> </ul>											
16.2.3 材料	<ul style="list-style-type: none"> <li>* 網戸 防虫網：※合成樹脂製・ガラス繊維入り合成樹脂製・ステンレス（SUS316）製・図面による</li> </ul>											
16.2.4 形状及び仕上げ	<ul style="list-style-type: none"> <li>* 建具の枠の見込み寸法：※表16.2.1又は表16.2.2（外部に面する建具）・（）mm・図面による</li> <li>* 構造：網戸用レールは、一般網戸対応型とする。</li> <li>* アルミニウムの表面処理の種別：・A-1種・B-1種・C-1種</li> <li>* A-2種・B-2種・C-2種</li> <li>* 標準色・特注色の別等：</li> <li>* 結露水の処理方法：・図面による・製作所の仕様による・（）</li> </ul>											
16.2.5 工法	<ul style="list-style-type: none"> <li>* 水切り板、ゼン板等：※図面による・（）</li> <li>* 内付け建具：適用する・適用しない</li> </ul>											
<樹脂製建具> 16.3.2 性能及び構造	<ul style="list-style-type: none"> <li>* 建具の耐風圧性、気密性、水密性の等級：・図面による・（） [表16.3.1][表16.3.2]</li> <li>* 枠の見込み寸法：・図面による・（）</li> <li>* 防音ドアセッテ、防音サッシ：・適用する（遮音性等級：）・適用しない・図面による [表16.3.3]</li> <li>* 断熱ドア、断熱サッシ：・適用する（断熱性等級：）・適用しない・図面による [表16.3.4]</li> </ul>											
16.3.3 材料	<ul style="list-style-type: none"> <li>* ガラス：※複層ガラス・単層ガラス・三重ガラス・（）</li> </ul>											
16.3.4 形状及び仕上げ	<ul style="list-style-type: none"> <li>* 建具の枠の見込み寸法：・（）mm・図面による</li> <li>* 表面色：・標準色・特注色</li> </ul>											
<鋼製建具> 16.4.2 性能及び構造	<ul style="list-style-type: none"> <li>* 気密性の等級：※A-3・A-4・（） [表16.4.1]</li> <li>* 水密性の等級：※W-1・W-4・W-5・（）</li> <li>* 耐風圧性の等級：※S-4・S-5・S-6（適用箇所：階以上）</li> <li>* 遮音性の等級：断熱性の等級： 内面変形追随性の等級：</li> </ul>											
	<table border="1"> <tr> <td>設計事務所名</td> <td>工事名称</td> <td rowspan="2">図面番号</td> </tr> <tr> <td>建築士登録番号</td> <td>建築士氏名</td> </tr> <tr> <td>検査</td> <td>設計</td> <td>○年〇月</td> </tr> <tr> <td>製図</td> <td>愛知県建築局公共建築部公営住宅課</td> <td></td> </tr> </table>	設計事務所名	工事名称	図面番号	建築士登録番号	建築士氏名	検査	設計	○年〇月	製図	愛知県建築局公共建築部公営住宅課	
設計事務所名	工事名称	図面番号										
建築士登録番号	建築士氏名											
検査	設計	○年〇月										
製図	愛知県建築局公共建築部公営住宅課											
15.2.6 こまい下地												

項目	特記事項
16.4.4 形状及び仕上げ ＜鋼製軽量建具＞	* 防音ドアセット、防音サッシ：・適用する（遮音性等級：）・適用しない・図面による * 断熱ドアセット、断熱サッシ：・適用する（断熱性等級：）・適用しない・図面による * 耐震ドアセット：・適用する（面内変形追随性の等級：）・適用しない・図面による
16.5.2 性能及び構造	* 鋼板類の厚さ：・表16.4.2による・（区分・使用箇所・厚さ：）・図面による * 簡易気密型ドアセット（気密性：A-3）：・適用する・適用しない・図面による・（） * 防音ドアセット、防音サッシ：・適用する（遮音性等級：）・適用しない・図面による * 断熱ドアセット、断熱サッシ：・適用する（断熱性等級：）・適用しない・図面による * 耐震ドアセット：・適用する（面内変形追随性の等級：）・適用しない・図面による
16.5.3 材料	* 鋼板類の種類：・図面による・（） * 召合せ、縦小口包み板等：※鋼板・ステンレス鋼板・アルミニウム合金
16.5.4 形状及び仕上げ ＜ステンレス製建具＞	* 鋼板類の厚さ：・表16.5.1による（1枚の戸の有効寸法950mm以下、有効高さ2400mm以下）※図面による
16.6.2 性能及び構造	* 気密性の等級：・A-3・（） * 耐風圧性の等級：・S-5・（） * 防音ドアセット、防音サッシ：・適用する（遮音性等級：）・適用しない・図面による * 断熱ドアセット、断熱サッシ：・適用する（断熱性等級：）・適用しない・図面による * 耐震ドアセット：・適用する（面内変形追随性の等級：）・適用しない・図面による
16.6.3 材料	* ステンレス鋼板：※SUS304・SUS430J1L・SUS43J1・SUS430（屋内に限る）・（）
16.6.4 形状及び仕上げ	* 表面仕上げ：※H.L・（）
16.6.5 工法 ＜木製建具＞	* 曲げ加工：※普通曲げ・角出し曲げ
16.8.1 一般事項	* 内装建具については「愛知県公営住宅課 内装プレハブ工事特記仕様書（平成27年度版）」による。
16.8.2 材質、形状及び寸法	* 既製の建具用金物のうち機能上必要最低限のもの：・建具の製作所の仕様による・（） * 金物の種類及び見え掛り部の材質：※表16.8.1による・（） * 表16.8.1中の＊印の適用並びに備考中の特記について：※図面による・（） * 各住戸玄関扉用及び勝手口扉用錠前：※図面による・（） * 各住戸玄関扉用及び内装扉用ドア・クローザーの品質及び性能：※図面による・（） * ドアクローザーは、B.L部品のII型の性能を有するものとする。 * 金属製建具用丁番の枚数及び大きさ：・表16.8.2による・図面による・（） * 樹脂製建具用丁番の枚数及び大きさ：・表16.8.3による・図面による・（） * 木製建具用丁番の枚数及び大きさ：・表16.8.4による・図面による・（） * 戸車及びレール：・表16.8.5による・図面による・（）
16.8.3 取付け施工	* 握り玉、レバーハンドル、押板類、クレセント等の取付け位置：・図面による・（）
16.8.4 鍵	* 各住戸玄関扉用錠前の種別： ※図面による・ムターン付シリガーフ面付箱錠・シリガーフ面付箱錠（・(1)(a)(①)・(1)(a)(②)）・（） * その他錠前の種別：・ムターン付シリガーフ面付箱錠・シリガーフ面付箱錠（・(1)(a)(①)・(1)(a)(②)）・（） * タンブラー類の本数：・6本以上・（） * 鍵：※図面による・3本1組とし、室名札を付ける 鍵箱：・要・不要 * キーは、アクリル製室名札をつけ、スチール製箱に収納して提出する。 * コンストラクションキー装置：※取付ける・取付けない * マスターキー：・製作する（）・製作しない * マスターキーは、共用部のみで使用でき、各住戸の玄関戸では使用できないものとする。 * 引違い戸、引違い窓、鍵違いの種類：・（）種類・6種類以上・図面による
16.14.2 材料	* ガラスの種別及び厚さ：図面による * ガラス留め材：・シーリング材・ガスケット（・グレイジングチャンネル形・グレイジングビード形）
16.14.3 ガラス溝の寸法、形状等	* 板ガラスをはめ込む溝の大きさ：・建具の製作所の仕様による・図面による・（）
16.14.4 工法	* 熱線反射ガラスの映像調整：
18.2.2 木部の素地ごしらえ	■建築編 18章 塗装工事■ * 透明塗料塗りの木部の素地ごしらえの種別：・A種・※B種・（） * 不透明塗料塗りの木部の素地ごしらえの種別：※A種・B種・（）
18.2.3 鉄鋼面の素地ごしらえ	[表18.2.1]
18.2.4 亜鉛めっき面素地ごしらえ	[表18.2.2]
18.2.5 モルタル面及びプラスチック面の素地ごしらえ	[表18.2.3]
18.2.6 コンクリート面、ALCパネル面及び押出成形セメント板面の素地ごしらえ	[表18.2.4]
18.2.7 せっこうボード面及びその他のボード面の素地ごしらえ	[表18.2.5]
18.3.2 塗料種別	[表18.2.6]
18.3.3 鋼止め塗料塗り	[表18.2.7]

項目	特記事項
18.4.2 塗料の種類	* 鋼製建具等の亜鉛めっき鋼面銷止め塗料塗りの種別：※A種・B種 * その他の亜鉛めっき鋼面銷止め塗料塗りの種別：・A種・※B種
18.4.3 木部SOP塗り	[表18.3.4]
18.4.4 鉄鋼面SOP塗り	* 塗料の種類：※1種・2種
18.5.2 クリヤラッカーペイント塗り	[表18.3.4]
18.6.2 NAD塗り	* 種別：・A種・※B種
18.7.2 鉄鋼面DP塗り	[表18.4.1]
18.7.3 亜鉛めっき鋼面DP塗り	* 種別：・A種・※B種
18.7.4 コンクリート面及び押出成形セメント板面DP塗り	[表18.4.2]
18.8.2 コンクリート面等EP-G塗り	[表18.5.1]
18.8.4 鉄鋼面E-P-G塗り	* 種別：・A種・※B種
18.9.2 E-P塗り	[表18.6.1]
18.10.2 コンクリート面等EP-T塗り	[表18.7.1]
18.11.2 U-C塗り	[表18.7.2]
18.12.2 オイルペイント塗り	[表18.7.3]
18.13.2 WP塗り	[表18.8.1]
19.1.3 水掛けの範囲 ＜ビニル床シート、ビニル床タイル及びゴム床タイル張り＞	* 水掛け範囲：※図面による・（）
19.2.2 材料	[表18.9.1]
19.2.3 施工	■建築編 19章 内装工事■ * 水掛け範囲：※図面による・（）
19.5.2 材料	[表18.10.1]
19.5.3 工法一般	[表18.11.1]
19.5.4 釘留め工法	[表18.12.1]
19.5.5 接着工法	[表18.13.1]
19.5.6 現場塗装仕上げ ＜畳敷き＞	[表19.1.1]
19.6.2 材料	[表19.2.1]
	A. 本工事に使用する材料は、見本品を提出の上、監督職員の承認を受けたものを使用する。 B. 畳床はJIS A5914（建材畳床）に規定するインシュレーショントークン（繊維板）に規定するタミボードとする。 1) 畳床に使用するインシュレーショントークン（繊維板）は、JIS A5905（繊維板）に規定するタミボードとする。 2) 畳床に使用するポリスチレンフォーム板は、JIS A9511（発泡プラスチック保温材）の4.6の方法で試験して、密度が2.7kg/m <sup>3</sup> 以上で、かつ同規格に規定する4.13.1の方法で試験して燃焼試験に合格したものとする。 3) 畳床に使用する裏面材（防湿シート）は、JIS P3401（クラフト紙）に規定するクラフト紙3種にポリエチレンクロスなどを圧着したものとする。
	設計事務所名
	建築士登録番号
	建築士氏名
検査	縮尺
製図	○年○月
設計	愛知県建築局公共建築部公営住宅課

項目	特記事項
	<p>4) 疊床に使用する保護材は、不織布とする。        5) 縫糸間隔、縫い目又は横糸間隔及び糸間面積は下記のとおりとする。        縫糸間隔(cm) : 8.5以下 縫い目又は横糸間隔(cm) : 5以下        6) 疊床の構造は下図を標準とする。</p>
	<p>C. 疊へりはJIS L3108(疊へり地)によるP・Pへりとし、光輝へり10疊分450g以上とする。へり下地は疊用へり下紙巾75mm以上とする。        D. 畳表は、JAS 3種2等品とし、動力綿糸引き通し重量1,400kg以上とする。        E. 疊床に使用する縫糸は、JIS A5914(建材疊床)附属書に規定する糸又は、それらと同等以上の性能をもつ糸とし、疊の仕上げに使用する縫糸は、JIS A5902(畠)附属書に規定する糸、又は、それらと同等以上の性能をもつ糸とする。ただし、これらの糸に害虫予防等のための薬剤を含浸又は浸透させたものは使用しない。        * 畠の種別: D種(畠床の記号 K-T-III) [表19.6.1]</p>
19.6.3 工法	<p>A. 製作及び敷き込み        1) 製作に先立ち、監督職員と打ち合わせ、各所の寸法、曲がりの手等を計り割り合わせする。        2) 疊ごしらえは、疊割りに正しく切り合わせ、へり巾は表2目録通りよく、たるまないよう針足寸法に合わせ縫い付ける。また、畠床の手かけは無とする。        3) 畠の角止めは、ホッチキス針金具戸止めとし、針は長さ22mm、巾3mm以上とする。        4) 畠の返しボードは、不織布糸又はポリエチル糸の畠用返しボードとする。        5) 敷き込みは、敷居畠寄せ等と段違い、隙間、不陸等のないように行う。</p> <p>B. 畠枠、及び畠表の等級表示側の裏面に剥がれないように張り付け、次の事項を表示する。        製造所及び製造年月、種類及び等級</p> <p>C. 畠焼け防止の措置をする。</p> <p>D. 畠は、敷き込み前に30畠につき1畠の割合で任意に抽出し、縫い目間隔を測定し、社内検査報告書にまとめた上、監督職員に提出する。</p>
19.7.2 材料	<p>&lt;せっこうボード、その他ボード及び合板張り&gt;</p> <p>* ボード類の種類、厚さ等: ・図面による ・( )</p> <p>* 普通合板 表板の樹種名、板面の品質、厚さ、接着の程度、防虫処理: ※図面による ・( )</p> <p>* 天然木化粧合板 化粧板の樹種名、接着の程度、厚さ、防虫処理: ※図面による ・( )</p> <p>* 特殊加工化粧合板 化粧加工の方法、表面性能、接着の程度、厚さ、防虫処理: ※図面による ・( )</p> <p>* 遮音シール材(軽鉄下地ボート遮音壁): ・アクリル系 ・ウレタン系 ・ジョイントコンパウンド(JIS A 6914)</p>
19.7.3 工法	<p>* 軽量骨格下地、木造下地以外の下地: ・図面による ・( )</p> <p>* 工法の種類: ・図面による ・( )</p> <p>* 合板類の張付け種別: ・A種 ※B種 [表19.7.3]</p> <p>* せっこうボードの目地工法の種類: ・縫目処理工法 ・突付け工法 ・目透し工法 [表19.7.5]</p> <p>* 化粧せっこうボードの留め付け: 同色のカラーネイル、カラーねじ等</p>
19.8.2 材料	<p>&lt;壁紙張り&gt;</p> <p>* 壁紙の種類: ・図面による ・( ) 防火性能: ・図面による ・( )</p>
19.8.3 施工	<p>* 素地ごしらえ モルタル及びプラスター一面: ・A種 ※B種 コンクリート面: ・A種 ※B種</p> <p>せっこうボード面: ・A種 ※B種</p>
<断熱・防露>	
19.9.2 断熱材打込み工法	<p>* 断熱材 (JIS A 9521 建築用断熱材) 種類、厚さ: ・図面による ・( )</p>
19.9.3 断熱材現場発泡工法	<p>* 種類(建築物断熱用吹付け硬質ウレタンフォーム(難燃性)): ・A種1 ・A種1H ・( ) ・図面による</p> <p>* 吹付け厚さ: ・( ) mm ・図面による</p>
19.9.4 (SI工法等)	<p>* 材料 種類及び厚さ: ・図面による ・( )</p>
<発泡プラスチック系床下地張り工法>	
19.10.1 材料	<p>* 発泡プラスチック系下地材の遮音性能及び厚さ: ・19.10.1(4)(7)(1)による ・図面による ・( )</p> <p>* 下張り用合板の厚さ: ・図面による ・( )</p>
<乾式遮音二重床下地張り工法>	
19.11.1 材料	<p>* パーティクルボードの厚さ: ・図面による ・( )</p> <p>* 下張り用合板の厚さ: ・図面による ・( )</p>
<内装プレハブ工法>	
19.12.1 適用範囲	<p>* 内装プレハブ工法: 「愛知県公営住宅課 内装プレハブ工事特記仕様書」による        (内装下地材は県産材を使用すること。)</p>
<ユニット工事等>	
20.2.3 可動間仕切	<p>■建築編 20章 ユニット及びその他の工事■</p> <p>* 材料等: 構造形式による種類( ) 構成基材の種類( ) 遮音性( )</p> <p>パネル表面仕上げ( ) パネル内に取り付ける建具: 寸法( ) 形状( ) ・図面による</p>
20.2.4 移動間仕切	<p>* 材料等 パネルの操作方法による種類: パネル表面材: (材質 仕上げ )</p> <p>* 性能等 パネル押接装置の操作方法: 遮音性:        ハガード取付け下地の補強: ※20.2.4(3)(1)による ・( ) ・図面による        パネルをシートに取り付ける部品: ※20.2.4(3)(2)による ・( ) ・図面による        ハンガーレール: ※20.2.4(3)(3)による ・( ) ・図面による        ランナー: ※20.2.4(3)(4)による ・( ) ・図面による</p> <p>* 工法 あと施工アンカー: 材質( ) 寸法( ) その他( )</p>
20.2.5 トイレベース	<p>* 材料 パネル表面材: ・メラミン樹脂系化粧板 ・ポリエチル樹脂系化粧板 ・図面による        脚部の種類: ※幅木タイプ ・( ) ・図面による        ドアエッジの材質: ・トイレベースの製造所の仕様による ・( ) ・図面による</p>
20.2.6 階段滑り止め	<p>* 材種、形状、寸法等: ・( ) ・図面による</p> <p>* 取付け工法: ※接着工法 ・埋込み工法 ・図面による</p>

項目	特記事項														
20.2.8 黒板及びホワイトボード	<p>* 黒板 分類: ※焼付け ・( ) ・図面による        種類: ・鋼製黒板 ・ほうろう黒板 ・( ) ・図面による</p>														
20.2.9 鏡	<p>* 厚さ: ※5mm ・( )</p>														
20.2.10 表示	<p>* 衝突防止表示 ガラススクリーンの対人衝突防止表示 形状、寸法、材質等: ・図面による ・( )</p> <p>* 非常用進入口等: ・図面による</p> <p>* 室名札、ビーグラム、案内板等の形状、寸法、材質、色、書体、印刷等の種別、取付け形式等: ※図面による ・( )</p>														
20.2.14 カーテン及びカーテンレール	<p>* 形式、付属金物等 種類: ・シングル ・ダブル 形式: ・片引き ・両引き ・( )</p> <p>開閉操作方法: ・図面による ・( )</p> <p>* きれ地の種別、品質、特殊加工等: ・図面による ・( )</p> <p>レール、ブラケット 強さによる区分: ※10~90 ・( )</p> <p>カーテンレール 材料による区分: ※アルミニウム ・アルミニウム合金の押出し成型材</p> <p>仕上げ: ※アルマイト ・( ) 形状: ※角形 ・( )</p> <p>* 工法 ひだの種類: ・フランジひだ ・箱ひだ ・つまひだ ・ブレーンひだ ・片ひだ ・図面による        暗幕用カーテンの両端、上部、召し合わせの重なり: ※300mm以上 ・( ) ・図面による</p>														
20.2.15 浴室ユニット	<p>* 種類: ・図面による ・( ) 形状: ・図面による ・( )</p> <p>寸法(内法): ・図面による ・( ) 材質: ・図面による ・( )</p>														
20.2.16 キッチンキャビネット	<p>* キッチンキャビネットの品質、性能: ・図面による ・製造所の仕様による</p> <p>* キッチンキャビネットの種類: ※セクションナルキッチン ・システムキッチン</p> <p>* キッチンキャビネットの寸法、材質、付属部品: 図面による</p>														
20.2.17 郵便受箱	<p>* 品質、性能: ※図面による ・( )</p> <p>* 形状、寸法: ※図面による ・( )</p> <p>* 材質: ※ステンレス製 ・( ) ・図面による</p>														
20.2.18 手すりユニット	<p>* 手すりユニットの品質及び性能: ・図面による ・製造所の仕様による</p> <p>* 廊下用手すりユニットの材質: ※アルミニウム合金製 ・スチール製 ・ステンレス製</p> <p>* パルコニー用手すりユニットの材質: ※アルミニウム合金製 ・スチール製 ・ステンレス製</p> <p>* 手すりユニットの形状、寸法: ・図面による ・( )</p> <p>* 手すりユニットの軸部への支持方法の種別: ※図面による ・( )</p> <p>* 風の影響による音の発生が想定される場合には、中間支持材を入れる等の対応をする。</p>														
20.2.19 補助手すり	<p>* 補助手すりの品質及び性能: ・図面による ・製造所の仕様による</p> <p>* 補助手すりの形状、寸法、材質: 図面による</p>														
20.4.2 材料	<p>&lt;間知石及びコンクリート間知プロック積み&gt;</p> <p>* 間知石 材種: ・( ) ・図面による</p> <p>* コンクリート間知プロック 種類、質量区分: ・( ) ・図面による</p>														
20.4.3 工法	<p>* 間知石積み方: ※谷積み ・布積み 目塗り( )</p> <p>伸縮調整目地 材種、厚さ等: ・図面による ・( )</p> <p>* コンクリート間知プロック積み 積み方: ※谷積み ・布積み 目塗り( )</p> <p>伸縮調整目地 材種、厚さ等: ・図面による ・( )</p>														
21.2.1 材料	<p>&lt;屋外雨水排水&gt;</p>														
21.2.2 施工	<p>* 材種、種類、記号、呼び径等: ・図面による ・( )</p> <p>* 側塊の形状、寸法: ・図面による ・( )</p> <p>* 排水栓、ふたの種類等: ・図面による ・( )</p> <p>鋳鉄製ふたの場合 名称、種類、適用荷重: ・図面による ・( )</p> <p>* グレーチングの材質、用途、適用荷重、メッシュピッチ、ボルト固定の有無等: ・図面による ・( )</p> <p>* 現場打ちコンクリート 種類: ・普通コンクリート ・( ) ・図面による</p> <p>設計基準強度: ※18N/mm<sup>2</sup> ・( ) ・図面による</p> <p>スランプ: ・15cm ・18cm ・( ) ・図面による</p> <p>鉄筋の種類等: ・SD295A ・( ) ・図面による</p> <p>* 凍上抑制層の材料:</p> <p>* 砂の粒度試験: ・行う ・行わない</p> <p>* 埋戻し材料種別: ・A種 ・B種 ・C種 ・D種 ※発生土の中の良質土</p>														
21.3.1 施工	<p>* 現場打ち排水栓の足掛け金物の材料: ・ステンレス製(幅400mm、径22mm) ・鋼製(径22mm、防錆処理済み)</p> <p>* 合成樹脂被覆加工を行ったもの(径19mm) ・図面による</p> <p>* 遠心力鉄筋コンクリート管 基床の厚さ、種類: ・図面による ・( )</p> <p>* 硬質ポリ塩化ビニル管 基床の厚さ、種類: ・図面による ・( )</p> <p>* 継手: ※接着剤 ・ゴム輪</p> <p>* 車両の通行が多い場合及び軟弱地盤に管路を敷設する場合の工法は図面による</p>														
21.3.2 施工	<p>* 縁石の種類、形状、寸法等: ・図面による ・( )</p> <p>* 側溝の種類、形状、寸法等: ・図面による ・( )</p>														
22.2.2 路床	<p>* 砂利地業の厚さ: ・100mm ・図面による ・( )</p>														
22.2.3 補装工事	<p>* 路床        (1) 凍上抑制層: ・適用する(厚さ ) ※適用しない</p>														
	<table border="1"> <tr> <td></td><td>設計事務所名</td><td>工事名称</td><td rowspan="3">図面番号</td></tr> <tr> <td></td><td>建築士登録番号</td><td></td></tr> <tr> <td></td><td>建築士氏名</td><td></td></tr> <tr> <td>検図</td><td>製図</td><td>設計 ○年〇月</td><td>愛知県建築局公共建築部公営住宅課</td></tr> </table>		設計事務所名	工事名称	図面番号		建築士登録番号			建築士氏名		検図	製図	設計 ○年〇月	愛知県建築局公共建築部公営住宅課
	設計事務所名	工事名称	図面番号												
	建築士登録番号														
	建築士氏名														
検図	製図	設計 ○年〇月	愛知県建築局公共建築部公営住宅課												

項目	特記事項
22.2.3 材料	(2) 透水性舗装に用いるフィルター層：※適用する（厚さ：図面による）・適用しない (3) 路床安定処理：・適用する（厚さ方法）※適用しない * 盛土種別：・A種・B種・C種・D種 ※発生土の中の良質土 * 凍上抑制層に用いる材料： * 透水性舗装のフィルター層に用いる材料：図面による * 砂の粒度試験：・実施する・実施しない * 路床安定処理用添加材料 種類：※普通ポルトセメント・高炉セメントB種・フライアッシュセメントB種・生石灰特号・生石灰1号・消石灰特号・消石灰1号 [表22.2.1]
22.2.5 試験	* 路床土の支持力比(CBR)試験：・実施する・実施しない * 路床締固め度試験：・実施する(埋戻し及び盛土部は原則実施)・実施しない * 現場CBR試験：・実施する・実施しない
<路盤> 22.3.2 路盤の厚さ及び仕上り	* 路盤の厚さ：・図面による・( )
22.3.3 材料 <アスファルト舗装>	* 路盤材料：※RC-40(透水性舗装除く)・C-40・CS-40・( ) [表22.3.1]
22.4.2 舗装の構成及び仕上り	* アスファルト舗装の構成及び厚さ：・図面による・( ) * 平坦性：※通行の支障となる水たまりを生じない程度・( )
22.4.3 材料	* 再生アスファルトの種類：・60～80・80～100・図面による * シールコート用乳剤の種別：・PK-1・PK-2・図面による [表22.4.1]
22.4.4 配合その他	* 表層の加熱アスファルト混合物等の種類：・密粒度アスファルト混合物(13) ・細粒度アスファルト混合物(13) ※再生密粒度アスファルト混合物(13) ・再生細粒度アスファルト混合物(13) 基層の加熱アスファルト混合物等の種類：・粗粒度アスファルト混合物(20) ※再生粗粒度アスファルト混合物(20) [表22.4.4]
22.4.6 試験 <コンクリート舗装>	* アスファルト混合物等の抽出試験：・実施する・実施しない
22.5.2 舗装の構成及び仕上り	* コンクリート舗装等の構成及び厚さ、寒冷地の縁部立下り寸法等：※図面による・( )
22.5.3 材料	* コンクリートの種類：※普通コンクリート・( )・図面による * コンクリートの設計基準強度、スランプ、粗骨材の最大寸法：・図面による・表22.5.1による・( ) * 早強ポルトセメント：・使用する・使用しない・図面による * 注入目地材：・※低弾性タイプ・高弾性タイプ・図面による [表22.5.2]
22.5.4 施工	* コンクリート版の目地の種類及び間隔：※図面による・表22.5.3による目地を設ける・( ) * 目地の構造：※図面による・図22.5.1による・( )
<カラー舗装> 22.6.2 舗装の構成及び仕上り	* 種類：・加熱系・常温系・図面による * 加熱系カラー舗装 構成及び厚さ 表層に用いる結合材の種類：※アスファルト混合物・石油樹脂系混合物・図面による * 常温系カラー舗装 工法 着色部の下部：・アスファルト舗装・コンクリート舗装・図面による
22.6.3 材料	* 加熱系混合物に添加する着色骨材又は自然石：・図面による・( )
22.6.4 配合その他	* 加熱系混合物 結合材に石油樹脂を使用する場合の顔料の添加量：・図面による・( ) * ニート工法、塗布工法の配合、その他：・図面による・( )
<透水性アスファルト舗装>	* 舗装構成：※図面による・( ) 平坦性：※著しい不陸がないこと・( )
22.7.2 舗装の構成及び仕上り <ブロック系舗装>	* コンクリート平板舗装の目地材：・砂・モルタル※図面による * 舗石舗装の基層：・アスファルト混合物 厚さ：・50mm・( )・図面による ・コンクリート版 厚さ：・70mm・( )・図面による * コンクリート平板舗装及び舗石舗装のクッション材：・砂・空練りモルタル・図面による * 平坦性：※平板等間の段差3mm以内・( )
22.8.3 材料	* コンクリート平板 種類、寸法：※図面による・( ) 厚さ：・60mm・( )・図面による * インターロッキングブロックの種類、形状、寸法、厚さ、曲げ強度、表面加工等 車道部：・曲げ強度5.0N/mm <sup>2</sup> の普通ブロック、厚さ80mm・( )・図面による 歩道部：・曲げ強度3.0N/mm <sup>2</sup> の普通ブロック、厚さ60mm・( )・図面による * 舗石に用いる石材の種類、形状、寸法及び厚さ：※図面による・( )
<砂利敷き> 22.9.2 材料	* 種別 通路：※A種・B種 建物周囲その他：・A種・※B種 [表22.9.1]
<b>■建築編 23章 植栽、屋上緑化、その他施設整備等工事■</b>	
<ウォール・擁壁> 23.6.2 一般事項	* 支持力試験：・実施する(方法)・実施しない * 石材：・図面による・( ) * 裏込めに使用する透水材料及び伸縮目地の材料、厚さ：※図面による・( ) * 水抜きパイプの口径：※75mm・100mm・( )・図面による * 水抜きパイプの設置条件：3m <sup>2</sup> に1カ所以上
23.6.5 ブロック(張)擁壁	* コンクリートブロック積み：・谷積み・( )・図面による
23.6.6 石積(張)擁壁	* 材料 割石：・花こう岩(規格)・安山岩(規格) 雑割石：・花こう岩(規格)・安山岩(規格) * 工法一般 目地仕上げ方法(雑割石積み、野面石積みの練積みの場合)：・図面による・( ) * 水抜きパイプの口径：※75mm・100mm・( )・図面による

項目	特記事項
〈遊戯施設及びサービス施設〉	
3.8.2 一般事項	* 木材の防腐処理方法：※メーカー仕様による・( )・図面による * 木材の防腐処理に使用する防腐剤：・23.8.2(4)(i)(a)～(c)による・図面による * 遊具の構造、強度、材料、寸法、安全領域等：・図面による・遊具の安全に関する基準の規定による
3.8.3 遊具組立設置	* 材料 コンクリート工作物の品質 : ※図面による・( ) 木製遊戯器具などの木材の規格、樹種、防腐処理など : ※図面による・( ) 木材その他の工作物の木材の規格、樹種、防腐処理など : ※図面による・( ) 切石などの仕上げ : ※図面による・( )
〈管理施設〉	
3.9.2 柵工	* 材料 ネットフェンスの構成部材の種類、寸法等 : ※図面による・( ) ひし形金網の種類、寸法等 : ※図面による・( )
〈建築施設組立〉	
3.10.2 自転車置場ユニット	* 材料 品質、性能 : ※図面による・製造所の仕様による・( ) 材質、収納台数 : ※図面による・製造所の仕様による・( )
3.10.3 物置ユニット	* 主要部材の材質 : ※図面による・製造所の仕様による・( ) * 強度区分の種別 : ・120型 ・300型 ・450型 ※図面による寸法、形状等 : ※図面による
〈グラウンド舗装〉	
3.11.3 グラウンド舗装	* 材料 荒木田土 : ※図面による・( ) グラウンドのライン : ※図面による・( ) * 工法（クレー舗装） 荒木田土の高さ、厚さ : ※図面による・( ) 表層安定剤の量 : ※図面による・( )
■建築編 24章 PC工法による工事■	
4.1.3 関連設備工事	* 関連設備工事の施工区分 PC部材に先付けされるスリーブ、電気配管、電気ボックス : ・建築工事・( ) 衛生、電気及びガス設備工事の穴埋め : ・建築工事・( )
〈PC部材製造に用いる材料及び部品〉	
4.2.1 セメント	* 種別 : ・普通ポルトランドセメント ・早強ポルトランドセメント ・混合セメント(高炉セメント、フライッシュセメント)A種
4.2.4 混和材料	* 混和剤 : ・AE剤 ・減水剤 ・AE減水剤 ・高性能減水剤 ・高性能AE減水剤 ・流動化剤 * 混和材 : ・フライッシュ(I種) ・フライッシュ(II種) ・フライッシュ(IV種) ・高炉スラグ微粉末 ・シリカフーム ・膨張剤 * 上記以外の混和材料及びその他の材料の品質 :
4.2.5 鋼材・鉄筋等	* 鉄筋種別 : ※図面による・( ) * 鋼材の形状及び寸法 : ※図面による・( )
4.2.6 接合用金物類	* 接合用金物類の仕上がり形状及び寸法 : ※図面による・( )
〈PC部材の製造〉	
4.3.2 コンクリートの種類	* 使用骨材による種類 : ・普通コンクリート ・軽量コンクリート1種 ・軽量コンクリート2種
4.3.3 コンクリートの設計基準強度	* 設計基準強度 :
4.3.4 コンクリートの調合	* 水セメント比 : * 所要スランプ : ・( ) ・12cm以下
4.3.9 PC部材のかぶり厚さ	* PC部材及びPC部材接合部のかぶり厚さ 非耐力壁・床・屋根 : 耐力壁・柱・梁 :
4.3.12 表面仕上げ	* タイル張り仕上げの製造方法 : ※PC部材にタイルを打ち込む工法(先付け工法) ・( )
4.3.16 PC部材の補修	* 補修基準及び補修方法 : ※図面による・( )
〈基礎及び基礎梁〉	
4.4.1 一般事項	* 設計基準強度 : ※図面による・( )
〈溶接接合〉	
4.6.6 添えプレート	* 壁板の接合部に用いる水平ドライ接合部に用いる添えプレートの材質 : ※図面による・( )
4.6.7 溶接施工	* フレアグループ溶接の余盛り : ※図面による・( )
4.6.8 溶接後の検査	* 超音波探傷試験 : ・実施する( ) ・実施しない ・図面による
〈スリーブ接合〉	
4.7.1 一般事項	* スリーブ接合の材料及び施工方法 : ※図面による・( ) * 検査方法及び判定基準 : ※図面による・( )
〈その他接合〉	
4.8.1 一般事項	* その他の接合の種類・箇所及び施工方法 : ※図面による・( ) * 検査方法及び判定基準 : ※図面による・( )
〈狭小部充填コンクリート〉	
4.9.1 狹小部充填コンクリートの設計基準強度	* 狹小部充填コンクリートの設計基準強度 : ※図面による・( )
4.9.3 調合	* 調合 : ※図面による・( )
4.9.6 打込み	* 保温養生の方法(凍害のおそれがある場合) : ※図面による・( )

項目	特記事項																																		
<敷きモルタル>																																			
24.10.1 敷きモルタルの圧縮強度*	敷きモルタルの圧縮強度：※図面による・( )																																		
建築札	<p>■建築編 その他■</p> <p>※設置する(材種：※黒御影石、厚25mm・その他[ ]・設置しない)</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td>県 岐 ○ ○ 住 宅 施工 ○ ○ 建 設 ○ ○ 電 気 ○ ○ 設 備 完成 年 月 愛 知 県 建 築 局</td> </tr> </table> <p>文字は丸ゴシック体(彫り込み)とする。 取付位置及び文面は監督職員の指示による。</p>	県 岐 ○ ○ 住 宅 施工 ○ ○ 建 設 ○ ○ 電 気 ○ ○ 設 備 完成 年 月 愛 知 県 建 築 局																																	
県 岐 ○ ○ 住 宅 施工 ○ ○ 建 設 ○ ○ 電 気 ○ ○ 設 備 完成 年 月 愛 知 県 建 築 局																																			
材料等の使用制限	<p>【化学物質を発散する建築材料等の使用制限の原則】 本工事に使用する資材は、次の建築材料等の適正な選択による対策を講じること。</p> <p>1) 施チレンを発散する建築材料等の使用制限の原則</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>対策をとる建築材料等</th> <th>使用制限の原則</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>① 合板、木質系フローリング、構造用パネル、集成材単板、積層材、MDF、パーティクルボード、その他木質建材</td> <td>発散しないか、発散が極めて少ないJAS又はJISの規格品とする。</td> </tr> <tr> <td>② 家具、書架、実験台、その他の什器等</td> <td>(①⑤⑦)に掲げる建築材料等を使用している場合には、発散しないか、発散が極めて少ないものとする。</td> </tr> <tr> <td>③ ユリア樹脂板</td> <td>発散しないか、発散が極めて少ないものとする。</td> </tr> <tr> <td>④ 壁紙</td> <td>発散しないか、発散が極めて少ないJAS又はJISの規格品とする。</td> </tr> <tr> <td>⑤ 壁紙、ビニル床タイル、ビニル床シート及び幅木等の施工時に使用する接着剤</td> <td>発散しないか、発散が極めて少ないJAS又はJISの規格品とする。</td> </tr> <tr> <td>⑥ 保溫材、緩衝材、断熱材</td> <td></td> </tr> <tr> <td>⑦ 塗料</td> <td></td> </tr> <tr> <td>⑧ 仕上塗材</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>2) トルエン、キシレン及びエチルベンゼンを含有する塗料及び接着剤の使用制限の原則</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>対策をとる建築材料等</th> <th>使用制限の原則</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>① 壁紙、ビニル床タイル、ビニル床シート及び幅木等の施工時に使用する接着剤</td> <td>含有量が少ないJAS又はJISの規格品とする。</td> </tr> <tr> <td>② 塗料</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>3) クロルビリホス、ダイアジノン及びフェノブカルブを含有する防腐・防蟻剤の使用制限</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>対策をとる建築材料等</th> <th>使用制限の原則</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>木材保存(木材の防腐・防蟻処理)剤</td> <td>含有しない、非有機リン系の薬剤とし、加圧式防腐・防蟻処理等は工場で行い、十分乾燥した後に現場へ搬入する。</td> </tr> </tbody> </table> <p>4) 可塑剤を使用している建築材料等の使用制限の原則</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>対策をとる建築材料等</th> <th>使用制限の原則</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>① 壁紙用接着剤</td> <td>フタル酸ジ-n-ブチル及びフタル酸ジ-2-エチルヘキシル等を含有しない難揮発性の可塑剤を使用しているJAS又はJISの規格品とする。</td> </tr> <tr> <td>② 木工用接着剤</td> <td>フタル酸ジ-n-ブチル及びフタル酸ジ-2-エチルヘキシル等を含有しない難揮発性の可塑剤を使用しているものとする。</td> </tr> </tbody> </table> <p>建築工事指定資材</p> <p>本工事に使用する資材・機材は、公共住宅事業者等連絡協議会編集の公共住宅建設工事共通仕様書、本特記仕様書、並びに図面で指定された品質、性能を有するもののほか、以下のものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(一社)公共建築協会の「建築材料・設備器材等品質性能評価事業」により評価を受けた建築材料・設備機材等(以下「評価名簿登載品」という)。ただし、評価書の「納入地区及びアフターサービス地区」に当該工事場所が含まれる場合に限る。</li> <li>(一財)ベターリビングが認定した優良住宅部品(BL部品)。ただし、現場においてBLマーク表示が確認できるものに限る。</li> <li>その他、各標準仕様書の仕様規定及び試験方法に適合することが証明書等で確認でき、監督職員の承諾を得られたもの。(定期的なメンテナンスが必要になる機材については、メンテナンス(アフターサービス)の体制についても監督職員に承諾が得られること。)</li> </ol> <p>なお、「評価名簿登載品」は、(一社)公共建築協会の「建築材料・設備器材等品質性能評価事業」の評価書の写しを提出することにより、その評価を受けたこと及びメンテナンスの体制があることについて証明することができる。</p> <p>また防犯建物部品とは、「防犯性能の高い建物部品の開発・普及に関する官民合同会議」が公表している「防犯性能の高い建物部品目録」に掲載された建物部品など、工具類等の侵入器具を用いた侵入行為に対して(ア)騒音の発生を可能な限り避ける攻撃方法に対しては5分以上、(イ)騒音の発生を許容する攻撃方法に対しては、騒音を伴う攻撃回数7回(総攻撃時間1分以内)を超えて、侵入を防止する防犯性能を有することが、公正中立な第三者機関により確かめられた建物部品をいう。</p> <p>東洋ゴム化工品㈱及びニッタ加工品㈱で製造された製品・材料を用いる場合</p> <p>受注者は、東洋ゴム化工品(株)、ニッタ加工品(株)で製造された製品や材料(以下、ゴム製品等とする。)を用いる場合には、同社が製造するゴム製品等に対して請負者が指定した第三者(東洋ゴム化工品(株)、ニッタ)確認を得るものとする。</p> <p>なお必要な品質証明書は、以下の試験及び検査において、製品に応じて必要な規格について取得するものとする。</p>	対策をとる建築材料等	使用制限の原則	① 合板、木質系フローリング、構造用パネル、集成材単板、積層材、MDF、パーティクルボード、その他木質建材	発散しないか、発散が極めて少ないJAS又はJISの規格品とする。	② 家具、書架、実験台、その他の什器等	(①⑤⑦)に掲げる建築材料等を使用している場合には、発散しないか、発散が極めて少ないものとする。	③ ユリア樹脂板	発散しないか、発散が極めて少ないものとする。	④ 壁紙	発散しないか、発散が極めて少ないJAS又はJISの規格品とする。	⑤ 壁紙、ビニル床タイル、ビニル床シート及び幅木等の施工時に使用する接着剤	発散しないか、発散が極めて少ないJAS又はJISの規格品とする。	⑥ 保溫材、緩衝材、断熱材		⑦ 塗料		⑧ 仕上塗材		対策をとる建築材料等	使用制限の原則	① 壁紙、ビニル床タイル、ビニル床シート及び幅木等の施工時に使用する接着剤	含有量が少ないJAS又はJISの規格品とする。	② 塗料		対策をとる建築材料等	使用制限の原則	木材保存(木材の防腐・防蟻処理)剤	含有しない、非有機リン系の薬剤とし、加圧式防腐・防蟻処理等は工場で行い、十分乾燥した後に現場へ搬入する。	対策をとる建築材料等	使用制限の原則	① 壁紙用接着剤	フタル酸ジ-n-ブチル及びフタル酸ジ-2-エチルヘキシル等を含有しない難揮発性の可塑剤を使用しているJAS又はJISの規格品とする。	② 木工用接着剤	フタル酸ジ-n-ブチル及びフタル酸ジ-2-エチルヘキシル等を含有しない難揮発性の可塑剤を使用しているものとする。
対策をとる建築材料等	使用制限の原則																																		
① 合板、木質系フローリング、構造用パネル、集成材単板、積層材、MDF、パーティクルボード、その他木質建材	発散しないか、発散が極めて少ないJAS又はJISの規格品とする。																																		
② 家具、書架、実験台、その他の什器等	(①⑤⑦)に掲げる建築材料等を使用している場合には、発散しないか、発散が極めて少ないものとする。																																		
③ ユリア樹脂板	発散しないか、発散が極めて少ないものとする。																																		
④ 壁紙	発散しないか、発散が極めて少ないJAS又はJISの規格品とする。																																		
⑤ 壁紙、ビニル床タイル、ビニル床シート及び幅木等の施工時に使用する接着剤	発散しないか、発散が極めて少ないJAS又はJISの規格品とする。																																		
⑥ 保溫材、緩衝材、断熱材																																			
⑦ 塗料																																			
⑧ 仕上塗材																																			
対策をとる建築材料等	使用制限の原則																																		
① 壁紙、ビニル床タイル、ビニル床シート及び幅木等の施工時に使用する接着剤	含有量が少ないJAS又はJISの規格品とする。																																		
② 塗料																																			
対策をとる建築材料等	使用制限の原則																																		
木材保存(木材の防腐・防蟻処理)剤	含有しない、非有機リン系の薬剤とし、加圧式防腐・防蟻処理等は工場で行い、十分乾燥した後に現場へ搬入する。																																		
対策をとる建築材料等	使用制限の原則																																		
① 壁紙用接着剤	フタル酸ジ-n-ブチル及びフタル酸ジ-2-エチルヘキシル等を含有しない難揮発性の可塑剤を使用しているJAS又はJISの規格品とする。																																		
② 木工用接着剤	フタル酸ジ-n-ブチル及びフタル酸ジ-2-エチルヘキシル等を含有しない難揮発性の可塑剤を使用しているものとする。																																		

項目	特記事項																																																																																																																		
	<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td>試験名</td> <td>計測項目</td> </tr> <tr> <td>通常状態での試験(常態試験)</td> <td>硬さ、比重、引張強度、伸び</td> </tr> <tr> <td>熟老化試験</td> <td>熟老化前後の変化率(硬さ、比重、引張強度、伸び)</td> </tr> <tr> <td>圧縮永久ひずみ試験</td> <td>圧縮による残留歪み</td> </tr> <tr> <td>製品検査</td> <td>外観、寸法、性能</td> </tr> </table> <p>ただし、第三者による品質証明書類を提出し監督職員の確認を得た場合であっても、後に製品不良等が判明した場合に受注者の契約不適合責任が免責されるものではない。</p> <p>建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律((平成12年法律第104号)以下「建設リサイクル法」という。)に基づき、特定建設資材の分別解体等及び再資源化等の実施について適正な措置を講ずることとする。</p> <p>なお、本工事における特定建設資材の分別解体等・再資源化等については、別表1又は2、及び3の積算条件を設定しているが、工事請負契約書の「解体工事に要する費用」等に定める事項は契約締結時に発注者と受注者の間で確認されたものであるため、発注者が積算上条件明示した別表の事項と別の方法であった場合でも変更の対象としない。ただし、現場条件の変更等、受注者の責によるものではない事項についてはこの限りでない。</p> <p>また、受注者は、特定建設資材の分別解体等・再資源化等が完了したときは、建設リサイクル法第18条第1項に基づく報告として、監督職員に「再資源化等報告書」を提出すること。「再資源化等報告書」は、建設企画課のホームページ <a href="https://www.pref.aichi.jp/soshiki/kensetsu-kikaku/kenchiku-kijyun.html">https://www.pref.aichi.jp/soshiki/kensetsu-kikaku/kenchiku-kijyun.html</a> [建築工事事務の手引・関連様式]から入手可能。</p> <p>(注)別表4については積算上の条件明示であり、処理施設を指定するものではない。</p> <p>なお受注者の提示する施設と異なる場合においても、設計変更の対象としない。</p> <p>別表1 建築物に係る解体工事</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>工程及び解体業方内容</th> <th>工 程</th> <th>作業内容</th> <th>分別・解体等の方法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>・建築設備、内装材等</td> <td>・有・無</td> <td>・手作業</td> <td>・手作業と機械作業の併用</td> </tr> <tr> <td>・屋根ふき材</td> <td>・有・無</td> <td>・手作業</td> <td>・手作業と機械作業の併用</td> </tr> <tr> <td>・外装材、上部構造部材</td> <td>・有・無</td> <td>・手作業</td> <td>・手作業と機械作業の併用</td> </tr> <tr> <td>・基礎、基礎ぐい</td> <td>・有・無</td> <td>・手作業</td> <td>・手作業と機械作業の併用</td> </tr> <tr> <td>・その他( )</td> <td>・有・無</td> <td>・手作業</td> <td>・手作業と機械作業の併用</td> </tr> </tbody> </table> <p>別表2 建築物に係る新築工事等(外構・増築・修繕・模様替)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>工程及び解体業方内容</th> <th>工 程</th> <th>作業内容</th> <th>分別・解体等の方法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>・造成等</td> <td>・有・無</td> <td>・手作業</td> <td>・手作業と機械作業の併用</td> </tr> <tr> <td>・基礎、基礎ぐい</td> <td>・有・無</td> <td>・手作業</td> <td>・手作業と機械作業の併用</td> </tr> <tr> <td>・上部構造部分、外装</td> <td>・有・無</td> <td>・手作業</td> <td>・手作業と機械作業の併用</td> </tr> <tr> <td>・屋根</td> <td>・有・無</td> <td>・手作業</td> <td>・手作業と機械作業の併用</td> </tr> <tr> <td>・建築設備、内装等</td> <td>・有・無</td> <td>・手作業</td> <td>・手作業と機械作業の併用</td> </tr> <tr> <td>・その他( )</td> <td>・有・無</td> <td>・手作業</td> <td>・手作業と機械作業の併用</td> </tr> </tbody> </table> <p>別表3 建築物以外のものに係る解体工事又は新築工事等(外構・工作物等)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>工程及び解体業方内容</th> <th>工 程</th> <th>作業内容</th> <th>分別・解体等の方法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>・仮設</td> <td>・有・無</td> <td>・手作業</td> <td>・手作業と機械作業の併用</td> </tr> <tr> <td>・土工</td> <td>・有・無</td> <td>・手作業</td> <td>・手作業と機械作業の併用</td> </tr> <tr> <td>・基礎</td> <td>・有・無</td> <td>・手作業</td> <td>・手作業と機械作業の併用</td> </tr> <tr> <td>・本体工事</td> <td>・有・無</td> <td>・手作業</td> <td>・手作業と機械作業の併用</td> </tr> <tr> <td>・本体付属品</td> <td>・有・無</td> <td>・手作業</td> <td>・手作業と機械作業の併用</td> </tr> <tr> <td>・その他( )</td> <td>・有・無</td> <td>・手作業</td> <td>・手作業と機械作業の併用</td> </tr> </tbody> </table> <p>別表4 再資源化等をする施設の名称及び所在地</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>廃棄物の種類</th> <th>施設の名称</th> <th>所 在 地</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>・コンクリート</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>・鉄及びコンクリートから成る建設資材</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>・アスファルト・コンクリート</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>・木材</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td rowspan="3" style="vertical-align: middle; padding: 10px;">設計事務所名 建築士登録番号 建築士氏名 検図 製図 設計 ○年〇月</td> <td style="text-align: center; padding: 5px;">設計事務所名</td> <td style="text-align: center; padding: 5px;">工事名称</td> <td rowspan="3" style="vertical-align: middle; text-align: center; padding: 5px;">図面番号 縮尺</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center; padding: 5px;">建築士登録番号</td> <td style="text-align: center; padding: 5px;">建築士氏名</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center; padding: 5px;">検図</td> <td style="text-align: center; padding: 5px;">製図</td> <td style="text-align: center; padding: 5px;">設計</td> </tr> </table> <p style="text-align: right;">愛知県建築局公共建築部公営住宅課</p>	試験名	計測項目	通常状態での試験(常態試験)	硬さ、比重、引張強度、伸び	熟老化試験	熟老化前後の変化率(硬さ、比重、引張強度、伸び)	圧縮永久ひずみ試験	圧縮による残留歪み	製品検査	外観、寸法、性能	工程及び解体業方内容	工 程	作業内容	分別・解体等の方法	・建築設備、内装材等	・有・無	・手作業	・手作業と機械作業の併用	・屋根ふき材	・有・無	・手作業	・手作業と機械作業の併用	・外装材、上部構造部材	・有・無	・手作業	・手作業と機械作業の併用	・基礎、基礎ぐい	・有・無	・手作業	・手作業と機械作業の併用	・その他( )	・有・無	・手作業	・手作業と機械作業の併用	工程及び解体業方内容	工 程	作業内容	分別・解体等の方法	・造成等	・有・無	・手作業	・手作業と機械作業の併用	・基礎、基礎ぐい	・有・無	・手作業	・手作業と機械作業の併用	・上部構造部分、外装	・有・無	・手作業	・手作業と機械作業の併用	・屋根	・有・無	・手作業	・手作業と機械作業の併用	・建築設備、内装等	・有・無	・手作業	・手作業と機械作業の併用	・その他( )	・有・無	・手作業	・手作業と機械作業の併用	工程及び解体業方内容	工 程	作業内容	分別・解体等の方法	・仮設	・有・無	・手作業	・手作業と機械作業の併用	・土工	・有・無	・手作業	・手作業と機械作業の併用	・基礎	・有・無	・手作業	・手作業と機械作業の併用	・本体工事	・有・無	・手作業	・手作業と機械作業の併用	・本体付属品	・有・無	・手作業	・手作業と機械作業の併用	・その他( )	・有・無	・手作業	・手作業と機械作業の併用	廃棄物の種類	施設の名称	所 在 地	・コンクリート			・鉄及びコンクリートから成る建設資材			・アスファルト・コンクリート			・木材			設計事務所名 建築士登録番号 建築士氏名 検図 製図 設計 ○年〇月	設計事務所名	工事名称	図面番号 縮尺	建築士登録番号	建築士氏名	検図	製図	設計
試験名	計測項目																																																																																																																		
通常状態での試験(常態試験)	硬さ、比重、引張強度、伸び																																																																																																																		
熟老化試験	熟老化前後の変化率(硬さ、比重、引張強度、伸び)																																																																																																																		
圧縮永久ひずみ試験	圧縮による残留歪み																																																																																																																		
製品検査	外観、寸法、性能																																																																																																																		
工程及び解体業方内容	工 程	作業内容	分別・解体等の方法																																																																																																																
・建築設備、内装材等	・有・無	・手作業	・手作業と機械作業の併用																																																																																																																
・屋根ふき材	・有・無	・手作業	・手作業と機械作業の併用																																																																																																																
・外装材、上部構造部材	・有・無	・手作業	・手作業と機械作業の併用																																																																																																																
・基礎、基礎ぐい	・有・無	・手作業	・手作業と機械作業の併用																																																																																																																
・その他( )	・有・無	・手作業	・手作業と機械作業の併用																																																																																																																
工程及び解体業方内容	工 程	作業内容	分別・解体等の方法																																																																																																																
・造成等	・有・無	・手作業	・手作業と機械作業の併用																																																																																																																
・基礎、基礎ぐい	・有・無	・手作業	・手作業と機械作業の併用																																																																																																																
・上部構造部分、外装	・有・無	・手作業	・手作業と機械作業の併用																																																																																																																
・屋根	・有・無	・手作業	・手作業と機械作業の併用																																																																																																																
・建築設備、内装等	・有・無	・手作業	・手作業と機械作業の併用																																																																																																																
・その他( )	・有・無	・手作業	・手作業と機械作業の併用																																																																																																																
工程及び解体業方内容	工 程	作業内容	分別・解体等の方法																																																																																																																
・仮設	・有・無	・手作業	・手作業と機械作業の併用																																																																																																																
・土工	・有・無	・手作業	・手作業と機械作業の併用																																																																																																																
・基礎	・有・無	・手作業	・手作業と機械作業の併用																																																																																																																
・本体工事	・有・無	・手作業	・手作業と機械作業の併用																																																																																																																
・本体付属品	・有・無	・手作業	・手作業と機械作業の併用																																																																																																																
・その他( )	・有・無	・手作業	・手作業と機械作業の併用																																																																																																																
廃棄物の種類	施設の名称	所 在 地																																																																																																																	
・コンクリート																																																																																																																			
・鉄及びコンクリートから成る建設資材																																																																																																																			
・アスファルト・コンクリート																																																																																																																			
・木材																																																																																																																			
設計事務所名 建築士登録番号 建築士氏名 検図 製図 設計 ○年〇月	設計事務所名	工事名称	図面番号 縮尺																																																																																																																
	建築士登録番号	建築士氏名																																																																																																																	
	検図	製図		設計																																																																																																															

項目	特記事項
<b>【工事】 共通事項</b>	<p><b>■ 1章 一般共通事項 ■</b></p> <p>1. この特記事項以外は下記に準拠する。ただし、本工事に関係のない事項は適用しない。      1) 愛知県財務規則 2) 工事請負契約書      3) 公共住宅事業者等連絡協議会編集「公共住宅建設工事共通仕様書（令和元年度版）」      4) 関係法令及び諸工事基準 5) 愛知県建築工事品質管理要領</p> <p>2. 特記事項は、○印のついたものを適用する。○印のない場合は、※印のついたものを適用する。      ○印と、○で囲まれた※印のある場合は、共に適用する。</p> <p>3. 設計図書の優先順位は、次の1)から5)までの順番のとおりとする。      1) 質問回答書（2)から5)に対するもの      2) 現場説明書 3) 特記仕様書      4) 図面 5) 公共住宅建設工事共通仕様書（「機材の品質・性能基準」を含む。）</p>
1. 1. 2 用語の定義	* 公共住宅建設工事共通仕様書1.1.2「書面」の用語の意義を次に読み替えるものとする。 「書面」とは、発行年月日が記載され、記名された文書をいう。なお、記名においては、氏名を併記せず、氏又は名を記すだけでもよいものとする。
1. 1. 3 官公署等への届出手続等	* 工事の着手、施工、完成に当たり、関係官公署その他の関係組織への必要な届出手續等を遅滞なく行う。
1. 1. 4 工事実績情報の登録	* 請負代金額が500万円以上の工事は、(一財)日本建設情報総合センター(JACIC)の工事実績情報サービス(CORINS)に、工事実績情報を登録を、その内容について監督職員の確認を(JACICの様式「登録のための確認のお願い」に従って)受けた上、行う。(受注時、変更時、竣工時)また、登録後にJACICが発行する「登録内容確認書」を、監督職員へ提出する。
1. 1. 8 疑義に対する協議等	* 設計図書に関する疑義は、原則として、入札執行前に質問書の提出によって確かめる。 * 設計図書について監督職員と協議を行った結果、設計図書の訂正又は変更を行う場合の措置は、契約書の規定によるほか「愛知県建設局・都市・交通局・建築局設計変更事務取扱要領」（令和3年4月1日改正）及び「愛知県建築局設計変更ガイドライン」に定めるところによる。 <a href="https://www.pref.aichi.jp/soshiki/kensetsu-kikaku/kenchiku-kiyun.html">https://www.pref.aichi.jp/soshiki/kensetsu-kikaku/kenchiku-kiyun.html</a>
1. 1. 9 工事の一時中止に係る事項	* 工事の一時中止の場合の措置は、「愛知県建築局設計変更ガイドライン」に定めるところによる。 1) 契約款第21条の規定により工事の一時中止の通知を受けた場合は、「工事一時中止に伴う工事現場の維持管理等に関する基本計画書」（以下「基本計画書」という。）を提出し、発注者の承諾を得るものとする。 なお、基本計画書には、中止時点における工事の出来高、職員の体制、労働者数、搬入材料及び建設機械器具等の確認に関する事項を明確に記載すること及び工事現場の維持・管理に関する基本的事項を明らかにする。 2) 工事を一時中止する場合は、工事の続行に備え、工事現場を保全すること。
<b>&lt;工事関係図書&gt;</b>	
1. 2. 4 工事の記録	A. 本工事は電子納品の対象工事とする。 B. 対象となる商品の成形については、「愛知県電子納品運用ガイドライン」及び「愛知県デジタル写真管理情報基準(案)」( <a href="https://www.pref.aichi.jp/site/cals/densinohin.html">https://www.pref.aichi.jp/site/cals/densinohin.html</a> を参照)に基づく。ただし、電子納品チェックリストについては、他の書類に同様の内容を記載した場合、省略できるものとする。 C. 成果品の提出部数については、電子媒体（CD-R又はDVD-R）2部とする。 D. 受注者は、電子納品に必要なハード及びソフト環境の整備を行なう。また、受注者は、検査時（中間検査、完了検査）に写真情報等の閲覧機器を準備する。 E. 仕様書に基づき監督職員に報告等を行う書面で電子データによるものについては、以下を基本とするが、監督職員の指示がある場合はその指示による。 1) 電子媒体（CD-RまたはDVD-R）で完了検査時に1部提出する。 2) 「あいち電子納品運用ガイドライン」に準拠することとし、格納フォルダは「愛知県建築局発注工事における情報共有システム運用の手引き(案)」における表6を参考とする。 F. その他、電子納品に関する詳細な取扱いについては、発注者、受注者協議の上、決定する。 G. 工事写真的撮影時期、内容、枚数等は下記のとおりとする。 1) 工事中：①黒板（白板）に所定事項を明記し、工事の進捗状況を撮影、記録すると共に、特に施工後隠ぺい又は埋設される部分は、被写体に幅広テープを添えて撮影する。 記載事項：件名（工事名）、名称（工種）、位置、工程、備考、撮影年月日 ②監督職員の指示により、適宜提出する。 ※ デジタルカメラの撮影像素数は100万画素程度から300万画素程度を標準とする。 ※ デジタル工事写真的小黒板情報電子化を行う場合は、工事契約後、監督職員の承諾を得た上で「デジタル工事写真的小黒板情報電子化について」( <a href="https://www.pref.aichi.jp/soshiki/kensetsu-kikaku/kenchiku-kiyun.html">https://www.pref.aichi.jp/soshiki/kensetsu-kikaku/kenchiku-kiyun.html</a> を参照)により行なうことができる。 2) 竣工時：カラーで撮影し、箇所、枚数は監督職員指示による。
<b>&lt;工事現場管理&gt;</b>	
1. 3. 1 施工管理	* 主任技術者、監理技術者、特例監理技術者及び特例監理技術者の職務を補佐する者（以下、「監理技術者補佐」という。）の設置及びその他制度の運用については、「監理技術者制度運用マニュアル」（令和4年12月23日改正）によるものとする。 * 請負代金が500万円未満の工事の場合は、約款に定める現場代理人に代わり、現場責任者を定めることとする。また、現場責任者が現場に不在の際の現場の安全管理を司る作業主任者及び現場責任者が不在の場合も含めた緊急時の体制及び対応を施工計画書に記載するものとする。
1. 3. 5 施工条件	* 施工日・施工時間 制限：・無 ※有（ ） * 施工に必要な実日数以外に見込んでいる事項： 準備期間・30日 ※（ ）休日（年末始休暇及び夏期休暇）・9日 ※（ ） その他作業不能日・（ ）日 ※図示による
週休2日制工事	* 週休2日制工事実施対象工事 ※発注者指定・受注者希望・その他 建築工事における週休2日制工事実施要領 <a href="https://www.pref.aichi.jp/soshiki/kensetsu-kikaku/syukyuhutuka.html">https://www.pref.aichi.jp/soshiki/kensetsu-kikaku/syukyuhutuka.html</a>
1. 3. 11 発生材の処理等	* 大気汚染防止法に基づき、適正に対応すること。 * 発注者に引渡しを要するもの：P C Bを使用している機器材料 特別管理産業廃棄物：・有（処理方法： ） ※ 無 現場において再利用を図るもの： * 引渡しを要するものは、監督職員の指示する場所に整理し、リスト表を作成し、監督職員に引渡す。 * 引渡しを要しないものは、すべて場外に搬出し、関係法規に従い適正に処理する。 * 事前に建設副産物情報交換システム（以下「COBRIS」と言う。）に登録及び必要事項を入力し、COBRISより出力される、「リサイクルガイドライン」に定める計画書（①、②）を監督職員に提出する。 ① 再生資源利用計画書（実施書）（様式1） ② 再生資源利用促進計画書（実施書）（様式2） 工事完了時に「リサイクルガイドライン」に定める実施書（①、②）の内容をCOBRISに登録及び工事登録証明書を作成し、監督職員に提出する。
引渡し等	
建設副産物	

項目	特記事項	
再資源化	* 建設リサイクル法第9条第1項の対象建設工事に該当する工事は、再資源化等が完了したとき、同法第18条第1項に基づく報告として、監督職員に「再資源化等報告書」を提出すること。 * 本工事で発生する産業廃棄物のうち、愛知県内の最終処分場に搬入する産業廃棄物については、愛知県産業廃棄物税が課税されるので適正に取り扱うこと。 * 工事に伴い発生する建設廃棄物のうち、次のものは適正に再資源化施設へ搬出する。 ※コンクリート塊 ※アスファルトコンクリート塊 ※建設発生木材 ・その他（ ） * 以下の資料は次のHPから入手することができます。 • 愛知県建設副産物リサイクルガイドライン実施要綱 <a href="https://www.pref.aichi.jp/soshiki/kensetsu-kikaku/recycle-guide-line.html">https://www.pref.aichi.jp/soshiki/kensetsu-kikaku/recycle-guide-line.html</a> 、愛知県あいくる材率先利用方針、あいくる材認定資材一覧 <a href="https://www.pref.aichi.jp/site/aicle/">https://www.pref.aichi.jp/site/aicle/</a> 、COBRIS <a href="https://www.recycle.jacic.or.jp">https://www.recycle.jacic.or.jp</a> 再資源化等報告書 <a href="https://www.pref.aichi.jp/soshiki/kensetsu-kikaku/kenchiku-kiyun.html">https://www.pref.aichi.jp/soshiki/kensetsu-kikaku/kenchiku-kiyun.html</a> [建築工事事務の手引・関連様式] * 愛知県建設副産物リサイクルガイドライン実施要綱 別表3に従い、分別収集を行う。 * 非飛散アスペスト建材の処分方法：・指定しない ※指定する（処分方法： ）	
分別収集 非飛散アスペスト処分	* 「愛知県環境物品等調達方針」( <a href="https://www.pref.aichi.jp/soshiki/kankyoukatsudo/0000009402.html">https://www.pref.aichi.jp/soshiki/kankyoukatsudo/0000009402.html</a> を参照)別記2(2.5)に掲げられた一般資材、建設機械等の選定に当たっては、事業ごとの特性、必要とされる強度や耐久性、機能の確保、コスト等に留意しつつ、品目ごとの判断の基準を満足するものを使用するものとする。	
1. 4. 1 環境への配慮	1. 4. 2 材料の品質等	* 本工事に使用する資材等は、品質が規格値を満足し、かつ価格が適正である場合には、県内産の優先使用に努めるものとする。 * 本工事において使用する材料のホルムアルデヒド放散量等の適用に関する区分は、「F☆☆☆☆」、「接着剤等不使用」、「ホルムアルデヒドを放散しない塗料等使用」、「非ホルムアルデヒド系接着剤使用」、「非ホルムアルデヒド系接着剤及びホルムアルデヒドを放散しない塗料等使用」又は「非ホルムアルデヒド系接着剤及びホルムアルデヒドを放散しない材料使用」のいずれかとする。 * リサイクル資材の率先利用を図るため、「愛知県あいくる材率先利用方針」( <a href="https://www.pref.aichi.jp/uploaded/attachment/242435.pdf">https://www.pref.aichi.jp/uploaded/attachment/242435.pdf</a> を参照)を遵守し、あいくる材として認定されている資材の利用に努める。 * 工事完了時に、あいくる材の使用実績を「リサイクルガイドライン」に定める様式に記入し、電子データを監督職員に提出する。 1) あいくる材使用状況報告書（様式8） 2) あいくる材使用実績集約表（様式9） * あいくる材認定資材一覧、愛知県あいくる材率先利用方針、その他提出書類の様式等の資料は次のHPから入手することができます。 <a href="https://www.pref.aichi.jp/site/aicle/">https://www.pref.aichi.jp/site/aicle/</a>
<b>&lt;完成図等&gt;</b>		
1. 7. 1 完成時の提出図書	* 提出図書：※完成図 ※保全に関する資料 ※設計図（変更設計図を含む）・（ ）	
1. 7. 2 完成図等	* 完成図のCADデータ • 提出する（・愛知県電子納品運用ガイドラインに基づく・監督職員との協議による）・提出しない	
1. 7. 3 保全に関する資料 <b>&lt;その他&gt;</b>	* 保全に関する資料 提出部数：※発注者用2部+入居者用（ ）部 保全に関する資料 提出部数：※発注者用2部+入居者用（ ）部 * 次の書類を監督職員に提出する。 1) 使用資材（機材）一覧 2) 建築工事事務の手引等によるもの * 保険の期間は、工事の目的物の引渡し日までとする。（特に定めのない限り契約上の完成期日経過後14日間とする。）保険の種類は、建築工事事務の手引き参考2「愛知県建築工事に係る火災保険等の加入方法」により、保険金受取人（被保険者）は受注者とする。 * 本工事において、受注者は法定外の労災保険に付さなければならない。 * 本工事にかかる自社及び下請負会社の中にこの制度を使用する者がある場合は、同制度に加入し、掛金収納書を提出しなければならない。制度を使用しない又は証紙を購入しない場合は、理由書等を提出する。 * 工事完成後、速やかに掛金充当実績総括表を作成し、検査員に提出しなければならない。 * 南海トラフ沿いの大規模な地震発生の可能性が平常時と比べて相対的に高まった旨の「南海トラフ地震臨時情報」が発表された場合、受注者は、継続的に地震震源情報の収集に努め、工事中の建築物等及び仮設物に對し、必要な安全対策措置が実施されているかの確認、及び作業員や必要に応じ第三者に対する安全の再確認を行なうなど、有事に際しての備えを行うこと。 * 本工事が、公共事業労務費調査、共通費実態調査等の対象工事となつた場合は、必要な協力をすること。 * 本工事が低入札価格調査制度の調査対象工事となつた場合は、工事完了時に県が行なう工事コスト調査に協力しなければならない。なお、コスト調査における作業内容等については別途、監督職員の指示による。また、本工事の一部を下請けする場合は、下請負者についても工事コスト調査等の協力を得ること。 * 「特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保に関する法律」に基づく、保険への加入又は保証金の供託： • 要する ※要しない * 愛知県公共工事請負契約書第3条第1項に規定する請負代金内訳書（以下「内訳書」という。）は、種目別内訳、科目別内訳まで作成し、工事請負契約締結後14日以内に監督職員に提出すること。なお、内訳書には、健康保険、厚生年金保険及び雇用保険の法定福利費を明示すること。 * 愛知県公共工事請負契約書第3条第1項に規定する工程表は、発注者から請求があった場合に提出すること。 * 貨物自動車等の車種規制非適合車の使用抑制等に関する要綱 ( <a href="https://www.pref.aichi.jp/konkyo/ondanka/car/yoko/index.html">https://www.pref.aichi.jp/konkyo/ondanka/car/yoko/index.html</a> ) * 工事場所が「自動車NO・PM法」の規制対象地域においては、「貨物自動車等の車種規制非適合車の使用抑制等に関する要綱」（愛知県）に基づき、対象地域外からの流入車も含め、車種規制非適合車の使用抑制に努めるものとする。 * 受注者は、軽油を燃料とする特定特殊自動車の使用にあたって、燃料を購入して使用するときは、当該特定特殊自動車の製作等に関する事業者または団体が推奨する軽油（ガソリンスタンド等で販売されている軽油をいう）を選択しなければならない。また、監督職員から特定特殊自動車に使用した燃料の購入伝票を求められた場合、提示しなければならない。なお、軽油を燃料とする特定特殊自動車の使用にあたっては、下請負者等に関係法令等を遵守させるものとする。 * 下請契約を締結する場合においては、下請金額に問わらず施工体系図を作成し、工事現場の工事関係者及び公衆が見やすい場所（仮囲いなど）に掲示する。 * 受注者は、下請負に付する場合には、次の各号に掲げる要件をすべて満たさなければならない。 1) 受注者が、工事の施工につき総合的に企画、指導及び調整するものであること。 2) 下請負者は、当該下請負工事の施工能力を有すること。 3) 下請負者は、建設業法に基づく営業停止の期間中でないこと。	
法定外の労災保険の付保 建設業退職金共済制度		
工事中の安全管理		
各種調査への協力 工事コスト調査の協力		
特定住宅瑕疵担保責任		
工程表・請負代金内訳書		
貨物自動車等の車種規制		
特定特殊自動車の燃料		
施工体系図の掲示		
工事の下請負		
	設計事務所名 建築士登録番号 建築士氏名 検図 製図 設計 ○年〇月 工事名称 縮尺 図面番号 愛知県建築局公共建築部公営住宅課	

項目	特記事項										
施工体制	<p>4) 下請負者が愛知県の競争入札参加資格者である場合には、愛知県建設工事等指名停止取扱要領に基づく指名停止期間中でないこと。</p> <p>5) 下請負者は、「愛知県が行う調達契約からの暴力団排除に関する事務取扱要領」に掲げる排除措置の措置要件に該当しない者であること。</p> <p>* 施工体制については「施工体制の適正化に向けての現場点検の手引き（案）」によること。</p> <p>* 建設業法第24条の8第1項の規定により作成した施工体制台帳（同項の規定により記載すべきものとされた事項に変更が生じたことに伴い新たに作成されたものを含む。）の写しを監督職員に提出すること。</p> <p>（公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律第15条）</p>										
現場代理人等	<p>* 現場代理人（現場責任者）においては、受注者との直接的な雇用関係、主任技術者（監理技術者）、専門技術者においては、受注者との直接かつ恒常的な雇用関係があること。</p> <p>* 契約約款第11条に規定する現場代理人、主任技術者（監理技術者）の通知は、所定の様式（現場代理人等通知書）により、監督員を通じて発注者に提出しなければならない。また建設業法に基づく監理技術者補佐、専門技術者を定めたときも同様とする。</p> <p>* 受注者は、主任技術者について建設業法施行令第27条第2項の規定に基づき他の工事と兼務させる場合や監理技術者について同施行令第28条及び第29条の規定に基づき監理技術者補佐を専任で配置することにより他の工事と兼務させる場合にあっては、所定の様式により兼務届を作成の上、新たに契約した工事については工事請負契約締結後5日以内に、現に施行中の工事については原則兼務期間の始期より前に、監督員を通じて発注者に提出すること。</p> <p>* 監理技術者の兼任要件等については、「建設業第26条第3項ただし書の規定の適用を受ける監理技術者の配置要件について」とおりとする。 (<a href="https://www.pref.aichi.jp/soshiki/kensetsu-kikaku/tokureikanrigijutusha.html">https://www.pref.aichi.jp/soshiki/kensetsu-kikaku/tokureikanrigijutusha.html</a>を参照)</p>										
事故報告	<p>* 工事施工中に事故が発生した場合には、直ちに監督職員に通報するとともに、事故発生報告書を監督職員に速やかに提出すること。</p>										
契約後VE	<p>* 本工事は、契約約款第20条第2項に基づく提案を受け付ける契約方式（以下「契約後VE」という。）の （※ 対象工事（契約金額が250万円未満の場合を除く。）・対象外工事）とする。</p> <p>* 契約後VEを行う場合には、「愛知県建設局契約後VE実施要領」の規定により行うものとする。 「愛知県建設局契約後VE実施要領」は、建設企画課HP（下記URL参照）に掲載している。 <a href="https://www.pref.aichi.jp/soshiki/kensetsu-kikaku/keiyakugove.html">https://www.pref.aichi.jp/soshiki/kensetsu-kikaku/keiyakugove.html</a></p> <p>* VE提案の範囲 ※請負者がVE提案を行う範囲は、設計図書に定められている内容に関する変更により請負代金額の低減を伴うものとする。【工事全体をVE提案の対象とする場合】 ・請負者がVE提案を行う範囲は、設計図書に定められている内容のうち、工事材料及び施工方法等に関する変更により請負代金額の低減を伴うものとし、原則として工事目的物の変更を伴わないものとする。【工事目的物をVE提案の対象としない場合】 ・（ ）【その他VE提案を求める範囲によって適宜記載する】</p> <p>* VE提案の実施にあたり、関係機関協議等第三者との調整等を要する提案については、あらかじめ、請負者が主体となり当該第三者との事前調整等を行い、実施の見込みがある提案であること。</p> <p>* 建設キャリアアップシステムの活用に関して、工事成績評定において評価を希望する場合は、工事着手までに工事打合せ簿により申し出るとともに、工事完了時に活用状況を確認できる資料を監督員に提出すること。</p>										
CCUSの活用	<p>&lt;仮設物&gt;</p> <p>2.3.1 建設現場標識の設置</p> <p>建設現場標識：※設ける（他工事と共同設置を可とする）・設けない</p> <p>《建設現場標識 共同設置の例》</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding: 5px;">工事名</td> <td style="padding: 5px;">○○住宅建築工事(第○工区) ○○住宅電気工事(第○工区) .....</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">工 期</td> <td style="padding: 5px;">○年○月○日から ○年○月○日まで</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">発注者</td> <td style="padding: 5px;">愛知県建築局公共建築部公営住宅課</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">工事監理者</td> <td style="padding: 5px;">○○○○○</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">工事施工者</td> <td style="padding: 5px;">○○建設株式会社 ○○設備株式会社 .....</td> </tr> </table>	工事名	○○住宅建築工事(第○工区) ○○住宅電気工事(第○工区) .....	工 期	○年○月○日から ○年○月○日まで	発注者	愛知県建築局公共建築部公営住宅課	工事監理者	○○○○○	工事施工者	○○建設株式会社 ○○設備株式会社 .....
工事名	○○住宅建築工事(第○工区) ○○住宅電気工事(第○工区) .....										
工 期	○年○月○日から ○年○月○日まで										
発注者	愛知県建築局公共建築部公営住宅課										
工事監理者	○○○○○										
工事施工者	○○建設株式会社 ○○設備株式会社 .....										
<畳敷き> 19.6.2 材料	<p>■建築編 19章 内装工事■</p> <p>A. 本工事に使用する材料は、見本を提出の上、監督職員の承認を受けたものを使用する。</p> <p>B. 畳床はJIS A5914（建材畳床）に規定するインシュレーションボード畳床Ⅲ形（厚み50）を使用する。</p> <p>1) 畳床に使用するインシュレーションボードは、JIS A5905（繊維板）に規定するタタミボードとする。</p> <p>2) 畳床に使用するポリスチレンフォーム板は、JIS A9511（発泡プラスチック保材）の4.6の方法で試験して、密度が2.7kg/m<sup>3</sup>以上で、かつ同規格に規定する4.13.1の方法で試験して燃焼試験に合格したものとする。</p> <p>3) 畳床に使用する裏面材（防湿シート）は、JIS P3401（クラフト紙）に規定するクラフト紙3種にポリエチレンクロスなどを圧着したものとする。</p> <p>4) 畳床に使用する保護材は、不織布とする。</p> <p>5) 縦糸間隔、縫い目又は横糸間隔及び糸面積は下記のとおりとする。 縦糸間隔(cm) : 8.5以下 縫い目又は横糸間隔(cm) : 5以下</p> <p>6) 畳床の構造は下図を標準とする。</p> <p>C. 畳へりはJIS L3108（畳へり地）によるP・Pへりとし、光輝へり10畳分450g以上とする。へり下地は畳用へり下紙巾7.5mm以上とする。</p> <p>D. 畳表は、JAS 3種2等品とし、動力綿糸引き通し重量1.40kg以上とする。</p> <p>E. 畳床に使用する縫糸は、JIS A5914（建材畳床）附属書に規定する糸又は、それらと同等以上の性能をもつ糸とし、畳の仕上げに使用する縫糸は、JIS A5902（畳）附属書に規定する糸、又は、それらと同等以上の性能をもつ糸とする。ただし、これらの糸に害虫予防等のための薬剤を含浸又は浸透させたものは使用しない。 なお、針足寸法は、JIS A5902(畳)の規定による。</p> <p>* 畳の種別: D種 (畳床の記号 KT-III )</p> <p style="text-align: right;">〔表19.6.1〕</p>										

項目	特記事項													
19.6.3 工法	<p>A. 製作及び敷き込み</p> <p>1) 製作に先立ち、監督職員と打ち合わせ、各所の寸法、曲がりの手等を計り割り合わせる。</p> <p>2) 畳ごしらえは、畳割りに正しく切り合わせ、へり巾は表2目を標準として表の筋目通りよく、たるまないよう針足寸法に合わせ縫い付ける。また、畳床の手かけは無しとする。</p> <p>3) 畳の角止めは、ホッチキス針金具止めとし、針は長さ2.2mm、巾3mm以上とする。</p> <p>4) 畳の返しボードは、不織布糸又はポリエスチル系糸の畳用返しボードとする。</p> <p>5) 敷き込みは、敷居畳寄せ等と段違い、隙間、不陸等のないように行う。</p> <p>B. 畳框、及び畳表の等級表示側の裏面に剥がれないように張り付け、次の事項を表示する。 製造所及び製造年月、種類及び等級</p> <p>C. 畳焼け防止の措置をする。</p> <p>D. 畳は、敷き込み前に30畳につき1畳の割合で任意に抽出し、縫い目間隔を測定し、社内検査報告書にまとめた上、監督職員に提出する。</p>													
	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%;">設計事務所名</td> <td style="width: 50%;">工事名称</td> </tr> <tr> <td colspan="2">建築士登録番号</td> </tr> <tr> <td colspan="2">建築士氏名</td> </tr> <tr> <td>検図</td> <td>製図</td> <td>設計</td> </tr> <tr> <td colspan="3">○年○月</td> <td>愛知県建築局公共建築部公営住宅課</td> </tr> </table>	設計事務所名	工事名称	建築士登録番号		建築士氏名		検図	製図	設計	○年○月			愛知県建築局公共建築部公営住宅課
設計事務所名	工事名称													
建築士登録番号														
建築士氏名														
検図	製図	設計												
○年○月			愛知県建築局公共建築部公営住宅課											

項目	特記事項
【植栽工事】 ＜共通事項＞	<p>■ 1章 一般共通事項 ■</p> <p>1. この特記事項以外は下記に準拠する。ただし、本工事に関係のない事項は適用しない。            1) 愛知県財務規則 2) 工事請負契約書            3) 公共住宅事業者等連絡協議会編集「公共住宅建設工事共通仕様書（令和元年度版）」            4) 関係法令及び諸工事基準 5) 愛知県建築工事品質管理要領</p> <p>2. 特記事項は、○印のついたものを適用する。○印のない場合は、※印のついたものを適用する。            ○印と、○で囲まれた※印のある場合は、共に適用する。</p> <p>3. 設計図書の優先順位は、次の1)から5)までの順番のとおりとする。            1) 質問回答書（2)から5)に対するもの            2) 現場説明書 3) 特記仕様書            4) 国面 5) 公共住宅建設工事共通仕様書（「機材の品質・性能基準」を含む。）</p>
1. 1. 2 用語の定義	* 公共住宅建設工事共通仕様書1.1.2「書面」の用語の意義を次に読み替えるものとする。 「書面」とは、発行年月日が記載され、記名された文書をいう。なお、記名においては、氏名を併記せず、氏又は名を記すだけでもよいものとする。
1. 1. 3 官公署等への届出手続等	* 工事の着手、施工、完成に当たり、関係官公署その他の関係組織への必要な届出手續等を遅滞なく行う。
1. 1. 4 工事実績情報の登録	* 請負代金額が500万円以上の工事は、(一財)日本建設情報総合センター(JACIC)の工事実績情報サービス(CORINS)に、工事実績情報の登録を、その内容について監督職員の確認を(JACICの様式「登録のための確認のお願い」に従って)受けた上、行う。(受注時、変更時、竣工時)また、登録後にJACICが発行する「登録内容確認書」を、監督職員へ提出する。
1. 1. 8 疑義に対する協議等	* 設計図書に関する疑義は、原則として、入札執行前に質問書の提出によって確かめる。 * 設計図書について監督職員と協議を行った結果、設計図書の訂正又は変更を行う場合の措置は、契約書の規定によるほか「愛知県建設局・都市・交通局・建築局設計変更事務取扱要領」(令和3年4月1日改正)及び「愛知県建築局設計変更ガイドライン」に定めるところによる。 <a href="https://www.pref.aichi.jp/soshiki/kensetsu-kikaku/kenchiku-kijyun.html">https://www.pref.aichi.jp/soshiki/kensetsu-kikaku/kenchiku-kijyun.html</a>
1. 1. 9 工事の一時中止に係る事項	* 工事の一時中止の場合の措置は、「愛知県建築局設計変更ガイドライン」に定めるところによる。 1) 契約款第21条の規定により工事の一時中止の通知を受けた場合は、「工事一時中止に伴う工事現場の維持管理等に関する基本計画書」(以下「基本計画書」という。)を提出し、発注者の承諾を得るものとする。 なお、基本計画書には、中止時点における工事の出来高、職員の体制、労働者数、搬入材料及び建設機械器具等の確認に関する事項を明確に記載する。 2) 工事を一時中止する場合は、工事の続行に備え、工事現場を保全すること。
＜工事関係図書＞ 1. 2. 4 工事の記録	A. 本工事は電子納品の対象工事とする。 B. 対象となる成果品の完成については、「愛知県電子納品運用ガイドライン」及び「愛知県デジタル写真管理情報基準(案)」( <a href="https://www.pref.aichi.jp/site/cals/densinohin.html">https://www.pref.aichi.jp/site/cals/densinohin.html</a> を参照)に基づく。ただし、電子納品チェックリストについては、他の書類に同様の内容を記載した場合、省略できるものとする。 C. 成果品の提出部数については、電子媒体(CD-R又はDVD-R)2部とする。 D. 受注者は、電子納品に必要なハンド及びソフト環境の整備を行なう。また、受注者は、検査時(中間検査、完了検査)に写真情報等の閲覧機器を準備する。 E. 仕様書に基づき監督職員に報告等を行う書面で電子データによるものについては、以下を基本とするが、監督職員の指示がある場合はその指示による。 1) 電子媒体(CD-RまたはDVD-R)で完了検査時に1部提出する。 2) 「あいち電子納品運用ガイドライン」に準拠することとし、格納フォルダは「愛知県建築局発注工事における情報共有システム運用の手引き(案)」における表6を参考とする。 F. その他、電子納品に関する詳細な取扱いについては、発注者、受注者協議の上、決定する。 G. 工事写真的撮影時期、内容、枚数等は下記のとおりとする。 1) 着工前：工事に立ち、現況を撮影する。 2) 工事中： ①黒板(白板)に所定事項を明記し、工事の進捗状況を撮影、記録すると共に、特に施工後隠ぺい又は埋設される部分は、被写体に幅広テープを添えて撮影する。 ②監督職員の指示により、適宜提出する。 ※ デジタルカメラの撮影像素の有効画素数は100万画素程度から300万画素程度を標準とする。 ※ デジタル工事写真的小黒板情報電子化を行う場合は、工事契約後、監督職員の承諾を得た上で「デジタル工事写真的小黒板情報電子化について」( <a href="https://www.pref.aichi.jp/soshiki/kensetsu-kikaku/kenchiku-kijyun.html">https://www.pref.aichi.jp/soshiki/kensetsu-kikaku/kenchiku-kijyun.html</a> を参照)により行なうことができる。 3) 竣工時：カラーで撮影し、箇所、枚数は監督職員指示による。
＜工事現場管理＞ 1. 3. 1 施工管理	* 主任技術者、監理技術者、特例監理技術者及び特例監理技術者の職務を補佐する者(以下、「監理技術者補佐」という。)の設置及びその他制度の運用については、「監理技術者制度運用マニュアル」(令和4年12月23日改正)によるものとする。 * 請負代金が500万円未満の工事の場合は、約款に定める現場代理人に代わり、現場責任者を定めることとする。また、現場責任者が現場に不在の際の現場の安全管理を司る作業主任者及び現場責任者が不在の場合も含めた緊急時の体制及び対応を施工計画書に記載するものとする。
1. 3. 3 電気保安技術者	* 電気保安技術者：・配置する ※配置しない
1. 3. 5 施工条件	* 施工日・施工時間 制限：・無 ※有( ) * 施工に必要な実日数以外に見込んでいる事項： 準備期間・30日 ※( ) 休日(年末始休暇及び夏期休暇)・9日 ※( ) その他作業不能日・( ) 日 ※図示による * 部位別の施工順序：※無・有( ) * 工事車両の駐車場所・駐車制限：※有( )・無 * 資機材置場所・置場制限：※有( )・無 * その他：( ) * 週休2日制工事 ※発注者指定 ・受注者希望 ・その他 建築工事における週休2日制工事実施要領 <a href="https://www.pref.aichi.jp/soshiki/kensetsu-kikaku/kenchiku-syukyuhutuka.html">https://www.pref.aichi.jp/soshiki/kensetsu-kikaku/kenchiku-syukyuhutuka.html</a>
週休2日制工事	* 大気汚染防止法に基づき、適正に対応すること。 * 発注者に引渡しを要するもの：P C Bを使用している機器材料 特別管理産業廃棄物：・有(処理方法： ) ※無 現場において再利用を図るもの：
1. 3. 11 発生材の処理等	

項目	特記事項
引渡し等	* 引渡しを要するものは、監督職員の指示する場所に整理し、リスト表を作成し、監督職員に引渡す。 * 引渡しを要しないものは、すべて場外に搬出し、関係法規に従い適正に処理する。 * P C Bを使用している機器材料は、適切な容器に収めた上で引渡しを要する。撤去した機器のメーカー名・型番・製造年月日を記載したリストを作成して発注者へ提出する。 * 次の物品はP C Bの混入が疑われるため、専門の分析機関に依頼し、その有無を確認する。 昭和47年以前の建築物：ポリサルファイド(チオコール)系コーティング 平成元年以前の製造機器：蛍光灯安定器、コンデンサ、リアクトル、コンデンサ用放電コイル、変圧器、(絶縁油中の濃度0.5mg/kg以下のものは対象外) 上記以外においても、P C B混入の恐れがある場合は、監督職員と協議の上、確認すること。 1. 解体材、発生材等の処理については、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」、「資源の有効な利用の促進に関する法律」及び「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」、その他、関係法令の規定を遵守し、「愛知県建設副産物リサイクルガイドライン実施要綱」(以下「リサイクルガイドライン」という。 <a href="https://www.pref.aichi.jp/soshiki/kensetsu-kikaku/recycle-guideline.html">https://www.pref.aichi.jp/soshiki/kensetsu-kikaku/recycle-guideline.html</a> を参照。)に基づき適正に行う。 2. 事前に建設副産物情報交換システム(以下「COBRIS」と言う。)に登録及び必要事項を入力し、COBRISより出力される、「リサイクルガイドライン」に定める計画書(①、②)を監督職員に提出する。 ① 再生資源利用計画書(実施書)(様式1) ② 再生資源利用促進計画書(実施書)(様式2) 工事完了時「リサイクルガイドライン」に定める実施書(①、②)の内容をCOBRISに登録及び工事登録証明書を作成し、監督職員に提出する。 3. 建設リサイクル法第9条第1項の対象建設工事に該当する工事は、再資源化等が完了したとき、同法第18条第1項に基づく報告として、監督職員に「再資源化等報告書」を提出すること。 4. 産業廃棄物管理表(以下「マニフェスト」という。)集計表を作成し、監督職員に提出する。マニフェスト集計表は任意様式とし、交付した全てのマニフェストについて、交付年月日、交付番号、車両ナンバー、廃棄物の内訳(t又はm3)、マニフェストの照合、確認日(電子マニフェストの場合は、引渡し年月日、マニフェスト番号(連絡番号)、車両ナンバー、廃棄物の内訳、運搬・処分・最終処分の終了日)が記載され、受注者の記名があるものとする。また、紙マニフェストの場合は伝票を整理して保管し、必要に応じて検査員等に提示する。 5. 本工事で発生する産業廃棄物のうち、愛知県内の最終処分場に搬入する産業廃棄物については、愛知県産業廃棄物税が課税されるので適正に取り扱うこと。 * 工事に伴い発生する建設廃棄物のうち、次のものは適正に再資源化施設へ搬出する。 * ※コンクリート塊・※アスファルトコンクリート塊・※建設発生木材・その他( ) * 以下の資料は次のHPから入手することができます。 - 愛知県建設副産物リサイクルガイドライン実施要綱 <a href="https://www.pref.aichi.jp/soshiki/kensetsu-kikaku/recycle-guideline.html">https://www.pref.aichi.jp/soshiki/kensetsu-kikaku/recycle-guideline.html</a> 、愛知県あいくる材率先利用方針、あいくる材認定資材一覧 <a href="https://www.pref.aichi.jp/site/aicle/">https://www.pref.aichi.jp/site/aicle/</a> 、COBRIS <a href="https://www.recycle.jacic.or.jp">https://www.recycle.jacic.or.jp</a> 再資源化等報告書 <a href="https://www.pref.aichi.jp/soshiki/kensetsu-kikaku/kenchiku-kijyun.html">https://www.pref.aichi.jp/soshiki/kensetsu-kikaku/kenchiku-kijyun.html</a> [建築工事事務の手引・関連様式]
建設副産物	
再資源化	* 「フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律」に基づいて行うこと。 * 愛知県建設副産物リサイクルガイドライン実施要綱 別表3に従い、分別収集を行う。 * 非飛散アスペクト建材の処分方法：・指定しない ※指定する(処分方法： ) <材料> 1. 4. 1 環境への配慮 * 「愛知県環境物品等調達方針」( <a href="https://www.pref.aichi.jp/soshiki/kankyoukatsudo/0000009402.html">https://www.pref.aichi.jp/soshiki/kankyoukatsudo/0000009402.html</a> を参照)別記2(2)に掲げられた一般資材、建設機械等の選定に当たっては、事業ごとの特性、必要とされる強度や耐久性、機能の確保、コスト等に留意しつつ、品目ごとの判断の基準を満足するものを使用するものとする。 * 本工事に使用する資材等は、品質が規格値を満足し、かつ価格が適正である場合には、県内産の優先使用に努めるものとする。 * リサイクル資材の率先利用を図るため、「愛知県あいくる材率先利用方針」( <a href="https://www.pref.aichi.jp/uploaded/attachment/242345.pdf">https://www.pref.aichi.jp/uploaded/attachment/242345.pdf</a> を参照)を遵守し、あいくる材として認定されている資材の利用に努める。 * 「愛知県あいくる材率先利用方針」第3のAAグループ及びAグループの認定資材を優先的に使用する。 * あいくる材の指定があるものについて、それ以外のものを使用する場合は、監督職員の承諾をする。 * 工事完了時に、あいくる材の使用実績を「リサイクルガイドライン」に定める次の様式に記入し、電子データを監督職員に提出する。 1) あいくる材使用状況報告書(様式8) 2) あいくる材使用実績集約表(様式9) * あいくる材認定資材一覧、愛知県あいくる材率先利用方針、その他提出書類の様式等の資料は次のHPから入手することができます。 <a href="https://www.pref.aichi.jp/site/aicle/">https://www.pref.aichi.jp/site/aicle/</a> * 提出図書：※完成図※保全に関する資料※設計図(変更設計図を含む)・( ) A. 完成図の種類は次のとおりとし、工事完了前に、A 1判で作成し、監督職員に提出する。 1) 配置図 2) 平面図・求積図 3) その他( ) B. 次の図面を監督職員の指示によりA 3版2つ折り製本(合本作成)及び第二原図(P P C用ポリエチレンシード和紙 同等品)A 3版を作成し、監督職員に提出する。 1) 設計図(変更設計図を含む) 2) 完成図 C. 完成図のCADデータ * 提出する(・愛知県電子納品運用ガイドラインに基づく※監督職員との協議による)・提出しない * 保全に関する資料 提出部数：※発注者用2部+入居者用( )部・( )部 * 次の書類を監督職員に提出する。 1) 使用資材(機材)一覧 2) 建築工事事務の手引等によるもの * 東洋ゴム化工品㈱及びニッタ化工品㈱で製造された製品・材料(以下、ゴム製品等とする。)を用いる場合には、同社が製造するゴム製品等に対して請負者が指定した第三者(東洋ゴム化工品(株)、ニッタ 確認を得るものとする。 ただし、第三者による品質証明書類を提出し監督職員の確認を得た場合であっても、後に製品不良等が判明した場合に受注者の契約不適合責任が免責されるものではない。
1. 7. 1 完成時の提出図書	
1. 7. 2 完成図等	
1. 7. 3 保全に関する資料 <その他> 提出書類	
	設計事務所名 建築士登録番号 建築士氏名 檢査 製図 設計 ○年○月 愛知県建築局公共建築部公営住宅課

項目	特記事項
火災保険等	* 保険の期間は、工事の目的物の引渡し日までとする。(特に定めのない限り契約上の完成期日経過後14日間とする。) 保険の種類は、建築工事事務の手引き参考.2「愛知県建築工事に係る火災保険等の加入方法」により、保険金受取人(被保険者)は受注者とする。
法定外の労災保険の付保常備図書	* 本工事において、受注者は法定外の労災保険に付さなければならない。 * 公共住宅建設工事共通仕様書〔令和元年度版〕(「機材の品質・性能基準」を含む。)
建設業退職金共済制度	* 本工事に關係する自社及び下請負会社の中にこの制度を使用する者がある場合は、同制度に加入し、掛金収納書を提出しなければならない。制度を使用しない又は証紙を購入しない場合は、理由書等を提出する。
工事中の安全管理	* 南海トラフ沿いの大規模な地震発生の可能性が平常時と比べて相対的に高まった旨の「南海トラフ地震臨時情報」が発表された場合、受注者は、継続的に地震関連情報の収集に努め、工事中の建築物等及び仮設物に対し、必要な安全対策措置が実施されているかの確認、及び作業員や必要に応じ第三者に対する安全の再確認を行うなど、有事に際しての備えを行うこと。
各種調査への協力	* 本工事が、公共事業労務費調査・共通費実態調査等の対象工事となった場合は、必要な協力をすること。
工事コスト調査の協力	* 本工事が低入札価格調査制度の調査対象工事となった場合は、工事完了時に県が行なう工事コスト調査に協力しなければならない。なお、コスト調査における作業内容等については別途、監督職員の指示による。また、本工事の一部を下請ける場合は、下請負者についても工事コスト調査等の協力を得ること。
光熱水費 特定住宅瑕疵担保責任	* 施設管理開始までの電気、水道、ガス等の料金(基本料金を含む)は、協議の上、各工事受注者が負担する。 * 「特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保に関する法律」に基づく、保険への加入又は保証金の供託: * 要する * 要しない
工程表・請負代金内訳書	* 愛知県公共工事請負契約約款第3条第1項に規定する請負代金内訳書(以下「内訳書」という。)は、種目別内訳、科目別内訳まで作成し、工事請負契約締結後14日以内に監督職員に提出すること。なお、内訳書には、健康保険、厚生年金保険及び雇用保険の法定福利費を明示すること。
騒音・振動対策	* 愛知県公共工事請負契約約款第3条第1項に規定する工程表は、発注者から請求があった場合に提出すること。 * 「建設工事に伴う騒音振動対策技術指針(建設大臣官房技術審議官通達)」及び関連法規の規定を厳守し施工する。また、騒音規制法、振動規制法の規制の対象となる作業(特定建設作業)及び下記に指定した建設機械については、「低騒音型、低振動型建設機械の指定に関する規程」(建設大臣告示)により指定された建設機械を使用する。 * 作業名: 建設機械名: * 作業名: 建設機械名:
排出ガス対策型建設機械	* 排出ガス対策型建設機械の適用: *有り *なし (対象機種: バックホウ、車輪式トラクターショベル、ブルドーザー、発動発電機、空気圧縮機、油圧ユニット、ローラー類、ホイルクレーン(いずれもディーゼルエンジン出力7.5~260kW)) (対象規制値: 排出ガス対策型建設機械指定要領(国土交通省総合政策局)の別表1(1次基準値))
貨物自動車等の車種規制	* 貨物自動車等の車種規制非適合車の使用抑制等に関する要綱 ( <a href="https://www.pref.aichi.jp/kankyo/ondanka/car/yoko/index.html">https://www.pref.aichi.jp/kankyo/ondanka/car/yoko/index.html</a> )
特定特殊自動車の燃料	* 工事場所が「自動車NOx・PM法」の規制対象地域においては、「貨物自動車等の車種規制非適合車の使用抑制等に関する要綱」(愛知県)に基づき、対象地域外からの流入車も含め、車種規制非適合車の使用抑制に努めるものとする。 * 受注者は、軽油を燃料とする特定特殊自動車の使用にあたって、燃料を購入して使用するときは、当該特定特殊自動車の製作等に関する事業者または監督職員から特定特殊自動車等で販売されている軽油をいう)を選択しなければならない。また、監督職員から特定特殊自動車に使用した燃料の購入伝票を求められた場合、提示しなければならない。なお、軽油を燃料とする特定特殊自動車の使用にあたっては、下請負者等に関係法令等を遵守せらるるものとする。
施工体系図の掲示	* 下請契約を締結する場合においては、下請金額に関わらず施工体系図を作成し、工事現場の工事関係者及び公衆が見やすい場所(仮囲いなど)に掲示する。
工事の下請負	* 受注者は、下請負に付する場合には、次の各号に掲げる要件をすべて満たさなければならぬ。 1) 受注者が、工事の施工につき総合的に企画、指導及び調整するものであること。 2) 下請負者は、当該下請工事の施工能力を有すること。 3) 下請負者は、建設業法に基づく営業停止の期間中でないこと。 4) 下請負者が愛知県の競争入札参加資格者である場合には、愛知県建設工事等指名停止取扱要領に基づく指名停止期間中でないこと。 5) 下請負者は、「愛知県が行う調達契約からの暴力団排除に関する事務取扱要領」に掲げる排除措置の措置要件に該当しない者であること。 * 施工体制については「施工体制の適正化に向けての現場点検の手引き(案)」によること。 * 建設業法第24条の8第1項の規定により作成した施工体制台帳(同項の規定により記載すべきものとされた事項に変更が生じたことに伴い新たに作成されたものを含む。)の写しを監督職員に提出すること。 (公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律第15条)
現場代理人等	* 現場代理人(現場責任者)においては、受注者との直接的な雇用関係、主任技術者(監理技術者)、専門技術者においては、受注者との直接かつ恒常的な雇用関係があること。 * 契約約款第11条に規定する現場代理人、主任技術者(監理技術者)の通知は、所定の様式(現場代理人等通知書)により、監督員を通じて発注者に提出しなければならない。また建設業法に基づく監理技術者補佐、専門技術者を定めたときも同様とする。 * 受注者は、主任技術者について建設業法施行令第27条第2項の規定に基づき他の工事と兼務させる場合や監理技術者について同施行令第28条及び第29条の規定に基づき監理技術者補佐を専任で配置することにより他の工事と兼務させる場合にあっては、所定の様式により兼務届を作成の上、新たに契約した工事については工事請負契約締結後5日以内に、現に施工中の工事については原則兼務期間の始期より前に、監督職員を通じて発注者に提出すること。 * 監理技術者の兼任要件等については、「建設業法第26条第3項ただし書の規定の適用を受ける監理技術者の配置要件について」のとおりとする。 ( <a href="https://www.pref.aichi.jp/soshiki/kensetsu-kikaku/tokureikanrigijutusha.html">https://www.pref.aichi.jp/soshiki/kensetsu-kikaku/tokureikanrigijutusha.html</a> を参照) * 工事施工中に事故が発生した場合には、直ちに監督職員に通報するとともに、事故発生報告書を監督職員に速やかに提出すること。 * 既存の壁等に対して作業(仕上塗材の除去・補修、コア抜きやアンカーボルト打設作業など仕上塗材の破断を伴う全ての作業)をする場合は、既存壁等の石綿含有仕上塗材使用の有無を確認し、石綿が含有されている場合は、徐去工法、作業方法等について関係法令所管部局及び監督職員と協議の上、適切な石綿飛散防止措置を講じること。
事故報告	* 本工事は、契約約款第20条第2項に基づく提案を受け付ける契約方式(以下「契約後VE」という。)の(* 対象工事(契約金額が250万円未満の場合を除く。) * 対象外工事)とする。 * 契約後VEを行う場合には、「愛知県建設局契約後VE実施要領」の規定により行うものとする。 「愛知県建設局契約後VE実施要領」は、建設企画課HP(下記URL参照)に掲載している。 <a href="https://www.pref.aichi.jp/soshiki/kensetsu-kikaku/keiyakugove.html">https://www.pref.aichi.jp/soshiki/kensetsu-kikaku/keiyakugove.html</a>
石綿含有仕上塗材の除去・補修、既存壁等への作業	* 請負者がVE提案を行う範囲は、設計図書に定められている内容に関する変更により請負代金額の低減を伴うものとする。【工事全体をVE提案の対象とする場合】 * 請負者がVE提案を行う範囲は、設計図書に定められている内容のうち、工事材料及び施工方法等に関する
契約後VE	

項目	特記事項
CCUSの活用	変更により請負代金額の低減を伴うものとし、原則として工事目的物の変更を伴わないものとする。「工事目的物をVE提案の対象としない場合」 * ( ) [その他VE提案を求める範囲によって適宜記載する] * VE提案の実施にあたり、関係機関協議等第三者との調整等を要する提案については、あらかじめ、請負者が主体となり当該第三者との事前調整等を行い、実施の見込みがある提案であること。 * 建設キャリアアップシステムの活用に関して、工事成績評定において評価を希望する場合は、工事着手までに工事打合せ簿により申し出るとともに、工事完了時に活用状況を確認できる資料を監督員に提出すること。 <b>■2章 仮設工事■</b>
<繩張り、遣方、足場等> 2.2.4 足場等	* 定置する足場、桟橋、リフト等の設置: ※建築工事 * 本工事 * 別契約工事 足場: (幅: * 0.9 * 1.2 m) 手すり先行工法 * 工事で設置する足場については、「公共住宅建設工事共通仕様書(建築編)」の「2.2.4足場その他」の規定のほか、「手すり先行工法等に関するガイドライン」(厚生労働省平成21年4月)により、「働きやすい安心感のある足場に関する手すり、中さん及び幅木の機能を有する足場とし、足場の組立て、解体又は変更の作業は「手すり先行工法による足場の組立て等に関する基準」の2の(2)手すり据置き方式又は2の(3)手すり先行専用足場方式により行うこと。 * 屋根面からの墜落事故防止対策として、必要に応じて、JIS A8971(屋根工事用足場及び施工方法)に基づき、建方作業台、渡り廊下、墜落防護さく等の足場及び設備機材を設置する。 * 高さが5m以上の箇所での作業を行う場合、労働安全衛生規則の各規定により使用する要求性能墜落制止用器具はフルハーネス型とし、「墜落制止用器具の規格」(平成31年1月25日厚生労働省告示第11号)によるものとする。 * 仮囲い: * 設置する * 設置しない 仮囲いの構造: ※成型鋼板(H=3.0m) * 波型カラー鉄板(H=1.8m) 仮囲いの位置: 図面による * 工事用道路、工事用水、排水及び特殊仮設:
<仮設物> 2.3.1 監督職員事務所等	A. 監督職員事務所 * 監督職員事務所: * 設ける * 設けない * 規模: * 10 * 20 * 35 * 65 * 100 m <sup>2</sup> 程度 * 標準仕上げ 1) 床: 合板張り又はビニール床シート張り 2) 壁、天井: 合板又はセッコウボード張り、合成樹脂エマルジョンペイント塗り * 設備、備品等 監督職員の指示を受け、電灯、給排水その他の設備を設け、必要に応じて次の備品を置く。 1) 標準備品: 机、いす、書棚、行事予定表、ゴム長靴、雨合羽、保護帽、機中電灯、寒暖計、墜落制止用器具、衣類ロッカー、受注者加入の電話機、冷暖房機器、消火器、湯沸器、掃除具 2) 選択備品: * パソコン * プリンター * FAX * 複写機 * インターネット設備 * 監督職員事務所の電気、水道、ガス及び電話の使用料並びに便所の清掃料などは受注者の負担とする。 B. 受注者事務所その他 * 建設に係る区域内外に、受注者の仮設事務所、現場作業所及び仮設便所等を設置できる。設置する場所は、仮設建物の位置、規模及び設置期間について仮設計画図に記入の上、事前に監督職員の承諾を受ける。 * 工事PR看板: * 設置する * 設置しない * 設置にあたっては「公営住宅建設工事に係るPR看板設置について」により、設置状況について報告書を監督職員に提出する。 * 建設現場標識: * 設ける (他工事と共同設置を可とする) * 設けない 《建設現場標識 共同設置の例》
建設現場標識の設置	工事名 ○○住宅建築工事(第○工区) ○○住宅電気工事(第○工区) * * * * * 工期 ○年○月○日から ○年○月○日まで 発注者 愛知県建設局公共建築部公営住宅課 工事監理者 ○○○○○ 工事施工者 ○○建設株式会社 ○○設備株式会社 * * * * *
<根切り及び埋め戻し等> 3.2.3 埋戻し及び盛土	* 埋め戻し及び盛土: * A種 * B種 * C種 * D種 * 建設発生土の利用指定: * 無 * 有 ( )からの建設発生土を利用する [表3.2.1]
3.2.5 建設発生土の処理	* 処分にあたっては「愛知県建設副産物リサイクルガイドライン実施要綱」に基づき、適正に処理する。 * 建設発生土の有無: * 有 * 無 * 建設発生土の処理: * 構内処理 * 構外搬出 (関係法令等に従い適切に処理) (搬出先名称(所在地): ( ) (片道運搬距離(km): ( ) (片道運搬時間(時間): ( )) (搬出条件 (土質試験、その他建設発生土の発生抑制や適正処分に必要な情報) ( )) 建設発生土を構外へ搬出する場合は、搬出先等の承諾を得たうえで、搬出先及び処分状況(高さ、勾配等)がわかる写真並びに運搬を証明する書類等を監督職員に提出する。
	設計事務所名 建築士登録番号 建築士氏名 検図 製図 設計 ○年○月 工事名称 縮尺 図面番号

項目	特記事項
<山留め>	
3.3.3 山留めの撤去	* 山留めの存置：※無 ・有 ■建築編 23章 植栽、屋上緑化、その他施設整備等工事■
23.1.3 植栽地の確認等	* 土壌の水素イオン濃度(pH)試験：・行う ・行わない * 電気伝導度(EC)試験：・行う ・行わない * その他の試験：・行う(試験方法： ) ・行わない
<植栽基盤>	
23.2.2 植栽基盤一般	* 植栽基盤の整備(芝及び地被類を除く)：・適用する ※適用しない * 有効土層整備面積：※図面による ・( ) 厚さ：※表23.2.1による ・( ) * 基盤に浸透した雨水排水のための暗渠、開渠、排水層、縦穴排水等の設置：※図面による ・( ) * 植栽基盤整備工法の種別 樹木：※A種 ・B種 ・C種 ・D種 [表23.2.2] 芝、地被類：・A種 ※B種 ・C種 ・D種 * 土壌改良材：・使用する ※使用しない
23.2.3 材料	* 植込み用土：※客土 ・現場発生土(良質土) * 客土の材料(1m <sup>3</sup> 当たり) さば土：0.84m <sup>3</sup> … 雜物を含まない山さば土の良品 人工堆肥：150kg … 有機質(樹木の皮葉等)のものを換気発酵 固形肥料：1kg … 窒素・りん酸・カリ肥料を6:4:3の割合としたもの * 土壌改良材の種類：・図面による ・( )
<植樹>	
23.3.2 材料	* 樹木の樹種、寸法、株立数、刈込みものの適用及び数量：※図面による ・( ) * 支柱材の種類：※丸太 ・( ) 丸太の防腐処理方法：※加圧式防腐処理( ) * 幹巻き用材料：※幹巻き用テープ ・わら、こも
23.3.3 新植の工法	* 支柱：※図面による ・添え柱形 ・鳥居形 ・八ツ掛け形 ・布掛け形 ・ワイヤ掛け形 ・地锚埋設形
23.3.4 新植樹木の枯補償	* 新植樹木の枯補償期間：※引渡日から1年間 ・( )
23.3.5 樹木の移植	* 支柱：※図面による ・添え柱形 ・鳥居形 ・八ツ掛け形 ・布掛け形 ・ワイヤ掛け形 ・地锚埋設形
23.3.6 移植樹木の枯損処置	* 移植樹木の枯損処置期間：※引渡日から1年間 ・( )
<芝張り、吹付けは種及び地被類>	
23.4.2 材料	* 芝の種類：・コウライシバの類 ・ノンシバの類 ※図面による * 吹付けは種用種子等 種類：・洋芝類(23.4.2(3)(7)による) ・( ) ※図面による 量：※図面による ・( ) * 地被類 種類、芽立数、コンテナ径、単位面積当たりの株数：※図面による ・( )
23.4.3 芝張りの工法	* コウライシバ等の客土及び目土：次による 1) 厚さ：・20mm ・50mm ※100mm 2) 目地張りの目地幅：・0 ・20mm ※30mm ・50mm * 芝張り工法 平地：※目地張り ・べた張り 法面：・目地張り ※べた張り
23.4.7 芝張り、吹付けは種及び地被類の枯補償	* 芝張り、吹付けは種及び地被類の枯補償期間：※引渡日から1年間 ・( )
<屋上緑化>	
23.5.2 植栽基盤	* 土壌層の厚さ：※図面による ・( )
23.5.3 材料	* 排水層：・適用しない ・適用する(軽量骨材の層の厚さ ) * 土壌層 植込み用土：・人工軽量土 ※改良土 * 樹木の樹種、寸法、株立数、刈込みものの適用及び数量：※図面による ・( ) * 見切り材、舗装材、排水孔、マルチング材等：※図面による ・( )
23.5.4 工法	* 風圧力(平成12年5月31日付建設省告示第1458号)に対応した固定工法： * 支柱の設置、形式：・図面による ・有(形式 ) ・無 * かん水装置の設置、種類：・図面による ・有(種類 ) ・無
23.5.5 新植樹木、芝及び地被類の枯補償	* 新植樹木の枯補償期間：※引渡日から1年間 ・( ) * 芝張及び地被類の枯補償期間：※引渡日から1年間 ・( )
<修景施設>	
23.7.3 四つ目垣	* 柱の防腐処理：・図面による ・( )

項目	特記事項													
	<table border="1"> <tr> <td>設計事務所名</td> <td>工事名称</td> <td></td> <td rowspan="3">図面番号</td> </tr> <tr> <td>建築士登録番号</td> <td></td> <td rowspan="2">縮尺</td> </tr> <tr> <td>建築士氏名</td> <td></td> </tr> <tr> <td>検図</td> <td>製図</td> <td>設計 〇年〇月</td> <td>愛知県建築局公共建築部公営住宅課</td> </tr> </table>	設計事務所名	工事名称		図面番号	建築士登録番号		縮尺	建築士氏名		検図	製図	設計 〇年〇月	愛知県建築局公共建築部公営住宅課
設計事務所名	工事名称		図面番号											
建築士登録番号		縮尺												
建築士氏名														
検図	製図	設計 〇年〇月	愛知県建築局公共建築部公営住宅課											

項目	特記事項
<b>【取扱い工事】</b> ＜共通事項＞	<b>■1章 各章共通事項■</b> 1.1.1 一般事項 1. この特記事項以外は下記に準拠する。ただし、本工事に関係のない事項は適用しない。 1) 愛知県財務規則 2) 工事請負契約書 3) 国土交通省大臣官房官庁営繕部監修 建築物解体工事共通仕様書（平成31年版） 4) 関係法令及び諸工事基準 5) 愛知県建築工事品質管理要領 2. 特記事項は、○印のついたものを適用する。○印のない場合は、※印のついたものを適用する。 ○印と、○で囲まれた※印のある場合は、共に適用する。 3. 設計図書に関する疑義は、原則として、入札執行前に質問書の提出によって確かめるものとする。
1.1.2 用語の定義	* 公共住宅建設工事共通仕様書1.1.2「書面」の用語の意義を次に読み替えるものとする。 「書面」とは、発行年月日が記載され、記名された文書をいう。なお、記名においては、氏名を併記せず、氏又は名を記すだけでもよいものとする。
1.1.3 官公署等への届出手続等	* 工事の着手、施工、完成に当たり、関係官公署その他の関係組織への必要な届出手續等を遅滞なく行う。
1.1.4 工事実績情報の登録	* 請負金額が500万円以上の工事は、(一財)日本建設情報総合センター(JACIC)の工事実績情報サービス(CORINS)に、工事実績情報の登録を、その内容について監督職員の確認を(JACICの様式「登録のための確認のお願い」に従って)受けた上、行う。(受注時、変更時、竣工時)また、登録後にJACICが発行する「登録内容確認書」を、監督職員へ提出する。
1.1.8 疑義に対する協議等	* 設計図書について監督職員と協議を行った結果、設計図書の訂正又は変更を行う場合の措置は、契約書の規定によるほか「愛知県建設局・都市・交通局・建築局設計変更事務取扱要領」(令和3年4月1日改正)及び「愛知県建築局設計変更ガイドライン」に定めるところによる。 ( <a href="https://www.pref.aichi.jp/soshiki/kensetsu-kikaku/kenchiku-kiyjun.html">https://www.pref.aichi.jp/soshiki/kensetsu-kikaku/kenchiku-kiyjun.html</a> )
1.1.9 工事の一時中止に係る事項	* 工事の一時中止の場合の措置は、「愛知県建築局設計変更ガイドライン」に定めるところによる。 1) 契約款第21条の規定により工事の一時中止の通知を受けた場合は、「工事一時中止に伴う工事現場の維持管理等に関する基本計画書」(以下「基本計画書」という。)を提出し、発注者の承諾を得るものとする。なお、基本計画書には、中止時点における工事の出来高、職員の体制、労働者数、搬入材料及び建設機械器具等の確認に関すること及び工事現場の維持・管理に関する基本的事項を明らかにする。 2) 工事を一時中止する場合は、工事の続行に備え、工事現場を保全すること。
1.2.2 施工計画書	* つり足場を使用するすべての工事において、つり足場の組立・解体作業中の墜落・転落による労働災害防止の方法等の記入及び愛知労働局労働基準部安全課長事務連絡(平成22年7月6日)の注意事項をふまえた施工計画書を作成し、監督職員に提出する。(平成22年7月23日付22建企第332号建設企画課長通知)
1.2.3 工事の記録	A. 本工事は電子納品の対象工事とする。 B. 対象となる商品の作成については、「愛知県電子納品運用ガイドライン」及び「愛知県デジタル写真管理情報基準(案)」( <a href="https://www.pref.aichi.jp/site/cals/densinohin.html">https://www.pref.aichi.jp/site/cals/densinohin.html</a> を参照)に基づく。ただし、電子納品チェックリストについては、他の書類に同様の内容を記載した場合、省略できるものとする。 C. 成果品の提出部数については、電子媒体(CD-R又はDVD-R)2部とする。 D. 受注者は、電子納品に必要なハード及びソフト環境の整備を行なう。また、受注者は、検査時(中間検査、完了検査)に写真情報等の閲覧機器を準備する。 E. 仕様書に基づき監督職員に報告等を行う書面で電子データによるものについては、以下を基本とするが、監督職員の指示がある場合はその指示による。 1) 電子媒体(CD-RまたはDVD-R)で完了検査時に1部提出する。 2) 「あいち電子納品運用ガイドライン」に準拠することとし、格納フォルダは「愛知県建築局発注工事における情報共有システム運用の手引き(案)」における表6を参考とする。 F. その他、電子納品に関する詳細な取扱いについては、発注者、受注者協議の上、決定する。 G. 工事写真の撮影時期、内容、枚数等は下記のとおりとする。 1) 着工前：工事に先立ち、敷地、隣地及び周辺道路、建築物、工作物等の現況を撮影する。 2) 工事中： ①黒板(白板)に所定事項を明記し、工事の進捗状況を撮影、記録すると共に、特に施工後隠ぺい又は埋設される部分は、被写体に幅広テープを添えて撮影する。 ②監督職員の指示により、適宜提出する。 ※ デジタルカメラの撮影要素の有効画素数は100万画素程度から300万画素程度を標準とする。 ※ デジタル工事写真の小黒板情報電子化を行う場合は、工事契約後、監督職員の承諾を得た上で「デジタル工事写真の小黒板情報電子化について」( <a href="https://www.pref.aichi.jp/soshiki/kensetsu-kikaku/kenchiku-kiyjun.html">https://www.pref.aichi.jp/soshiki/kensetsu-kikaku/kenchiku-kiyjun.html</a> を参照)により行なうことができる。 3) 完成時：工事着工前に撮影した地点と同一地点から、敷地全景を撮影し、着工前写真と共に提出する。
1.3.1 施工管理	* 主任技術者、監理技術者、特例監理技術者及び特例監理技術者の職務を補佐する者(以下、「監理技術者補佐」という。)の設置及びその他制度の運用については、「監理技術者制度運用マニュアル」(令和4年12月23日改正)によるものとする。
1.3.3 電気保安技術者	* 電気保安技術者：・配置する ※配置しない
1.3.5 施工条件	* 施工日・施工時間制限：・無 ※有( ) * 施工に必要な実日数以外に見込んでいる事項： 準備期間・40日 ※( ) 休日(年末始休暇及び夏期休暇)・9日 ※( ) その他作業不能日・( )日 ※図示による
週休2日制工事	* 工事車両の駐車場所 場所制限：※有(駐車場所：※敷地内・( ))・無 * 資機材置場所 置場制限：※有(置き場所：※敷地内・( ))・無 * その他：( ) * 週休2日制工事実施対象工事 ※発注者指定・受注者希望・その他 建築工事における週休2日制工事実施要領 ( <a href="https://www.pref.aichi.jp/soshiki/kensetsu-kikaku/kenchiku-syukyuhutaka.html">https://www.pref.aichi.jp/soshiki/kensetsu-kikaku/kenchiku-syukyuhutaka.html</a> )
1.3.6 施工中の安全確保	* 南海トラフ沿いの大規模な地震発生の可能性が平常時と比べて相対的に高まった旨の「南海トラフ地震臨時情報」が発表された場合、受注者は、継続的に地震関連情報の収集に努め、工事中の建築物等及び仮設物に対し、必要な安全対策措置が実施されているかの確認、及び作業員や必要に応じ第三者に対する安全の再確認を行うなど、有事に際しての備えを行なうこと。 * 作業開始前、終了後の現場内外の点検を必ず毎日行なうこと。 * 工事施工にあたっては、騒音、埃、運搬等により付近住民に迷惑を及ぼさないよう、対策を十分講ずること。 * 工事用車両の現場進入経路は、近隣の状況を把握し、迷惑をかけないよう配慮すること。

項目	特記事項
1.3.9 施工中の環境保全等 騒音・振動対策	* 「土壤汚染対策法」、「県民の生活環境の保全等に関する条例」、「市民の健康と安全を確保する環境の保全に関する条例」による措置 ・無 * 解体作業は、原則として破砕工法とし、騒音、振動等に十分に配慮すること。 * 「建設工事に伴う騒音振動対策技術指針(建設大臣官房技術審議官通達)」及び関連法規の規定を厳守し施工する。また、騒音規制法、振動規制法の規制の対象となる作業(特定建設作業)及び下記に指定した建設機械については、「低騒音型、低振動型建設機械の指定に関する規程」(建設大臣告示)により指定された建設機械を使用する。 * 作業名：建設機械名： * 作業名：建設機械名： * 排出ガス対策型建設機械の適用：※有り・なし (対象機種：バックホウ、車輪式トラクターショベル、ブルドーザー、発動発電機、空気圧縮機、油圧ユニット、ローラー類、ホイルクレーン(いずれもディーゼルエンジン出力7.5~260kW)) (対象規制値：排出ガス対策型建設機械指定要領(国土交通省総合政策局)の別表1(1次基準値)) * 貨物自動車等の車種規制 * 特定特殊自動車の燃料 * 発生材の処理 引渡し等
1.4.2 施工数量調査 <施工>	* 発注者に引渡しを要するもの：PCBを使用している機器材料、( ) 現場において再利用を図るもの： * 引渡しを要するものは、監督職員の指示する場所に整理し、リスト表を作成し、監督職員に引渡す。 * 引渡しを要しないものは、すべて場外に搬出し、関係法規に従い適正に処理する。 * 本工事で発生する産業廃棄物のうち、愛知県内の最終処分場に搬入する産業廃棄物については、愛知県産業廃棄物税が課税されるので適正に取り扱うこと。 * 調査：※行わない・行う(・調査範囲( )・調査方法( )・図面による)
1.5.2 技能士 <工事検査及び技術検査>	* 適用する技能検定の職種及び作業の種別( ) * 工事完了前に、整地後地盤高(5m間隔で測定)及び地下埋設物、管閉塞位置等を記入した敷地完成図面を、A1判又はA2判で作成し、監督職員に提出する。 * 完成図のCADデータ ※提出する(・愛知県電子納品運用ガイドラインに基づく※監督職員との協議による)・提出しない
1.6.1 工事検査	<b>■その他■</b> * 本工事による動力用水等の手続き及び費用はすべて受注者負担とする。 * 本工事により道路を破損した場合は原型復旧し、維持管理等の一切の費用は受注者負担とする。 * 電気、給水及びガス等設備の切断復旧は、本工事とする。 * 管類の閉塞位置を杭等で表示すること。 * 「愛知県環境物品等調達方針」( <a href="https://www.pref.aichi.jp/soshiki/kankyo/katsudo/0000009402.html">https://www.pref.aichi.jp/soshiki/kankyo/katsudo/0000009402.html</a> を参照) 別記2(25)に掲げられた一般資材、建設機械等の選定に当たっては、事業ごとの特性、必要とされる強度や耐久性、機能の確保、コスト等に留意しつつ、品目ごとの判断の基準を満足するものを使用するものとする。 * 本工事に使用する資材等は、品質が規格値を満足し、かつ価格が適正である場合には、県内産の優先使用に努めるものとする。 * 本工事において、受注者は法定外の労災保険に付さなければならない。 * 工事現場には次の図書を常備する。 建築物解体工事共通仕様書(平成31年版)(国土交通省大臣官房官庁営繕部監修) * 本工事に関わる自社及び下請負会社の中にこの制度を使用する者がある場合は、同制度に加入し、掛金収納書を提出しなければならない。制度を使用しない又は証紙を購入しない場合は、理由書等を提出する。 工事完成後、速やかに掛金充当実績総括表を作成し、検査員に提示しなければならない。 * 各種調査への協力 * 特定住宅瑕疵担保責任 * 工程表・請負代金内訳書 * 施工体系図の掲示 * 工事の下請負
	設計事務所名 建築士登録番号 建築士氏名 検図 製図 設計 ○年○月 工事名称 縮尺 図面番号 建築士氏名 愛知県建築局公共建築部公営住宅課

項目	特記事項
施工体制	<p>3) 下請負者は、建設業法に基づく営業停止の期間中でないこと。          4) 下請負者が愛知県の競争入札参加資格者である場合には、愛知県建設工事等指名停止取扱要領に基づく指名停止期間中でないこと。          5) 下請負者は、「愛知県が行う調達契約からの暴力団排除に関する事務取扱要領」に掲げる排除措置の措置要件に該当しない者であること。</p> <p>* 施工体制については「施工体制の適正化に向けての現場点検の手引き（案）」によること。          * 建設業法第24条の8第1項の規定により作成した施工体制台帳（同項の規定により記載すべきものとされた事項に変更が生じたことに伴い新たに作成されたものを含む。）の写しを監督職員に提出すること。          （公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律第15条）</p>
現場代理人等	<p>* 現場代理人（現場責任者）においては、受注者との直接的な雇用関係、主任技術者（監理技術者）、専門技術者においては、受注者との直接的かつ恒常的な雇用関係があること。          * 契約約款第11条に規定する現場代理人、主任技術者（監理技術者）の通知は、所定の様式（現場代理人等通知書）により、監督員を通じて発注者に提出しなければならない。また建設業法に基づく監理技術者補佐、専門技術者を定めたときも同様とする。          * 受注者は、主任技術者について建設業法施行令第27条第2項の規定に基づき他の工事と兼務させる場合や監理技術者について同施行令第28条及び第29条の規定に基づき監理技術者補佐を専任で配置することにより他の工事と兼務させる場合においては、所定の様式により兼務届を作成の上、新たに契約した工事については工事請負契約締結後5日以内に、現に施行中の工事については原則兼務期間の始期より前に、監督職員を通じて発注者に提出すること。          * 監理技術者の兼任要件等については、「建設業第26条第3項ただし書の規定の適用を受ける監理技術者の配置要件について」とおりとする。          (<a href="https://www.pref.aichi.jp/soshiki/kensetsu-kikaku/tokureikanrigijutusha.html">https://www.pref.aichi.jp/soshiki/kensetsu-kikaku/tokureikanrigijutusha.html</a>を参照)</p>
事故報告	<p>* 工事施工中に事故が発生した場合には、直ちに監督職員に通報するとともに、事故発生報告書を監督職員に速やかに提出すること。</p>
石綿含有仕上塗材の除去・補修、既存壁等への作業	<p>* 既存の壁等に対して作業（仕上塗材の除去・補修、コア抜きやアンカーボルト打設作業など仕上塗材の破断を伴う全ての作業）をする場合は、既存壁等の石綿含有仕上塗材使用の有無を確認し、石綿が含有されている場合は、徐去工法、作業方法等について関係法令所管部局及び監督職員と協議の上、適切な石綿飛散防止措置を講じること。</p>
契約後VE	<p>* 本工事は、契約約款第20条第2項に基づく提案を受け付ける契約方式（以下「契約後VE」という。）の（※対象工事（契約金額が250万円未満の場合を除く。）・対象外工事）とする。          * 契約後VEを行う場合には、「愛知県建設局契約後VE実施要領」の規定により行うものとする。          「愛知県建設局契約後VE実施要領」は、建設企画課HP（下記URL参照）に掲載している。  <a href="https://www.pref.aichi.jp/soshiki/kensetsu-kikaku/keiyakugove.html">https://www.pref.aichi.jp/soshiki/kensetsu-kikaku/keiyakugove.html</a></p> <p>* VE提案の範囲          ※請負者がVE提案を行う範囲は、設計図書に定められている内容に関する変更により請負代金額の低減を伴うものとする。[工事全体をVE提案の対象とする場合]          ・請負者がVE提案を行う範囲は、設計図書に定められている内容のうち、工事材料及び施工方法等に関する変更により請負代金額の低減を伴うものとし、原則として工事目的物の変更を伴わないものとする。[工事目的物をVE提案の対象としない場合]          ・（）[その他VE提案を求める範囲によって適宜記載する]          * VE提案の実施にあたり、関係機関協議等第三者との調整等をする提案については、あらかじめ、請負者が主体となり当該第三者との事前調整等を行い、実施の見込みがある提案であること。          * リサイクル資材の率先利用を図るため、「愛知県あいくる材率先利用方針」を遵守し、あいくる材として認定されている資材の利用に努める。          * 愛知県あいくる材率先利用方針第3のAAグループ及びAグループの認定資材を優先的に使用する。          あいくる材の指定があるものについて、それ以外のものを使用する場合は、監督職員の承諾をする。          * 工事完了時にあいくる材の使用実績、リサイクルガイドライン様式8「あいくる材使用状況報告書」及び様式9「あいくる材使用実績集約表」により電子データへ監督職員に提出する。          * 以下の資料は次のHPから入手することができます。          愛知県建設副産物リサイクルガイドライン実施要綱、様式  <a href="https://www.pref.aichi.jp/soshiki/kensetsu-kikaku/recycle-guideline.html">https://www.pref.aichi.jp/soshiki/kensetsu-kikaku/recycle-guideline.html</a>、  COBRIS <a href="https://www.recycle.jacic.or.jp">https://www.recycle.jacic.or.jp</a>  愛知県あいくる材率先利用方針、あいくる材認定資材一覧 <a href="https://www.pref.aichi.jp/site/aicle/">https://www.pref.aichi.jp/site/aicle/</a>、  再資源化等報告書 <a href="https://www.pref.aichi.jp/soshiki/kensetsu-kikaku/kenchiku-kiijyun.html">https://www.pref.aichi.jp/soshiki/kensetsu-kikaku/kenchiku-kiijyun.html</a> [建築工事事務の手引・同様式]</p>
CCUSの活用	<p>* 建設キャリアアップシステムの活用に関して、工事成績評定において評価を希望する場合は、工事着手までに工事打合せ簿により申し出るとともに、工事完了時に活用状況を確認できる資料を監督員に提出すること。</p>
<騒音、粉じん、足場等>	<p>■2章 仮設工事■</p> <p>* 騒音・粉じん等の対策方法：図面による          工事中は、粉じん等の飛散を防止するため十分な散水を行うこと。          * 防音パネル等を取り付けれる足場等の設置範囲等：※図面による・（）          * 解体養生は、監督職員が飛散防止に必要と認めた箇所ができたときは受注者の責任で速やかに対処処置する。</p>
2.2.1 騒音・粉じん等の対策	
2.2.2 足場等	<p>* 定置する足場、桟橋、リフト等の設置：・建築工事・※本工事・別契約工事          足場：・幅：・0.6・0.9・1.2 m) 手すり先行工法          * 足場を設ける場合は、「手すり先行工法に関するガイドラインについて」（平成21年4月24日厚生労働省労働基準局長基第0424002号）に規定する「手すり先行工法等に関するガイドライン」により、「働きやすい安心感のある足場に関する基準」に適合する手すり、中さん及び幅木の機能を有する足場とし、足場の組立て、解体又は変更の作業は、「手すり先行工法による足場の組立て等に関する基準」の2の(2)手すり据置き方式又は2の(3)手すり先行専用足場方式により行う。          * 屋根面からの墜落事故防止対策として、必要に応じて、JIS A8971(屋根工事用足場及び施工方法)に基づき、建方作業台、渡り廊下、墜落防護さく等の足場及び装備機材を設置する。          * 高さが5m以上の箇所での作業を行う場合、労働安全衛生規則の各規定により使用する要求性能墜落制止用器具はフルハーネス型とし、「墜落制止用器具の規格」（平成31年1月25日厚生労働省告示第11号）によるものとする。          * 工事施工にあたり、安全確保のため仮囲いを設置し、周辺住民通行人に迷惑のかからないよう万全を期す。          なお、出入口の位置等は仮設設計図書を作成し、監督職員の承諾を得る。          仮囲いの構造：・成型鋼板（高さ：3.0m）※解体養生シート（高さ：※3.6m・5.4 m）          仮囲いの位置：図面による          * 仮囲いは第三者の出入りができないようにし、作業終了時は閉鎖すること。          * 工事用道路、工事用水、排水及び特殊仮設：</p>
<仮設物>	
2.3.1 監督職員事務所等	<p>* 監督職員事務所：・設ける・※設けない          * 規模：・10・※20・35・65・100 m<sup>2</sup>程度          * 標準仕上げ</p>

項目	特記事項					
建設現場標識の設置	<p>* 設備、備品等          * 監督職員事務所の標準備品：机、いす、書棚、行事予定表、ゴム長靴、雨合羽、保護帽、懐中電灯、墜落制止用器具、衣類ロッカー、受注者加入の電話子機、冷暖房機器、消火器、湯沸器、掃除具          監督職員事務所の選択備品：・パソコン・プリンター・FAX・複写機          * 監督職員事務所の電気、水道、ガス及び電話の使用料並びに便所の清掃料などは受注者の負担とする。          * 工事に係る区域内に、受注者の仮設事務所、現場作業所及び仮設便所等を設置できる。設置する場所は、仮設建物の位置、規模及び設置期間について仮設設計図に記入の上、事前に監督職員の承諾を受ける。          * 建設現場標識：※設ける・設けない</p> <p>《建設現場標識（例）》</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: center;">工事名 ○○住宅取壊し工事</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">工期 ○○年○○月○○日まで</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">発注者 愛知県建築局公共建築部公営住宅課</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">工事監理者 ○○建築設計事務所</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">工事施工者 ○○建設株式会社</td> </tr> </table>	工事名 ○○住宅取壊し工事	工期 ○○年○○月○○日まで	発注者 愛知県建築局公共建築部公営住宅課	工事監理者 ○○建築設計事務所	工事施工者 ○○建設株式会社
工事名 ○○住宅取壊し工事						
工期 ○○年○○月○○日まで						
発注者 愛知県建築局公共建築部公営住宅課						
工事監理者 ○○建築設計事務所						
工事施工者 ○○建設株式会社						
<山留め>	<p>2.4.3 山留めの撤去</p> <p>* 鋼矢板等の抜き跡の処理 ※直ちに砂で充填する・（）</p>					
<事前措置>	<p>■3章 解体施工■</p> <p>* 淨化槽、排水槽等の汚水、汚物等：※事前回収し、洗浄、消毒等を行う・（）・図面による</p> <p>* 杭の撤去：・撤去（解体）する（工法：※引抜き工法・破碎する）※残置する（位置は図面による）→引抜き工法により解体する場合、引抜きできない杭が発生したときは、監督職員と協議する。  * 引き抜いた杭の処理：※分別解体する・（）</p>					
<工作物（建築物以外のもの）>	<p>* さく、照明設備等の付属物の解体 ※図示のものを撤去・残置（位置、種別等は図面による）</p>					
<基礎及び杭>	<p>* 樹木等の伐採抜根、移植 ※図面による</p>					
<地下埋設物及び埋設配管>	<p>* 地下埋設物等：※図示のものを撤去する・残置する（位置、種別等は図面による）→図面以外の埋設物、埋設配管等の存在を確認した場合は、監督職員と協議する。</p>					
<解体後の整地>	<p>* 埋戻し、盛土種類：・山砂の類・根切り土の中の良質土・他現場の建設発生土の中の良質土・再生コンクリート砂工法：※機器による締め固め及び良質土以外は水締めも行う・（）  * 解体後の整地工事完了時の掘削等による確認：・行う【確認方法等：図面又は監督職員の指示による】・行わない</p>					
<共通事項>	<p>■4章 建設廃棄物の処理■</p> <p>* 愛知県建設副産物リサイクルガイドライン実施要綱 別表3に従い、分別収集を行う。</p>					
4.3.1 運搬及び処分の委託	<p>* 引き渡しを要しないものはすべて場外に搬出し、下記建設副産物の项及び関係法令等に従い適正に処理する。  * 産業廃棄物管理表（以下「マニフェスト」という。）集計表を作成し、監督職員に提出する。マニフェスト集計表は任意様式とし、交付した全てのマニフェストについて、交付年月日、交付番号、車両ナンバー、廃棄物の内訳（tまたはm3）、マニフェスト返却日又は運搬・処分・最終処分終了日が記載され、受注者の記名があるものとする。また、紙マニフェストの場合は伝票を整理して保管し、必要に応じて検査員等に提示する。</p>					
<再資源化等及び最終処分>	<p>* 工事に伴い発生する指定副産物のうち、次のものは再資源化施設へ搬出する。          ※コンクリート塊・※アスファルトコンクリート塊・※建設発生木材・（）          また、鉄骨・建具・ダクト・配管・機器等の金属類については、積極的に再資源化を図ること。  * (1)水銀使用製品産業廃棄物：※再資源化する・再資源化しない          (2)硬質ポリ塩化ビニル管及び継手：※再資源化する・再資源化しない          (3)ガラス：※再資源化する・再資源化しない  * 木材を指定建設資材廃棄物として縮減：※しない（再資源化施設へ搬出）・する  * 建設廃棄物を再資源化し、現場で利用：・する（）・しない  * 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）以下「建設リサイクル法」という。）に基づき、特定建設資材の分別解体等及び再資源化等の実施について適正な措置を講ずることとする。          なお、本工事における特定建設資材の分別解体等・再資源化等については、別表1または3の積算条件を設定しているが、工事請負契約書の「解体工事に要する費用」等に定める事項は契約締結時に発注者と受注者の間で確認されたものであるため、発注者が積算上条件明示した別表の事項と別の方法であった場合でも、変更の対象としない。ただし、現場条件の変更等、受注者の責によるものではない事項については、この限りでない。また、受注者は、特定建設資材の分別解体等、再資源化等が完了したときは、建設リサイクル法第18条第1項に基づく報告をして、監督職員に「再資源化等報告書」を提出すること。          (注)別表4については積算上の条件明示であり、処理施設を指定するものではない。なお、受注者の提示する施設と異なる場合においても、設計変更の対象としない。</p>					
特定建設資材の再資源化等	<p>設計事務所名</p> <p>工事名称</p> <p>建築士登録番号</p> <p>建築士氏名</p> <p>検図</p> <p>製図</p> <p>設計</p> <p>○年○月</p> <p>愛知県建築局公共建築部公営住宅課</p>					

項目	特記事項																		
別表1 建築物に係る解体工事																			
工程 及毎 びの 解作 体業 方内 法容	工程	作業内容	分別・解体等の方法																
	・建築設備、内装材等	・有・無	・手作業	・手作業と機械作業の併用															
	・屋根ふき材	・有・無	・手作業	・手作業と機械作業の併用															
	・外装材、上部構造部材	・有・無	・手作業	・手作業と機械作業の併用															
	・基礎、基礎ぐい	・有・無	・手作業	・手作業と機械作業の併用															
	・その他( )	・有・無	・手作業	・手作業と機械作業の併用															
別表3 建築物以外のものに係る解体工事又は新築工事等(外構・作物等)																			
工程 及毎 びの 解作 体業 方内 法容	工程	作業内容	分別・解体等の方法																
	・仮設	・有・無	・手作業	・手作業と機械作業の併用															
	・土工	・有・無	・手作業	・手作業と機械作業の併用															
	・基礎	・有・無	・手作業	・手作業と機械作業の併用															
	・本体工事	・有・無	・手作業	・手作業と機械作業の併用															
	・本体付属品	・有・無	・手作業	・手作業と機械作業の併用															
別表4 再資源化等をする施設の名称及び所在地																			
<table border="1"> <thead> <tr> <th>廃棄物の種類</th> <th>施設の名称</th> <th>所在地</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>・コンクリート</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>・鉄及びコンクリートから成る建設資材</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>・アスファルト・コンクリート</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>・木材</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>					廃棄物の種類	施設の名称	所在地	・コンクリート			・鉄及びコンクリートから成る建設資材			・アスファルト・コンクリート			・木材		
廃棄物の種類	施設の名称	所在地																	
・コンクリート																			
・鉄及びコンクリートから成る建設資材																			
・アスファルト・コンクリート																			
・木材																			
建設副産物	<p>* 発生材については、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」、「資源の有効な利用の促進に関する法律」、及び「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」その他関係法令の規定を遵守し、「愛知県建設副産物リサイクルガイドライン実施要綱」(以下「リサイクルガイドライン」という。)に基づき、適正に処理する。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>事前に建設副産物情報交換システム(以下「COBRIS」と言う。)に登録及び必要事項を入力し、COBRISより出力される、「リサイクルガイドライン」に定める計画書(①、②)を監督職員に提出する。            ① 再生資源利用計画書(実施書)(様式1)            ② 再生資源利用促進計画書(実施書)(様式2)</li> <li>工事完了時に「リサイクルガイドライン」に定める実施書(①、②)の内容をCOBRISに登録及び工事登録証明書を作成し、監督職員に提出する。</li> </ol>																		
4.4.2 産業廃棄物広域認定制度	* 産業廃棄物の広域的処理による特例による建設廃棄物の処理: 行う ※行わない																		
4.4.3 最終処分	<p>* 最終処分する建設廃棄物:            最終処分場:            《注意》これは設計算算上の条件明示であり、処理施設を指定するものではない。なお、上記によらない場合は、監督職員と協議すること。また、処分に先立ち、処分場等の受入の可否を確認すること。</p>																		
<処理に注意を要する建設廃棄物>																			
4.5.1 処理に注意を要する建設廃棄物	<p>* 処理に注意を要する建設廃棄物の処理: ※4.5.1(7)、(1)による ・図面による ・( )            * ヒ素・カドミウム含有せっこうボードの処理: ・製造業者に処分を委託 ・管理型最終処分場で埋立処分            * 4.5.1(1)(a)、(b)以外のせっこうボードの処理: ※4.5.1(c)①による ・4.5.1(c)②による</p>																		
<共通事項>																			
5.1.2 施工計画調査	<p>* 特別管理産業廃棄物の搬出時には、監督職員の立会いを受ける。            * 特別管理産業廃棄物の分析調査: 行う 行わない</p>																		
<特別管理産業廃棄物の処理等>																			
5.4.1 特別管理産業廃棄物の処理等	<p>* 5.4.1(1)～(6)以外の特別管理産業廃棄物の種類及び処理等: 行う 図面による            * 撤去した機器のメーカー名・型番・製造年月日を記載したリストを作成して発注者へ提出する。            * 微量PVCの分析調査: 行う ※行わない            * 次の物品はPVCの混入が疑われるため、専門の分析機関に依頼し、その有無を確認する。            昭和47年以前の建築物: ポリサルファイド(チオコール)系コーティング            平成元年以前の製造機器: 蛍光灯安定器、コンデンサ、リアクトル、コンデンサ用放電コイル、変圧器(絶縁油中の濃度0.5mg/kg以下のものは対象外)            上記以外においても、PVC混入の恐れがある場合は、監督職員と協議の上、確認すること。            * 廃油の処分: ※焼却処分または中間処理施設で再生処理 ( )            * 酸・アルカリの処分: ※中和処理、焼却処分または中間処理施設で再生処理 ( )            * ダイオキシン類のサンプリング調査: 行う ※行わない            * 廃棄物の焼却施設 解体方法: ※図面による ( )            处分方法: ※図面による ( )</p>																		
<共通事項>																			
6.1.1 一般事項	<p>* 大気汚染防止法に基づき、適正に対応すること。            * 除去等を行う石綿含有吹付け材、石綿含有保温材等及び石綿含有成形板の仕様等 ※図面による</p>																		
6.1.3 施工調査	<p>* 調査報告書の貸与等: 有( ) 無            * 石綿含有分析調査: 行わない 行う ( )</p>																		
6.1.4 石綿粉じん濃度測定	<p>* 石綿除去工事の有無にかかわらず、粉じん濃度測定を行う。濃度測定の方法は下記による。            吹付け石綿除去工事がある場合 ※別途指定(図示)による 表1による            石綿含有建材の処理を行う場合 ・別途指定(図示)による ※表1による            石綿含有成形板の処理のみの場合、または石綿含有建材の処理がない場合            ※表1のうち①及び④を実施 ( )            * 測定方法は「JIS K3850-1空気中の纖維状粒子測定方法-第1部: 光学顕微鏡法及び走査電子顕微鏡法」による位相差・分散顕微鏡法とし、測定機関は都道府県労働局に登録されている作業環境測定機関とする。            * 測定結果は速やかに監督職員に報告する。作業中の濃度測定において、測定値が10f/Lを超えた場合は作業を中止して、その発生源を特定して必要な粉じん飛散防止措置を講じた後、監督職員の承諾を得て作業を再開することができる。工事を再開した場合は、再度測定を行い、速やかに監督職員に報告する。</p>																		

項目	特記事項										
* 【表1】											
測定時期	測定場所	測定箇所数	備考								
処理作業前	① 施工区画周辺又は敷地境界	4方向各1点	注1)								
処理作業中	② セキュリティゾーン入口	1点	空気の流れを確認 注1)								
	③ 集じん・排気装置の排出口 (処理作業室外の場合)	1点	集じん・排気装置の性能確認 注1)								
	④ 施工区画周辺又は敷地境界	4方向各1点	注1)								
処理作業後	⑤ 処理作業室(隔離された区域)内	2点	注2) 注3)								
(注) 1 速報値で10f/L以上検出された場合は、直ちに作業を中止し、その原因を確認すること。 (注) 2 各施工箇所ごとの室面積が10m <sup>2</sup> 以下は1点、50m <sup>2</sup> 以下までは2点、300m <sup>2</sup> を超えるものは、300m <sup>2</sup> ごとに1測定点を追加する。 (注) 3 粉じん測定は、粉じん飛散抑制剤を散布した翌日とし、速報値で10f/L以下であることを確認した後、シートの撤去を行うこと。 * 石綿則第6条による隔離措置と「同等以上の効果を有する措置」により除去等作業を行う場合、上表のうち、①及び④を実施する。 * 粉じん濃度測定結果報告書の提出部数: ※2部 ( )											
* 監督職員及び検査員等の保護具、保護衣、作業衣等は受注者が無償で提供すること。											
* 除去工事共通事項											
6.2.7 保護具等											
6.2.8 保護衣、作業衣											
<石綿含有吹付け材の除去>											
6.3.2 工法											
6.3.3 除去した石綿等の保管、運搬、処分等											
<石綿含有保温材等の除去>											
6.4.1 石綿含有保温材等の除去											
6.4.3 工法											
6.4.4 除去した石綿等の保管、運搬、処分等											
<石綿含有成形板の除去>											
6.5.4 除去した石綿の保管、運搬、処分等											
<共通事項>											
7.1.3 施工計画調査											
<特殊な建設副産物の処理等>											
7.3.1 特殊な建設副産物の処理等											
■ 7章 特殊な建設副産物の処理■											
7.1.3 施工計画調査	<p>* 分析調査: 行う 行わない ( )</p>										
7.3.1 特殊な建設副産物の処理等	<p>* 特定物質の処理等: ※図面による ( )</p>										
■ その他 ■											
1) 杭引き抜きや構造物基礎などの解体、撤去後の処理について: 図面による 解体、撤去の完了時に、監督職員の立会い、確認を受けること。 2) 災害及び公害の防止: 次の届出を受注者にて行う 特定施設の設置の届出(騒音規制法第6条、振動規制法第6条)、 騒音発生施設又は振動発生施設の設置の届出(愛知県公害防止条例第20条第2項)、 特定建設作業の実施の届出(騒音規制法第14条、振動規制法第14条) 3) 解体後の整地工事完了時の掘削等による確認: ※適用する(確認方法等: 図面又は監督職員の指示による)・適用しない 4) 石綿含有建築用仕上塗材の除去等作業における大気汚染防止法令上の取扱い等については、平成29年5月31日 基安化発0531第1号「石綿含有建築用仕上塗材の除去等作業における大気汚染防止法令上の取扱い等について」によること。 ・石綿含有仕上塗材の除去作業等における石綿飛散防止対策については、平成29年5月30日環水大発第1705301号「石綿含有仕上塗材の除去作業等における石綿飛散防止対策について」によること。 ・既存仕上塗材層の処理方法に関する事項は、「建築物の改修・解体時における石綿含有建築物仕上塗材からの石綿粉じん飛散防止処理技術指針(国立研究開発法人・建築研究所)」によること。 * 水道メーター、ガス、電気メーターについては、工事着手前に監督職員の指示を受ける。											
<table border="1"> <tr> <td>設計事務所名</td> <td>工事名称</td> <td rowspan="3">図面番号 縮尺</td> </tr> <tr> <td>建築士登録番号</td> <td>建築士氏名</td> </tr> <tr> <td>検図</td> <td>製図</td> <td>設計 ○年○月</td> </tr> </table>				設計事務所名	工事名称	図面番号 縮尺	建築士登録番号	建築士氏名	検図	製図	設計 ○年○月
設計事務所名	工事名称	図面番号 縮尺									
建築士登録番号	建築士氏名										
検図	製図		設計 ○年○月								
愛知県建築局公共建築部公営住宅課											

項目	特記事項
【電気設備工事】	<p>■1編 一般共通事項■</p> <p>■1章 一般事項■</p> <p>&lt;総則&gt;</p> <p>1.1.1 適用</p> <p>1. この特記事項以外は下記に準拠する。ただし、本工事に関係のない事項は適用しない。</p> <p>1) 愛知県財務規則 2) 工事請負契約書</p> <p>3) 公共住宅事業者等連絡協議会編集「公共住宅建設工事共通仕様書」(令和元年度版)</p> <p>4) 関係法令及び諸工事基準 5) 愛知県建築工事品質管理要領</p> <p>2. 特記事項は、○印のついたものを適用する。○印のない場合は、※印のついたものを適用する。 ○印と、○で囲まれた※印のある場合は、共に適用する。</p> <p>3. 本工事に使用する資材は、「電気設備工事指定資材」による。</p> <p>4. 設計図書の優先順位は、次の1)から5)までの順番のとおりとする。</p> <p>1) 質問回答書(2)から5)に対するもの</p> <p>2) 現場説明書 3) 特記仕様書</p> <p>4) 図面 5) 公共住宅建設工事共通仕様書(「機材の品質・性能基準」を含む。)</p> <p>* 公共住宅建設工事共通仕様書1.1.2「書面」の用語の意義を次に読み替えるものとする。 「書面」とは、発行年月日が記載され、記名された文書をいう。なお、記名においては、氏名を併記せず、氏又は名を記すだけでもよいものとする。</p> <p>1.1.2 用語の定義</p> <p>* 公共住宅建設工事共通仕様書1.1.2「書面」の用語の意義を次に読み替えるものとする。 「書面」とは、発行年月日が記載され、記名された文書をいう。なお、記名においては、氏名を併記せず、氏又は名を記すだけでもよいものとする。</p> <p>1.1.3 官公署等への届出手続等</p> <p>* 工事の着手、施工、完成に当たり、関係官公署その他の関係組織への必要な届出手続等を遅滞なく行う。</p> <p>1.1.4 工事実績情報の登録</p> <p>* 請負金額が500万円以上の工事は、(一財)日本建設情報総合センター(JACIC)の工事実績情報サービス(CORINS)に、工事実績情報の登録を、その内容について監督職員の確認を(JACICの様式「登録のための確認のお願い」に従って)受けた上、行う。(受注時、変更時、竣工時)また、登録後にJACICが発行する「登録内容確認書」を、監督職員へ提出する。</p> <p>1.1.7 別契約の関連工事</p> <p>この項目に該当しないもの及び明らかに区分されるものは別途協議する。</p> <p>1) 昇降路築造工事、各階出入の穴開け工事、乗場関係機器取付後の出入口壁床仕上工事、ピット内防水工事及び排水設備工事のことをいう。</p> <p>2) 動力用照明用の電源引込み工事及び結線工事昇降路ピット内点検用コンセント設備工事、昇降路の煙感知器設置工事、遠隔監視メンテナンス用電話配管・配線工事のことをいう。</p> <p>1.1.8 疑義に対する協議等</p> <p>* 設計図書に関する疑義は、原則として、入札執行前に質問書の提出によって確かめる。</p> <p>* 設計図書について監督職員と協議を行った結果、設計図書の訂正又は変更を行う場合の措置は、契約書の規定によるほか「愛知県建設局・都市・交通局・建築局設計変更事務取扱要領」(令和3年4月1日改正)及び「愛知県建築局設計変更ガイドライン」に定めるところによる。 (https://www.pref.aichi.jp/soshiki/kensetsu-kikaku/kijyun.html)</p> <p>1.1.9 工事の一時中止に係る事項</p> <p>* 工事の一時中止の場合の措置は、「愛知県建築局設計変更ガイドライン」に定めるところによる。</p> <p>1) 契約款第21条の規定により工事の一時中止の通知を受けた場合は、「工事一時中止に伴う工事現場の維持管理等に関する基本計画書」(以下「基本計画書」という。)を提出し、発注者の承諾を得るものとする。 なお、基本計画書には、中止時点における工事の出来高、職員の体制、労働者数、搬入材料及び建設機械器具等の確認に関する事項を明確に記載する。</p> <p>2) 工事を一時中止する場合は、工事の続行に備え、工事現場を保全すること。</p> <p>* 概成工期：・有(年月日) ※無</p> <p>A. 本工事は電子納品の対象工事とする。</p> <p>B. 対象となる成果品の作成については、「愛知県電子納品運用ガイドライン」及び「愛知県デジタル写真管理情報基準(案)」(https://www.pref.aichi.jp/site/cals/densinohin.htmlを参照)に基づく。ただし、電子納品チェックリストについては、他の書類に同様の内容を記載した場合、省略できるものとする。</p> <p>C. 成果品の提出部数については、電子媒体(CD-R又はDVD-R)2部とする。</p> <p>D. 受注者は、電子納品に必要なハード及びソフト環境の整備を行なう。また、受注者は、検査時(中間検査、完了検査)に写真情報等の閲覧機器を準備する。</p> <p>E. 仕様書に基づき監督職員に報告等を行う書面で電子データによるものについては、以下を基本とするが、監督職員の指示がある場合はその指示による。</p> <p>1) 電子媒体(CD-RまたはDVD-R)で完了検査時に1部提出する。</p> <p>2) 「あいち電子納品運用ガイドライン」に準拠することとし、格納フォルダは「愛知県建築局発注工事に</p>

項目	特記事項	
【電気設備工事】	<p>おける情報共有システム運用の手引き(案)における表6を参考とする。</p> <p>F. その他、電子納品に関する詳細な取扱いについては、発注者、受注者協議の上、決定する。</p> <p>G. 工事写真の撮影時期、内容、枚数等は下記のとおりとする。</p> <p>1) 着工前：工事に先立ち、敷地、隣地及び周辺道路、建築物、工作物等の現況を撮影する。</p> <p>2) 工事中：①黒板(白板)に所定事項を明記し、工事の進捗状況を撮影、記録すると共に、特に施工後隠ぺい又は埋設される部分は、被写体に幅広テープを添えて撮影する。</p> <p>記載事項：件名(工事名)、名称(工種)、位置、工程、備考、撮影年月日</p> <p>②監督職員の指示により、適宜提出する。</p> <p>※ デジタルカメラの撮影素子の有効画素数は100万画素程度から300万画素程度を標準とする。</p> <p>※ デジタル工事写真的小黒板情報電子化を行う場合は、工事契約後、監督職員の承諾を得た上で「デジタル工事写真的小黒板情報電子化について」(https://www.pref.aichi.jp/soshiki/kensetsu-kikaku/kensetsu-kijyun.htmlを参照)により行うことができる。</p> <p>3) 竣工時：外部、内部ともカラーで撮影し、箇所、枚数は監督職員指示による。</p> <p>* 主任技術者、監理技術者、特例監理技術者及び特例監理技術者の職務を補佐する者(以下、「監理技術者補佐」という。)の設置及びその他制度の運用については、「監理技術者制度運用マニュアル」(令和4年12月23日改正)によるものとする。</p>	
<工事現場管理>	<p>1.3.1 施工管理</p> <p>1.3.2 電気保安技術者</p> <p>1.3.3 施工条件</p> <p>1.3.4 週休2日制工事</p> <p>1.3.9 発生材の処理等</p> <p>引渡し等</p> <p>建設副産物</p> <p>再資源化</p> <p>撤去時等のフロン等の取扱 分別収集 非飛散アスペスト処分</p> <p>&lt;機器及び材料&gt;</p> <p>1.4.1 環境への配慮</p>	<p>1) 着工前：工事に先立ち、敷地、隣地及び周辺道路、建築物、工作物等の現況を撮影する。</p> <p>2) 工事中：①黒板(白板)に所定事項を明記し、工事の進捗状況を撮影、記録すると共に、特に施工後隠ぺい又は埋設される部分は、被写体に幅広テープを添えて撮影する。</p> <p>記載事項：件名(工事名)、名称(工種)、位置、工程、備考、撮影年月日</p> <p>②監督職員の指示により、適宜提出する。</p> <p>※ デジタルカメラの撮影素子の有効画素数は100万画素程度から300万画素程度を標準とする。</p> <p>※ デジタル工事写真的小黒板情報電子化を行う場合は、工事契約後、監督職員の承諾を得た上で「デジタル工事写真的小黒板情報電子化について」(https://www.pref.aichi.jp/soshiki/kensetsu-kikaku/kensetsu-kijyun.htmlを参照)により行うことができる。</p> <p>3) 竣工時：外部、内部ともカラーで撮影し、箇所、枚数は監督職員指示による。</p> <p>* 主任技術者、監理技術者、特例監理技術者及び特例監理技術者の職務を補佐する者(以下、「監理技術者補佐」という。)の設置及びその他制度の運用については、「監理技術者制度運用マニュアル」(令和4年12月23日改正)によるものとする。</p> <p>* 電気保安技術者：・配置する ※配置しない</p> <p>* 施工日・施工時間制限：・無 ※有( )</p> <p>* 施工に必要な実日数以外に見込んでいる事項： 準備期間：・30日 ※( ) 休日(年末年始休暇及び夏期休暇) ・9日 ※( ) その他の作業不能日：・( ) 日 ※図示による</p> <p>* 部位別の施工順序：・無・有( )</p> <p>* 工事車両の駐車場所 駐車制限：※有( ) ・無</p> <p>* 資機材置場所 置場制限：※有( ) ・無</p> <p>* その他：( )</p> <p>* 週休2日制工事実施対象工事 ※発注者指定 ・受注者希望 ・その他 建築工事における週休2日制工事実施要領 (https://www.pref.aichi.jp/soshiki/kensetsu-kikaku/kenchiku-syukuhutuka.html)</p> <p>* 大気汚染防止法に基づき、適正に対応すること。</p> <p>* 発注者に引渡しを要するもの：P C Bを使用している機器材料 特別管理産業廃棄物：・有(処理方法： ) ※無 現場において再利用を図るもの： * 引渡しを要するものは、監督職員の指示する場所に整理し、リスト表を作成し、監督職員に引渡す。 * 引渡しを要しないものは、すべて場外に搬出し、関係法規に従い適正に処理する。 * P C Bを使用している機器材料は、適切な容器に収めた上で引渡しを要する。撤去した機器のトーカー名・型番・製造年月日を記載したリストを作成して発注者へ提出する。 * 次の物品はP C Bの混入が疑われるため、専門の分析機関に依頼し、その有無を確認する。 昭和47年以前の建築物：ボリサルファイド(チオコール)系コーティング 平成元年以前の製造機器：蛍光灯安定器、コンデンサ、リアクトル、コンデンサ用放電コイル、変圧器、(絶縁油中の濃度0.5mg/kg以下のものは対象外) 上記以外においても、P C B混入の恐れがある場合は、監督職員と協議の上、確認すること。</p> <p>1. 解体材、発生材等の処理については、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」、「資源の有効な利用の促進に関する法律」及び「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」、その他、関係法令の規定を遵守し、「愛知県建設副産物リサイクルガイドライン実施要綱」(以下「リサイクルガイドライン」という。https://www.pref.aichi.jp/soshiki/kensetsu-kikaku/recycle-guide-line.htmlを参照。)に基づき適正に行う。</p> <p>2. 事前に建設副産物情報交換システム(以下「COBRIS」と言う。)に登録及び必要事項を入力し、COBRISより出力される、「リサイクルガイドライン」に定める計画書(①、②)を監督職員に提出する。 ① 再生資源利用計画書(実施書)(様式1) ② 再生資源利用促進計画書(実施書)(様式2) 工事完了時に「リサイクルガイドライン」に定める実施書(①、②)の内容をCOBRISに登録及び工事登録証明書を作成し、監督職員に提出する。</p> <p>3. 建設リサイクル法第3条第1項の対象建設工事に該当する工事は、再資源化等が完了したとき、同法第18条第1項に基づく報告として、監督職員に「再資源化等報告書」を提出すること。</p> <p>4. 産業廃棄物管理表(以下「マニフェスト」という。)集計表を作成し、監督職員に提出する。マニフェスト集計表は任意様式とし、交付した全てのマニフェストについて、交付年月日、交付番号、車両ナンバー、廃棄物の内訳(t又はm3)、マニフェストの照合・確認日(電子マニフェストの場合は、引渡し年月日、マニフェスト番号(連絡番号)、車両ナンバー、廃棄物の内訳、運搬・処分・最終処分の終了日)が記載され、受注者の記名があるものとする。また、紙マニフェストの場合は伝票を整理して保管し、必要に応じて検査員等に提示する。</p> <p>5. 本工事で発生する産業廃棄物のうち、愛知県内の最終処分場に搬入する産業廃棄物については、愛知県産業廃棄物が課税されるので適正に取り扱うこと。</p> <p>* 工事に伴い発生する建設廃棄物のうち、次のものは適正に再資源化施設へ搬出する。 ※コンクリート塊 ※アスファルトコンクリート塊 ※建設発生木材 ・その他( )</p> <p>* 以下の資料は次の印から入手することができます。 ・愛知県建設副産物リサイクルガイドライン実施要綱 https://www.pref.aichi.jp/soshiki/kensetsu-kikaku/recycle-guide-line.html、愛知県あいくる材率先利用方針、あいくる材認定資材一覧 https://www.pref.aichi.jp/site/aichi/、COBRIS https://www.recycle.jaic.or.jp 再資源化等報告書 https://www.pref.aichi.jp/soshiki/kensetsu-kikaku/kenchiku-kijyun.html [建築工事事務の手引・関連様式]</p> <p>* 「フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律」に基づいて行うこと。 * 愛知県建設副産物リサイクルガイドライン実施要綱 別表3に従い、分別収集を行なう。 * 非飛散アスベスト建材の処分方法：・指定しない ※指定する(処分方法： )</p> <p>* 「愛知県環境物品等調達方針」(https://www.pref.aichi.jp/soshiki/kankyokatsudo/0000009402.htmlを参照) 別記2(2)に掲げられた一般資材、建設機械等の選定に当たっては、事業ごとの特性、必要とされる強度や</p>
<工事関係図書>		
1.2.1 実施工程表		
1.2.4 工事の記録		

	設計事務所名	工事名称	図面番号
	建築士登録番号		
	建築士氏名		
検図	製図	設計 ○年〇月	愛知県建築局公共建築部公営住宅課

項目	特記事項
1.4.2 機材の品質等	<p>耐久性、機能の確保、コスト等に留意しつつ、品目ごとの判断の基準を満足するものを使用するものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>* 本工事に使用する資材等は、品質が規格値を満足し、かつ価格が適正である場合には、県内産の優先使用に努めるものとする。</li> <li>* 本工事において使用する材料のホルムアルデヒド放散量等の適用に関する区分は、「F☆☆☆☆」、「接着剤等不使用」、「ホルムアルデヒドを放散しない塗料等使用」、「非ホルムアルデヒド系接着剤使用」、「非ホルムアルデヒド系接着剤及びホルムアルデヒドを放散しない塗料等使用」又は「非ホルムアルデヒド系接着剤及びホルムアルデヒドを放散しない材料使用」のいずれかとする。</li> <li>* リサイクル資材の率先利用を図るため、「愛知県あいくる材率先利用方針」(<a href="https://www.pref.aichi.jp/uploaded/attachment/242345.pdf">https://www.pref.aichi.jp/uploaded/attachment/242345.pdf</a>を参照)を遵守し、あいくる材として認定されている資材の利用に努める。</li> <li>* 「愛知県あいくる材率先利用方針」第3のAAグループ及びAグループの認定資材を優先的に使用する。</li> <li>* あいくる材の指定があるものについて、それ以外のものを使用する場合は、監督職員の承諾をする。</li> <li>* 工事完了時に、あいくる材の使用実績を「リサイクルガイドライン」に定める次の様式に記入し、電子データを監督職員に提出する。</li> <li>1) あいくる材使用状況報告書(様式8) 2) あいくる材使用実績集約表(様式9)</li> <li>* あいくる材認定資材一覧、愛知県あいくる材率先利用方針、その他提出書類の様式等の資料は次のHPから入手することができます。 <a href="https://www.pref.aichi.jp/site/aicle/">https://www.pref.aichi.jp/site/aicle/</a></li> </ul>
再生資源の利用	<p>リサイクル資材の率先利用を図るため、「愛知県あいくる材率先利用方針」(<a href="https://www.pref.aichi.jp/uploaded/attachment/242345.pdf">https://www.pref.aichi.jp/uploaded/attachment/242345.pdf</a>を参照)を遵守し、あいくる材として認定されている資材の利用に努める。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>* 「愛知県あいくる材率先利用方針」第3のAAグループ及びAグループの認定資材を優先的に使用する。</li> <li>* あいくる材の指定があるものについて、それ以外のものを使用する場合は、監督職員の承諾をする。</li> <li>* 工事完了時に、あいくる材の使用実績を「リサイクルガイドライン」に定める次の様式に記入し、電子データを監督職員に提出する。</li> <li>1) あいくる材使用状況報告書(様式8) 2) あいくる材使用実績集約表(様式9)</li> <li>* あいくる材認定資材一覧、愛知県あいくる材率先利用方針、その他提出書類の様式等の資料は次のHPから入手することができます。 <a href="https://www.pref.aichi.jp/site/aicle/">https://www.pref.aichi.jp/site/aicle/</a></li> </ul>
<施工>	
1.5.3 施工の検査等	<p>* 見本施工：※実施しない・実施する( )</p>
1.5.7 化学物質の濃度測定	<p>* 濃度測定：・実施する・※実施しない</p> <p>* 実施に当たっては、「平成15年6月6日付事務連絡 公営住宅における化学物質の室内濃度測定方法等について」により、その測定値が厚生労働省が定める指針値以下であることを確認する。</p> <p>測定時期：( )</p> <p>測定対象の化学物質：ホルムアルデヒト、トルエン、キシレン、エチルベンゼン、スチレン</p> <p>測定方法：アクティブ法により採取し、HPLC法、GC法により測定</p> <p>測定対象室及び測定箇所数：建設戸数の10%以上で各住戸2室以上とする。</p>
<完成図等>	
1.7.1 完成時の提出図書	<p>* 提出図書：※完成図※保全に関する資料※設計図(変更設計図を含む)・( )</p>
1.7.2 完成図等	<p>A. 完成図の種類は次のとおりとし、工事完了前に、A1判で作成し、監督職員に提出する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>1) 配置図 2) 平面図・求積図 3) その他( )</li> <li>B. 次の図面を監督職員の指示によりA3版2つ折り製本(合本作成)及び第二原図(PPC用ポリエチレンサンド和紙同等品)A3版を作成し、監督職員に提出する。</li> <li>1) 設計図(変更設計図を含む) 2) 完成図</li> <li>C. 完成図のCADデータ※提出する(・愛知県電子納品運用ガイドラインに基づく・監督職員との協議による)・提出しない</li> </ul>
1.7.3 保全に関する資料	<p>* 保全に関する資料 提出部数：※発注者用2部+入居者用( )部・( )部</p>
<その他>	
提出書類	<p>* 次の書類を監督職員に提出する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>1) 使用資材(機材)一覧 2) 建築工事手引等によるもの</li> </ul>
火災保険等	<p>* 保険の期間は、工事の目的の引渡し日までとする。(特に定めのない限り契約上の完成期日経過後14日間とする。)保険の種類は、建築工事手引参考2「愛知県建築工事に係る火災保険等の加入方法」により、保険金受取人(被保険者)は受注者とする。</p>
法定外の労災保険の付保常備図書	<p>本工事において、受注者は法定外の労災保険に付さなければならぬ。</p>
建設業退職金共済制度	<p>公共住宅建設工事共通仕様書〔令和元年度版〕(「機材の品質・性能基準」を含む。) 公共建築設備工事標準図(電気設備工事編)(平成31年版)(以下「標準図」という)</p> <p>本工事に際する木工品利用状況に関する調査に協力すること。</p> <p>本工事に係る木工品の利用状況に関する調査に協力すること。</p> <p>本工事に係る木工品の利用状況に関する調査に協力すること。</p> <p>施設管理開始までの電気、水道、ガス等の料金(基本料金を含む)は、協議の上、各工事受注者が負担する。</p> <p>「特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保に関する法律」に基づく、保険への加入又は保証金の供託： ・する ・要しない</p>
工事中の安全管理	<p>* 海南トラフ沿いの大規模な地震発生の可能性が平常時と比べて相対的に高まった旨の「海南トラフ地震臨時情報」が発表された場合、受注者は、継続的に地震関連情報の収集に努め、工事中の建築物等及び仮設物に対し、必要な安全対策措置が実施されているかの確認、及び作業員や必要に応じ第三者に対する安全の再確認を行うなど、有事に際しての備えを行うこと。</p> <p>* 本工事が、公共事業労務費調査、共通費実態調査等の対象工事となった場合は、必要な協力をすること。</p> <p>* 本工事における木材利用状況に関する調査に協力すること。</p> <p>* 本工事に係る木工品の利用状況に関する調査に協力すること。</p> <p>* 本工事が低入札価格調査制度の調査対象工事となった場合は、工事完了時に県が行なう工事コスト調査に協力しなければならない。なお、コスト調査における作業内容等については別途、監督職員の指示による。また、本工事の一部を下請けする場合は、下請負者についても工事コスト調査等の協力を得ること。</p> <p>* 施設管理開始までの電気、水道、ガス等の料金(基本料金を含む)は、協議の上、各工事受注者が負担する。</p> <p>* 「特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保に関する法律」に基づく、保険への加入又は保証金の供託： ・する ・要しない</p>
各種調査への協力	<p>* 知県公工事請負契約第3条第1項に規定する請負代金内訳書(以下「内訳書」という。)は、種目別内訳、科目別内訳まで作成し、工事請負契約締結後14日以内に監督職員に提出すること。なお、内訳書には、健康保険、厚生年金保険及び雇用保険の法定福利費を明示すること。</p>
工事コスト調査の協力	<p>* 愛知県公工事請負契約第3条第1項に規定する工程表は、発注者から請求があった場合に提出すること。</p> <p>* 「建設工事に伴う騒音振動対策技術指針(建設大臣官房技術審議官通達)」及び関連法規の規定を厳守し施工する。また、騒音規制法、振動規制法の規制の対象となる作業(特定建設作業)及び下記に指定した建設機械については、「低騒音型、低振動型建設機械の指定に関する規程」(建設大臣告示)により指定された建設機械を使用する。</p> <p>作業名：建設機械名： 作業名：建設機械名：</p>
光熱水費	<p>* 排出ガス対策型建設機械の適用：※有り・なし</p> <p>(対象機種：バックホウ、車輪式トラクターショベル、ブルドーザー、発動発電機、空気圧縮機、油圧ユニット、ローラー類、ホイールクレーン(いずれもディーゼルエンジン出力7.5~260kW))</p>
特定住宅瑕疵担保責任	<p>(対象規制値：排出ガス対策型建設機械指定要領(国土交通省総合政策局)の別表1(1次基準値))</p>
工程表・請負代金内訳書	<p>* 貨物自動車等の車種規制非適合車の使用抑制等に関する要綱(<a href="https://www.pref.aichi.jp/kankyo/ondanka/car/yoko/index.html">https://www.pref.aichi.jp/kankyo/ondanka/car/yoko/index.html</a>)</p>
騒音・振動対策	<p>* 工事場所が「自動車NOx・PM法」の規制対象地域内においては、「貨物自動車等の車種規制非適合車の使用抑制等に関する要綱」(愛知県)に基づき、対象地域外からの流入車も含め、車種規制非適合車の使用抑制に努めるものとする。</p>
排出ガス対策型建設機械	<p>* 受注者は、軽油を燃料とする特定特殊自動車の使用にあたって、燃料を購入して使用するときは、当該特定特殊自動車の製作等に関する事業者または団体が推奨する軽油(ガソリンスタンド等で販売されている軽油をいう)を選択しなければならない。また、監督職員から特定特殊自動車に使用した燃料の購入伝票を求められた場合、提示しなければならない。なお、軽油を燃料とする特定特殊自動車の使用にあたっては、下請負者等に関係法令等を遵守せらるものとする。</p>
貨物自動車等の車種規制	
特定特殊自動車の燃料	

項目	特記事項
施工体系図の掲示	* 下請契約を締結する場合においては、下請金額に関わらず施工体系図を作成し、工事現場の工事関係者及び公衆が見やすい場所(仮囲いなど)に掲示する。
工事の下請負	<ul style="list-style-type: none"> <li>* 受注者は、下請負に付する場合には、次の各号に掲げる要件をすべて満たさなければならない。           <ol style="list-style-type: none"> <li>1) 受注者が、工事の施工につき総合的に企画、指導及び調整するものであること。</li> <li>2) 下請負者は、建設業法に基づく営業停止の期間中でないこと。</li> <li>3) 下請負者は、建設業法に基づく営業停止の期間中でないこと。</li> <li>4) 下請負者が愛知県の競争入札参加資格者である場合には、愛知県建設工事等指名停止取扱要領に基づく指名停止期間中でないこと。</li> <li>5) 下請負者は、「愛知県が行う調達契約からの暴力団排除に関する事務取扱要領」に掲げる排除措置の措置要件に該当しない者であること。</li> </ol> </li> <li>* 施工体制については「施工体制の適正化に向けての現場点検の手引き(案)」によること。</li> <li>* 建設業法第24条の8第1項の規定により作成した施工体制台帳(同項の規定により記載すべきものとされた事項に変更が生じたことに伴い新たに作成されたものを含む。)の写しを監督職員に提出すること。</li> <li>* 現場代理人(現場責任者)においては、受注者との直接的な雇用関係、主任技術者(監理技術者)、専門技術者においては、受注者との直接的かつ恒常的な雇用関係があること。</li> <li>* 契約約款第11条に規定する現場代理人、主任技術者(監理技術者)の通知は、所定の様式(現場代理人等通知書)により、監督職員を通じて発注者に提出しなければならない。また建設業法に基づく監理技術者補佐、専門技術者を定めたときも同様とする。</li> <li>* 受注者は、主任技術者について建設業法施行令第27条第2項の規定に基づき他の工事と兼務させる場合や監理技術者について同施行令第28条及び第29条の規定に基づき監理技術者補佐を専任で配置することにより他の工事と兼務させる場合にあっては、所定の様式により兼務届を作成の上、新たに契約した工事については原則兼務期間の始期より前に、監督職員を通じて発注者に提出すること。</li> <li>* 監理技術者の兼任要件等については、「建設業第26条第3項ただし書の規定の適用を受ける監理技術者の配置要件について」のとおりとする。 (<a href="https://www.pref.aichi.jp/soshiki/kensetsu-kikaku/tokureikanrigijutusha.html">https://www.pref.aichi.jp/soshiki/kensetsu-kikaku/tokureikanrigijutusha.html</a>を参照)</li> <li>* 工事施工中に事故が発生した場合には、直ちに監督職員に通報するとともに、事故発生報告書を監督職員に速やかに提出すること。</li> <li>* 既存の壁等に対して作業(仕上塗材の除去・補修、コア抜きやアンカーボルト打設作業など仕上塗材の破断を伴う全ての作業)をする場合は、既存壁等の石綿含有仕上塗材使用の有無を確認し、石綿が含有されている場合は、徐去工法、作業方法等について関係法令所管部局及び監督職員と協議の上、適切な石綿飛散防止措置を講じること。</li> </ul>
施工体制	<ul style="list-style-type: none"> <li>* 施工体制の兼任要件等については、「建設業第26条第3項ただし書の規定の適用を受ける監理技術者の配置要件について」のとおりとする。</li> <li>* 現場代理人(現場責任者)においては、受注者との直接的な雇用関係、主任技術者(監理技術者)、専門技術者においては、受注者との直接的かつ恒常的な雇用関係があること。</li> <li>* 契約約款第11条に規定する現場代理人、主任技術者(監理技術者)の通知は、所定の様式(現場代理人等通知書)により、監督職員を通じて発注者に提出しなければならない。また建設業法に基づく監理技術者補佐、専門技術者を定めたときも同様とする。</li> <li>* 受注者は、主任技術者について建設業法施行令第27条第2項の規定に基づき他の工事と兼務させる場合や監理技術者について同施行令第28条及び第29条の規定に基づき監理技術者補佐を専任で配置することにより他の工事と兼務させる場合にあっては、所定の様式により兼務届を作成の上、新たに契約した工事については原則兼務期間の始期より前に、監督職員を通じて発注者に提出すること。</li> <li>* 監理技術者の兼任要件等については、「建設業第26条第3項ただし書の規定の適用を受ける監理技術者の配置要件について」のとおりとする。 (<a href="https://www.pref.aichi.jp/soshiki/kensetsu-kikaku/tokureikanrigijutusha.html">https://www.pref.aichi.jp/soshiki/kensetsu-kikaku/tokureikanrigijutusha.html</a>を参照)</li> <li>* 工事施工中に事故が発生した場合には、直ちに監督職員に通報するとともに、事故発生報告書を監督職員に速やかに提出すること。</li> <li>* 既存の壁等に対して作業(仕上塗材の除去・補修、コア抜きやアンカーボルト打設作業など仕上塗材の破断を伴う全ての作業)をする場合は、既存壁等の石綿含有仕上塗材使用の有無を確認し、石綿が含有されている場合は、徐去工法、作業方法等について関係法令所管部局及び監督職員と協議の上、適切な石綿飛散防止措置を講じること。</li> </ul>
現場代理人等	<ul style="list-style-type: none"> <li>* 施工体制の兼任要件等については、「建設業第26条第3項ただし書の規定の適用を受ける監理技術者の配置要件について」のとおりとする。</li> <li>* 現場代理人(現場責任者)においては、受注者との直接的な雇用関係、主任技術者(監理技術者)、専門技術者においては、受注者との直接的かつ恒常的な雇用関係があること。</li> <li>* 契約約款第11条に規定する現場代理人、主任技術者(監理技術者)の通知は、所定の様式(現場代理人等通知書)により、監督職員を通じて発注者に提出しなければならない。また建設業法に基づく監理技術者補佐、専門技術者を定めたときも同様とする。</li> <li>* 受注者は、主任技術者について建設業法施行令第27条第2項の規定に基づき他の工事と兼務させる場合や監理技術者について同施行令第28条及び第29条の規定に基づき監理技術者補佐を専任で配置することにより他の工事と兼務させる場合にあっては、所定の様式により兼務届を作成の上、新たに契約した工事については原則兼務期間の始期より前に、監督職員を通じて発注者に提出すること。</li> <li>* 監理技術者の兼任要件等については、「建設業第26条第3項ただし書の規定の適用を受ける監理技術者の配置要件について」のとおりとする。 (<a href="https://www.pref.aichi.jp/soshiki/kensetsu-kikaku/tokureikanrigijutusha.html">https://www.pref.aichi.jp/soshiki/kensetsu-kikaku/tokureikanrigijutusha.html</a>を参照)</li> <li>* 工事施工中に事故が発生した場合には、直ちに監督職員に通報するとともに、事故発生報告書を監督職員に速やかに提出すること。</li> <li>* 既存の壁等に対して作業(仕上塗材の除去・補修、コア抜きやアンカーボルト打設作業など仕上塗材の破断を伴う全ての作業)をする場合は、既存壁等の石綿含有仕上塗材使用の有無を確認し、石綿が含有されている場合は、徐去工法、作業方法等について関係法令所管部局及び監督職員と協議の上、適切な石綿飛散防止措置を講じること。</li> </ul>
事故報告	<ul style="list-style-type: none"> <li>* 施工体制の兼任要件等については、「建設業第26条第3項ただし書の規定の適用を受ける監理技術者の配置要件について」のとおりとする。</li> <li>* 現場代理人(現場責任者)においては、受注者との直接的な雇用関係、主任技術者(監理技術者)、専門技術者においては、受注者との直接的かつ恒常的な雇用関係があること。</li> <li>* 契約約款第11条に規定する現場代理人、主任技術者(監理技術者)の通知は、所定の様式(現場代理人等通知書)により、監督職員を通じて発注者に提出しなければならない。また建設業法に基づく監理技術者補佐、専門技術者を定めたときも同様とする。</li> <li>* 受注者は、主任技術者について建設業法施行令第27条第2項の規定に基づき他の工事と兼務させる場合や監理技術者について同施行令第28条及び第29条の規定に基づき監理技術者補佐を専任で配置することにより他の工事と兼務させる場合にあっては、所定の様式により兼務届を作成の上、新たに契約した工事については原則兼務期間の始期より前に、監督職員を通じて発注者に提出すること。</li> <li>* 監理技術者の兼任要件等については、「建設業第26条第3項ただし書の規定の適用を受ける監理技術者の配置要件について」のとおりとする。 (<a href="https://www.pref.aichi.jp/soshiki/kensetsu-kikaku/tokureikanrigijutusha.html">https://www.pref.aichi.jp/soshiki/kensetsu-kikaku/tokureikanrigijutusha.html</a>を参照)</li> <li>* 工事施工中に事故が発生した場合には、直ちに監督職員に通報するとともに、事故発生報告書を監督職員に速やかに提出すること。</li> <li>* 既存の壁等に対して作業(仕上塗材の除去・補修、コア抜きやアンカーボルト打設作業など仕上塗材の破断を伴う全ての作業)をする場合は、既存壁等の石綿含有仕上塗材使用の有無を確認し、石綿が含有されている場合は、徐去工法、作業方法等について関係法令所管部局及び監督職員と協議の上、適切な石綿飛散防止措置を講じること。</li> </ul>
石綿含有仕上塗材の除去・補修、既存壁等への作業	<ul style="list-style-type: none"> <li>* 施工体制の兼任要件等については、「建設業第26条第3項ただし書の規定の適用を受ける監理技術者の配置要件について」のとおりとする。</li> <li>* 現場代理人(現場責任者)においては、受注者との直接的な雇用関係、主任技術者(監理技術者)、専門技術者においては、受注者との直接的かつ恒常的な雇用関係があること。</li> <li>* 契約約款第11条に規定する現場代理人、主任技術者(監理技術者)の通知は、所定の様式(現場代理人等通知書)により、監督職員を通じて発注者に提出しなければならない。また建設業法に基づく監理技術者補佐、専門技術者を定めたときも同様とする。</li> <li>* 受注者は、主任技術者について建設業法施行令第27条第2項の規定に基づき他の工事と兼務させる場合や監理技術者について同施行令第28条及び第29条の規定に基づき監理技術者補佐を専任で配置することにより他の工事と兼務させる場合にあっては、所定の様式により兼務届を作成の上、新たに契約した工事については原則兼務期間の始期より前に、監督職員を通じて発注者に提出すること。</li> <li>* 監理技術者の兼任要件等については、「建設業第26条第3項ただし書の規定の適用を受ける監理技術者の配置要件について」のとおりとする。 (<a href="https://www.pref.aichi.jp/soshiki/kensetsu-kikaku/tokureikanrigijutusha.html">https://www.pref.aichi.jp/soshiki/kensetsu-kikaku/tokureikanrigijutusha.html</a>を参照)</li> <li>* 工事施工中に事故が発生した場合には、直ちに監督職員に通報するとともに、事故発生報告書を監督職員に速やかに提出すること。</li> <li>* 既存の壁等に対して作業(仕上塗材の除去・補修、コア抜きやアンカーボルト打設作業など仕上塗材の破断</li></ul>

項目	特記事項												
建設現場標識の設置	<p>1) 標準備品：机、いす、書棚、行事予定表、ゴム長靴、雨合羽、保護帽、懷中電灯、寒暖計、墜落制止用器具、衣類ロッカー、受注者加入の電話子機、冷暖房機器、消火器、湯沸器、掃除具</p> <p>2) 選択備品：・パソコン・プリンター・FAX・複写機・インターネット設備</p> <p>* 監督職員事務所の電気、水道、ガス及び電話の使用料並びに便所の清掃料などは受注者の負担とする。</p> <p>B. 受注者事務所その他</p> <p>* 建設に係る区域内に、受注者の仮設事務所、現場作業所及び仮設便所等を設置できる。設置する場所は、仮設建物の位置、規模及び設置期間について仮設計画図に記入の上、事前に監督職員の承諾を受ける。</p> <p>* 工事PR看板：・設置する・設置しない</p> <p>* 設置にあたっては「公営住宅建設工事に係るPR看板設置について」により、設置状況について報告書を監督職員に提出する。</p> <p>* 建設現場標識：※設ける（他工事と共同設置を可とする）・設けない</p> <p>《建設現場標識 共同設置の例》</p> <table border="1"> <tr> <td>工事名</td> <td>○○住宅建築工事(第〇工区)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>○○住宅電気工事(第〇工区)</td> </tr> <tr> <td>工期</td> <td>○年○月○日から ○年○月○日まで</td> </tr> <tr> <td>発注者</td> <td>愛知県建築局公共建築部公営住宅課</td> </tr> <tr> <td>工事監理者</td> <td>○○○○○</td> </tr> <tr> <td>工事施工者</td> <td>○○建設株式会社 ○○設備株式会社 ・・・・・</td> </tr> </table>	工事名	○○住宅建築工事(第〇工区)		○○住宅電気工事(第〇工区)	工期	○年○月○日から ○年○月○日まで	発注者	愛知県建築局公共建築部公営住宅課	工事監理者	○○○○○	工事施工者	○○建設株式会社 ○○設備株式会社 ・・・・・
工事名	○○住宅建築工事(第〇工区)												
	○○住宅電気工事(第〇工区)												
工期	○年○月○日から ○年○月○日まで												
発注者	愛知県建築局公共建築部公営住宅課												
工事監理者	○○○○○												
工事施工者	○○建設株式会社 ○○設備株式会社 ・・・・・												

項目	特記事項
	<p>* 集中監視部 信号回線数：※図面による・( ) 信号種別：※図面による・( ) 外部出力端子種別：※図面による・( )</p> <p>* 変換器 定格電流：※図面による・( )</p> <p>* 表示器：・設ける・設けない・図面による</p> <p>* 住宅用分電盤 過電流警報装置の品質及び性能：※図面による・( )</p> <p>&lt;耐熱形分電盤&gt; 1.8.1 一般事項</p> <p>&lt;OA盤&gt; 1.9.1 一般事項</p> <p>1.9.2 構造一般</p> <p>1.9.3 キャビネット</p> <p>&lt;実験盤&gt; 1.10.1 一般事項</p> <p>&lt;開閉器箱&gt; 1.11.1 一般事項</p> <p>&lt;制御盤&gt; 1.12.1 一般事項</p> <p>1.12.3 キャビネット</p> <p>1.12.6 器具類</p> <p>&lt;電熱装置&gt; 1.15.1 一般事項</p> <p>1.15.3 発熱線等</p> <p>&lt;雷保護装置&gt; 1.16.2 突針支持管及び取付け金物</p> <p>1.16.3 試験用接続端子箱</p> <p>1.16.4 引下げ導線及び避雷導線の接続金物</p> <p>&lt;接地&gt; 1.17.1 接地端子箱</p> <p>1.17.2 接地鋼板</p> <p>1.17.3 接地棒</p> <p>1.17.4 接地極埋設標</p> <p>&lt;外線材料&gt; 1.18.6 マンホール、ハンドホール及び埋設標</p> <p>&lt;機材の試験&gt; 1.19.1 試験</p> <p>&lt;共通事項&gt; 2.1.1 電線の接続</p> <p>2.1.10 電線等の防火区画等の貫通</p> <p>2.1.11 延焼防止処置を要する床貫通</p> <p>2.1.12 管路の外壁貫通等</p> <p>2.1.13 耐震施工</p> <p>&lt;金属管配線&gt; 2.2.7 位置ボックス及びジョイントボックス</p> <p>&lt;合成樹脂管配線(PF, CD管)&gt; 2.3.7 位置ボックス及びジョイントボックス</p> <p>■電気編 2章 施工■</p> <p>* 屋外の高圧架橋ボルトレンジ絶縁ケーブル相互の接続又は端末処理を行う場合の被覆の伸縮対策： ・行う・行わない・図面による</p> <p>* 金属ダクトが防火区画等を貫通する場合の詳細：・標準図(電力23)による・( )</p> <p>* 延焼防止処置を要する箇所：・標準図(電力24)による・( )・図面による</p> <p>* 構造体を貫通し、直接屋外に通ずる管路の処置：・標準図(電力69)による・( )</p> <p>* 横引き配管等の耐震支持(標準図(30))：・SA種・A種・B種・( )</p> <p>* 建物引込部の配管の耐震処置を行なう配管の措置：・標準図(電力31~34)による・( )</p> <p>* 建物のエキスパンションジョイント部の配線の措置：・標準図(電力31~34)による・( )</p> <p>* 位置ボックス及びジョイントボックスの種別 天井内：・図面による・大型四角、八角コンクリートボックス75又は54・( ) 二重天井内：・図面による・中型四角アートレットボックス36・( ) コンクリート壁内、ブロック壁内：・図面による・中型四角アートレットボックス36・( ) 木造壁内、内装部：・図面による・スチールボックス30、中型四角アートレットボックス36・( )</p> <p>* 位置ボックス及びジョイントボックスの種別 天井内：・図面による・大型四角、八角コンクリートボックス75又は54・( ) 二重天井内：・図面による・中型四角アートレットボックス36・( ) コンクリート壁内、ブロック壁内：・図面による・中型四角アートレットボックス36・( )</p> <p>設計事務所名 建築士登録番号 建築士氏名 検査 製図 設計 ○年○月 縮尺 図面番号 愛知県建築局公共建築部公営住宅課</p>

項目	特記事項
<バスダクト配線> 2.9.2 バスダクトの敷設	木造壁内、内装ハーリ壁内：・図面による * エキスパンションバスダクト：※設ける・設けない・図面による・( )
<ケーブル配線> 2.10.4.4 ちよう架配線	* ちよう架配線：・標準図（電力25）による・( )・図面による
2.10.4.5 二重天井内配線	* ケーブルを二重天井内に敷設する場合：・標準図（電力26）による・( )・図面による
2.10.4.7 垂直ケーブル配線 <地中配線>	* 垂直ケーブル：・標準図（電力27）による・( )・図面による
2.12.3 マンホール及び ハンドホールの敷設	* マンホール、ハンドホールの構造及び性能：・標準図（電力63～65）による・図面による * 鉄蓋の構造及び性能：中耐重型（ただし、道路又は駐車場では重耐重型とする） * ふたの材質：鋳鉄製
2.12.4 管路等の敷設	* 管と建物との接続部：・標準図（電力69）による・( )・図面による * 架空配線からの引込み：・標準図（電力71）による・( )・図面による * 地中配線の標識シート等：※設置する・設置しない・図面による
2.12.5 ケーブルの敷設 <接地>	* 埋設標の敷設：・標準図（電力70）による・( )・図面による
2.13.9 接地線	* C種接地工事又はD種接地工事の接地線の太さ〔配線用遮断器等の定格電流が100A以下の場合〕 雷保護設備において内部雷保護を行う場合：・8mm <sup>2</sup> 以上・( )・図面による
2.13.12 その他	* 大地抵抗率測定用補助接地極の埋設：・行う・行わない・図面による
2.13.14 設置極位置等の表示 <電灯設備>	* 接地極埋設標：・標準図（電力60）による・( )・図面による
2.14.1 配線	* 屋内配線から分岐して照明器具に至る配線及び照明器具電源送り配線： ・標準図（電力20～22）による・( )・図面による
2.14.3 機器の取付け及び接続 <動力設備>	* 吊り具等による支持点数：・標準図（電力2）（背面形式）の器具取付穴が外用の数・製造者の標準の背面形式 * ダウンライト器具の取付け：・標準図（電力22）による・( )・図面による
2.15.1 配線	* 電動機への配線のうち電動機端子箱に直接接続する部分：・標準図（電力28）による・( )
<雷保護設備>	* 電極棒への配線：・標準図（電力29）による・( )・図面による
2.17.2 受雷部	* 突針支持管及び取付金具の取付け：・標準図（電力51）による・( )・図面による * 受雷部の構成部材相互及び引下げ導線との接続：※標準図（電力52）による・( )
2.17.3 引下げる導線	* 鉄骨及び鉄筋との接続等：※標準図（電力53）による（・溶接・※ボルト接続・ボルト接続（クリップ）） ・図面による * 溶接による接続：・行う・行わない・図面による
2.17.4 接地極	* 板状接地極、垂直接地極及び放射状接地極（水平接地極）：・標準図（電力55）による・( ) * 環状接地極及び網状接地極：・標準図（電力55）による・( ) * 構造体利用接地極：・標準図（電力55）による・( ) * 大地抵抗率測定用補助接地極の埋設：・行う・行わない・図面による
<施工の立会い及び試験>	
2.18.2 施工の試験	* 接地抵抗測定（構造体接地極、環状接地極、網状接地極、基礎接地極の場合）： 測定時期（ ）回数（ ）・図面による * 照度測定（一般照明）：※行う・行わない
<b>■電気編 3編 受変電設備工事■</b>	
<b>■電気編 1章 機材■</b>	
1.1.3 キャビネット	* キャビネット：※鋼板製・ステンレス製
1.1.5 盤内器具類	* 積算器：※計量法による検定付きとする・検定付きとしない * 盤に取付ける器具の表示：・標準図（（機器の図記号及び文字記号）の文字記号・図面による * JEM1090による基本器具番号・JEM1093による基本器具番号・( )
<高圧スイッチギヤ>	
1.2.2 構造一般	* 高圧スイッチギヤの形：・CX形・CW形・PW形
1.2.4 導電部	* 定格電流：定格短時間耐電流：
<低圧スイッチギヤ>	* 低圧スイッチギヤの形：・CX形・CS形・CW形・FW形
1.5.2 構造一般	* 定格電流：定格短時間耐電流：
1.5.4 導電部	* スイッチギヤ：・CX形・CW形・PW形・MW形
<22/33kV特別高圧スイッチギヤ>	
1.7.2 構造一般	* 操作方式：・手動ばね操作方式・電気操作方式（・電動ばね・電磁）
<高圧機器>	
1.9.1 交流遮断器	* 絶縁方式：・油入・乾式
1.9.3 高圧進相コンデンサ	* 直列リアクトル：・油入・モールド
1.9.4 直列リアクトル	* 最大許容電流値を超過する場合：
1.9.8 高圧負荷開閉器	* 引込柱：・避雷器内臓・避雷器非内臓
<絶縁監視装置>	
1.12.3 キャビネット	* キャビネット：※鋼板製（厚さ1.6mm以上）・ステンレス鋼板製（厚さ1.2mm以上）
1.12.5 性能	* 低圧回路の監視性能 絶縁の経時変化の表示：・有・無

項目	特記事項
据付け> 1.1 キューピクル式配電盤等	■電気編 2章 施工■ * 基礎：・標準図(受変電1)による・( )・図面による
交流無停電電源装置(UPS)> 2.1 一般事項	■電気編 4編 電力貯蔵設備工事■
2.7 性能	■電気編 2章 機材■ * UPSの方式：・當時インバータ給電方式・ラインインターラクティブ方式・當時商用給電方式 * 停電補償時間： 温度条件：・25°C・図面による
配線器具> 3.2 光コネクタ	■電気編 6編 通信・情報設備工事■
3.3 BNCコネクタ	■電気編 1章 機材■ * 光ファイバ接続コネクタ：※SCコネクタ・LCコネクタ・( )
3.4 電話用コンセント	* 同軸ケーブル接続コネクタでJIS C 5412の仕様によらないもの(テレビ共同受信設備、テレビ電波障害防除設備以外) ( )
端子盤・機器収納ラック等> 4.2 端子盤等	* 電話用コンセント：・6極2心用モジュラジャックを用いた自動落式ふた付きコンセント・( ) * 電線接続：・差込み式・( )
4.4 端子類	* 形式等：・標準図(通信1、3、4)による・( )・図面による * 端子盤及び集合保安箱(屋内用キャビネット)：※鋼板・ステンレス鋼板
4.5 通信用S P D	* 端子板：・標準図(通信2)による・( ) * UTPパッチパネル モジュラ形 横一連のポート数：※24ポート・( ) * 光ファイバパッチパネル 光コネクタ 横一連のポート数：※12ポート・( )
誘導支援装置> 10.1 一般事項	* 通信用S P Dの性能：・カテゴリC 2・カテゴリD 1・( ) 通信用SPDカテゴリD1の性能・( )・図面による
10.2 音声誘導装置	* 形式等：・標準図(通信29~35)による・( )
10.4 テレビインターホン	* 検出部 検出方式： * 撮像範囲を調整する機能(親機)：・設ける・設けない * 撮像範囲を調整する機能(子機)：・設ける・設けない
10.7 トイレ等呼出装置	* 呼出表示器 通話機能：・設ける・設けない
10.11 住宅情報盤装置	* 住宅情報盤装置の品質及び性能：・図面による・( )
テレビ共同受信装置> 11.1 一般事項	* 形式等：・標準図(通信36~44)による・( )・図面による * 通信用SPDを設置する場合のSPD性能： ・カテゴリC 2・カテゴリD 1(性能)・( )・図面による
11.2 機器	* アンテナ(UHF、BS、110度CS)の品質及び性能：・図面による・( ) * 分岐器、分配器、混合(分岐)器の品質及び性能：・図面による・( ) * 直列ユニット、テレビ端子の品質及び性能：・図面による・( ) * 増幅器の品質及び性能：・図面による・( )
11.3 アンテナ及びアンテナマスト テレビ電波障害防除装置> 12.1 一般事項	* UHFアンテナ：・全帯域用・( ) * 形式等：・標準図(通信45、46)による・( )・図面による
12.3 ベッド、機器収容箱	* 屋内に設置する機器収容箱：・鋼板・ステンレス鋼板・図面による * 屋外に設置する機器収容箱：・合成樹脂製・アルミダイカット製・鉄製・鋼板製・図面による
自動火災報知装置> 16.4 副受信機・表示装置	* 液晶ディスプレイ 画面サイズ、表示色数、形式等の種別：・図面による・( )
非常警報装置> 18.1 一般事項	* 非常放送装置での緊急地震放送の実施：・図面による・( )
機材の試験> 21.1 試験	* 住宅情報盤装置及び電気制御式宅配ボックスの試験：・図面による・( ) * アンテナ(UHF、BS、110度CS)の試験：・図面による・( ) * 分岐器、分配器、混合(分岐)器の試験：・図面による・( ) * 直列ユニット、テレビ端子の試験：・図面による・( ) * 増幅器の試験：・図面による・( )
地中配線> 11.3 管路等の敷設	■電気編 2章 施工■
誘導支援設備> 18.2 機器の取付け	* 地中配管への標識シート等の設置：※図面による・( )
テレビ共同受信設備> 19.2 機器の取付け	* 電気制御式宅配ボックス装置の据付け： * アンテナマストの取付け：・標準図(通信44)による・( )・図面による

項目	特記事項																												
2.19.3 受信調査 <テレビ電波障害防除設備>	* 最上階床コンクリート打設直後の受信調査：※行う（チャンネル（ ））・行わない																												
2.20.2 事前調査 <監視カメラ設備>	* 事前調査を行う箇所数： 調査を行うチャンネル：																												
2.21.2 機器の取付 <施工の立会い及び試験>	* カメラを設置している旨の表示：・行う・行わない																												
2.28.2 施工の試験	* 監視カメラ設備の試験 遠隔操作、切替え及びズーム動作を確認するもの：・ワイパ・デフロスター・ヒータ・ファン																												
<b>■電気編 その他</b>																													
* 東洋ゴム化工品㈱及びニッタ加工品㈱で製造された製品・材料を用いる場合 受注者は、東洋ゴム化工品(株)、ニッタ化工品(株)で製造された製品や材料（以下、ゴム製品等とする。）を用いる場合には、同社が製造するゴム製品等に対して請負者が指定した第三者（東洋ゴム化工品(株)、ニッタ）確認を得るものとする。 なお必要な品質証明書は、以下の試験及び検査において、製品に応じて必要な規格について取得するものとする。																													
<table border="1"> <thead> <tr> <th>試験名</th> <th>計測項目</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>通常状態での試験（常態試験）</td> <td>硬さ、比重、引張強度、伸び</td> </tr> <tr> <td>熱老化試験</td> <td>熱老化前後での変化率（硬さ、比重、引張強度、伸び）</td> </tr> <tr> <td>圧縮永久ひずみ試験</td> <td>圧縮による残留歪み</td> </tr> <tr> <td>製品検査</td> <td>外観、寸法、性能</td> </tr> </tbody> </table>		試験名	計測項目	通常状態での試験（常態試験）	硬さ、比重、引張強度、伸び	熱老化試験	熱老化前後での変化率（硬さ、比重、引張強度、伸び）	圧縮永久ひずみ試験	圧縮による残留歪み	製品検査	外観、寸法、性能																		
試験名	計測項目																												
通常状態での試験（常態試験）	硬さ、比重、引張強度、伸び																												
熱老化試験	熱老化前後での変化率（硬さ、比重、引張強度、伸び）																												
圧縮永久ひずみ試験	圧縮による残留歪み																												
製品検査	外観、寸法、性能																												
ただし、第三者による品質証明書類を提出し監督職員の確認を得た場合であっても、後に製品不良等が判明した場合に受注者の契約不適合責任が免責されるものではない。																													
* 特定建設資材の再資源化等 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律((平成12年法律第104号)以下「建設リサイクル法」という。)に基づき、特定建設資材の分別解体等及び再資源化等の実施について適正な措置を講ずることとする。 なお、本工事における特定建設資材の分別解体等・再資源化等については、別表1又は2、及び3の積算条件を設定しているが、工事請負契約書の「解体工事に要する費用」等に定める事項は契約締結時に発注者と受注者の間で確認されたものであるため、発注者が積算上条件明示した別表の事項と別の方法であった場合でも変更の対象としない。ただし、現場条件の変更等、受注者の責によるものではない事項についてはこの限りでない。 また、受注者は、特定建設資材の分別解体等・再資源化等が完了したときは、建設リサイクル法第18条第1項に基づく報告として、監督職員に「再資源化等報告書」を提出すること。「再資源化等報告書」は、建設企画課のホームページ <a href="https://www.pref.aichi.jp/soshiki/kensetsu-kikaku/kenchiku-kijyun.html">https://www.pref.aichi.jp/soshiki/kensetsu-kikaku/kenchiku-kijyun.html</a> [建築工事事務の手引・関連様式]から入手可能。 (注)別表4については積算上の条件明示であり、処理施設を指定するものではない。 なお、受注者の提示する施設と異なる場合においても、設計変更の対象としない。																													
別表1 建築物に係る解体工事																													
<table border="1"> <thead> <tr> <th>工程及毎の解体業方内法容</th> <th>工程</th> <th>作業内容</th> <th>分別・解体等の方法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>・建築設備、内装材等</td> <td>・有・無</td> <td>・手作業</td> <td>・手作業と機械作業の併用</td> </tr> <tr> <td>・屋根ふき材</td> <td>・有・無</td> <td>・手作業</td> <td>・手作業と機械作業の併用</td> </tr> <tr> <td>・外装材、上部構造部材</td> <td>・有・無</td> <td>・手作業</td> <td>・手作業と機械作業の併用</td> </tr> <tr> <td>・基礎、基礎ぐい</td> <td>・有・無</td> <td>・手作業</td> <td>・手作業と機械作業の併用</td> </tr> <tr> <td>・その他（ ）</td> <td>・有・無</td> <td>・手作業</td> <td>・手作業と機械作業の併用</td> </tr> </tbody> </table>		工程及毎の解体業方内法容	工程	作業内容	分別・解体等の方法	・建築設備、内装材等	・有・無	・手作業	・手作業と機械作業の併用	・屋根ふき材	・有・無	・手作業	・手作業と機械作業の併用	・外装材、上部構造部材	・有・無	・手作業	・手作業と機械作業の併用	・基礎、基礎ぐい	・有・無	・手作業	・手作業と機械作業の併用	・その他（ ）	・有・無	・手作業	・手作業と機械作業の併用				
工程及毎の解体業方内法容	工程	作業内容	分別・解体等の方法																										
・建築設備、内装材等	・有・無	・手作業	・手作業と機械作業の併用																										
・屋根ふき材	・有・無	・手作業	・手作業と機械作業の併用																										
・外装材、上部構造部材	・有・無	・手作業	・手作業と機械作業の併用																										
・基礎、基礎ぐい	・有・無	・手作業	・手作業と機械作業の併用																										
・その他（ ）	・有・無	・手作業	・手作業と機械作業の併用																										
別表2 建築物に係る新築工事等（外構・増築・修繕・模様替）																													
<table border="1"> <thead> <tr> <th>工程及毎の解体業方内法容</th> <th>工程</th> <th>作業内容</th> <th>分別・解体等の方法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>・造成等</td> <td>・有・無</td> <td>・手作業</td> <td>・手作業と機械作業の併用</td> </tr> <tr> <td>・基礎、基礎ぐい</td> <td>・有・無</td> <td>・手作業</td> <td>・手作業と機械作業の併用</td> </tr> <tr> <td>・上部構造部分、外装</td> <td>・有・無</td> <td>・手作業</td> <td>・手作業と機械作業の併用</td> </tr> <tr> <td>・屋根</td> <td>・有・無</td> <td>・手作業</td> <td>・手作業と機械作業の併用</td> </tr> <tr> <td>・建築設備、内装等</td> <td>・有・無</td> <td>・手作業</td> <td>・手作業と機械作業の併用</td> </tr> <tr> <td>・その他（ ）</td> <td>・有・無</td> <td>・手作業</td> <td>・手作業と機械作業の併用</td> </tr> </tbody> </table>		工程及毎の解体業方内法容	工程	作業内容	分別・解体等の方法	・造成等	・有・無	・手作業	・手作業と機械作業の併用	・基礎、基礎ぐい	・有・無	・手作業	・手作業と機械作業の併用	・上部構造部分、外装	・有・無	・手作業	・手作業と機械作業の併用	・屋根	・有・無	・手作業	・手作業と機械作業の併用	・建築設備、内装等	・有・無	・手作業	・手作業と機械作業の併用	・その他（ ）	・有・無	・手作業	・手作業と機械作業の併用
工程及毎の解体業方内法容	工程	作業内容	分別・解体等の方法																										
・造成等	・有・無	・手作業	・手作業と機械作業の併用																										
・基礎、基礎ぐい	・有・無	・手作業	・手作業と機械作業の併用																										
・上部構造部分、外装	・有・無	・手作業	・手作業と機械作業の併用																										
・屋根	・有・無	・手作業	・手作業と機械作業の併用																										
・建築設備、内装等	・有・無	・手作業	・手作業と機械作業の併用																										
・その他（ ）	・有・無	・手作業	・手作業と機械作業の併用																										
別表3 建築物以外のものに係る解体工事又は新築工事等（外構・工作物等）																													
<table border="1"> <thead> <tr> <th>工程及毎の解体業方内法容</th> <th>工程</th> <th>作業内容</th> <th>分別・解体等の方法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>・仮設</td> <td>・有・無</td> <td>・手作業</td> <td>・手作業と機械作業の併用</td> </tr> <tr> <td>・土工</td> <td>・有・無</td> <td>・手作業</td> <td>・手作業と機械作業の併用</td> </tr> <tr> <td>・基礎</td> <td>・有・無</td> <td>・手作業</td> <td>・手作業と機械作業の併用</td> </tr> <tr> <td>・本体工事</td> <td>・有・無</td> <td>・手作業</td> <td>・手作業と機械作業の併用</td> </tr> <tr> <td>・本体付属品</td> <td>・有・無</td> <td>・手作業</td> <td>・手作業と機械作業の併用</td> </tr> <tr> <td>・その他（ ）</td> <td>・有・無</td> <td>・手作業</td> <td>・手作業と機械作業の併用</td> </tr> </tbody> </table>		工程及毎の解体業方内法容	工程	作業内容	分別・解体等の方法	・仮設	・有・無	・手作業	・手作業と機械作業の併用	・土工	・有・無	・手作業	・手作業と機械作業の併用	・基礎	・有・無	・手作業	・手作業と機械作業の併用	・本体工事	・有・無	・手作業	・手作業と機械作業の併用	・本体付属品	・有・無	・手作業	・手作業と機械作業の併用	・その他（ ）	・有・無	・手作業	・手作業と機械作業の併用
工程及毎の解体業方内法容	工程	作業内容	分別・解体等の方法																										
・仮設	・有・無	・手作業	・手作業と機械作業の併用																										
・土工	・有・無	・手作業	・手作業と機械作業の併用																										
・基礎	・有・無	・手作業	・手作業と機械作業の併用																										
・本体工事	・有・無	・手作業	・手作業と機械作業の併用																										
・本体付属品	・有・無	・手作業	・手作業と機械作業の併用																										
・その他（ ）	・有・無	・手作業	・手作業と機械作業の併用																										
別表4 再資源化等をする施設の名称及び所在地																													
<table border="1"> <thead> <tr> <th>廃棄物の種類</th> <th>施設の名称</th> <th>所在地</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>・コンクリート</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>・鉄及びコンクリートから成る建設資材</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>・アスファルト・コンクリート</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>・木材</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>		廃棄物の種類	施設の名称	所在地	・コンクリート			・鉄及びコンクリートから成る建設資材			・アスファルト・コンクリート			・木材															
廃棄物の種類	施設の名称	所在地																											
・コンクリート																													
・鉄及びコンクリートから成る建設資材																													
・アスファルト・コンクリート																													
・木材																													

項目	特記事項														
《電気設備工事指定資材》															
分類	指定資材	適用範囲	品質性能基準												
照明類	蛍光灯用の安定器（高周波点灯専用形蛍光灯電子安定器）	評価名簿登載品													
	蛍光灯器具	評価名簿登載品													
	LED照明器具（一般屋内用に限る。）	評価名簿登載品（★1）													
	LED照明器具（屋外用）	★1 の LED 照明器具（一般屋内用に限る。）の評価 名簿登載品メーカーの製品													
	照明制御装置	評価名簿登載品													
	可変速運転用インバータ装置	評価名簿登載品													
	非常用照明器具	(財)日本建築センターの防災性能評定マークの表示が貼付されたもの、または（一社）日本照明工業会のJIL適合マークが貼付されたもの													
電線類	誘導灯	(社)日本電気協会（誘導灯審査委員会）の認定証票が貼付されたもの													
	耐火・耐熱電線	社団法人電線総合技術センター（J E C T E C ）の認定を受けたもの													
盤類	分電盤（実験盤を含む）	評価名簿登載品													
	制御盤	評価名簿登載品													
	消防防災用制御盤	(財)日本消防設備安全センターの認定証票が貼付されたもの													
	キューピクル式配電盤	評価名簿登載品													
	高圧スイッチギヤ（CW形）	評価名簿登載品													
	高圧スイッチギヤ（PW形）	評価名簿登載品													
	高圧交流遮断器	評価名簿登載品（★2）													
高圧機器	高圧遮断器	評価名簿登載品													
	高圧遮断器	評価名簿登載品													
	高圧限流ビューズ	評価名簿登載品													
	高圧負荷開閉器	評価名簿登載品													
	高圧変圧器（特定機器）	評価名簿登載品													
電磁開閉器類	高圧避雷器	評価名簿登載品													
	電磁開閉器、接触器	★2 の遮断器類の評価名簿登載メーカーの製品													
絶縁監視装置	高圧回路の絶縁監視装置	評価名簿登載品													
	低圧回路の絶縁監視装置	評価名簿登載品													
蓄電池	ペント形据置鉛蓄電池	評価名簿登載品													
	制御弁式据置鉛蓄電池	評価名簿登載品													
	据置ニッケル・カドミウムアルカリ蓄電池	評価名簿登載品													
	シール形ニッケル・カドミウムアルカリ蓄電池	評価名簿登載品													
直流電源装置	消防設備用	蓄電池設備認定委員会の認定証票が貼付されたもの													
	交流無停電電源装置	簡易型を除く 評価名簿登載品													
自家発電装置		(社)日本内燃力発電設備協会の認定証票が貼付されたもの													
	太陽光発電装置/パワーコンディショナ及び系統連系保護装置	評価名簿登載品													
通信設備	構内交換装置	交換機、主装置、電話機 (財)電気通信端末機器審査協会の認定表示があるもの													
	監視カメラ装置	評価名簿登載品													
	自動火災報知装置	感知器、発信器、中継器、受信機 日本消防検定協会の検定合格証票が貼付されたもの													
	自動閉鎖装置	運動制御盤、自動閉鎖装置 (一社)日本火災報知機工業会、(一社)日本シャッター・ドア協会及び日本防排煙工業会の自主評定マークが貼付されたもの													
	非常警報装置	ベル、表示灯、起動装置 日本消防検定協会の検定合格証票が貼付されたもの													
	非常放送	消防設備用 日本消防検定協会の認定合格証票が貼付されたもの													
	ガス漏れ警報装置	受信機、中継器 日本消防検定協会又は高圧ガス保安協会の検定合格証票が貼付されたもの													
		検知器 (財)日本ガス機器検査協会の認証を受けたものまたは高圧ガス保安協会の検定合格証票が貼付されたもの													
	中央監視制御装置	評価名簿登載品													
	サージ保護デバイス	低圧用SPD 評価名簿登載品													
注) 本工事に使用する資材・機材は、この表によるほか、公共住宅事業者等連絡協議会編集の公共住宅建設工事共通仕様書、工事特記仕様書、図面で指定された品質、性能を有するもの及び以下のものとする。															
1) (一社)公共建築協会の「建築材料・設備器材等品質性能評価事業」により評価を受けた建築材料・設備機材等（「評価名簿登載品」という）。ただし、評価書の「納入地区及びアフターサービス地区」に当該工事場所が含まれる場合に限る。															
2) (一財)ベターリビングが認定した優良住宅部品（B L 部品）。ただし、現場においてB L マーク表示が確認できるものに限る。															
3) その他、各標準仕様書の仕様規定及び試験方法に適合することが証明書等で確認でき、監督職員の承諾を得られたもの。（定期的なメンテナンスが必要になる機材については、メンテナンス（アフターサービス）の体制についても監督職員に承諾が得られること。） なお、「評価名簿登載品」は、(一社)公共建築協会の「建築材料・設備器材等品質性能評価事業」の評価書の写しを提出することにより、その評価を受けたこと及びメンテナンスの体制があることについて証明することができる。															
<table border="1"> <tr> <td colspan="3">設計事務所名</td> <td>工事名称</td> <td rowspan="3">図面番号</td> </tr> <tr> <td colspan="3">建築士登録番号</td> <td rowspan="2">縮尺</td> </tr> <tr> <td colspan="3">建築士氏名</td> </tr> </table>				設計事務所名			工事名称	図面番号	建築士登録番号			縮尺	建築士氏名		
設計事務所名			工事名称	図面番号											
建築士登録番号			縮尺												
建築士氏名															
<table border="1"> <tr> <td>検 査 図</td> <td>製 作 図</td> <td>設 計 年 月</td> </tr> </table>				検 査 図	製 作 図	設 計 年 月									
検 査 図	製 作 図	設 計 年 月													
愛知県建築局公共建築部公営住宅課															

項目	特記事項																																																																																																																																																																																													
【給排水・ガス設備工事】	■1編 一般共通事項■ ■1章 一般事項■ 1. この特記事項以外は下記に準拠する。ただし、本工事に関係のない事項は適用しない。 1) 愛知県財務規則 2) 工事請負契約書 3) 公共住宅事業者等連絡協議会編集「公共住宅建設工事共通仕様書」(令和元年度版) 4) 関係法令及び諸工事基準 5) 愛知県建築工事品質管理要領 2. 特記事項は、○印のついたものを適用する。○印のない場合は、※印のついたものを適用する。 ○印と、○で囲まれた※印のある場合は、共に適用する。 3. 本工事に使用する資材は、「機械設備工事指定資材」による。 4. 設計図書の優先順位は、次の1)から5)までの順番のとおりとする。 1) 質問回答書(2)から5)に対するもの 2) 現場説明書 3) 特記仕様書 4) 図面 5) 公共住宅建設工事共通仕様書(「機材の品質・性能基準」を含む。)																																																																																																																																																																																													
1. 1. 1 <総則> 適用	1. この特記事項以外は下記に準拠する。ただし、本工事に関係のない事項は適用しない。 1) 愛知県財務規則 2) 工事請負契約書 3) 公共住宅事業者等連絡協議会編集「公共住宅建設工事共通仕様書」(令和元年度版) 4) 関係法令及び諸工事基準 5) 愛知県建築工事品質管理要領 2. 特記事項は、○印のついたものを適用する。○印のない場合は、※印のついたものを適用する。 ○印と、○で囲まれた※印のある場合は、共に適用する。 3. 本工事に使用する資材は、「機械設備工事指定資材」による。 4. 設計図書の優先順位は、次の1)から5)までの順番のとおりとする。 1) 質問回答書(2)から5)に対するもの 2) 現場説明書 3) 特記仕様書 4) 図面 5) 公共住宅建設工事共通仕様書(「機材の品質・性能基準」を含む。)																																																																																																																																																																																													
1. 1. 2 用語の定義	* 公共住宅建設工事共通仕様書1.1.2「書面」の用語の意義を次に読み替えるものとする。 「書面」とは、発行年月日が記載され、記名された文書をいう。なお、記名においては、氏名を併記せず、氏又は名を記すだけでもよいものとする。																																																																																																																																																																																													
1. 1. 3 官公署等への届出手続等	* 工事の着手、施工、完成に当たり、関係官公署その他の関係組織への必要な届出手続等を遅滞なく行う。																																																																																																																																																																																													
1. 1. 4 工事実績情報の登録	* 請負金額が500万円以上の工事は、(一財)日本建設情報総合センター(JACIC)の工事実績情報サービス(CORINS)に、工事実績情報の登録を、その内容について監督職員の確認を(JACICの様式「登録のための確認のお願い」に従って)受けた上、行う。(受注時、変更時、竣工時)また、登録後にJACICが発行する「登録内容確認書」を、監督職員へ提出する。																																																																																																																																																																																													
1. 1. 7 別契約の関連工事	<table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>工事区分</th> <th>建 築</th> <th>電 気</th> <th>給 水</th> <th>排 水</th> <th>ガ ス</th> <th>外 構</th> <th>汚 水 処 理 場</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>機械用基礎</td><td>※</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>※</td></tr> <tr><td>排水水耕</td><td>※</td><td></td><td>※</td><td></td><td>※</td><td></td><td></td><td>※</td></tr> <tr><td>堅 棚 (横引き管共)</td><td>※</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>※</td></tr> <tr><td>フロアードレンイン・ルーフドレンイン</td><td>※</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>照 明 器 具 穴 明 及 び 補 強</td><td>※</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>化粧キヤビネット</td><td></td><td></td><td>※</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>クーラー用スリープ</td><td>※</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>居 室 ・ 浴 室 ・ 換 気 レ ジ ス タ ー</td><td>※</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>杭 頭 处 理 及 び 補 强</td><td>※</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>設 備 ス リ ー ブ 构 造 体 補 强</td><td>※</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>※</td></tr> <tr><td>設 備 ス リ ー ブ 防 水 处 理</td><td>※</td><td></td><td></td><td></td><td>※</td><td></td><td></td><td>※</td></tr> <tr><td>水 槽 (高架・受水)架台</td><td>※</td><td></td><td>※</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>※</td></tr> <tr><td>設 備 關 係 取 合 セ 部 内 装 穴 開</td><td>※</td><td>※</td><td>※</td><td>※</td><td></td><td></td><td></td><td>※</td></tr> <tr><td>機械室床の穴開け及び穴埋め工事</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>液面電極プロートスイッチ</td><td></td><td></td><td>※</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>同上用リレー及び盤</td><td>※</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>水道用集中検診配管配線</td><td></td><td></td><td></td><td>※</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>同上結線及び調整</td><td></td><td></td><td></td><td>※</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>エレベーター関連工事(建築)*1</td><td>※</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>エレベーター関連工事(建築)*2</td><td>※</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> </tbody> </table> <p>この項目に該当しないもの及び明らかに区分されるものは別途協議する。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>昇降路築造工事、各階出入の穴開け工事、乗場関係機器取付後の出入口壁床仕上工事、ピット内防水工事及び排水設備工事のことをいう。</li> <li>動力用照明用の電源引込み工事及び結線工事昇降路ピット内点検用コンセント設備工事、昇降路の煙感知器設置工事、遠隔監視メンテナンス用電話配管・配線工事のことをいう。</li> </ol>	項目	工事区分	建 築	電 気	給 水	排 水	ガ ス	外 構	汚 水 処 理 場	機械用基礎	※							※	排水水耕	※		※		※			※	堅 棚 (横引き管共)	※							※	フロアードレンイン・ルーフドレンイン	※								照 明 器 具 穴 明 及 び 補 強	※								化粧キヤビネット			※						クーラー用スリープ	※								居 室 ・ 浴 室 ・ 換 気 レ ジ ス タ ー	※								杭 頭 处 理 及 び 補 强	※								設 備 ス リ ー ブ 构 造 体 補 强	※							※	設 備 ス リ ー ブ 防 水 处 理	※				※			※	水 槽 (高架・受水)架台	※		※					※	設 備 關 係 取 合 セ 部 内 装 穴 開	※	※	※	※				※	機械室床の穴開け及び穴埋め工事									液面電極プロートスイッチ			※						同上用リレー及び盤	※								水道用集中検診配管配線				※					同上結線及び調整				※					エレベーター関連工事(建築)*1	※								エレベーター関連工事(建築)*2	※							
項目	工事区分	建 築	電 気	給 水	排 水	ガ ス	外 構	汚 水 処 理 場																																																																																																																																																																																						
機械用基礎	※							※																																																																																																																																																																																						
排水水耕	※		※		※			※																																																																																																																																																																																						
堅 棚 (横引き管共)	※							※																																																																																																																																																																																						
フロアードレンイン・ルーフドレンイン	※																																																																																																																																																																																													
照 明 器 具 穴 明 及 び 補 強	※																																																																																																																																																																																													
化粧キヤビネット			※																																																																																																																																																																																											
クーラー用スリープ	※																																																																																																																																																																																													
居 室 ・ 浴 室 ・ 換 気 レ ジ ス タ ー	※																																																																																																																																																																																													
杭 頭 处 理 及 び 補 强	※																																																																																																																																																																																													
設 備 ス リ ー ブ 构 造 体 補 强	※							※																																																																																																																																																																																						
設 備 ス リ ー ブ 防 水 处 理	※				※			※																																																																																																																																																																																						
水 槽 (高架・受水)架台	※		※					※																																																																																																																																																																																						
設 備 關 係 取 合 セ 部 内 装 穴 開	※	※	※	※				※																																																																																																																																																																																						
機械室床の穴開け及び穴埋め工事																																																																																																																																																																																														
液面電極プロートスイッチ			※																																																																																																																																																																																											
同上用リレー及び盤	※																																																																																																																																																																																													
水道用集中検診配管配線				※																																																																																																																																																																																										
同上結線及び調整				※																																																																																																																																																																																										
エレベーター関連工事(建築)*1	※																																																																																																																																																																																													
エレベーター関連工事(建築)*2	※																																																																																																																																																																																													
1. 1. 8 疑義に対する協議等	* 設計図書に関する疑義は、原則として、入札執行前に質問書の提出によって確かめる。 * 設計図書について監督職員と協議を行った結果、設計図書の訂正又は変更を行う場合の措置は、契約書の規定によるほか「愛知県建設局・都市・交通局・建築局設計変更事務取扱要領」(令和3年4月1日改正)及び「愛知県建築局設計変更ガイドライン」に定めるところによる。 (https://www.pref.aichi.jp/soshiki/kensetsu-kikaku/kijyun.html)																																																																																																																																																																																													
1. 1. 9 工事の一時中止に係る事項	* 工事の一時中止の措置は、「愛知県建築局設計変更ガイドライン」に定めるところによる。 1) 契約款第21条の規定により工事の一時中止の通知を受けた場合は、「工事一時中止に伴う工事現場の維持管理等に関する基本計画書」(以下「基本計画書」という。)を提出し、受注者の承諾を得るものとする。 なお、基本計画書には、中止時点における工事の出来高、職員の体制、労働者数、搬入材料及び建設機械器具等の確認に関する事項を明らかにする。 2) 工事を一時中止する場合は、工事の続行に備え、工事現場を保全すること。																																																																																																																																																																																													
<工事関係図書>	1. 2. 1 実施工程表	* 概成工期：・有( 年 月 日) ※無																																																																																																																																																																																												
1. 2. 4 工事の記録	A. 本工事は電子納品の対象工事とする。 B. 対象となる成果品の作成については、「愛知県電子納品運用ガイドライン」及び「愛知県デジタル写真管理情報基準(案)」(https://www.pref.aichi.jp/site/cals/densinohin.htmlを参照)に基づく。ただし、電子納品チェックリストについては、他の書類に同様の内容を記載した場合、省略できるものとする。 C. 成果品の提出部数については、電子媒体(CD-R又はDVD-R)2部とする。 D. 受注者は、電子納品に必要なハード及びソフト環境の整備を行なう。また、受注者は、検査時(中間検査、完了検査)に写真情報等の閲覧機器を準備する。 E. 仕様書に基づき監督職員に報告等を行う書面で電子データによるものについては、以下を基本とするが、監督員の指示がある場合はその指示による。 1) 電子媒体(CD-RまたはDVD-R)で完了検査時に1部提出する。 2) 「あいち電子納品運用ガイドライン」に準拠することとし、格納フォルダは「愛知県建築局発注工事に																																																																																																																																																																																													

項目	特記事項		
<工事現場管理>	における情報共有システム運用の手引き(案)における表6を参考とする。 F. その他、電子納品に関する詳細な取扱いについては、発注者、受注者協議の上、決定する。 G. 工事写真の撮影時期、内容、枚数等は下記のとおりとする。 1) 着工前：工事に先立ち、敷地、隣地及び周辺道路、建築物、工作物等の現況を撮影する。 2) 工事中：①黒板(白板)に所定事項を明記し、工事の進捗状況を撮影、記録すると共に、特に施工後隠ぺい又は埋設される部分は、被写体に幅広テープを添えて撮影する。 記載事項：件名(工事名)、名称(工種)、位置、工程、備考、撮影年月日 ②監督職員の指示により、適宜提出する。 ※ デジタルカメラの撮影素子の有効画素数は100万画素程度から300万画素程度を標準とする。 ※ デジタル工事写真的小黒板情報電子化を行う場合は、工事契約後、監督職員の承諾を得た上で「デジタル工事写真的小黒板情報電子化について」(https://www.pref.aichi.jp/soshiki/kensetsu-kikaku/kensetsu-kijyun.htmlを参照)により行なうことができる。 3) 竣工時：外部、内部ともカラーで撮影し、箇所、枚数は監督職員指示による。		
1. 3. 1 施工管理	* 主任技術者、監理技術者、特例監理技術者及び特例監理技術者の職務を補佐する者(以下、「監理技術者補佐」という。)の設置及びその他制度の運用については、「監理技術者制度運用マニュアル」(令和4年12月23日改正)によるものとする。		
1. 3. 2 電気保安技術者	* 電気保安技術者：・配置する ※配置しない		
1. 3. 3 施工条件	* 施工日・施工時間制限：・無 ※有( ) * 施工に必要な実日数以外に見込んでいる事項： 準備期間：・30日 ※( ) 休日(年末年始休暇及び夏期休暇)・9日 ※( ) その他の作業不能日：・( ) 日 ※図示による		
1. 3. 9 発生材の処理等	* 部位別の施工順序：・無・有( ) * 工事車両の駐車場所 駐車制限：※有( )・無 * 資機材置場所 置場制限：※有( )・無 * その他：( ) * 週休2日制工事実施対象工事 ※発注者指定 ・受注者希望 ・その他 建築工事における週休2日制工事実施要領 (https://www.pref.aichi.jp/soshiki/kensetsu-kikaku/kenchiku-syukuhutuka.html)		
引渡し等	* 大気汚染防止法に基づき、適正に対応すること。 * 発注者に引渡しを要するもの：PVCを使用している機器材料 特別管理産業廃棄物：・有(処理方法： ) ※無 現場において再利用を図るもの： * 引渡しを要するものは、監督職員の指示する場所に整理し、リスト表を作成し、監督職員に引渡す。 * 引渡しを要しないものは、すべて場外に搬出し、関係法規に従い適正に処理する。 * PVCを使用している機器材料は、適切な容器に収めた上で引渡しを要する。撤去した機器のトーカー名・型番・製造年月日を記載したリストを作成して発注者へ提出する。 * 次の物品はPVCの混入が疑われるため、専門の分析機関に依頼し、その有無を確認する。 昭和47年以前の建築物：ボリサルファイト(チオコール)系コーティング 平成元年以前の製造機器：蛍光灯安定器、コンデンサ、リアクトル、コンデンサ用放電コイル、変圧器、(絶縁油中の濃度0.5mg/kg以下のものは対象外) 上記以外においても、PVC混入の恐れがある場合は、監督職員と協議の上、確認すること。		
建設副産物	1. 解体材、発生材等の処理については、「廃棄物の處理及清掃に関する法律」、「資源の有効な利用の促進に関する法律」及び「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」、その他、関係法令の規定を遵守し、「愛知県建設副産物リサイクルガイドライン実施要綱」(以下「リサイクルガイドライン」という。https://www.pref.aichi.jp/soshiki/kensetsu-kikaku/recycle-guide-line.htmlを参照。)に基づき適正に行なう。 2. 事前に建設副産物情報交換システム(以下「COBRIS」と言う。)に登録及び必要事項を入力し、COBRISより出力される、「リサイクルガイドライン」に定める計画書(①、②)を監督職員に提出する。 ① 再生資源利用計画書(実施書)(様式1) ② 再生資源利用促進計画書(実施書)(様式2) 工事完了時に「リサイクルガイドライン」に定める実施書(①、②)の内容をCOBRISに登録及び工事登録証明書を作成し、監督職員に提出する。 3. 建設リサイクル法第3条第1項の対象建設工事に該当する工事は、再資源化等が完了したとき、同法第18条第1項に基づく報告として、監督職員に「再資源化等報告書」を提出すること。 4. 産業廃棄物管理表(以下「マニフェスト」という。)集計表を作成し、監督職員に提出する。マニフェスト集計表は任意様式とし、交付した全てのマニフェストについて、交付年月日、交付番号、車両ナンバー、廃棄物の内訳(t又はm3)、マニフェストの照合・確認日(電子マニフェストの場合は、引渡し年月日、マニフェスト番号(連絡番号)、車両ナンバー、廃棄物の内訳、運搬・処分・最終処分の終了日)が記載され、受注者の記名があるものとする。また、紙マニフェストの場合は伝票を整理して保管し、必要に応じて検査員等に提示する。 5. 本工事で発生する産業廃棄物のうち、愛知県内の最終処分場に搬入する産業廃棄物については、愛知県産業廃棄物が課税されるので適正に取り扱うこと。 * 工事に伴い発生する建設廃棄物のうち、次のものは適正に再資源化施設へ搬出する。 ※コンクリート塊 ※アスファルトコンクリート塊 ※建設発生木材 ・その他( ) * 以下の資料は次の印から入手することができます。 ・愛知県建設副産物リサイクルガイドライン実施要綱 https://www.pref.aichi.jp/soshiki/kensetsu-kikaku/recycle-guide-line.html、愛知県あいくる材率先利用方針、あいくる材認定資材一覧 https://www.pref.aichi.jp/site/aichi/、COBRIS https://www.recycle.jaic.or.jp 再資源化等報告書 https://www.pref.aichi.jp/soshiki/kensetsu-kikaku/kenchiku-kijyun.html [建築工事事務の手引・関連様式] * 「フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律」に基づいて行なうこと。 * 愛知県建設副産物リサイクルガイドライン実施要綱 別表3に従い、分別収集を行なう。 * 非飛散アスベスト建材の処分方法：・指定しない ※指定する(処分方法： )		
再資源化	* 撤去時等のフロン等の取扱 分別収集 非飛散アスベスト処分 <機器及び材料>	* 「フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律」に基づいて行なうこと。 * 愛知県建設副産物リサイクルガイドライン実施要綱 別表3に従い、分別収集を行なう。 * 非飛散アスベスト建材の処分方法：・指定しない ※指定する(処分方法： )	
1. 4. 1 環境への配慮	* 「愛知県環境物品等調達方針」(https://www.pref.aichi.jp/soshiki/kankyokatsudo/0000009402.htmlを参照) 別記2(2)に掲げられた一般資材、建設機械等の選定に当たっては、事業ごとの特性、必要とされる強度や		
	設計事務所名	工事名称	図面番号 縮尺 建築士氏名
	建築士登録番号		
検図	製図	設計 ○年〇月	

項目	特記事事項	
1.4.2 機材の品質等	<p>耐久性、機能の確保、コスト等に留意しつつ、品目ごとの判断の基準を満足するものを使用するものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>* 本工事に使用する資材等は、品質が規格値を満足し、かつ価格が適正である場合には、県内産の優先使用に努めるものとする。</li> <li>* 本工事において使用する材料のホルムアルデヒド放散量等の適用に関する区分は、「F☆☆☆☆」、「接着剤等不使用」、「ホルムアルデヒドを放散しない塗料等使用」、「非ホルムアルデヒド系接着剤使用」、「非ホルムアルデヒド系接着剤及びホルムアルデヒドを放散しない塗料等使用」又は「非ホルムアルデヒド系接着剤及びホルムアルデヒドを放散しない材料使用」のいずれかとする。</li> <li>* リサイクル資材の率先利用を図るため、「愛知県あいくる材率先利用方針」(<a href="https://www.pref.aichi.jp/uploaded/attachment/242345.pdf">https://www.pref.aichi.jp/uploaded/attachment/242345.pdf</a>を参照)を遵守し、あいくる材として認定されている資材の利用に努める。</li> <li>* 「愛知県あいくる材率先利用方針」第3のAAグループ及びAグループの認定資材を優先的に使用する。</li> <li>あいくる材の指定があるものについて、それ以外のものを使用する場合は、監督職員の承諾をする。</li> <li>* 工事完了時に、あいくる材の使用実績を「リサイクルガイドライン」に定める次の様式に記入し、電子データを監督職員に提出する。</li> <ol style="list-style-type: none"> <li>1) あいくる材使用状況報告書（様式8）</li> <li>2) あいくる材使用実績集約表（様式9）</li> </ol> <li>* あいくる材認定資材一覧、愛知県あいくる材率先利用方針、その他提出書類の様式等の資料は次のHPから入手することができます。<a href="https://www.pref.aichi.jp/site/aicle/">https://www.pref.aichi.jp/site/aicle/</a></li> </ul>	
再生資源の利用	<p>標準仕様書等に指定されたもの以外の試験の必要な機材（ ）</p> <p>見本施工：※実施しない・実施する（ ）</p>	
1.4.6 機材の検査に伴う試験 <施工>	濃度測定：・実施する・※実施しない	
1.5.4 施工の検査等	実施に当たっては、「平成15年6月6日付事務連絡 公営住宅における化学物質の室内濃度測定方法等について」により、その測定値が厚生労働省が定める指針値以下であることを確認する。	
1.5.8 化学物質の濃度測定	<p>測定時期：（ ）</p> <p>測定対象の化学物質：ホルムアルデヒト、トルエン、キシレン、エチルベンゼン、スチレン</p> <p>測定方法：アクティブ法により採取し、HPLC法、GC法により測定</p> <p>測定対象室及び測定箇所数：建設戸数の10%以上で各戸2室以上とする。</p>	
<完成図等>		
1.7.1 完成時の提出図書	<p>提出図書：※完成図・※保全に関する資料・※設計図（変更設計図を含む）・（ ）</p> <p>A. 完成図の種類は次のとおりとし、工事完了前に、A1判で作成し、監督職員に提出する。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1) 配置図</li> <li>2) 平面図・求積図</li> <li>3) その他（ ）</li> </ol> <p>B. 次の図面を監督職員の指示によりA3版2つ折り製本（合本作成）及び第二原図（PPC用ポリエチレンサンド和紙同等品）A3版を作成し、監督職員に提出する。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1) 設計図（変更設計図を含む）</li> <li>2) 完成図</li> </ol> <p>C. 完成図のCADデータ</p> <p>※提出する（・愛知県電子納品運用ガイドラインに基づく・※監督職員との協議による）・提出しない</p>	
1.7.2 完成図等	<p>保全に関する資料 提出部数：※発注者用2部+入居者用（ ）部・（ ）部</p> <p>保守指導書（公用部分）：※提出する・提出しない</p> <p>保守指導書（ガス設備）：・提出する・※提出しない</p>	
<その他>		
提出書類	次の書類を監督職員に提出する。	
火災保険等	<p>1) 使用資材（機材）一覧</p> <p>2) 建築工事事務の手引き等によるもの</p>	
法定外の労災保険の付保常備図書	<p>保険の期間は、工事の目的物の引渡し日までとする。（特に定めのない限り契約上の完成期日経過後14日間とする。）保険の種類は、建築工事事務の手引き参考2「愛知県建築工事に係る火災保険等の加入方法」により、保険金受取人（被保険者）は受注者とする。</p> <p>本工事において、受注者は法定外の労災保険に付さなければならない。</p> <p>工事現場には次の図書を常備する。</p> <p>公共住宅建設工事共通仕様書〔令和元年度版〕（「機材の品質・性能基準」を含む。）</p> <p>公共建築設備工事標準図（機械設備工事編）〔平成31年版〕（以下「標準図」という）</p>	
建設業退職金共済制度	本工事にわざる自社及び下請負会社の中にこの制度を使用する者がある場合は、同制度に加入し、掛金収納書を提出しなければならない。制度を使用しない又は証紙を購入しない場合は、理由書等を提出する。	
工事中の安全管理	<p>工事完成後、速やかに掛金充当実績総括表を作成し、検査員に提示しなければならない。</p> <p>南海トラフ沿いの大規模な地震発生の可能性が平常時と比べて相対的に高まった旨の「南海トラフ地震臨時情報」が発表された場合、受注者は、継続的に地震関連情報の収集に努め、工事中の建築物等及び仮設物に対し、必要な安全対策措置が実施されているかの確認、及び作業員や必要に応じ第三者に対する安全の再確認を行うなど、有事に際しての備えを行うこと。</p> <p>本工事が、公共交通事業者、共通費実態調査、共通費実態調査等の対象工事となった場合は、必要な協力をすること。</p> <p>本工事における木材利用状況に関する調査に協力すること。</p> <p>本工事が低入札価格調査制度の調査対象工事となった場合は、工事完了時に県が行なう工事コスト調査に協力しなければならない。なお、コスト調査においては別途、監督職員の指示による。また、本工事の一部を下請ける場合は、下請負者についても工事コスト調査等の協力を得ること。</p> <p>施設管理開始までの電気、水道、ガス等の料金（基本料金を含む）は、協議の上、各工事受注者が負担する。</p> <p>「特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保に関する法律」に基づく、保険への加入又は保証金の供託：・要する・※要しない</p>	
各種調査への協力	愛知県公工事請負契約款第3条第1項に規定する請負金内訳書（以下「内訳書」という。）は、種目別内訳、科目別内訳まで作成し、工事請負契約締結後14日以内に監督職員に提出すること。なお、内訳書には、健康保険、厚生年金保険及び雇用保険の法定福利費を明示すること。	
工事コスト調査の協力	愛知県公工事請負契約款第3条第1項に規定する工程表は、発注者から請求があった場合に提出すること。	
光熱水費	「建設工事に伴う騒音振動対策技術指針（建設大臣官房技術審議官通達）」及び関連法規の規定を厳守し施工する。また、騒音規制法、振動規制法の規制の対象となる作業（特定建設作業）及び下記に指定した建設機械については、「低騒音型、低振動型建設機械の指定に関する規程」（建設大臣告示）により指定された建設機械を使用する。	
特定住宅瑕疵担保責任	騒音・振動対策	作業名：建設機械名： 作業名：建設機械名：
工程表・請負金内訳書	排出ガス対策型建設機械の適用：※有り・なし (対象機種：バックホウ、車輪式トラクターショベル、ブルドーザー、発動発電機、空気圧縮機、油圧ユニット、ローラー類、ホイルクレーン（いざれもディーゼルエンジン出力7.5~260kW）) (対象規制値：排出ガス対策型建設機械指定要領（国土交通省総合政策局）の別表1（1次基準値）)	
騒音・振動対策	貨物自動車等の車種規制	貨物自動車等の車種規制非適合車の使用抑制等に関する要綱 ( <a href="https://www.pref.aichi.jp/kankyo/ondanka/car/yoko/index.html">https://www.pref.aichi.jp/kankyo/ondanka/car/yoko/index.html</a> )
排出ガス対策型建設機械	工事場所が「自動車NOx・PM法」の規制対象地域内においては、「貨物自動車等の車種規制非適合車の使用抑制等に関する要綱」（愛知県）に基づき、対象地域外からの流入車も含め、車種規制非適合車の使用抑制に努めるものとする。	

項目	特記事事項		
特定特殊自動車の燃料	<p>受注者は、軽油を燃料とする特定特殊自動車の使用にあたって、燃料を購入して使用するときは、当該特定特殊自動車の製作等に関する事業者または団体が推奨する軽油（ガソリンスタンド等で販売されている軽油をいう）を選択しなければならない。また、監督職員から特定特殊自動車に使用した燃料の購入伝票を求められた場合、提示しなければならない。なお、軽油を燃料とする特定特殊自動車の使用にあたっては、下請負者等に関係法令等を遵守させるものとする。</p>		
施工体系図の掲示	下請契約を締結する場合においては、下請金額に関わらず施工体系図を作成し、工事現場の工事関係者及び公衆が見やすい場所（仮囲いなど）に掲示する。		
工事の下請負	<p>受注者は、下請負に付する場合には、次の各号に掲げる要件をすべて満たさなければならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1) 受注者が、工事の施工につき総合的に企画、指導及び調整するものであること。</li> <li>2) 下請負者は、当該下請負工事の施工能力を有すること。</li> <li>3) 下請負者は、建設業法に基づく営業停止の期間中でないこと。</li> <li>4) 下請負者は愛知県の競争入札参加資格者である場合にあっては、愛知県建設工事等指名停止取扱要領に基づく指名停止期間中でないこと。</li> <li>5) 下請負者は、「愛知県が行う調達契約からの暴力団排除に関する事務取扱要領」に掲げる排除措置の要件に該当しない者であること。</li> </ol>		
施工体制	<p>施工体制については「施工体制の適正化に向けての現場点検の手引き（案）」によること。</p> <p>建設業法第24条の8第1項の規定により作成した施工体制台帳（同項の規定により記載すべきものとされた事項に変更が生じたことに伴い新たに作成されたものを含む。）の写しを監督職員に提出すること。</p>		
現場代理人等	<p>現場代理人（現場責任者）においては、受注者との直接の恒常的な雇用関係があること。</p> <p>契約約款第11条に規定する現場代理人、主任技術者（監理技術者）の通知は、所定の様式（現場代理人等通知書）により、監督員を通じて発注者に提出しなければならない。また建設業法に基づく監理技術者補佐、専門技術者を定めたときも同様とする。</p> <p>受注者は、主任技術者について建設業法施行令第27条第2項の規定に基づき他の工事と兼務させる場合や監理技術者について同施行令第28条及び第29条の規定に基づき監理技術者補佐を専任で配置することにより他の工事と兼務させる場合にあっては、所定の様式により兼務届を作成の上、新たに契約した工事については工事請負契約締結後5日以内に、現に施行中の工事については原則兼務期間の始期より前に、監督職員を通じて発注者に提出すること。</p> <p>監理技術者の兼任要件等については、「建設業第26条第3項ただし書の規定の適用を受ける監理技術者の配置要件について」とおりとする。 (<a href="https://www.pref.aichi.jp/soshiki/kensetsu-kikaku/tokureikanrigijutusha.html">https://www.pref.aichi.jp/soshiki/kensetsu-kikaku/tokureikanrigijutusha.html</a>を参照)</p> <p>工事施工中に事故が発生した場合には、直ちに監督職員に通報するとともに、事故発生報告書を監督職員に速やかに提出すること。</p> <p>既存の壁等に対して作業（仕上塗材の除去・補修、コア抜きやアンカーボルト打設作業など仕上塗材の破断を伴う全ての作業）をする場合は、既存壁等の石綿含有仕上塗材使用の有無を確認し、石綿が含有されている場合は、徐去工法、作業方法等について関係法令所管部局及び監督職員と協議の上、適切な石綿飛散防止措置を講じること。</p>		
事故報告			
石綿含有仕上塗材の除去・補修、既存壁等への作業			
契約後VE	<p>本工事は、契約約款第20条第2項に基づく提案を受け付ける契約方式（以下「契約後VE」という。）の（※対象工事（契約金額が250万円未満及びガス工事の場合を除く。）・対象外工事）とする。</p> <p>契約後VEを行う場合には、「愛知県建設局契約後VE実施要領」の規定により行うものとする。 「愛知県建設局契約後VE実施要領」は、建設企画課HP（下記URL参照）に掲載している。 <a href="https://www.pref.aichi.jp/soshiki/kensetsu-kikaku/keiyakugove.html">https://www.pref.aichi.jp/soshiki/kensetsu-kikaku/keiyakugove.html</a></p> <p>VE提案の範囲 ※請負者がVE提案を行う範囲は、設計図書に定められている内容に関する変更により請負代金額の低減を伴うものとする。【工事全体をVE提案の対象とする場合】 ・請負者がVE提案を行う範囲は、設計図書に定められている内容のうち、工事材料及び施工方法等に関する変更により請負代金額の低減を伴うものとし、原則として工事目的物の変更を伴わないものとする。【工事目的物をVE提案の対象としない場合】 ・（ ）【その他VE提案を求める範囲によって適宜記載する】 * VE提案の実施にあたり、関係機関協議等第三者との調整等を要する提案については、あらかじめ、請負者が主体となり当該第三者との事前調整等を行い、実施の見込みがある提案であること。 * 建設キャリアアップシステムの活用に関して、工事成績評定において評価を希望する場合は、工事着手までに工事打合せ簿により申し出るとともに、工事完了時に活用状況を確認できる資料を監督員に提出すること。</p>		
CCUSの活用			
<仮設工事>			
<繩張り、造方、足場等>			
<仮設物>			
2.3.1 監督職員事務所等	<p>仮設工事については、公共住宅建設工事共通仕様書（機械編）のほか、（建築編）2章「仮設工事」による。</p> <p>定置する足場、桟橋、リフト等の設置：※建築工事・本工事・別契約工事 足場：（幅：・0.9・1.2m）手すり先行工法</p> <p>工事で設置する足場については、「公共住宅建設工事共通仕様書（建築編）」の「2.2.4足場その他」の(b)の規定のほか、「手すり先行工法等に関するガイドライン」（厚生労働省平成21年4月）により、「働きやすい安心感のある足場に関する基準」に適合する手すり、中さん及び幅木の機能を有する足場とし、足場の組立て、解体又は変更の作業は「手すり先行工法による足場の組立て等に関する基準」の2の(2)手すり据置き方式又は2の(3)手すり先行専用足場方式により行うこと。</p> <p>屋根面からの墜落事故防止対策として、必要に応じて、JIS A8971（屋根工事用足場及び施工方法）に基づき、建方作業台、渡り廊下、墜落防護さく等の足場及び設備機材を設置する。</p> <p>高さが5m以上の中箇での作業を行う場合、労働安全衛生規則の規定により使用する要求性能墜落制止用器具はフルハーネス型とし、「墜落制止用器具の規格」（平成31年1月25日厚生労働省告示第11号）によるものとする。</p> <p>仮崩い：・設置する※設置しない 仮崩いの構造：※成型鋼板（H=3.0m）・波型カラー鉄板（H=1.8m） 仮崩いの位置：図面による</p> <p>工事用道路、工事用水、排水及び特殊仮設：</p> <p>A. 監督職員事務所 * 監督職員事務所：・設ける※設けない * 規模：・10・20・35・65・100 m<sup>2</sup>程度</p>		
	設計事務所名	工事名称	図面番号
	建築士登録番号		
	建築士氏名		
検図	製図	設計 ○年〇月	縮尺
			愛知県建築局公共建築部公営住宅課

項目	特記事項														
	<p>* 標準仕上げ 1) 床：合板張り又はビニル床シート張り 2) 壁、天井：合板又はセッコウボード張り、合成樹脂エマルジョインペイント塗り</p> <p>* 設備、備品等 監督職員の指示を受け、電灯、給排水その他の設備を設け、必要に応じて次の備品を置く。 1) 標準備品：机、いす、書棚、行事予定表、ゴム長靴、雨合羽、保護帽、懷中電灯、寒暖計、墜落制止用器具、衣類ロッカー、受注者加入の電話子機、冷暖房機器、消火器、湯沸器、掃除具 2) 選択備品：・パソコン・プリンター・FAX・複写機・インターネット設備</p> <p>* 監督職員事務所の電気、水道、ガス及び電話の使用料並びに便所の清掃料などは受注者の負担とする。</p> <p>B. 受注者事務所その他</p> <p>* 建設に係る区域内に、受注者の仮設事務所、現場作業所及び仮設便所等を設置できる。設置する場所は、仮設建物の位置、規模及び設置期間について仮設計画図に記入の上、事前に監督職員の承諾を受ける。</p> <p>* 工事PR看板：・設置する・設置しない</p> <p>* 設置にあたっては「公営住宅建設工事に係るPR看板設置について」により、設置状況について報告書を監督職員に提出する。</p> <p>* 建設現場標識：※設ける（他工事と共同設置を可とする）・設けない</p> <p>《建設現場標識 共同設置の例》</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding: 5px;">工事名</td> <td>○○住宅建築工事(第○工区)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>○○住宅電気工事(第○工区)</td> </tr> <tr> <td>...</td> <td>...</td> </tr> <tr> <td>工期</td> <td>○年○月○日から ○年○月○日まで</td> </tr> <tr> <td>発注者</td> <td>愛知県建築局公共建築部公営住宅課</td> </tr> <tr> <td>工事監理者</td> <td>○○○○○</td> </tr> <tr> <td>工事施工者</td> <td>○○建設株式会社 ○○設備株式会社 ...</td> </tr> </table>	工事名	○○住宅建築工事(第○工区)		○○住宅電気工事(第○工区)	...	...	工期	○年○月○日から ○年○月○日まで	発注者	愛知県建築局公共建築部公営住宅課	工事監理者	○○○○○	工事施工者	○○建設株式会社 ○○設備株式会社 ...
工事名	○○住宅建築工事(第○工区)														
	○○住宅電気工事(第○工区)														
...	...														
工期	○年○月○日から ○年○月○日まで														
発注者	愛知県建築局公共建築部公営住宅課														
工事監理者	○○○○○														
工事施工者	○○建設株式会社 ○○設備株式会社 ...														
	<p>■ 機械編 2編 共通工事 ■</p> <p>■ 機械編 1章 一般事項 ■</p> <p>&lt;電動機及び制御盤&gt;</p> <p>1.2.2.2 インバータ用制御、操作盤：・1.2.2.2を適用する・適用しない・( )</p> <p>&lt;総合試運転調整等&gt;</p> <p>1.3.3 総合試運転調整</p> <p>* 総合試運転調整する項目：・風量調整・水量調整・室内外空気の温湿度測定・飲料水の水質の測定 ・室内気流及びじんあい測定・騒音測定・雑用水の水質の測定</p> <p>■ 機械編 2章 配管工事 ■</p> <p>&lt;配管材料&gt;</p> <p>* 管材：※図面による・( )</p> <p>* 繼手の種類：※図面による・( )</p> <p>* 2.1.2.4 冷媒用多湿箇所等に使用する断熱材被覆銅管の断熱厚さ：※図面による・( )</p> <p>* 仕切弁（ポンプに付属するものを含む）：※JIS 10K・( )</p> <p>* 屋外埋設の弁（呼び径75以上）の使用区分： ・水道用仕切弁・水道用ゲタタイル鉄仕切弁・水道用ソフトシール仕切弁・水道用合成樹脂製ソフトシール弁 ・図面による・( )</p> <p>* 衝撃吸収式逆止弁：・表2.2.10注9による・図面による</p> <p>2.2.7.1 鋼管用</p> <p>* 鋼管用伸縮管継手の種類：・ベローズ形（JIS B 2352）・スリーブ形（SHASE-S003）</p> <p>2.2.12 絶縁継手</p> <p>2.2.16 量水器</p> <p>2.2.22 緊急遮断弁装置</p> <p>2.2.23 水栓柱</p> <p>2.2.24 不凍水栓柱</p> <p>2.2.27 スリーブ</p> <p>&lt;計器その他&gt;</p> <p>2.3.6 遠隔油量指示計</p> <p>2.3.8 瞬間流量計</p> <p>&lt;配管施工的一般事項&gt;</p> <p>2.4.1 一般事項</p> <p>2.4.7 給水配管</p> <p>* 流量計：※固定形・着脱可能形・図面による・( )</p> <p>* 建築物導入部配管で不等沈下のおそれのある部分（排水、通気配管除く）の施工方法： ・図面による・標準図（施工4）による・( )</p> <p>* 建築物キズ・ショージoint部の配管要領：・標準図（施工7）による・図面による・( )</p> <p>* 絶縁継手：※図面による・( )</p> <p>* 揚水ポンプ廻りの配管要領：・標準図（施工69、70）による・( )・図面による</p> <p>* タンク廻りの配管要領：・標準図（施工11、68）による・( )・図面による</p> <p>* 屋外給水管の管材料が銅管・鋳鉄管の場合の給水用絶縁継手の設置箇所：※図面による・( )</p> <p>* さや管ヘッダー配管システムの品質及び性能：・図面による・( )</p> <p>* さや管ヘッダー配管システムの樹脂管：※消音テープ巻きは行わない・( )</p> <p>2.4.8 排水及び通気配管</p> <p>* 排水及び通気配管要領：・標準図（施工67）による・( )・図面による</p>														

項目	特記事項														
2.4.10 消火配管 <管の接合>	* 消火ポンプユニット廻りの配管要領：・標準図（施工71）による・( )・図面による														
2.5.3 塩ビライニング鋼管、耐熱性ライニング鋼管等	* 塩ビライニング鋼管のフランジ接合の場合で、フランジを現場取付けする場合： ・標準図（施工2）による・( )・図面による														
2.5.7 ステンレス鋼管	* フランジの接合方法：・標準図（施工2）による・( )・図面による														
2.5.11 ビニル管	* 給水管の接合：※接着接合・ゴム輪接合 * 排水管の接合：※接着接合・ゴム輪接合														
2.5.12 ポリエチレン管	* 管の接合方法：・電気融着接合・メカニカル接合 * 異種管との接合部に設ける点検用栓： ・適用する（形状：・標準図（機材6）による・図面による・( )・適用しない）														
2.5.13 架橋ポリエチレン管	* 管の接合方法：・電気融着接合・メカニカル接合														
2.5.14 ポリプロピレン管	* 管の接合方法：・熱融着接合・電気融着接合・メカニカル接合														
2.5.16 耐火二層管	* 伸縮継手の設置箇所：※図面による・( )														
2.5.17.6 開先加工	* 開先形状及び接合部形状：・標準図（施工23、24）による・( )・図面による														
2.5.17.12 溶接部の検査	* 溶接部の非破壊検査：・実施しない・実施する（検査の種類 抜取率：※表2.2.16による・( )）														
2.5.17.13 非破壊検査の適用範囲と判断基準	* 放射線透過検査の判定基準：・図面による・( )														
2.5.18.2 鋼管とS鋼管、銅管と鋼管 <勾配、吊り及び支持>	* 鋼管とステンレス鋼管、銅管と鋼管の接合要領：・標準図（施工3）による・( )														
2.6.1 一般事項	* 機器廻り配管（呼び径80以下の配管、空気調和機及びタンク類に接続する配管） 形鋼振止め支持施工要領：・標準図（施工10、11）による・図面による・( ) * 屋上配管の支持要領：・標準図（施工9）による・( )・図面による														
2.6.3 吊り及び支持	* 施工要領：・標準図（施工13～15）による・( )・図面による * 表2.2.20の形鋼振止め支持不要箇所のうち特記により必要とする場合の支持間隔：														
2.7.1 一般事項	* 管を土中埋設する際の埋め戻し土：※掘削土の良質土・再生砂（ ） * 埋設給水管本管の分岐、曲り部等の衝撃防護措置：※図面による・( ) * 屋外埋設管の分岐及び曲り部の地中埋設標設置個所：・図面による・( )														
2.8.1 一般事項	* 不燃材料以外の配管が防火区画等を貫通する場合の施工要領：・標準図（施工1）による・図面による														
2.9.3 給水及び給湯配管	* 水質試験 試験項目：														
3.1.4 空気調和設備工事の保温	<p>■ 機械編 3章 保温、塗装及び防錆工事 ■</p> <p>* 給水管及び排水管（SGP）のコンクリート貫通部分及び土中部分は、防食テープ巻（1/2重ね2回巻）とする。 * ガス管のコンクリート貫通部分は、硬質塩化ビニル被覆管を用いる。又は配管用炭素鋼钢管（白）を用いて防食テープ巻（1/2重ね2回巻）を施す。</p> <p>* 共同溝の保温種別： * 保温化粧ケース（冷媒管の保温外装）：・使用する・使用しない * 外装材の種別（冷媒管に断熱材被覆銅管を使用した場合）： * 表2.3.2 注9(7)～(9)のダクト等のうち保温を行うもの： * 表2.3.2 注10(7)～(9)の機器のうち保温を行うもの： * 表2.3.2 注11(7)～(9)の管、弁、フランジ等のうち保温を行うもの： * 冷媒管の保温化粧ケースの材質： * 管及び機器の保温施工種別aの場合：※A1（シートタイプ）・A2（ジャケットタイプ） * ルームエアコンドレン管（φ13～20）の保温・防露厚さ：・図面による・( ) * 住宅用換気ダクト（室内用給気ダクト）の保温：・外壁より室内側にラッカール又はグラスカール（厚さ25mm）※図面による</p>														
3.1.5 給排水衛生設備工事の保温	* 階下のないトレーンチ内の給水管の保温の種別：・図面による・( ) * 被覆銅管の上の保温：・行わない※行う（PS内のみ） * 保温外装のステンレス鋼管巻き部分の塗装：・行わない・行う（ ） * 鋼板製タンクの保温（ふたの部分は保温不要）：・行わない・行う（ ） * 表2.3.5注3(7)～(7)の管・弁・フランジ等のうち保温を行うもの： P S内树脂管（給水管、給湯管、追焚き管（高断熱型ペアチューブを使用したもの）を除く） * 表2.3.5注4(7)～(9)の機器等のうち保温を行うもの： * 表2.3.6 管及び機器の保温施工種別aの場合：※a1（シートタイプ）・a2（ジャケットタイプ）														
3.1.6 保温材の厚さ <塗装及び防錆工事>	* 保温材の厚さ（空調、給排水衛生設備工事） 寒冷地等で表2.3.7によらない場合： * 塗料種別 合成樹脂調合ペイント塗り塗料：※JIS K 5516 1種・( ) アルミニウムペイント塗り塗料：※JIS K 5492 ・( )														
3.2.1.3 塗料種別															
	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 33.33%;">設計事務所名</td> <td style="width: 33.33%;">工事名称</td> <td style="width: 33.33%;">図面番号</td> </tr> <tr> <td colspan="2">建築士登録番号</td> <td rowspan="2">縮尺</td> </tr> <tr> <td colspan="2">建築士氏名</td> </tr> <tr> <td>検図</td> <td>製図</td> <td>設計 ○年○月</td> </tr> <tr> <td colspan="3">愛知県建築局公共建築部公営住宅課</td> </tr> </table>	設計事務所名	工事名称	図面番号	建築士登録番号		縮尺	建築士氏名		検図	製図	設計 ○年○月	愛知県建築局公共建築部公営住宅課		
設計事務所名	工事名称	図面番号													
建築士登録番号		縮尺													
建築士氏名															
検図	製図	設計 ○年○月													
愛知県建築局公共建築部公営住宅課															

項目	特記事項																																																
<土工事> 4.2.1 一般事項	<p>■機械編 4章 関連工事■</p> <p>* 埋戻し及び盛土：・山砂の類 ※根切土の中の良質土 ・他現場の発生土の中の良質土 ・再生コンクリート砂</p> <p>* 建設発生土の有無 ・有 ・無</p> <p>* 建設発生土の処理 ・構内処理 ・構外搬出（関係法令等に従い適切に処理） (搬出先名称（所在地）： (片道運搬距離(km)： (片道運搬時間(時間)： (搬出条件（土質試験、その他建設発生土の発生抑制や適正処分に必要な情報） 建設発生土を構外へ搬出する場合は、搬出先等の承諾を得たうえで、搬出先及び処分状況（高さ、勾配等）がわかる写真並びに運搬を証明する書類等を監督職員に提出する。</p>																																																
<コンクリート工事> 4.4.1 一般事項	<p>* 設計基準強度：・18N/mm<sup>2</sup> ・( ) ※図面による</p> <p>* スランプ ・15cm ・18cm ・( ) ※図面による</p>																																																
<鋼材工事> 4.6.2 材料	<p>* 屋外部分の鋼材の仕上：※溶融亜鉛めっき(2種35) ・溶融亜鉛めっき(2種50) ・ステンレス鋼製(SUS 304)</p>																																																
<住宅用換気設備> 1.17.2 換気扇類及び換気口等	<p>* 換気扇類及び換気口の品質・性能：※図面による ・( )</p> <p>* 換気口部品（ベントキャップ、バイブード）の過給気防止機能：※無 ・有( )</p>																																																
1.17.3 管（ダクト）類	<p>* 換気設備に使用する管（ダクト）類の管材：※図面による ・( )</p>																																																
1.17.4 継手類	<p>* 換気設備に使用する継手類の種類：※図面による ・( )</p>																																																
<ダクトの製作及び取付け> 2.2.1 一般事項	<p>* 多湿箇所の排気ダクトの水抜管：・設ける ・設けない ※図面による</p> <p>* ダクトの継ぎ目の形状等：※標準図（施工41）による ・図面による</p>																																																
<衛生器具> 1.1.1 一般事項	<p>■機械編 1章 機材■</p> <p>■機械編 2章 施工■</p> <p>■機械編 3章 給排水衛生設備工事■</p> <p>■機械編 4章 関連工事■</p> <p>* 衛生陶器、洗面化粧ユニット及び付属部品の品質・性能：※図面による ・( )</p> <p>* 衛生器具の区分及び種類：</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>種類</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="10">洋風便器</td> <td>洋風洗落とし節水I形便器</td> <td></td> </tr> <tr> <td>洋風サイホン節水I形便器</td> <td></td> </tr> <tr> <td>※洋風タンク式洗落とし節水I形便器</td> <td></td> </tr> <tr> <td>洋風タンク式サイホン節水I形便器</td> <td></td> </tr> <tr> <td>洋風タンク式洗落とし節水II型便器</td> <td></td> </tr> <tr> <td>洋風タンク式サイホン節水II型便器</td> <td></td> </tr> <tr> <td>洋風洗落とし便器</td> <td></td> </tr> <tr> <td>洋風サイホン便器</td> <td></td> </tr> <tr> <td>洋風タンク式洗落とし便器</td> <td></td> </tr> <tr> <td>洋風タンク式サイホン便器</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="3">洗面器</td> <td>平付洗面器（大型）</td> <td></td> </tr> <tr> <td>平付洗面器（小型）</td> <td></td> </tr> <tr> <td>手洗器</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="3">手洗器</td> <td>平付手洗器（大型）</td> <td></td> </tr> <tr> <td>平付手洗器（小型）</td> <td></td> </tr> <tr> <td>隅付手洗器（大型）</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="3">湯水混合水栓</td> <td>台所用 ・※シングルレバー式 ・2ハンドル式</td> <td></td> </tr> <tr> <td>洗面所用 ・※シングルレバー式 ・2ハンドル式</td> <td></td> </tr> <tr> <td>浴室用 ・ミキシング式 ・※サーモスタット式 ・2ハンドル式</td> <td>シャワー：※有 ・無</td> </tr> <tr> <td>洗面化粧ユニット</td> <td>化粧台型 ・※一般型 ・洗髪型</td> <td>鏡、照明、コンセント及び棚付き</td> </tr> </tbody> </table> <p>* 衛生陶器の付属品及び水栓、洗浄弁、洗浄管等の見え隠れ部： ・ニッケルクロムめっき仕上げ（JIS H 8617による2級以上） ・樹脂製 ・ステンレス製</p>	区分	種類	備考	洋風便器	洋風洗落とし節水I形便器		洋風サイホン節水I形便器		※洋風タンク式洗落とし節水I形便器		洋風タンク式サイホン節水I形便器		洋風タンク式洗落とし節水II型便器		洋風タンク式サイホン節水II型便器		洋風洗落とし便器		洋風サイホン便器		洋風タンク式洗落とし便器		洋風タンク式サイホン便器		洗面器	平付洗面器（大型）		平付洗面器（小型）		手洗器		手洗器	平付手洗器（大型）		平付手洗器（小型）		隅付手洗器（大型）		湯水混合水栓	台所用 ・※シングルレバー式 ・2ハンドル式		洗面所用 ・※シングルレバー式 ・2ハンドル式		浴室用 ・ミキシング式 ・※サーモスタット式 ・2ハンドル式	シャワー：※有 ・無	洗面化粧ユニット	化粧台型 ・※一般型 ・洗髪型	鏡、照明、コンセント及び棚付き
区分	種類	備考																																															
洋風便器	洋風洗落とし節水I形便器																																																
	洋風サイホン節水I形便器																																																
	※洋風タンク式洗落とし節水I形便器																																																
	洋風タンク式サイホン節水I形便器																																																
	洋風タンク式洗落とし節水II型便器																																																
	洋風タンク式サイホン節水II型便器																																																
	洋風洗落とし便器																																																
	洋風サイホン便器																																																
	洋風タンク式洗落とし便器																																																
	洋風タンク式サイホン便器																																																
洗面器	平付洗面器（大型）																																																
	平付洗面器（小型）																																																
	手洗器																																																
手洗器	平付手洗器（大型）																																																
	平付手洗器（小型）																																																
	隅付手洗器（大型）																																																
湯水混合水栓	台所用 ・※シングルレバー式 ・2ハンドル式																																																
	洗面所用 ・※シングルレバー式 ・2ハンドル式																																																
	浴室用 ・ミキシング式 ・※サーモスタット式 ・2ハンドル式	シャワー：※有 ・無																																															
洗面化粧ユニット	化粧台型 ・※一般型 ・洗髪型	鏡、照明、コンセント及び棚付き																																															
1.1.2 衛生陶器及び付属品	<p>* 小便器用節水装置の形式：・小便器一体型 ・小便器分離型 ・図面による</p> <p>* 大便器用便座：・温水洗浄便座 ・普通便座 ・図面による</p> <p>暖房便座の場合 温水洗浄機能：・付加する（加熱方式：・貯湯式 ・瞬間式） ※付加しない 節電機能：・付加する ※付加しない 脱臭機能：・付加する ※付加しない 温風乾燥機能：・付加する ※付加しない 擬音装置：・付加する ※付加しない リモコン：・付加する ※付加しない</p> <p>* 付属品 ステンレス製シートペーパーホルダー：・要 ・不要 紙巻器 ワンハンドカット機能：・要 ・不要 背もたれ：・設ける ※設けない</p> <p>* 壁掛小便器（大形、小形）のバリアフリー対応：・無 ・有（標準図（施工62）による）</p> <p>* 洗面化粧ユニット：・鏡 ・照明 ・コンセント ・( )</p>																																																

項目	特記事項
1.1.3.1 大便器ユニット	<p>* 大便器の種類及び洗浄弁の組合せ：※図面による ・( )</p> <p>* 配管材 給水管：※図面による ・( ) 通気管：※図面による ・( ) 排水管：※塩ビ排水管 ・図面による</p> <p>* ケーシング：化粧前板（ ） 甲板の仕様（ ）</p>
1.1.3.2 小便器ユニット	<p>* 小便器の種類及び節水装置の組合せ：・( ) ・図面による</p>
1.1.3.3 洗面器ユニット	<p>* 洗面器の種類：※図面による ・( ) 給湯管：・要 ・不要</p> <p>* 配管材：※図面による ・( )</p>
1.1.3.4 壁掛け汚物流しユニット	<p>* 汚物流しの種類、ホース付きストーマ装具洗浄用水栓及び給湯方式：※図面による ・( )</p> <p>* 配管材：※図面による ・( )</p>
1.1.3.5 その他のユニット	<p>* 仕様 掃除流しユニット：※図面による 手洗器ユニット：※図面による 車椅子対応ユニット：※図面による</p>
1.1.4 浴室ユニット	<p>* 浴室ユニットの種類、形状、寸法（内法）、材質等は次のとおりとする。 1) 種類：B.L長寿社会対応型（・A型 ・B型） 2) 形状、寸法（内法）：※B.L1216型 ※B.L1416型（身障者タイプ） 3) 材質：下記によるほかメーカー仕様による。（ただし、身障者タイプは図面による） 4) 構成部品仕様：下記によるほかメーカー仕様による。（ただし、身障者タイプは図面による） 天井パネル：メーカー仕様、点検口（600×600）付 壁パネル：メーカー仕様（塩ビ鋼板不可、無地でない事） ドア枠：アルミアルマイト処理 ドア：非常時救出用折戸又は内開戸・簡易ロック付 浴槽：FRP製専用浴槽（取替可）腰掛け浴槽・追焚用・蓋付 追焚用リモコン加工：リモートコントローラー取付用補強 追焚配管壁加工：配管用壁開口 浴槽水栓：シングルレバー混合水栓・シャワー付 浴槽用1個 スライドバー：手摺兼用無段階シャワーフック付 照明：100V樹脂製グローブ（防湿型）・LED 換気扇開口加工：開口及び補強 給水・給湯エルボ：浴槽用・青銅鋳物製 排水トラップ：ABS樹脂製 排水管：VP50A タオル掛け：SUS製 手摺：樹脂コーティング 浴槽前部・出入口部（I型 L=500 2本） 浴槽長辺方向（I型 L=600×700）</p>
1.1.6 水栓	<p>* こまを組む水栓の種類：・( ) ※図面による</p>
1.1.7 自動水栓	<p>* 電源種別：・AC電源 ・乾電池 ・自己発電 手動スイッチ：・有 ・無</p>
1.1.8 大便器用洗浄弁	<p>* 操作方式：・手動式 ・電気開閉式（・センサー式 ・タッチスイッチ式）</p>
1.1.14 浴槽	<p>* 浴槽 品質及び性能：※JIS A 5532（浴槽） ・( )</p>
1.2.1 揚水用ポンプ（横形）	<p>* 付属品 フート弁呼び径：・( ) ※図面による</p>
1.2.2 揚水用ポンプ（立形）	<p>* 付属品 フート弁呼び径：・( ) ※図面による</p>
1.2.3 小形給水ポンプユニット	<p>* 制御方式：・吐出し圧力一定制御 ・末端圧力推定制御 ・図面による * 運転方式：・( ) ※図面による 24時間強制ローテーション機能：・有 ・無 * 付属品 フート弁呼び径：・( ) ※図面による</p>
1.2.4 水道用直結加压形ポンプユニット	<p>* 水道用直結加压形ポンプユニット 逆流防止装置 設置位置：※吸込側 ・( ) ・図面による</p>
1.2.5 深井戸用水中モーターポンプ	<p>* 付属品 揚水管の材質：・( ) ※図面による 低水位用電極及び制御ケーブルの長さ：・( ) ※図面による 水中ケーブルの長さ：・( ) ※図面による</p>
1.2.7 汚水、雑排水及び汚物用水中モーターポンプ	<p>* ケーシングの材質：・FC150以上、CAC406、SUS304又はSCS13 ・合成樹脂製 ・図面による * 羽根車の材質：・FC150以上、CAC406、SUS304又はSCS13 ・合成樹脂製 ・図面による * 水中形三相誘導電動機：・油封式 ・乾式 * 電動機の極数：※4極 ※6極 ・( ) * 着脱装置：・適用する ※適用しない ・図面による ・( ) * 付属品 ストレーナー：・要 ・不要 ・図面による 水中ケーブル長さ：・( ) ・図面による</p>
1.2.8 消火ポンプユニット	<p>* 付属品 フート弁呼び径：・( ) ・図面による</p>
1.2.9 試験	<p>* ポンプ機器類の騒音測定 測定場所：※ポンプ室内 ※ポンプ室出入口付近 ※直近住戸 ・( )</p>
1.2.10 加圧式給水システム	<p>* 品質及び性能：・( ) ※図面による * 圧力制御方法：※ポンプ回転数制御方式（インバーター方式） ・圧力水槽制御方式</p>
設計事務所名	
建築士登録番号	
建築士氏名	
検図	縮尺
製図	○年〇月
設計	
愛知県建築局公共建築部公営住宅課	

項目	特記事項
<温水発生機等>	
1.3.6 ガス湯沸器	* 給湯方式：・貯湯式・瞬間式・図面による
<タンク>	
1.4.1 一般事項	* 設計用水平震度：※図面による・( )
	* 鋼板製タンクの塗装 塗料種別 合成樹脂調合ペイント塗り塗料：※JIS K 5516 1種・( ) アルミニウムペイント塗り塗料：※JIS K 5492 ・( )
	* タンク(水槽) 形状、寸法その他、品質及び性能：※図面による・( )
1.4.2.3 鋼板製一体形タンク	* 乾燥方法：※加熱硬化・( )・図面による * 給水栓用配管の接続口：・設ける・設けない・図面による
1.4.2.4 ステンレス鋼板製ハネルタク	溶接組立型 * 給水栓用配管の接続口：・設ける・設けない・図面による * タンク外部の保温：・施す・施さない・図面による
1.4.2.5 ステンレス鋼板製ハネルタク	ボルト組立型 * 給水栓用配管の接続口：・設ける・設けない・図面による * タンク外部の保温：・施す・施さない・図面による
1.4.3 貯湯タンク	* 電気防食措置：※外部電源方式・流電陽極方式※併用方式(マンホール部、管板部)・図面による
1.4.4 給湯用膨張・補給水タンク	* 給湯用膨張・補給水タンク 乾燥方法：※加熱硬化・( )・図面による
1.4.6 消火用充水タンク	* 本体の材質：・鋼板製(※ヤシ樹脂ライニング)・ステンレス鋼板製(SUS304)・FRP製・図面による * 付属品 鋼製はしご：・要・不要・図面による
<消火機器>	
1.5.1 一般事項	* 屋内消火栓箱(1号消火栓、易操作性1号消火栓)、屋内2号消火栓箱(2号消火栓、広範囲型2号消火栓) 消火栓箱併設形屋内消火栓箱、放水用器具納箱、放水口格納箱、屋外消火栓箱 形状、寸法その他：※図面による・( )
1.5.3.1 送水口	* 送水口：・呼称65の青銅製・呼称65のステンレス製・図面による * 型式：・壁埋込型・スタンダード型・図面による
1.5.3.2 放水口	* 呼称：・65・50・図面による 材質：・青銅製・ステンレス鋳物製・図面による
1.5.4.1 屋外消火栓開閉弁	* 材質(地上式)：・鉄製(要部青銅製)・ステンレス鋳物製・図面による
1.5.4.2 屋外消火栓箱	* 材質：※鋼板(1.6mm厚以上)・ステンレス鋼板(1.5mm厚以上)・図面による * 形状：※自立形片流れ屋根付き・( )
1.5.5 スプリンクラー	* 共同住宅用スプリンクラー設備： ・「共同住宅用スプリンクラー設備の設置及び維持に関する技術上の基準」(平成18年消防庁告示第17号) ・( )
1.5.5.1 スプリンクラーヘッド	* 閉鎖型スプリンクラーヘッドの種別：・( )・図面による
1.5.8.1 泡消火薬剤	* 泡消火薬剤：※水成膜泡消火薬剤・合成界面活性剤消火薬剤・図面による
1.5.8.3 感知用ヘッド	* 形式：・図面による・( )
1.5.10.1 散水ヘッド	* 形式：・開放型散水ヘッド・閉鎖型スプリンクラーヘッド・図面による
1.5.10.3 送水口	* 送水口：・青銅製・ステンレス製・図面による * 型式：・壁埋込型・スタンダード型・図面による 1の送水区域の散水ヘッド数が4以下のもの：※単口形・( )・図面による
<排水金具>	
1.7.6 排水管	* 排水管：※ステンレス製・黄銅製・( )・図面による
1.7.7 通気金具	* 防錆処理(見え掛かり部がねずみ鉄製の場合)：※溶融亜鉛めっき・( )
1.7.8 グリース阻集器	* 本体材質：※厚さ3.0mm以上のステンレス鋼板製・厚さ3.0mm以上の強化プラスチック製(FRP)・鉄製・図面による
1.7.9 洗濯機用防水パン	* 品質及び性能：・( )・図面による
1.7.12 ディスポーザー	* 投入方式及び粉碎方式：・( )・図面による * 排水処理層の材質：・( )・図面による
<樹及びふた>	
1.8.1 一般事項	* 樹等の形状、寸法等：・標準図(機材56~63)による・( )
<給排水衛生機器>	
2.2.1 一般事項	■機械編 2章 施工■
	* 基礎の形式：・標準基礎・防振基礎※図面による 大きさ：・図面による・( ) 高さ、配筋要領等：・標準図(施工25)による・図面による・( ) 防振基礎のストッパーの形状及び取付要領：・標準図(施工28)による・図面による・( ) * 機器の固定方法：・標準図(施工25、28)による・( ) * 設計用震度：・( )・2.2.1(4)(7)~(1)による・図面による
2.2.2.1 揚水用ポンプ(横形)及び小形給水ポンプユニット	* 揚水用ポンプ(横形)及び小型給水ポンプユニット、消火ポンプユニットの基礎： ・標準図(施工25、28)による・( ) * 振動絶縁効率：※95%以上・( ) * ポンプ周りの配管要領：・標準図(施工69)による・( )
2.2.2.2 揚水用ポンプ(立形)	* 揚水用ポンプ(立形)の基礎：・標準図(施工25、28)による・( ) * ポンプ周りの配管要領：・標準図(施工70)による・( )

項目	特記事項
2.2.2.7 消火ポンプユニット	* ポンプ周りの配管要領：・標準図(施工71)による・( )
2.2.3.10 風呂がま	* 給湯器ユニットのALC板への取付方法：・( )・※図面による
2.2.4.1 FRP製、鋼板製及びステンレス鋼板製タンク	* FRP製、鋼板製及びステンレス鋼板製タンクの基礎：・標準図(施工25)による・( )
2.2.4.2 貯湯タンク	* 貯湯タンクの基礎：・標準図(施工25)による・( )
2.2.4.3 給湯用膨張・補給水タンク	* 給湯用膨張・補給水タンクの基礎：・標準図(施工25)による・( )
2.2.4.4 給湯用密閉形隔膜式膨張タンク	* 給湯用密閉形隔膜式膨張タンクの給湯配管に溶解栓を取付ける場合： ・標準図(施工60)による・( )
2.2.4.5 消火用充水タンク	* 消火用充水タンクの基礎：・標準図(施工25)による・( )
2.2.6 廉房機器	* 床又は壁に固定する機器：※図面による・( ) * 廉房機器の据付け：・標準図(施工74)による・( )
■機械編 6章 ガス設備工事■	
■機械編 2章 都市ガス設備■	
2.1.1 管及び継手	* 管材：※図面による・( )
2.1.3 ガス漏れ警報器	* 外部出力端子：・有・無・図面による
2.1.7 ガスマーターその他	* 計量方式：・実測式・パルス式(直読式にパルス発信器を備えたもの) * ガスマーターユニット：・ユニットとしない※図面による
2.2.3.1 一般事項	* 地中埋設標の設置箇所：※図面による・( )
■機械編 3章 液化石油ガス設備■	
3.1.1 管及び継手	* 管材：※図面による・( )
3.1.3.1 充てん容器	* 配管要領：・標準図(施工72)による・図面による・( )
3.2.2 管の接合	* 鋼管の接合溶接部の非破壊検査：・行う(表6.2.3による。種類及び抜取率：( ))・行わない
■機械編 その他■	
* 東洋ゴム化工品㈱及びニッタ加工品㈱で製造された製品・材料を用いる場合 受注者は、東洋ゴム化工品(株)、ニッタ加工品(株)で製造された製品や材料(以下、ゴム製品等とする。)を用いる場合には、同社が製造するゴム製品等に対して請負者が指定した第三者(東洋ゴム化工品(株)、ニッタ確認を得るものとする。 なお必要な品質証明書は、以下の試験及び検査において、製品に応じて必要な規格について取得するものとする。	
試験名	
通常状態での試験(常態試験)	計測項目 硬さ、比重、引張強度、伸び
熟老化試験	熟老化前後の変化率(硬さ、比重、引張強度、伸び)
圧縮永久ひずみ試験	圧縮による残留歪み
製品検査	外観、寸法、性能
ただし、第三者による品質証明書類を提出し監督職員の確認を得た場合であっても、後に製品不良等が判明した場合に受注者の契約不適合責任が免責されるものではない。	
* 特定建設資材の再資源化等 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律((平成12年法律第104号)以下「建設リサイクル法」という。)に基づき、特定建設資材の分別解体等及び再資源化等の実施について適正な措置を講ずることとする。 なお、本工事における特定建設資材の分別解体等・再資源化等については、別表1又は2、及び3の積算条件を設定しているが、工事請負契約書の「解体工事に要する費用」等に定める事項は契約締結時に発注者と受注者の間で確認されたものであるため、発注者が積算上条件明示した別表の事項と別の方法であった場合でも変更の対象としない。ただし、現場条件の変更等、受注者の責によるものではない事項についてはこの限りでない。 また、受注者は、特定建設資材の分別解体等・再資源化等が完了したときは、建設リサイクル法第18条第1項に基づく報告として、監督職員に「再資源化等報告書」を提出すること。「再資源化等報告書」は、建設企画課のホームページ <a href="https://www.pref.aichi.jp/soshiki/kensetsu-kikaku/kenchiku-kijyun.html">https://www.pref.aichi.jp/soshiki/kensetsu-kikaku/kenchiku-kijyun.html</a> [建築工事事務の手引・関連様式]から入手可能。 (注)別表4については積算上の条件明示であり、処理施設を指定するものではない。 なお受注者の提示する施設と異なる場合においても、設計変更の対象としない。	
試験名	
設計事務所名	工事名称
建築士登録番号	図面番号
建築士氏名	縮尺
検査	設計
製図	○年〇月
愛知県建築局公共建築部公営住宅課	

項目	特記事項			
別表1 建築物に係る解体工事				
工程 及毎 びの 解作 体業 方内 法容	工程	作業内容	分別・解体等の方法	
	・建築設備、内装材等	・有・無	・手作業	・手作業と機械作業の併用
	・屋根ふき材	・有・無	・手作業	・手作業と機械作業の併用
	・外装材、上部構造部材	・有・無	・手作業	・手作業と機械作業の併用
	・基礎、基礎ぐい	・有・無	・手作業	・手作業と機械作業の併用
	・その他( )	・有・無	・手作業	・手作業と機械作業の併用
別表2 建築物に係る新築工事等(外構・増築・修繕・模様替)				
工程 及毎 びの 解作 体業 方内 法容	工程	作業内容	分別・解体等の方法	
	・造成等	・有・無	・手作業	・手作業と機械作業の併用
	・基礎、基礎ぐい	・有・無	・手作業	・手作業と機械作業の併用
	・上部構造部分、外装	・有・無	・手作業	・手作業と機械作業の併用
	・屋根	・有・無	・手作業	・手作業と機械作業の併用
	・建築設備、内装等	・有・無	・手作業	・手作業と機械作業の併用
別表3 建築物以外のものに係る解体工事又は新築工事等(外構・工作物等)				
工程 及毎 びの 解作 体業 方内 法容	工程	作業内容	分別・解体等の方法	
	・仮設	・有・無	・手作業	・手作業と機械作業の併用
	・土工	・有・無	・手作業	・手作業と機械作業の併用
	・基礎	・有・無	・手作業	・手作業と機械作業の併用
	・本体工事	・有・無	・手作業	・手作業と機械作業の併用
	・本体付属品	・有・無	・手作業	・手作業と機械作業の併用
別表4 再資源化等をする施設の名称及び所在地				
廃棄物の種類		施設の名称	所在地	
・コンクリート				
・鉄及びコンクリートから成る建設資材				
・アスファルト・コンクリート				
・木材				

項目	特記事項			
《機械設備工事指定資材》				
分類	指定資材	適用範囲	品質性能基準	
ボイラー	鋼製簡易ボイラー及び簡易貯流ボイラー		評価名簿登載品	
	鉄製ボイラー及び鉄製簡易ボイラー		評価名簿登載品	
	鋼製小型ボイラー及び小型貯流ボイラー		評価名簿登載品	
	銅製ボイラー		評価名簿登載品	
温水発生機	真空式温水発生機		評価名簿登載品	
	無圧式温水発生機		評価名簿登載品	
冷凍機	リサイクルユニット及び空気熱源ヒートポンプユニット		評価名簿登載品	
	吸収冷温水機		評価名簿登載品	
	吸収冷温水機ユニット		評価名簿登載品	
冷却塔	遠心冷却塔		評価名簿登載品	
	コニカル形空気調和機		評価名簿登載品	
	ワイヤーコイルユニット及びセパレート形ワイヤーコイルユニット		評価名簿登載品	
空気調和機	コンパクト形空気調和機		評価名簿登載品	
	パッケージ形空気調和機	圧縮機用電動機の出力7.5kw以上	評価名簿登載品	
	マガジン形空気調和機		評価名簿登載品	
空気清浄装置	ガスエクソレーター及び空気調和機	冷房能力28kwを超えるもの(マガジン除く)	評価名簿登載品	
	エアフィルター		評価名簿登載品	
	(パネル形・折込み形)		評価名簿登載品	
全熱交換器	自動巻取形エアフィルター		評価名簿登載品	
	電気集塵器		評価名簿登載品	
送風機類	全熱交換器(回転形・静止形)		評価名簿登載品	
	遠心送風機(多翼形送風機)		評価名簿登載品	
ポンプ類	斜流送風機		評価名簿登載品	
	軸流送風機		評価名簿登載品	
ダクト付属品	消音ボックス付送風機		評価名簿登載品	
	横形遠心ポンプ	(汚水用・雑排水用・汚物用)	評価名簿登載品	
自動制御	水中モーターポンプ		評価名簿登載品	
	立形遠心ポンプ		評価名簿登載品	
衛生器具ユニット	ダクト出口・吸込口		評価名簿登載品	
	風量ユニット(定風量・変風量)		評価名簿登載品	
タンク	自動制御システム		評価名簿登載システム	
	FRP製バネルタンク		IISマーク表示品または評価名簿登載品	
消防装置	密閉形隔膜式膨脹タンク(空調用・給湯用)		評価名簿登載品	
	ステンレス鋼板性バングルク(溶接組立形)		評価名簿登載品	
	ステンレス鋼板性バングルク(組立形)		評価名簿登載品	
厨房機器	スプリンクラー消火システム		評価名簿登載システム	
	不活性ガス消火システム		評価名簿登載システム	
	ハロゲン化物消火システム		評価名簿登載システム	
鉄製製品	厨房システム		評価名簿登載システム	
	マンホールふた・弁構ふた		評価名簿登載品	
		設計事務所名	工事名称	図面番号
		建築士登録番号		
検図	製図	設計 〇年〇月	愛知県建築局公共建築部公営住宅課	

注) 本工事に使用する資材・機材は、この表によるほか、公共住宅事業者等連絡協議会編集の公共住宅建設工事共通仕様書、工事特記仕様書、図面で指定された品質、性能を有するもの及び以下のものとする。

1) (一社)公共建築協会の「建築材料・設備器材等品質性能評価事業」により評価を受けた建築材料・設備機材等(「評価名簿登載品、評価名簿登載システム」という)。ただし、評価書の「納入地区及びアフターサービス地区」に当該工事場所が含まれる場合に限る。

2) (一財)ベターリビングが認定した優良住宅部品(B L 部品)。ただし、現場においてB Lマーク表示が確認できるものに限る。

3) その他、各標準仕様書の仕様規定及び試験方法に適合することが証明書等で確認でき、監督職員の承諾を得られたもの。(定期的なメンテナンスが必要になる機材については、メンテナンス(アフターサービス)の体制についても監督職員に承諾が得られること。)

なお、「評価名簿登載品」は、(一社)公共建築協会の「建築材料・設備器材等品質性能評価事業」の評価書の写しを提出することにより、その評価を受けたこと及びメンテナンスの体制があることについて証明することができる。

項目	特記事項
【EV設備工事】	■1編 一般共通事項■ ■1章 一般事項■
<総則>	
1.1.1 適用	1. この特記事項以外は下記に準拠する。ただし、本工事に関係のない事項は適用しない。 1) 愛知県財務規則 2) 工事請負契約書 3) 公共住宅事業者等連絡協議会編集「公共住宅建設工事共通仕様書」(令和元年度版) 4) 関係法令及び諸工事基準 5) 愛知県建築工事品質管理要領 2. 特記事項は、○印のついたものを適用する。○印のない場合は、※印のついたものを適用する。 ○印と、○で囲まれた※印のある場合は、共に適用する。 3. 本工事に使用する資材は、「電気設備工事指定資材」及び「機械設備工事指定資材」による。 4. 設計図書の優先順位は、次の1)から5)までの順番のとおりとする。 1) 質問回答書(2)から5)に対するもの 2) 現場説明書 3) 特記仕様書 4) 図面 5) 公共住宅建設工事共通仕様書(「機材の品質・性能基準」を含む。)
1.1.2 用語の定義	* 公共住宅建設工事共通仕様書1.1.2「書面」の用語の意義を次に読み替えるものとする。 「書面」とは、発行年月日が記載され、記名された文書をいう。なお、記名においては、氏名を併記せず、氏又は名を記すだけでもよいものとする。
1.1.3 官公署等への届出手続等	* 工事の着手、施工、完成に当たり、関係官公署その他の関係組織への必要な届出手續等を遅滞なく行う。
1.1.4 工事実績情報の登録	* 請負金額が500万円以上の工事は、(一財)日本建設情報総合センター(JACIC)の工事実績情報サービス(CORINS)に、工事実績情報の登録を、その内容について監督職員の確認を(JACICの様式「登録のための確認のお願い」に従って)受けた上、行う。(受注時、変更時、竣工時)また、登録後にJACICが発行する「登録内容確認書」を、監督職員へ提出する。
1.1.8 疑義に対する協議等	* 設計図書に関する疑義は、原則として、入札執行前に質問書の提出によって確かめる。 * 設計図書について監督職員と協議を行った結果、設計図書の訂正又は変更を行う場合の措置は、契約書の規定によるほか「愛知県建設局・都市・交通局・建築局設計変更事務取扱要領」(令和3年4月1日改正)及び「愛知県建築局設計変更ガイドライン」に定めるところによる。 (https://www.pref.aichi.jp/soshiki/kensetsu-kikaku/kenchiku-kiyun.html)
1.1.9 工事の一時中止に係る事項	* 工事の一時中止の場合の措置は、「愛知県建築局設計変更ガイドライン」に定めるところによる。 1) 契約款第21条の規定により工事の一時中止の通知を受けた場合は、「工事一時中止に伴う工事現場の維持管理等に関する基本計画書」(以下「基本計画書」という)を提出し、発注者の承諾を得るものとする。 なお、基本計画書には、中止時点における工事の出来高、職員の体制、労働者数、搬入材料及び建設機械器具等の確認に関する事項を明確に記載する。 2) 工事を一時中止する場合は、工事の続行に備え、工事現場を保全すること。
<工事関係図書>	
1.2.4 工事の記録	A. 本工事は電子納品の対象工事とする。 B. 対象となる成品品の作成については、「愛知県電子納品運用ガイドライン」及び「愛知県デジタル写真管理情報基準(案)」(https://www.pref.aichi.jp/site/cals/densinohin.htmlを参照)に基づく。ただし、電子納品チェックリストについては、他の書類に同様の内容を記載した場合、省略できるものとする。 C. 成果品の提出部数については、電子媒体(CD-R又はDVD-R)2部とする。 D. 受注者は、電子納品に必要なハード及びソフト環境の整備を行なう。また、受注者は、検査時(中間検査、完了検査)に写真情報等の閲覧機器を準備する。 E. 仕様書に基づき監督職員に報告等を行う書面で電子データによるものについては、以下を基本とするが、監督職員の指示がある場合はその指示による。 1) 電子媒体(CD-RまたはDVD-R)で完了検査時に1部提出する。 2) 「あいち電子納品運用ガイドライン」に準拠することとし、格納フォルダは「愛知県建築局発注工事における情報共有システム運用の手引き(案)」における表6を参考とする。 F. その他、電子納品に関する詳細な取扱いについては、発注者、受注者協議の上、決定する。 G. 工事写真的撮影時期、内容、枚数等は下記のとおりとする。 1) 着工前:工事に先立ち、敷地、隣地及び周辺道路、建築物、工作物等の現況を撮影する。 2) 工事中:①黒板(白板)に所定事項を明記し、工事の進捗状況を撮影、記録すると共に、特に施工後隠ぺい又は埋設される部分は、被写体に幅広テープを添えて撮影する。 記載事項:件名(工事名)、名称(工種)、位置、工程、備考、撮影年月日 ②監督職員の指示により、適宜提出する。 ※ デジタルカメラの撮影像素の有効画素数は100万画素程度から300万画素程度を標準とする。 ※ デジタル工事写真的小黒板情報電子化を行う場合は、工事契約後、監督職員の承諾を得た上で「デジタル工事写真的小黒板情報電子化について」(https://www.pref.aichi.jp/soshiki/kensetsu-kikaku/kenchiku-kiyun.htmlを参照)により行なうことができる。 3) 竣工時:外部、内部ともカラーで撮影し、箇所、枚数は監督職員指示による。
<工事現場管理>	
1.3.1 施工管理	* 主任技術者、監理技術者、特例監理技術者及び特例監理技術者の職務を補佐する者(以下、「監理技術者補佐」という。)の設置及びその他制度の運用については、「監理技術者制度運用マニュアル」(令和4年12月23日改正)によるものとする。
1.3.2 電気保安技術者	* 電気保安技術者: •配置する ※配置しない
1.3.3 施工条件	* 施工日・施工時間制限: •無 ※有( ) * 施工に必要な実日数以外に見込んでいる事項: 準備期間: 30日 ※( ) 休日(年末年始休暇及び夏期休暇) 9日 ※( ) その他作業不能日: ( ) 日 ※図示による * 部位別の施工順序: ※無 •有( ) * 工事車両の駐車場所: 駐車制限: ※有( ) •無 * 資機材置場所: 置場制限: ※有( ) •無 * その他: ( ) * 週休2日制工事: ※発注者指定 •受注者希望 •その他 建築工事における週休2日制工事実施要領 (https://www.pref.aichi.jp/soshiki/kensetsu-kikaku/kenchiku-syukyuhutuka.html)
1.3.9 発生材の処理等	* 大気汚染防止法に基づき、適正に対応すること。 * 発注者に引渡しを要するもの: PCBを使用している機器材料 特別管理産業廃棄物: •有(処理方法: ) ※無 現場において再利用を図るもの:

項目	特記事項
引渡し等	* 引渡しを要するものは、監督職員の指示する場所に整理し、リスト表を作成し、監督職員に引渡す。 * 引渡しを要しないものは、すべて場外に搬出し、関係法規に従い適正に処理する。 * PCBを使用している機器材料は、適切な容器に収めた上で引渡しを要する。撤去した機器のメーカー名・型番・製造年月日を記載したリストを作成して発注者へ提出する。 * 次の物品はPCBの混入が疑われるため、専門の分析機関に依頼し、その有無を確認する。 昭和47年以前の建築物: ポリサルファイド(チオコール)系コーティング 平成元年以前の製造機器: 蛍光灯安定器、コンデンサ、リアクトル、コンデンサ用放電コイル、変圧器、(絶縁油中の濃度0.5mg/kg以下のものは対象外) 上記以外においても、PCB混入の恐れがある場合は、監督職員と協議の上、確認すること。 1. 解体材、発生材等の処理については、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」、「資源の有効な利用の促進に関する法律」及び「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」、その他、関係法令の規定を遵守し、「愛知県建設副産物リサイクルガイドライン実施要綱」(以下「リサイクルガイドライン」という。 https://www.pref.aichi.jp/soshiki/kensetsu-kikaku/recycle-guideline.html を参照。)に基づき適正に行なう。 2. 事前に建設副産物情報交換システム(以下「COBRIS」と言う。)に登録及び必要事項を入力し、COBRISより出力される、「リサイクルガイドライン」に定める計画書(①、②)を監督職員に提出する。 ① 再生資源利用計画書(実施書)(様式1) ② 再生資源利用促進計画書(実施書)(様式2) 工事完了時に「リサイクルガイドライン」に定める実施書(①、②)の内容をCOBRISに登録及び工事登録証明書を作成し、監督職員に提出する。 3. 設計リサイクル法第9条第1項の対象建設工事に該当する工事は、再資源化等が完了したとき、同法第18条第1項に基づく報告として、監督職員に「再資源化等報告書」を提出すること。 4. 産業廃棄物管理表(以下「マニフェスト」という。)集計表を作成し、監督職員に提出する。マニフェスト集計表は任意様式とし、交付した全てのマニフェストについて、交付年月日、交付番号、車両ナンバー、廃棄物の内訳(t又はm3)、マニフェストの照合、確認日(電子マニフェストの場合は、引渡し年月日、マニフェスト番号(連絡番号)、車両ナンバー、廃棄物の内訳、運搬・処分・最終処分の終了日)が記載され、受注者の記名があるものとする。また、紙マニフェストの場合は伝票を整理して保管し、必要に応じて検査員等に提示する。 5. 本工事で発生する産業廃棄物のうち、愛知県内の最終処分場に搬入する産業廃棄物については、愛知県産業廃棄物税が課税されるので適正に取り扱うこと。 * 工事に伴い発生する建設廃棄物のうち、次のものは適正に再資源化施設へ搬出する。 ※コンクリート塊 ※アスファルトコンクリート塊 ※建設発生木材 ・その他( ) * 以下の資料は次のHPから入手することができます。 ・愛知県建設副産物リサイクルガイドライン実施要綱 https://www.pref.aichi.jp/soshiki/kensetsu-kikaku/recycle-guide-line.html、愛知県あいくる材率先利用方針、あいくる材認定資材一覧 https://www.pref.aichi.jp/site/aicle/、COBRIS https://www.recycle.jacic.or.jp 再資源化等報告書 https://www.pref.aichi.jp/soshiki/kensetsu-kikaku/kenchiku-kiyun.html [建築工事業務の手引・関連様式] * 「フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律」に基づいて行なうこと。 * 愛知県建設副産物リサイクルガイドライン実施要綱 別表3に従い、分別収集を行う。 * 非飛散アスベスト建材の処分方法: •指定しない ※指定する(処分方法: )
建設副産物	
再資源化	
撤去等のフロン等の取扱 分別収集 非飛散アスベスト処分	* 「フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律」に基づいて行なうこと。 * 愛知県建設副産物リサイクルガイドライン実施要綱 別表3に従い、分別収集を行う。 * 非飛散アスベスト建材の処分方法: •指定しない ※指定する(処分方法: )
<機器及び材料>	
1.4.1 環境への配慮	* 「愛知県環境物品等調達方針」(https://www.pref.aichi.jp/soshiki/kankyoukatsudo/0000009402.htmlを参照)別記2(2)に掲げられた一般資材、建設機械等の選定に当たっては、事業ごとの特性、必要とされる強度や耐久性、機能の確保、コスト等に留意しつつ、品目ごとの判断の基準を満足するものを使用するものとする。 * 本工事に使用する資材等は、品質が規格値を満足し、かつ価格が適正である場合には、県内産の優先使用に努めるものとする。 * 本工事において使用する材料のホルムアルデヒド放散量等の適用に関する区分は、「☆☆☆☆☆」、「接着剤等不使用」、「ホルムアルデヒドを放散しない塗料等使用」、「非ホルムアルデヒド系接着剤使用」、「非ホルムアルデヒド系接着剤及びホルムアルデヒドを放散しない塗料等使用」又は「非ホルムアルデヒド系接着剤及びホルムアルデヒドを放散しない材料使用」のいずれかとする。 * リサイクル資材の率先利用を図るため、「愛知県あいくる材率先利用方針」(https://www.pref.aichi.jp/uploaded/attachment/242345.pdfを参照)を遵守し、あいくる材として認定されている資材の利用に努める。 * 「愛知県あいくる材率先利用方針」第3のAAグループ及びAグループの認定資材を優先的に使用する。 * あいくる材の指定があるものについて、それ以外のものを使用する場合は、監督職員の承諾をする。 * 工事完了時に、あいくる材の使用実績を「リサイクルガイドライン」に定める次の様式に記入し、電子データを監督職員に提出する。 1) あいくる材使用状況報告書(様式8) 2) あいくる材使用実績集約表(様式9) * あいくる材認定資材一覧、愛知県あいくる材率先利用方針、その他提出書類の様式等の資料は次のHPから入手することができます。 https://www.pref.aichi.jp/site/aicle/
1.4.2 機材の品質等	* 本工事に使用する資材等は、品質が規格値を満足し、かつ価格が適正である場合には、県内産の優先使用に努めるものとする。 * 本工事において使用する材料のホルムアルデヒド放散量等の適用に関する区分は、「☆☆☆☆☆」、「接着剤等不使用」、「ホルムアルデヒドを放散しない塗料等使用」、「非ホルムアルデヒド系接着剤使用」、「非ホルムアルデヒド系接着剤及びホルムアルデヒドを放散しない塗料等使用」又は「非ホルムアルデヒド系接着剤及びホルムアルデヒドを放散しない材料使用」のいずれかとする。 * リサイクル資材の率先利用を図るため、「愛知県あいくる材率先利用方針」(https://www.pref.aichi.jp/uploaded/attachment/242345.pdfを参照)を遵守し、あいくる材として認定されている資材の利用に努める。 * 「愛知県あいくる材率先利用方針」第3のAAグループ及びAグループの認定資材を優先的に使用する。 * あいくる材の指定があるものについて、それ以外のものを使用する場合は、監督職員の承諾をする。 * 工事完了時に、あいくる材の使用実績を「リサイクルガイドライン」に定める次の様式に記入し、電子データを監督職員に提出する。 1) あいくる材使用状況報告書(様式8) 2) あいくる材使用実績集約表(様式9) * 提出書類: ※完成図 ※保全に関する資料 ※設計図(変更設計図を含む) •( ) * 標準仕様書等に指定されたもの以外の試験の必要な機材( )
再生資源の利用	
1.4.6 機材の検査に伴う試験	
1.5.4 施工の検査等	* 見本施工: ※実施しない •実施する( )
<完成図等>	
1.7.1 完成時の提出図書	* 提出図書: ※完成図 ※保全に関する資料 ※設計図(変更設計図を含む) •( )
1.7.2 完成図等	A. 完成図の種類は次のとおりとし、工事完了前に、A1判で作成し、監督職員に提出する。 1) 配置図 2) 平面図・求積図 3) その他( ) B. 次の図面を監督職員の指示によりA3版2つ折り複数(合本作成)及び第二原図(PPC用ポリエチレンサンド和紙 同等品)A3版を作成し、監督職員に提出する。 1) 設計図(変更設計図を含む) 2) 完成図 C. 完成図のCADデータ ※提出する(・愛知県電子納品運用ガイドラインに基づく※監督職員との協議による) •提出しない
1.7.3 保全に関する資料	* 保全に関する資料 提出部数: ※発注者用2部+入居者用( )部 •( )部
<その他>	* 次の書類を監督職員に提出する。 1) 使用資材(機材)一覧 2) 建築工事事務の手引等によるもの
提出書類	
	設計事務所名
	工事名称
	図面番号
	建築士登録番号
	建築士氏名
検図	製図
	設計
	○年○月
	愛知県建築局公共建築部公営住宅課

項目	特記事項
火災保険等	* 保険の期間は、工事の目的物の引渡し日までとする。（特に定めのない限り契約上の完成期日経過後14日間とする。）保険の種類は、建築工事手帳の手引き参考「愛知県建築工事に係る火災保険等の加入方法」により、保険金受取人（被保険者）は受注者とする。
法定外の労災保険の付保常備図書	* 本工事において、受注者は法定外の労災保険に付さなければならない。 * 工事現場には次の図書を常備する。 ・公共住宅建設工事共通仕様書〔令和元年度版〕（「機材の品質・性能基準」を含む。）
建設業退職金共済制度	* 本工事に關係する自社及び下請負会社の中にこの制度を使用する者がある場合は、同制度に加入し、掛金収納書を提出しなければならない。制度を使用しない又は証紙を購入しない場合は、理由書等を提出する。
工事中の安全管理	* 南海トラフ沿いの大規模な地震発生の可能性が平常時と比べて相対的に高まった旨の「南海トラフ地震臨時情報」が発表された場合、受注者は、継続的に地震関連情報の収集に努め、工事中の建築物等及び仮設物に対し、必要な安全対策措置が実施されているかの確認、及び作業員や必要に応じ第三者に対する安全の再確認を行うなど、有事に際しての備えを行なうこと。
各種調査への協力 工事コスト調査の協力	* 本工事が、公共事業労務費調査・共通費実態調査等の対象工事となった場合は、必要な協力をすること。 * 本工事が低入札価格調査制度の調査対象工事となった場合は、工事完了時に県が行なう工事コスト調査に協力しなければならない。なお、コスト調査における作業内容等については別途、監督職員の指示による。また、工事専用の一部を下請けする場合は、下請負者についても工事コスト調査等の協力を得ること。
光熱水費 特定住宅瑕疵担保責任	* 「特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保に関する法律」に基づく、保険への加入又は保証金の供託： ・ 要する　※要しない
工程表・請負代金内訳書	* 愛知県公工事請負契約第3条第1項に規定する請負代金内訳書（以下「内訳書」という。）は、種目別内訳、科目別内訳まで作成し、工事請負契約締結後14日以内に監督職員に提出すること。なお、内訳書には、健康保険、厚生年金保険及び雇用保険の法定福利費を明示すること。 * 愛知県公工事請負契約第3条第1項に規定する工程表は、発注者から請求があった場合に提出すること。 * 「建設工事に伴う騒音振動対策技術指針（建設大臣官房技術審議官通達）」及び関連法規の規定を厳守し施工する。また、騒音規制法、振動規制法の規制の対象となる作業（特定建設作業）及び下記に指定した建設機械については、「低騒音型、低振動型建設機械の指定に関する規程」（建設大臣告示）により指定された建設機械を使用する。 ・ 作業名：建設機械名： ・ 作業名：建設機械名：
騒音・振動対策	* 排出ガス対策型建設機械の適用：※有り　なし (対象機種：パックハウ、車輪式トラクターショベル、ブルドーザー、発動発電機、空気圧縮機、油圧ユニット、ローラー類、ホイルクレーン（いずれもディーゼルエンジン出力7.5～260kW）) (対象規制値：排出ガス対策型建設機械指定要領（国土交通省総合政策局）の別表1（1次基準値）)
貨物自動車等の車種規制	* 貨物自動車等の車種規制非適合車の使用抑制等に関する要綱 (https://www.pref.aichi.jp/kankyo/ondanka/car/yoko/index.html)
特定特殊自動車の燃料	* 受注者は、軽油を燃料とする特定特殊自動車の使用にあたって、燃料を購入して使用するときは、当該特定特殊自動車の製作等に関する事業者または団体が推奨する軽油（ガソリンスタンド等で販売されている軽油をいう）を選択しなければならない。また、監督職員から特定特殊自動車に使用した燃料の購入伝票を求められた場合、提示しなければならない。なお、軽油を燃料とする特定特殊自動車の使用にあたっては、下請負者等に関係法令等を遵守せらるものとする。
施工体系図の揭示	* 下請契約を締結する場合においては、下請金額に問わらず施工体系図を作成し、工事現場の工事関係者及び公衆が見やすい場所（仮開いなど）に掲示する。
工事の下請負	* 受注者は、下請負に付する場合には、次の各号に掲げる要件をすべて満たさなければならない。 1) 受注者が、工事の施工につき総合的に企画、指導及び調整するものであること。 2) 下請負者は、当該下請負工事の施工能力を有すること。 3) 下請負者は、建設業法に基づく営業停止の期間中でないこと。 4) 下請負者が愛知県の競争入札参加資格者である場合には、愛知県建設工事等指名停止取扱要領に基づく指名停止期間中でないこと。 5) 下請負者は、「愛知県が行う調達契約からの暴力団排除に関する事務取扱要領」に掲げる排除措置の措置要件に該当しない者であること。 * 施工体制については「施工体制の適正化に向けての現場点検の手引き（案）」によること。 * 建設業法第24条の8第1項の規定により作成した施工体制台帳（同項の規定により記載すべきものとされた事項に変更が生じたことに伴い新たに作成されたものを含む。）の写しを監督職員に提出すること。 （公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律第15条）
施工体制	* 現場代理人（現場責任者）においては、受注者との直接的な雇用関係、主任技術者（監理技術者）、専門技術者においては、受注者との直接かつ恒常的な雇用関係があること。 * 契約約款第11条に規定する現場代理人、主任技術者（監理技術者）の通知は、所定の様式（現場代理人等通知書）により、監督職員を通じて発注者に提出しなければならない。また建設業法に基づく監理技術者補佐、専門技術者を定めたときも同様とする。
現場代理人等	* 受注者は、主任技術者について建設業法施行令第27条第2項の規定に基づき他の工事と兼務させる場合や監理技術者について同施行令第28条及び第29条の規定に基づき監理技術者補佐を専任で配置することにより他の工事と兼務させる場合にあっては、所定の様式により兼務届を作成の上、新たに契約した工事については工事請負契約締結後5日以内に、現に施行中の工事については原則兼務期間の始期より前に、監督職員を通じて発注者に提出すること。 * 監理技術者の兼任要件等については、「建設業法第26条第3項ただし書の規定の適用を受ける監理技術者の配置要件について」とおりとする。 (https://www.pref.aichi.jp/soshiki/kensetsu-kikaku/tokureikanrigijutusha.htmlを参照)
事故報告	* 工事施工中に事故が発生した場合には、直ちに監督職員に通報するとともに、事故発生報告書を監督職員に速やかに提出すること。 * 既存の壁等に対して作業（仕上塗材の除去・補修、コア抜きやアンカーボルト打設作業など仕上塗材の破断を伴う全ての作業）をする場合は、既存壁等の石綿含有仕上塗材使用の有無を確認し、石綿が含有されている場合は、徐去工法、作業方法等について関係法令所管部局及び監督職員と協議の上、適切な石綿飛散防止措置を講じること。
石綿含有仕上塗材の除去・補修、既存壁等への作業	* 本工事は、契約約款第20条第2項に基づく提案を受け付ける契約方式（以下「契約後VE」という。）の（※対象工事（契約金額が250万円未満の場合を除く。）・対象外工事）とする。 * 契約後VEを行う場合には、「愛知県建設局契約後VE実施要領」の規定により行うものとする。 「愛知県建設局契約後VE実施要領」は、建設企画課HP（下記URL参照）に掲載している。 https://www.pref.aichi.jp/soshiki/kensetsu-kikaku/keiyakugove.html
契約後VE	* VE提案の範囲 ※請負者がVE提案を行う範囲は、設計図書に定められている内容に関する変更により請負代金額の低減を伴うものとする。【工事全体をVE提案の対象とする場合】 ・請負者がVE提案を行う範囲は、設計図書に定められている内容のうち、工事材料及び施工方法等に関する変更により請負代金額の低減を伴うものとし、原則として工事目的物の変更を伴わないものとする。【工事

項目	特記事項												
CCUSの活用	目的物をVE提案の対象としない場合 ・（）【その他VE提案を求める範囲によって適宜記載する】 * VE提案の実施にあたり、関係機関協議等第三者との調整等を要する提案については、あらかじめ、請負者が主体となり当該第三者との事前調整等を行い、実施の見込みがある提案であること。 * 建設キャリアアップシステムの活用に関して、工事績評定において評価を希望する場合は、工事着手までに工事打合せ簿により申し出るとともに、工事完了時に活用状況を確認できる資料を監督員に提出すること。 <b>■4章 関連工事■</b>												
<仮設工事>	* 仮設工事については、公共住宅建設工事共通仕様書(機械編)のほか、(建築編)2章「仮設工事」による。												
<縄張り、遣方、足場等>	* 定置する足場、桟橋、リフト等の設置：※建築工事・本工事・別契約工事 足場：（幅：・0.9 ※1.2m）手すり先行工法 * 工事で設置する足場については、「公共住宅建設工事共通仕様書(建築編)」の「2.2.4足場その他」の規定のほか、「手すり先行工法等に関するガイドライン」（厚生労働省平成21年4月）により、「働きやすい安心感のある足場に関する基準」に適合する手すり、中さん及び幅木の機能を有する足場とし、足場の組立て、解体又は変更の作業は「手すり先行工法による足場の組立て等に関する基準」の2の(2)手すり据置き方式又は2の(3)手すり先行専用足場方式により行うこと。 * 屋根面からの墜落事故防止策として、必要に応じて、JIS A8971(屋根工事用足場及び施工方法)に基づき、建方作業台、渡り廊下、墜落防護さく等の足場及び装備機材を設置する。 * 高さが5m以上の箇所での作業を行う場合、労働安全衛生規則の各規定により使用する要求性能墜落制止用器具はフルハーネス型とし、「墜落制止用器具の規格」（平成31年1月25日厚生労働省告示第11号）によるものとする。 * 仮開い：・設置する　※設置しない 仮開いの構造：※成型鋼板(H=3.0m)・波型カラー鉄板(H=1.8m) 仮開いの位置：図面による * 工事用道路、工事用水、排水及び特殊仮設：												
<仮設物>	A. 監督職員事務所 * 監督職員事務所：・設ける　※設けない * 規模：・10 ※20・35・65・100 m <sup>2</sup> 程度 * 標準仕上げ 1) 床：合板張り又はビニール床シート張り 2) 壁、天井：合板又はセッコウボード張り、合成樹脂エマルジョンペイント塗り * 設備、備品等 監督職員の指示を受け、電灯、給排水その他の設備を設け、必要に応じて次の備品を置く。 1) 標準備品：机、いす、書棚、行事予定表、ゴム長靴、雨合羽、保護帽、懐中電灯、寒暖計、墜落制止用器具、衣類ロッカー、受注者加入の電話子機、冷暖房機器、消火器、湯沸器、掃除具 2) 選択備品：・パソコン・プリンター・FAX・複数機・インターネット設備 * 監督職員事務所の電気、水道、ガス及び電話の使用料並びに便所の清掃料などは受注者の負担とする。												
2.3.1 監督職員事務所等	B. 受注者事務所その他 * 建設に係る区域内に、受注者の仮設事務所、現場作業所及び仮設便所等を設置できる。設置する場所は、仮設建物の位置、規模及び設置期間について仮設計画図に記入の上、事前に監督職員の承諾を受ける。 * 工事PR看板：・設置する　※設置しない * 設置にあたっては「公営住宅建設工事に係るPR看板設置について」により、設置状況について報告書を監督職員に提出する。 * 建設現場標識：※設ける（他工事と共同設置を可とする）・設けない												
建設現場標識の設置	《建設現場標識 共同設置の例》												
	<table border="1"> <tr> <td>工事名</td> <td>○○住宅建築工事(第〇工区) ○○住宅電気工事(第〇工区) ・・・・・</td> </tr> <tr> <td>工期</td> <td>○年○月○日から ○年○月○日まで</td> </tr> <tr> <td>発注者</td> <td>愛知県建設局公共建築部公営住宅課</td> </tr> <tr> <td>工事監理者</td> <td>○○○○○</td> </tr> <tr> <td>工事施工者</td> <td>○○建設株式会社 ○○設備株式会社 ・・・・・</td> </tr> </table>	工事名	○○住宅建築工事(第〇工区) ○○住宅電気工事(第〇工区) ・・・・・	工期	○年○月○日から ○年○月○日まで	発注者	愛知県建設局公共建築部公営住宅課	工事監理者	○○○○○	工事施工者	○○建設株式会社 ○○設備株式会社 ・・・・・		
工事名	○○住宅建築工事(第〇工区) ○○住宅電気工事(第〇工区) ・・・・・												
工期	○年○月○日から ○年○月○日まで												
発注者	愛知県建設局公共建築部公営住宅課												
工事監理者	○○○○○												
工事施工者	○○建設株式会社 ○○設備株式会社 ・・・・・												
<住宅用シャトルバス型エレベーター>	<b>■機械編 9編 昇降機設備工事■</b>												
7.2.1 一般事項	<b>■機械編 7章 住宅用エレベーター■</b>												
	* 品質及び性能：B L認定品												
7.2.2 基本仕様	<table border="1"> <tr> <td>形 式</td> <td>積載量</td> <td>定員</td> <td>定 格 速 度</td> </tr> <tr> <td>※R-U-9-2-S-4-5 (T,W,Q,F)</td> <td>600kg</td> <td>9名</td> <td>45m/min (10階以下)</td> </tr> <tr> <td>・ R-U-9-2-S-6-0 (T,W,Q,F)</td> <td>600kg</td> <td>9名</td> <td>60m/min (11階以下)</td> </tr> </table>	形 式	積載量	定員	定 格 速 度	※R-U-9-2-S-4-5 (T,W,Q,F)	600kg	9名	45m/min (10階以下)	・ R-U-9-2-S-6-0 (T,W,Q,F)	600kg	9名	60m/min (11階以下)
形 式	積載量	定員	定 格 速 度										
※R-U-9-2-S-4-5 (T,W,Q,F)	600kg	9名	45m/min (10階以下)										
・ R-U-9-2-S-6-0 (T,W,Q,F)	600kg	9名	60m/min (11階以下)										
	* 運転操作方式：※方向性乗合全自動乗下方式・群乗合全自動方式（2台併設時） ・全自動群管理方式（3台以上併設時） * 基準階帰着機能：・付加する　※付加しない・図面による * 耐震施工 耐震安全性の分類(耐震クラス)：※A14・S14 * 電源盤・制御盤 設置位置：※昇降路内・乗場												
	設計事務所名												
	建築士登録番号												
	建築士氏名												
検 図	製 図	設 計	図面番号										
		○年○月											
			愛知県建設局公共建築部公営住宅課										

項目	特記事項																											
7.2.3 付加仕様	<p>* 動力計測用電力量計：※図面による 制御装置の機能：・設ける（パルス発信機能付き）・設けない</p> <p>* かご内正面の幅木：・表9.2.2による</p> <p>* 乗場枠の仕上：・ラッカー塗装仕上・合成樹脂系塗装並仕上・化粧鋼板・図面による ※メーカー仕様による</p> <p>* 乗場の戸の仕上：・ラッカー塗装仕上・合成樹脂系塗装並仕上・化粧鋼板・図面による ※メーカー仕様による</p> <p>* 電気配線・配管 保守遠隔監視用（電話回線）配管・配線：※図面による・（ ）</p> <p>* 基本仕様にオプションを設ける場合：※図面による・（ ）</p> <p>* 停電時救出運転装置 烟着階：※図面による・最寄り階・避難階</p> <p>* 火災時管制運転装置 火災報知設備との連動：※行う・行わない</p> <p>* エレベーター内防犯カメラシステム：※設置する（仕様：下記による）・設置しない</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>撮影機能：広角レンズ付きデジタルカメラ、解像度25万画素以上</li> <li>録画機能：デジタルハードディスク等記録装置、記憶容量30GB以上</li> <li>その他：外部接続端子（モニター、レコーダー、コンピューター等を接続すれば画像の確認及び抽出画像のバックアップが可能なもの）、防犯カメラ設置表示ステッカー（乗降口及びかご内）</li> <li>フリック補正機能の有無：※図面による・有・無</li> </ol> <p>* 中間ピーム：・図面による・（ ）</p> <p>* 各階強制停止装置：※適用する・適用しない 作動時間：0:00~6:00（外部からの呼びでも機能すること） 次の夜間各階停止運転表示板を建物出入口階E Vホール及びかご内に設置する。</p> <p><b>【夜間各階停止運転について】</b> このエレベーターは、防犯上、夜間の直通運転を取り止め、各階停止運転に自動的に切り替わります。目的階へ行くのに多少遅れます が、ご協力ください。 （各階停止運転を行う時間） 深夜0:00~午前6:00</p> <p><b>【夜間各階停止運転表示板】</b> 乳白色アクリル板5t 表面より文字刷込 黒色塗料流込み 点字付き</p>																											
7.2.4 福祉型仕様	<p>* かご養生：※適用する・適用しない・図面による 監督職員の指示する期間、養生カバー（マグネット式）及び保護マットを施す。</p> <p>* 自動診断復旧運転：・適用する・適用しない・図面による</p> <p>* その他：下記の事項を適用する エレベーターの設置数が複数の場合、エレベーター番号を追番号で明記したプレート（巾110mm×高さ50mm）をかご内操作盤上部に取付ける。昇降かごの上部に、作業上便利なように運転停止用スイッチを取付ける。</p> <p>* 専用乗場ボタン：・適用する・適用しない</p> <p>* かご内専用操作盤：・適用する・適用しない</p> <p>* かご内手すり：・適用する・適用しない</p> <p>* かご内鏡：・適用する・適用しない</p> <p>* かご出入口検出器：・適用する・適用しない</p> <p>* キックプレート：・適用する・適用しない</p> <p>* 視覚障害者用装置：・適用する・適用しない</p>																											
7.2.6 別途工事	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>建築工事</th> <th>電気工事</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>昇降路築造工事</td> <td>※</td> <td></td> </tr> <tr> <td>各階出入の穴開け工事</td> <td>※</td> <td></td> </tr> <tr> <td>乗場関係機器取付後の出入口壁仕上工事</td> <td>※</td> <td></td> </tr> <tr> <td>ビット内防水工事及び排水設備工事</td> <td>※</td> <td></td> </tr> <tr> <td>動力用照明用の電源引込み工事及び結線工事</td> <td></td> <td>※</td> </tr> <tr> <td>昇降路ビット内点検用コンセント設置工事</td> <td>※</td> <td></td> </tr> <tr> <td>昇降路の煙感知器設置工事</td> <td>※</td> <td></td> </tr> <tr> <td>遠隔監視メンテナンス用電話配管・配線工事</td> <td>※</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>1) 別途工事については、各工事関係者と十分な打合せ等を行い、本工事を遺漏なく完了する。 2) 電源引込み工事については、動力用及び電灯電源の制御盤の一次側までの引込み工事及びアース工事（配管配線並びに受電用一次端子への接続まで）とする。 3) メーカー仕様の都合により制御盤の電気工事の追加施工が必要となる場合は、エレベーター工事にて施工する。 4) 追加のインターホン工事に必要な配管・配線はエレベーター工事にて施工する。 5) 昇降路内の機器の配置と突出物に対する保護措置はエレベーター工事にて施工する。</p>		建築工事	電気工事	昇降路築造工事	※		各階出入の穴開け工事	※		乗場関係機器取付後の出入口壁仕上工事	※		ビット内防水工事及び排水設備工事	※		動力用照明用の電源引込み工事及び結線工事		※	昇降路ビット内点検用コンセント設置工事	※		昇降路の煙感知器設置工事	※		遠隔監視メンテナンス用電話配管・配線工事	※	
	建築工事	電気工事																										
昇降路築造工事	※																											
各階出入の穴開け工事	※																											
乗場関係機器取付後の出入口壁仕上工事	※																											
ビット内防水工事及び排水設備工事	※																											
動力用照明用の電源引込み工事及び結線工事		※																										
昇降路ビット内点検用コンセント設置工事	※																											
昇降路の煙感知器設置工事	※																											
遠隔監視メンテナンス用電話配管・配線工事	※																											
その他	<p>* 乗用エレベーターに要する設備一切をなすものとして、監督職員の指示に従い遗漏なく期日までに、手続き、施工、試験並びに官公庁の竣工検査の一切を完了する。また、設計図又は仕様書において、これらの手続き等を完全に果たし得ない疑義を発見した場合には、直ちに監督職員と協議の上でその指示を受ける。</p> <p>* 各部の製作図面及び意匠仕上げの見本を監督職員に提出し、承認を得て着手する。</p> <p>* 本工事に使用する材料は、日本工業規格に適合するものとする。</p> <p>* 機械レール及びブレケット等の据付にあたっては、運転時の騒音防止に特に留意する。</p> <p>* インターホンは組込型とする。</p> <p>* カゴ内コンセント(100V)を設置する。</p> <p>* 巻き上げ機は建物最下階F.Lよりも上部に設置する。</p> <p>* かごの戸：※防犯窓有（ガラス表面とかごの戸と段差0mm）・窓無</p> <p>* トランク部：内に積載容量を表示する。</p> <p>* 照明：所要照度は平均水平面照度501x以上とする。</p> <p>* 乗場の戸：※防犯窓有（ガラス表面とかごの戸と段差0mm）・窓無</p> <p>* インターホン連絡箇所：図面による（設置高さは、1m以下とする。） エレベーターの故障でかご室内で缶詰状態になった場合に、外部インターホンと連絡するか、万一連絡できないときは電話回線により自動的に保守会社に連絡して通話（通報）できるシステムを取付可能な仕様とする。なお、この場合電話回線の開設及び維持は、保守契約に含む。</p> <p>* エレベーター安全装置設置済マークを表示すること。</p> <p>* 表示：次のプレートを取付ける。</p>																											

項目	特記事項																			
	<p><b>I エレベーターの中では</b> 1. 操作盤は必要なもの以外はさわらないようしてください。 2. エレベーター内で跳んだり、はねたりしないでください。 <b>II エレベーターの扉は</b> 1. エレベーターの扉は自動式ですから扉にさわったり無理に手であけたりしませんのでください。 2. 各扉のしきい溝にごみなどをつまらせないように各扉は荷物などぶつけないようにしてください。 <b>III エレベーターが故障とか停電のときには</b> 1. 途中で止まってとじこめられてもあわてるこなく又無理に外に出ようとしないでください。（停電の場合非常灯が点きます） 2. ブザーが鳴っている場合はエレベーターは故障です。エレベーター外部と連絡をとり管理人又は下記会社まで連絡してください。 <b>IV エレベーターが故障で止まった場合は下記に連絡してください。</b> 会社名 電話 平日 夜間・休日</p>																			
	【かご内注意銘板】																			
	260																			
	<p>ご利用の皆様にお願い 1. インターホンボックスの中のベルが鳴ったときはエレベーターに異常が発生したときです。 2. ベルが鳴っているときはボックスのふたをあけインターホンをお取りください。 3. かごの中の人と話しただちに下記サービス会社まで連絡してください。 会社名 電話 平日 夜間・休日</p>																			
	300																			
	【インターホン取扱注意銘板】 (インターホンBOX設置際に限る)																			
	380																			
	<p>* 非常時通話（通報）管理システム 非常時通話（通報）システムを契約する場合、電話回線申込手続き及び毎月の利用料金を含めた必要な経費をその保守管理契約に含むこと。</p> <p><b>■機械編 その他 ■</b></p> <p>* 東洋ゴム化工品㈱及びニッタ加工品㈱で製造された製品・材料を用いる場合 受注者は、東洋ゴム化工品（株）、ニッタ加工品（株）で製造された製品や材料（以下、ゴム製品等とする。）を用いる場合には、同社が製造するゴム製品等に対して請負者が指定した第三者（東洋ゴム化工品（株）、ニッタ確認を得るものとする。 なお必要な品質証明書は、以下の試験及び検査において、製品に応じて必要な規格について取得するものとする。</p>																			
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>試験名</th> <th>計測項目</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>通常状態での試験（常態試験）</td> <td>硬さ、比重、引張強度、伸び</td> </tr> <tr> <td>熟老化試験</td> <td>熟老化前後の変化率（硬さ、比重、引張強度、伸び）</td> </tr> <tr> <td>圧縮永久ひずみ試験</td> <td>圧縮による残留歪み</td> </tr> <tr> <td>製品検査</td> <td>外観、寸法、性能</td> </tr> </tbody> </table> <p>ただし、第三者による品質証明書類を提出し監督職員の確認を得た場合であっても、後に製品不良等が判明した場合に受注者の契約不適合責任が免責されるものではない。</p>	試験名	計測項目	通常状態での試験（常態試験）	硬さ、比重、引張強度、伸び	熟老化試験	熟老化前後の変化率（硬さ、比重、引張強度、伸び）	圧縮永久ひずみ試験	圧縮による残留歪み	製品検査	外観、寸法、性能									
試験名	計測項目																			
通常状態での試験（常態試験）	硬さ、比重、引張強度、伸び																			
熟老化試験	熟老化前後の変化率（硬さ、比重、引張強度、伸び）																			
圧縮永久ひずみ試験	圧縮による残留歪み																			
製品検査	外観、寸法、性能																			
	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">設計事務所名</th> <th>工事名称</th> <th rowspan="2">図面番号</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">建築士登録番号</td> <td>縮尺</td> </tr> <tr> <td colspan="2">建築士氏名</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <th>検図</th> <th>製図</th> <th>設計</th> <td>○年〇月</td> </tr> <tr> <td colspan="4">愛知県建築局公共建築部公営住宅課</td> </tr> </tbody> </table>	設計事務所名		工事名称	図面番号	建築士登録番号		縮尺	建築士氏名				検図	製図	設計	○年〇月	愛知県建築局公共建築部公営住宅課			
設計事務所名		工事名称	図面番号																	
建築士登録番号		縮尺																		
建築士氏名																				
検図	製図	設計	○年〇月																	
愛知県建築局公共建築部公営住宅課																				

項目	特記事項																																																																																																																																																																																																																																						
<b>【外構工事】</b>																																																																																																																																																																																																																																							
<共通事項>																																																																																																																																																																																																																																							
1.1.1 適用範囲	<p>■ <b>1章 一般共通事項</b></p> <p>1. この特記事項以外は下記に準拠する。ただし、本工事に関係のない事項は適用しない。</p> <p>1) 愛知県財務規則 2) 工事請負契約書</p> <p>3) 公共住宅事業者等連絡協議会編集「公共住宅建設工事共通仕様書」(令和元年度版)</p> <p>4) 関係法令及び諸工事基準 5) 愛知県建築工事品質管理要領</p> <p>2. 特記事項は、○印のついたものを適用する。○印のない場合は、※印のついたものを適用する。 ○印と、○で囲まれた※印のある場合は、共に適用する。</p> <p>3. 本工事に使用する資材は、「電気設備工事指定資材」及び「機械設備工事指定資材」による。</p> <p>4. 設計図書の優先順位は、次の1)から5)までの順番のとおりとする。</p> <p>1) 質問回答書(2)から5)に対するもの 2) 現場説明書 3) 特記仕様書 4) 図面 5) 公共住宅建設工事共通仕様書(「機材の品質・性能基準」を含む。)</p>																																																																																																																																																																																																																																						
1.1.2 用語の定義	* 公共住宅建設工事共通仕様書1.1.2「書面」の用語の意義を次に読み替えるものとする。 「書面」とは、発行年月日が記載され、記名された文書をいう。なお、記名においては、氏名を併記せず、氏又は名を記すだけでもよいものとする。																																																																																																																																																																																																																																						
1.1.3 官公署等への届出手続等	* 工事の着手、施工、完成に当たり、関係官公署その他の関係組織への必要な届出手続等を遅滞なく行う。																																																																																																																																																																																																																																						
1.1.4 工事実績情報の登録	* 請負代金額が500万円以上の工事は、(一財)日本建設情報総合センター(JACIC)の工事実績情報サービス(CORINS)に、工事実績情報の登録を、その内容について監督職員の確認を(JACICの様式「登録のための確認のお願い」に従って)受けた上、行う。(受注時、変更時、竣工時)また、登録後にJACICが発行する「登録内容確認書」を、監督職員へ提出する。																																																																																																																																																																																																																																						
1.1.7 別契約の関連工事	<table border="1"> <thead> <tr> <th>工事区分</th> <th>建</th> <th>電</th> <th>給</th> <th>ガ</th> <th>外</th> <th>汚</th> <th>水</th> <th>処理</th> <th>場</th> </tr> <tr> <th>項目</th> <th>築</th> <th>気</th> <th>水</th> <th>ス</th> <th>構</th> <th>水</th> <th>排</th> <th>理</th> <th>場</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>機械用基礎</td> <td>※</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>※</td> </tr> <tr> <td>排水</td> <td>※</td> <td></td> <td>※</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>※</td> </tr> <tr> <td>堅桶(横引き管共)</td> <td>※</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>※</td> </tr> <tr> <td>プロアードレイン・ルーフドレイン</td> <td>※</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>※</td> </tr> <tr> <td>照明器具穴明及び補強</td> <td>※</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>※</td> </tr> <tr> <td>化粧キヤビネット</td> <td></td> <td></td> <td>※</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>クーラー用スリープ</td> <td>※</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>居室・浴室・換気レジスター</td> <td>※</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>杭頭処理及び補強</td> <td>※</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>設備スリープ箱入</td> <td>※</td> <td>※</td> <td>※</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>※</td> </tr> <tr> <td>設備スリープ構造体補強</td> <td>※</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>※</td> </tr> <tr> <td>設備スリープ防水処理</td> <td>※</td> <td></td> <td></td> <td>※</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>※</td> </tr> <tr> <td>水槽(高架、受水)架台</td> <td>※</td> <td>※</td> <td>※</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>設備関係取合せ部内装穴開</td> <td>※</td> <td>※</td> <td>※</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>※</td> </tr> <tr> <td>機械室床の穴開け及び穴埋め工事</td> <td>※</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>※</td> </tr> <tr> <td>液面電極棒フロートスイッチ</td> <td></td> <td></td> <td>※</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>同上用リレー及び盤</td> <td>※</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>水道用集中検診配管配線</td> <td></td> <td></td> <td>※</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>同上結線及び調整</td> <td></td> <td></td> <td>※</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>エレベーター関連工事(建築)*1</td> <td>※</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>エレベーター関連工事(建築)*2</td> <td>※</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>この項目に該当しないもの及び明らかに区別されるものは別途協議する。</p> <p>1) 昇降路築造工事、各階出入口の穴開け工事、乗場関係機器取付後の出入口壁床仕上工事、 ピット内防水工事及び排水設備工事のことをいう。</p> <p>2) 動用用照明用の電源引込み工事及び結線工事昇降路ピット内点検用コンセント設備工事、 昇降路の煙感知器設置工事、遠隔監視メンテナンス用電話配管・配線工事のことをいう。</p>	工事区分	建	電	給	ガ	外	汚	水	処理	場	項目	築	気	水	ス	構	水	排	理	場	機械用基礎	※								※	排水	※		※						※	堅桶(横引き管共)	※								※	プロアードレイン・ルーフドレイン	※								※	照明器具穴明及び補強	※								※	化粧キヤビネット			※							クーラー用スリープ	※									居室・浴室・換気レジスター	※									杭頭処理及び補強	※									設備スリープ箱入	※	※	※						※	設備スリープ構造体補強	※								※	設備スリープ防水処理	※			※					※	水槽(高架、受水)架台	※	※	※							設備関係取合せ部内装穴開	※	※	※						※	機械室床の穴開け及び穴埋め工事	※								※	液面電極棒フロートスイッチ			※							同上用リレー及び盤	※									水道用集中検診配管配線			※							同上結線及び調整			※							エレベーター関連工事(建築)*1	※									エレベーター関連工事(建築)*2	※								
工事区分	建	電	給	ガ	外	汚	水	処理	場																																																																																																																																																																																																																														
項目	築	気	水	ス	構	水	排	理	場																																																																																																																																																																																																																														
機械用基礎	※								※																																																																																																																																																																																																																														
排水	※		※						※																																																																																																																																																																																																																														
堅桶(横引き管共)	※								※																																																																																																																																																																																																																														
プロアードレイン・ルーフドレイン	※								※																																																																																																																																																																																																																														
照明器具穴明及び補強	※								※																																																																																																																																																																																																																														
化粧キヤビネット			※																																																																																																																																																																																																																																				
クーラー用スリープ	※																																																																																																																																																																																																																																						
居室・浴室・換気レジスター	※																																																																																																																																																																																																																																						
杭頭処理及び補強	※																																																																																																																																																																																																																																						
設備スリープ箱入	※	※	※						※																																																																																																																																																																																																																														
設備スリープ構造体補強	※								※																																																																																																																																																																																																																														
設備スリープ防水処理	※			※					※																																																																																																																																																																																																																														
水槽(高架、受水)架台	※	※	※																																																																																																																																																																																																																																				
設備関係取合せ部内装穴開	※	※	※						※																																																																																																																																																																																																																														
機械室床の穴開け及び穴埋め工事	※								※																																																																																																																																																																																																																														
液面電極棒フロートスイッチ			※																																																																																																																																																																																																																																				
同上用リレー及び盤	※																																																																																																																																																																																																																																						
水道用集中検診配管配線			※																																																																																																																																																																																																																																				
同上結線及び調整			※																																																																																																																																																																																																																																				
エレベーター関連工事(建築)*1	※																																																																																																																																																																																																																																						
エレベーター関連工事(建築)*2	※																																																																																																																																																																																																																																						
1.1.8 疑義に対する協議等	<p>* 設計図書に関する疑義は、原則として、入札執行前に質問書の提出によって確かめる。</p> <p>* 設計図書について監督職員と協議を行った結果、設計図書の訂正又は変更を行う場合の措置は、契約書の規定によるほか、「愛知県建設局・都市・交通局・建築局設計変更事務取扱要領」(令和3年4月1日改正)及び「愛知県建築局設計変更ガイドライン」に定めるところによる。</p> <p>(<a href="https://www.pref.aichi.jp/soshiki/kensetsu-kikaku/kenchiku-ki-jyun.html">https://www.pref.aichi.jp/soshiki/kensetsu-kikaku/kenchiku-ki-jyun.html</a>)</p>																																																																																																																																																																																																																																						
1.1.9 工事の一時中止に係る事項	<p>* 工事の一時中止の場合の措置は、「愛知県建築局設計変更ガイドライン」に定めるところによる。</p> <p>1) 契約約款第21条の規定により工事の一時中止の通知を受けた場合は、「工事一時中止に伴う工事現場の維持管理等に関する基本計画書」(以下「基本計画書」という。)を提出し、発注者の承認を得るものとする。 なお、基本計画書には、中止時点における工事の出来高、職員の体制、労働者数、搬入材料及び建設機械器具等の確認に関すること及び工事現場の維持・管理に関する基本的事項を明らかにする。</p> <p>2) 工事を一時中止する場合は、工事の続行に備え、工事現場を保全すること。</p>																																																																																																																																																																																																																																						
<工事関係図書>																																																																																																																																																																																																																																							
1.2.1 実施工程表	* 概成工期: ・有( 年 月 日 ) ※ 無																																																																																																																																																																																																																																						
1.2.4 工事の記録	<p>A. 本工事は電子納品の対象工事とする。</p> <p>B. 対象となる成果品の作成については、「愛知県電子納品運用ガイドライン」及び「愛知県デジタル写真管理情報基準(案)」(<a href="https://www.pref.aichi.jp/site/cals/densinohin.html">https://www.pref.aichi.jp/site/cals/densinohin.html</a>を参照)に基づく。ただし、電子納品チェックリストについては、他の書類に同様の内容を記載した場合、省略できるものとする。</p> <p>C. 成果品の提出部数については、電子媒体(CD-R又はDVD-R)2部とする。</p> <p>D. 受注者は、電子納品に必要なハード及びソフト環境の整備を行なう。また、受注者は、検査時(中間検査、完了検査)に写真情報等の閲覧機器を準備する。</p> <p>E. 仕様書に基づき監督職員に報告等を行う書面で電子データによるものについては、以下を基本とするが、監督職員の指示がある場合はその指示による。</p> <p>1) 電子媒体(CD-RまたはDVD-R)で完了検査時に1部提出する。</p> <p>2) 「あいち電子納品運用ガイドライン」に準拠することとし、格納フォルダは「愛知県建築局発注工事における情報共有システム運用の手引き(案)」における表6を参考とする。</p> <p>F. その他、電子納品に関する詳細な取扱いについては、発注者、受注者協議の上、決定する。</p>																																																																																																																																																																																																																																						

項目	特記事項
<工事現場管理>	
1.3.1 施工管理	<p>G. 工事写真の撮影時期、内容、枚数等は下記のとおりとする。</p> <p>1) 着工前:工事に先立ち、敷地、隣地及び周辺道路、建築物、工作物等の現況を撮影する。</p> <p>2) 工事中:①黒板(白板)に所定事項を明記し、工事の進捗状況を撮影、記録すると共に、特に施工後隠ぺい又は埋設される部分は、被写体に幅広テープを添えて撮影する。 記載事項:件名(工事名)、名称(工種)、位置、工程、備考、撮影年月日</p> <p>②監督職員の指示により、適宜提出する。</p> <p>※ デジタルカメラの撮影素数は100万画素程度から300万画素程度を標準とする。</p> <p>※ デジタル工事写真的小黒板情報電子化を行う場合は、工事契約後、監督職員の承諾を得た上で「デジタル工事写真的小黒板情報電子化について」(<a href="https://www.pref.aichi.jp/soshiki/kensetsu-kikaku/kenchiku-ki-jyun.html">https://www.pref.aichi.jp/soshiki/kensetsu-kikaku/kenchiku-ki-jyun.html</a>を参照)により行なうことができる。</p> <p>3) 竣工時:カラーで撮影し、箇所、枚数は監督職員指示による。</p>
1.3.3 電気保安技術者	* 主任技術者、監理技術者、特例監理技術者及び特例監理技術者の職務を補佐する者(以下、「監理技術者補佐」という。)の設置及びその他制度の運用については、「監理技術者制度運用マニュアル」(令和4年12月23日改正)によるものとする。
1.3.5 施工条件	<p>* 電気保安技術者: ・配置する ※配置しない</p> <p>* 施工日・施工時間制限: ・無 ※有( )</p> <p>* 施工に必要な実日数以外に見込んでいる事項: 準備期間:・30日 ※( ) 休日(年末年始休暇及び夏期休暇)・9日 ※( ) その他作業不能日:・( ) 日 ※図示による</p> <p>* 部位別の施工順序: ・無 *有( )</p> <p>* 工事車両の駐車場所: 駐車制限: ※有( ) ・無</p> <p>* 資機材置場所: 置場制限: ※有( ) ・無</p> <p>* その他: ( )</p> <p>* 週休2日制工事実施対象工事 ※発注者指定 ・受注者希望 ・その他 建築工事における週休2日制工事実施要領 (<a href="https://www.pref.aichi.jp/soshiki/kensetsu-kikaku/kenchiku-syukuhutuka.html">https://www.pref.aichi.jp/soshiki/kensetsu-kikaku/kenchiku-syukuhutuka.html</a>)</p>
1.3.10 施工中の環境保全等	* 「土壤汚染対策法」、「県民の生活環境の保全等に関する条例」、「市民の健康と安全を確保する環境の保全に関する条例」による措置: ・無 ・有(詳細は図面による)
1.3.11 発生材の処理等	<p>* 大気汚染防止法に基づき、適正に対応すること。</p> <p>* 発注者に引渡しを要するもの: PCBを使用している機器材料 特別管理産業廃棄物: ・有(処理方法: ) ※無</p> <p>現場において再利用を図るもの: * 引渡しを要するものは、監督職員の指示する場所に整理し、リスト表を作成し、監督職員に引渡す。</p> <p>* 引渡しを要しないものは、すべて場外に搬出し、関係法規に従い適正に処理する。</p> <p>* PCBを使用している機器材料は、適切な容器に収めた上で引渡しを要する。撤去した機器のメーカー名・型番・製造年月日を記載したリストを作成して発注者へ提出する。</p> <p>* 次の物品はPCBの混入が疑われるため、専門の分析機関に依頼し、その有無を確認する。 昭和47年以前の建築物:ポリサルファイド(チオコール)系コーティング 平成元年以前の製造機器:蛍光灯安定器、コンデンサー、アクトル、コンデンサ用放電コイル、変圧器、(絶縁油中の濃度0.5mg/kg以下のものは対象外) 上記以外においても、PCB混入の恐れがある場合は、監督職員と協議の上、確認すること。</p>
建設副産物	<p>1. 解体材、発生材等の処理については、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」、「資源の有効な利用の促進に関する法律」及び「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」、その他、関係法令の規定を遵守し、「愛知県建設副産物リサイクルガイドライン実施要綱」(以下「リサイクルガイドライン」という。<a href="https://www.pref.aichi.jp/soshiki/kensetsu-kikaku/recycle-guideline.html">https://www.pref.aichi.jp/soshiki/kensetsu-kikaku/recycle-guideline.html</a>を参照。)に基づき適正に行なう。</p> <p>2. 事前に建設副産物情報交換システム(以下「COBRIS」と言う。)に登録及び必要事項を入力し、COBRISより出力される、「リサイクルガイドライン」に定める計画書(①、②)を監督職員に提出する。</p> <p>① 再生資源利用計画書(実施書)(様式1) ② 再生資源利用促進計画書(実施書)(様式2) 工事完了時に「リサイクルガイドライン」に定める実施書(①、②)の内容をCOBRISに登録及び工事登録証明書を作成し、監督職員に提出する。</p> <p>3. 建設リサイクル法第9条第1項の対象建設工事に該当する工事は、再資源化等が完了したとき、同法第1条第1項に基づく報告として、監督職員に「再資源化等報告書」を提出すること。</p> <p>4. 産業廃棄物管理表(以下「マニフェスト」という。)集計表を作成し、監督職員に提出する。マニフェスト集計表は任意様式とし、交付した全てのマニフェストについて、交付年月日、交付番号、車両ナンバー、廃棄物の内訳(t又はm3)、マニフェスト番号(連絡番号)、車両ナンバー、廃棄物の内訳、運搬・処分・最終処分の終了日)が記載され、受注者の記名があるものとする。また、紙マニフェストの場合は伝票を整理して保管し、必要に応じて検査員等に提示する。</p> <p>5. 本工事で発生する産業廃棄物のうち、愛知県内の最終処分場に搬入する産業廃棄物については、愛知県産業廃棄物税が課税されるので適正に取り扱うこと。</p> <p>* 工事に伴い発生する建設廃棄物のうち、次のものは適正に再資源化施設へ搬出する。 ※コンクリート塊 ※アスファルトコンクリート塊 ※建設発生木材 ・その他( )</p> <p>* 以下の資料は次のHPから入手することができます。 ・愛知県建設副産物リサイクルガイドライン実施要綱 <a href="https://www.pref.aichi.jp/soshiki/kensetsu-kikaku/recycle-guideline.html">https://www.pref.aichi.jp/soshiki/kensetsu-kikaku/recycle-guideline.html</a>、愛知県あいくる材率先利用方針、あいくる材認定資材一覧 <a href="https://www.pref.aichi.jp/site/aicle/">https://www.pref.aichi.jp/site/aicle/</a>、COBRIS <a href="https://www.recycle.jacic.or.jp">https://www.recycle.jacic.or.jp</a> 再資源化等報告書 <a href="https://www.pref.aichi.jp/soshiki/kensetsu-kikaku/kenchiku-ki-jyun.html">https://www.pref.aichi.jp/soshiki/kensetsu-kikaku/kenchiku-ki-jyun.html</a> [建築工事事務の手引・関連様式]</p>
再資源化	<p>* 「フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律」に基づいて行なうこと。</p> <p>* 愛知県建設副産物リサイクルガイドライン実施要綱 別表3に従い、分別収集を行う。</p> <p>* 非飛散アスペスト建材の処分方法: ・指定しない ※指定する(処分方法: )</p>
撤去等のフロン等の取扱い	<p>設計事務所名</p> <p>建築士登録番号</p> <p>建築士氏名</p> <p>検図</p> <p>製図</p> <p>設計</p> <p>○年〇月</p> <p>工事名称</p> <p>縮尺</p>

項目	特記事項										
<材料>											
1.4.1 環境への配慮	*「愛知県環境物品等調達方針」(https://www.pref.aichi.jp/soshiki/kankyokatsudo/0000009402.htmlを参照)別記2(2-5)に掲げられた一般資材、建設機械等の選定に当たっては、事業ごとの特性、必要とされる強度や耐久性、機能の確保、コスト等に留意しつつ、品目ごとの判断の基準を満足するものを使用するものとする。										
1.4.2 材料の品質等 再生資源の利用	*本工事に使用する資材等は、品質が規格値を満足し、かつ価格が適正である場合には、県内産の優先使用に努めるものとする。 *リサイクル資材の率先利用を図るため、「愛知県あいくる材率先利用方針」(https://www.pref.aichi.jp/uploaded/attachment/242345.pdfを参照)を遵守し、あいくる材として認定されている資材の利用に努める。 *「愛知県あいくる材率先利用方針」第3のAAグループ及びAグループの認定資材を優先的に使用する。 *あいくる材の指定があるものについて、それ以外のものを使用する場合は、監督職員の承諾を要する。 *工事完了時に、あいくる材の使用実績を「リサイクルガイドライン」に定める様式に記入し、電子データを監督職員に提出する。 1) あいくる材使用状況報告書(様式8) 2) あいくる材使用実績集約表(様式9) *あいくる材認定資材一覧、愛知県あいくる材率先利用方針、その他提出書類の様式等の資料は次のHPから入手することができます。 https://www.pref.aichi.jp/site/aicle/										
<完成図等>											
1.7.1 完成時の提出図書	*提出図書：※完成図 ※保全に関する資料 ※設計図(変更設計図を含む) · ( )										
1.7.2 完成図等	A. 完成図の種類は次のとおりとし、工事完了前に、A1判で作成し、監督職員に提出する。 1) 配置図 · 2) 平面図・求積図 · 3) その他( ) B. 次の図面を監督職員の指示によりA3版2つ折り製本(合本作成)及び第二原図(PPC用ポリエステルサンド紙同等品)A3版を作成し、監督職員に提出する。 1) 設計図(変更設計図を含む) · 2) 完成図 C. 完成図のCADデータ ※提出する(・愛知県電子納品運用ガイドラインに基づく ※監督職員との協議による) · 提出しない *保守指導書(共用部分)：※提出する · 提出しない										
<その他>											
提出書類	*次の書類を監督職員に提出する。 1) 使用資材(機材)一覧 · 2) 建築工事事務の手引き等によるもの *東洋ゴム化工品㈱及びニッタ加工品㈱で製造された製品・材料を用いる場合 受注者は、東洋ゴム化工品(株)、ニッタ化工品(株)で製造された製品や材料(以下、ゴム製品等とする。)を用いる場合には、同社が製造するゴム製品等に対して請負者が指定した第三者(東洋ゴム化工品(株)、ニッタ確認を得るものとする。なお必要な品質証明書は、以下の試験及び検査において、製品に応じて必要な規格について取得するものとする。										
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>試験名</th> <th>計測項目</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>通常状態での試験(常態試験)</td> <td>硬さ、比重、引張強度、伸び</td> </tr> <tr> <td>熟老化試験</td> <td>熟老化前後の変化率(硬さ、比重、引張強度、伸び)</td> </tr> <tr> <td>圧縮永久ひずみ試験</td> <td>圧縮による残留歪み</td> </tr> <tr> <td>製品検査</td> <td>外観、寸法、性能</td> </tr> </tbody> </table>	試験名	計測項目	通常状態での試験(常態試験)	硬さ、比重、引張強度、伸び	熟老化試験	熟老化前後の変化率(硬さ、比重、引張強度、伸び)	圧縮永久ひずみ試験	圧縮による残留歪み	製品検査	外観、寸法、性能
試験名	計測項目										
通常状態での試験(常態試験)	硬さ、比重、引張強度、伸び										
熟老化試験	熟老化前後の変化率(硬さ、比重、引張強度、伸び)										
圧縮永久ひずみ試験	圧縮による残留歪み										
製品検査	外観、寸法、性能										
火災保険等	ただし、第三者による品質証明書類を提出し監督職員の確認を得た場合であっても、後に製品不良等が判明した場合に受注者の契約不適合責任が免責されるものではない。										
法定外の労災保険の付保 常備図書	*保険の期間は、工事の目的の引渡し日までとする。(特に定めのない限り契約上の完成期日経過後14日間とする。)保険の種類は、建築工事事務の手引き参考2「愛知県建築工事に係る火災保険等の加入方法」により、保険金受取人(被保険者)は受注者とする。 *本工事において、受注者は法定外の労災保険に付さなければならない。 *工事現場には次の図書を常備する。 公共住宅建設工事共通様書「令和元年度版」(「機材の品質・性能基準」を含む。)										
建設業退職金共済制度	*本工事に開わる自社及び下請負会社の中にこの制度を使用する者がある場合は、同制度に加入し、掛金収納書を提出しなければならない。制度を使用しない又は証紙を購入しない場合は、理由書等を提出する。 工事完成後、速やかに掛金充当実績総括表を作成し、検査員に提示しなければならない。										
工事中の安全管理	*南海トラフ沿いの大規模な地震発生の可能性が平常時と比べて相対的に高まった旨の「南海トラフ地震臨時情報」が発表された場合、受注者は、継続的に地震関連情報の収集に努め、工事中の建築物等及び仮設物に対し、必要な安全対策措置が実施されているかの確認、及び作業員や必要に応じ第三者に対する安全の再確認を行うなど、有事に際しての備えを行うこと。 *本工事が、公共事業労務費調査、共通費実態調査等の対象工事となった場合は、必要な協力をすること。 *本工事における木材利用状況に関する調査に協力すること。 *本工事が低入札価格調査制度の調査対象工事となった場合は、工事完了時に県が行なう工事コスト調査に協力しなければならない。なお、コスト調査における作業内容等については別途、監督職員の指示による。また、本工事の一部を下請けする場合は、下請負者についても工事コスト調査等の協力を得ること。 *施設管理開始までの電気、水道、ガス等の料金(基本料金を含む)は、協議の上、各工事受注者が負担する。 *「特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保に関する法律」に基づく、保険への加入又は保証金の供託： ・要する ※要しない										
各種調査への協力	*愛知県公共工事請負契約法第3条第1項に規定する請負代金内訳書(以下「内訳書」という。)は、種目別内訳、科目別内訳まで作成し、工事請負契約締結後14日以内に監督職員に提出すること。なお、内訳書には、健康保険、厚生年金保険及び雇用保険の法定福利費を明示すること。										
工事コスト調査の協力	*愛知県公共工事請負契約法第3条第1項に規定する工程表は、発注者から請求があった場合に提出すること。 *「建設工事に伴う騒音振動対策技術指針(建設大臣官房技術審議官通達)」及び関連法規の規定を厳守し施工する。また、騒音規制法、振動規制法の規制の対象となる作業(特定建設作業)及び下記に指定した建設機械については、「低騒音型、低振動型建設機械の指定に関する規程」(建設大臣告示)により指定された建設機械を使用する。 作業名： 作業名： 建設機械名： 建設機械名：										
光熱水費 特定住宅瑕疵担保責任	*排出ガス対策型建設機械の適用：※有り · なし (対象機種：バックホウ、車輪式トラクターショベル、ブルドーザー、発動発電機、空気圧縮機、油圧ユニット、ローラー類、ホイールクレーン(いずれもディーゼルエンジン出力7.5~260kW)) (対象規制値：排出ガス対策型建設機械指定要領(国土交通省総合政策局)の別表1(1次基準値))										
工程表・請負代金内訳書	*貨物自動車等の車種規制非適合車の使用抑制等に関する要綱 (https://www.pref.aichi.jp/kankyo/ondanka/car/yoko/index.htm)										
騒音・振動対策	*工事場所が「自動車NOx・PM法」の規制対象地域内においては、「貨物自動車等の車種規制非適合車の使用抑制等に関する要綱」(愛知県)に基づき、対象地域外からの流入車も含め、車種規制非適合車の使用抑制に努めるものとする。 *受注者は、軽油を燃料とする特定特殊自動車の使用にあたって、燃料を購入して使用するときは、当該特定特殊自動車の製作等に関する事業者または団体が推奨する軽油(ガソリンスタンド等で販売されている軽油を										

項目	特記事項								
施工体系図の掲示	いう)を選択しなければならない。また、監督職員から特定特殊自動車に使用した燃料の購入伝票を求められた場合、提示しなければならない。なお、軽油を燃料とする特定特殊自動車の使用にあたっては、下請負者等に関係法令等を遵守させるものとする。								
工事の下請負	*下請契約を締結する場合においては、下請金額に問わらず施工体系図を作成し、工事現場の工事関係者及び公衆が見やすい場所(仮囲いなど)に掲示する。 *受注者は、下請負に付する場合には、次の各号に掲げる要件をすべて満たさなければならない。 1) 受注者が、工事の施工につき総合的に企画、指導及び調整するものであること。 2) 下請負者は、当該下請工事の施工能力を有すること。 3) 下請負者は、建設業法に基づく営業停止の期間中でないこと。 4) 下請負者が愛知県の競争入札参加資格者である場合には、愛知県建設工事等指名停止取扱要領に基づく指名停止期間中でないこと。 5) 下請負者は、「愛知県が行う調達契約からの暴力団排除に関する事務取扱要領」に掲げる排除措置の措置要件に該当しない者であること。 *施工体制については「施工体制の適正化に向けての現場点検の手引き(案)」によること。 *建設業法第24条の8第1項の規定により作成した施工体制台帳(同項の規定により記載すべきものとされた事項に変更が生じたことに伴い新たに作成されたものを含む。)の写しを監督職員に提出すること。								
施工体制	*現場代理人(現場責任者)においては、受注者との直接的な雇用関係、主任技術者(監理技術者)、専門技術者においては、受注者との直接的かつ恒常的な雇用関係があること。 *契約款第11条に規定する現場代理人、主任技術者(監理技術者)の通知は、所定の様式(現場代理人等通知書)により、監督職員を通じて発注者に提出しなければならない。また建設業法に基づく監理技術者補佐、専門技術者を定めたときも同様とする。								
現場代理人等	*受注者は、主任技術者について建設業法施行令第27条第2項の規定に基づき他の工事と兼務させる場合や監理技術者について同施行令第28条及び第29条の規定に基づき監理技術者補佐を専任で配置することにより他の工事と兼務させる場合にあっては、所定の様式により兼務届を作成の上、新たに契約した工事については工事請負契約締結後5日以内に、現に施工中の工事については原則兼務期間の始期より前に、監督職員を通じて発注者に提出すること。 *監理技術者の兼任要件等については、「建設業法第26条第3項ただし書の規定の適用を受ける監理技術者の配置要件について」とおりとする。 (https://www.pref.aichi.jp/soshiki/kensetsu-kikaku/tokureikanrigijutusha.htmlを参照)								
事故報告	*工事施工中に事故が発生した場合には、直ちに監督職員に通報するとともに、事故発生報告書を監督職員に速やかに提出すること。 *既存の壁等に対して作業(仕上塗材の除去・補修、コア抜きやアンカーボルト打設作業など仕上塗材の破断を伴う全ての作業)をする場合は、既存壁等の石綿含有仕上塗材使用の有無を確認し、石綿が含有されている場合は、徐去工法、作業方法等について関係法令所管部局及び監督職員と協議の上、適切な石綿飛散防止措置を講じること。								
石綿含有仕上塗材の除去・補修、既存壁等への作業	*本工事は、契約款第20条第2項に基づく提案を受け付ける契約方式(以下「契約後VE」という。)の(※対象工事(契約金額が250万円未満の場合を除く。) · 対象外工事)とする。 *契約後VEを行う場合には、「愛知県建設局契約後VE実施要領」の規定により行うものとする。「愛知県建設局契約後VE実施要領」は、建設企画課HP(下記URL参照)に掲載している。 https://www.pref.aichi.jp/soshiki/kensetsu-kikaku/keiyakugove.html								
契約後VE	*VE提案の範囲 ※請負者がVE提案を行う範囲は、設計図書に定められている内容に関する変更により請負代金額の低減を伴うものとする。「工事全体をVE提案の対象とする場合」 ・請負者がVE提案を行う範囲は、設計図書に定められている内容のうち、工事材料及び施工方法等に関する変更により請負代金額の低減を伴うものとし、原則として工事目的物の変更を伴わないものとする。「[工事目的物をVE提案の対象としない場合] · [その他VE提案を求める範囲によって適宜記載する] *VE提案の実施にあたり、関係機関協議等第三者との事前調整等を行い、実施の見込みがある提案であること。 *建設キャリアアップシステムの活用に関して、工事成績評定において評価を希望する場合は、工事着手までに工事打合せ簿により申し出るとともに、工事完了時に活用状況を確認できる資料を監督員に提出すること。 <b>■2章 仮設工事■</b>								
CCUSの活用	*定置する足場、桟橋、リフト等の設置： · 建築工事 · 本工事 · 別契約工事 足場：(幅： · 0.9 · 1.2 m) 手すり先行工法 *工事で設置する足場については、「公共住宅建設工事共通仕様書(建築編)」の「2.2.4足場その他」の(b)の規定のほか、「手すり先行工法等に関するガイドライン」(厚生労働省平成21年4月)により、「働きやすい安心感のある足場に関する基準」に適合する手すり、中さん及び幅木の機能を有する足場とし、足場の組立て、解体又は変更の作業は「手すり先行工法による足場の組立て等に関する基準」の2の(2)手すり据置き方式又は2の(3)手すり先行工法による足場方式により行うこと。 *屋根面からの墜落事故防止対策として、必要に応じて、JIS A8971(屋根工事用足場及び施工方法)に基づき、建方作業台、渡り廊下、墜落防護ざく等の足場及び設備機材を設置する。 *高さが5m以上の箇所での作業を行う場合、労働安全衛生規則の各規定により使用する要求性能墜落制止用器具はフルハーネス型とし、「墜落制止用器具の規格」(平成31年1月25日厚生労働省告示第11号)によるものとする。 *仮囲い： · 設置する · 設置しない 仮囲いの構造： · 成型鋼板(H=3.0m) · 波形カラー鉄板(H=1.8m) 仮囲いの位置： 図面による *工事用道路、工事用水、排水及び特殊仮設： A. 監督職員事務所 *監督職員事務所： · 設ける · 設けない *規模： · 10 · 20 · 35 · 65 · 100 m <sup>2</sup> 程度 *標準仕上げ 1) 床：合板張り又はビニル床シート張り 2) 壁、天井：合板又はセッコウボード張り、合成樹脂エマルジョインペイント塗り								
<繩張り、遣方、足場等> 2.2.4 足場等									
2.3.1 監督職員事務所等	A. 監督職員事務所 *監督職員事務所： · 設ける · 設けない *規模： · 10 · 20 · 35 · 65 · 100 m <sup>2</sup> 程度 *標準仕上げ 1) 床：合板張り又はビニル床シート張り 2) 壁、天井：合板又はセッコウボード張り、合成樹脂エマルジョインペイント塗り								
	<table border="1"> <tr> <td>設計事務所名</td> <td>工事名称</td> <td rowspan="2">図面番号</td> </tr> <tr> <td>建築士登録番号</td> <td>建築士氏名</td> </tr> <tr> <td>検図</td> <td>製図</td> <td>設計 〇年〇月</td> </tr> </table> <p>愛知県建築局公共建築部公営住宅課</p>	設計事務所名	工事名称	図面番号	建築士登録番号	建築士氏名	検図	製図	設計 〇年〇月
設計事務所名	工事名称	図面番号							
建築士登録番号	建築士氏名								
検図	製図	設計 〇年〇月							

項目	特記事項														
建設現場標識の設置	<p>* 設備、備品等 監督職員の指示を受け、電灯、給排水その他の設備を設け、必要に応じて次の備品を置く。 1) 標準備品：机、いす、書棚、行事予定表、ゴム長靴、雨合羽、保護帽、懐中電灯、寒暖計、墜落制止用器具、衣類ロッカー、受注者加入の電話子機、冷暖房機器、消火器、湯沸器、掃除工具 2) 選択備品：・パソコン・プリンター・FAX・複写機・インターネット設備</p> <p>* 監督職員事務所の電気、水道、ガス及び電話の使用料並びに便所の清掃料などは受注者の負担とする。</p> <p>B. 受注者事務所その他</p> <p>* 建設に係る区域内に、受注者の仮設事務所、現場作業所及び仮設便所等を設置できる。設置する場所は、仮設建物の位置、規模及び設置期間について仮設計画図に記入の上、事前に監督職員の承諾を受ける。</p> <p>* 工事P R看板：・設置する ※設置しない</p> <p>* 設置にあたっては「公営住宅建設工事に係るPR看板設置について」により、設置状況について報告書を監督職員に提出する。</p> <p>* 建設現場標識：※設ける（他工事と共同設置を可とする）・設けない</p> <p>《建設現場標識 共同設置の例》</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <tr> <td>工事名</td> <td>○○住宅建築工事(第〇工区)</td> </tr> <tr> <td>工 期</td> <td>○年○月○日から ○年○月○日まで</td> </tr> <tr> <td>発注者</td> <td>愛知県建築局公共建築部公営住宅課</td> </tr> <tr> <td>工事監理者</td> <td>○○○○○</td> </tr> <tr> <td>工事施工者</td> <td>○○建設株式会社 ○○設備株式会社</td> </tr> <tr> <td></td> <td>・・・・・</td> </tr> <tr> <td></td> <td>・・・・・</td> </tr> </table>	工事名	○○住宅建築工事(第〇工区)	工 期	○年○月○日から ○年○月○日まで	発注者	愛知県建築局公共建築部公営住宅課	工事監理者	○○○○○	工事施工者	○○建設株式会社 ○○設備株式会社		・・・・・		・・・・・
工事名	○○住宅建築工事(第〇工区)														
工 期	○年○月○日から ○年○月○日まで														
発注者	愛知県建築局公共建築部公営住宅課														
工事監理者	○○○○○														
工事施工者	○○建設株式会社 ○○設備株式会社														
	・・・・・														
	・・・・・														
<根切り及び埋め戻し等> 3.2.3 埋戻し及び盛土	■建築編 3章 土工事■ <p>* 埋め戻し及び盛土 : · A種 ※B種 · C種 · D種</p> <p>* 建設発生土の利用指定 : ※無 有 ( ) からの建設発生土を利用する</p>														
3.2.5 建設発生土の処理	<p>* 処分にあたっては「愛知県建設副産物リサイクルガイドライン実施要綱」に基づき、適正に処理する。</p> <p>* 建設発生土の有無 : · 有 · 無</p> <p>* 建設発生土の処理 : · 構内処理 · 構外搬出（関係法令等に従い適切に処理） (搬出先名称(所在地) : (片道運搬距離(km) : (片道運搬時間(時間) : (搬出条件(土質試験、その他建設発生土の発生抑制や適正処分に必要な情報) : )</p> <p>建設発生土を構外へ搬出する場合は、搬出先等の承諾を得たうえで、搬出先及び処分状況(高さ、勾配等)がわかる写真並びに運搬を証明する書類等を監督職員に提出する。</p>														
<材料> 5.2.1 鉄筋	■建築編 5章 鉄筋工事■ <p>* 異形鉄筋棒鋼の種別 : ※SD295A (D16以下) ※SD345 (D19~D25) ※SD390 (D29以上)</p> <p>* 鉄線の形状、寸法及び鉄線の径 : ※図面による · ( )</p> <p>* 加工及び組立ては、公共住宅標準詳細設計図集及び(社)日本建築学会(JASS5)による。</p>														
5.2.2 溶接金網															
<加工及び組立>															
5.3.2 加工	<p>* 90° 未満の折曲げ内径直径 :</p>														
5.3.4 繰手及び定着	<p>* 鉄筋継手 : ※重ね継手 (D16以下) ※ガス圧接継手 (D19以上) · 機械式継手又は溶接継手 * 鉄筋の定着方法 : ※折り曲げ定着方法 ※図面による · 機械式定着 · ( )</p> <p>* 加工及び組立ては、公共住宅標準詳細設計図集及び(社)日本建築学会(JASS5)による。</p>														
5.3.5 鉄筋のかぶり厚さ及び間隔 <ガス圧接>	<p>* 鉄筋及び溶接金網の最小かぶり厚さ : · 表5.3.6による · 図面による · ( )</p>														
5.4.10 圧接完了後の圧接部の試験	<p>* 外観試験の試験従事者は、当該ガス圧接工事に関連がない第三者機関に所属し、(公社)日本鉄筋継手協会が発行する鉄筋継手部検査技術者技量適格性証明書を有する者とし、監督職員の承諾を受ける。</p> <p>* 取抜試験 : ※超音波探傷試験 · 引張試験</p>														
<共通事項>															
6.1.2 基本要求品質	<p>受注者は、レディーミクストコンクリートを用いる場合の工場選定は以下による。</p> <p>(1) J I Sマーク表示認証製品を製造している工場(工業標準化法の一部を改正する法律(平成16年6月9日公布)に基づき国に登録された民間の第三者機関(登録認証機関)により製品にJ I Sマーク表示する認証を受けた製品を製造している工場)で、かつ、コンクリートの製造、施工、試験、検査及び管理などの技術的業務を実施する能力のある技術者(コンクリート主任技士等)が常駐しており、配合設計及び品質管理等を適切に実施できる、全国品質管理監査会議の策定した統一監査基準に基づく監査に合格した工場(以下「<u>△マーク</u>を取得した工場」という。)から選定し、JIS A 5308(レディーミクストコンクリート)に適合するものを用いなければならない。</p> <p>(2) J I Sマーク表示認証製品を製造し、△マークを取得した工場が工事現場近くに見当たらない場合は、使用する工場について、設計図書に指定したコンクリートの品質が得られることを確かめたうえ、その資料により監督職員の確認を得なければならない。なお、コンクリートの製造、施工、試験、検査及び管理などの技術的業務を実施する能力のある技術者(コンクリート主任技士等)が常駐しており、配合設計及び品質管理等を適切に実施できる工場から選定しなければならない。</p>														
<コンクリートの種類及び品質>															
6.2.1 コンクリートの種類	<p>* 適用箇所及び施工時期 : ※図面及び監督職員と協議による</p> <p>* 気乾単位容積質量による種類 : ※普通コンクリート · 軽量コンクリート</p> <p>* 国土交通大臣認定コンクリート(建築基準法第37条第2号) :</p>														
6.2.2 コンクリートの強度	<p>* 設計基準強度(Fc) : · 普通コンクリート ( ) N/mm<sup>2</sup> · 軽量コンクリート ( ) N/mm<sup>2</sup> · 図面による</p>														
6.2.4 コンクリートの品質	<p>* コンクリートの品質 : 地点による品質( )</p>														

項目	特記事項
<路床>	
22.2.2 路床の構成及び仕上り	<p>■建築編 22章 補装工事■</p> <p>* 路床            (1) 凍土抑制層 : • 適用する (厚さ ) • * 適用しない            (2) 透水性補装に用いるフィルター層 : * 適用する (厚さ: 図面による) • 適用しない            (3) 路床安定処理 : • 適用する (厚さ 方法) • * 適用しない</p>
22.2.3 材料	<p>* 盛土種別 : • A種 • B種 • C種 • D種 * 発生土中の良質土 [表3.2.1]</p> <p>* 凍土抑制層に用いる材料 :</p> <p>* 透水性補装のフィルター層に用いる材料 : 図面による</p> <p>* 砂の粒度試験 : • 実施する • 実施しない</p> <p>* 路床安定処理用添加材料 種類 : * 普通ゴルトシート • 高炉セメントB種 • フライアッシュセメントB種 • 生石灰特号 • 生石灰1号 • 消石灰特号 • 消石灰1号 [表22.2.1]</p>
22.2.5 試験	<p>* 路床土の支持力比 (CBR) 試験 : • 実施する • 実施しない</p> <p>* 路床締固め度試験 : • 実施する (埋戻し及び盛土部は原則実施) • 実施しない</p> <p>* 現場CBR試験 : • 実施する • 実施しない</p>
<路盤>	
22.3.2 路盤の厚さ及び仕上り	<p>* 路盤の厚さ : • 図面による • ( )</p>
22.3.3 材料 <アスファルト舗装>	<p>* 路盤材料 : * RC-40 (透水性舗装除く) • C-40 • CS-40 • ( ) [表22.3.1]</p>
22.4.2 舗装の構成及び仕上り	<p>* アスファルト舗装の構成及び厚さ : • 図面による • ( )</p> <p>* 平坦性 : * 通行の支障となる水たまりを生じない程度 • ( )</p>
22.4.3 材料	<p>* 再生アスファルトの種類 : • 60~80 • 80~100 • 図面による [表22.4.1]</p> <p>* シールコート用乳剤の種別 : • PK-1 • PK-2 • 図面による</p>
22.4.4 配合その他	<p>* 表層の加熱アスファルト混合物等の種類 : • 密粒度アスファルト混合物(13) • 細粒度アスファルト混合物(13) * 再生密粒度アスファルト混合物(13) • 再生細粒度アスファルト混合物(13)</p> <p>基層の加熱アスファルト混合物等の種類 : • 粗粒度アスファルト混合物(20) * 再生粗粒度アスファルト混合物(20)</p>
22.4.6 試験 <コンクリート舗装>	<p>* アスファルト混合物等の抽出試験 : • 実施する • 実施しない</p>
22.5.2 舗装の構成及び仕上り	<p>* コンクリート舗装等の構成及び厚さ、寒冷地の縁部立下り寸法等 : * 図面による • ( )</p>
22.5.3 材料	<p>* コンクリートの種類 : * 普通コンクリート • ( ) • 図面による</p> <p>* コンクリートの設計基準強度、スランプ、粗骨材の最大寸法 : • 図面による • 表22.5.1による • ( )</p> <p>* 早強ゴルトシート : • 使用する • 使用しない • 図面による</p> <p>* 注入目地材 : * 低弾性タイプ • 高弾性タイプ • 図面による [表22.5.2]</p>
22.5.4 施工	<p>* コンクリート版の目地の種類及び間隔 : * 図面による • 表22.5.3による目地を設ける • ( )</p> <p>* 目地の構造 : * 図面による • 图22.5.1による • ( )</p>
<カラー舗装>	
22.6.2 舗装の構成及び仕上り	<p>* 種類 : • 加熱系 • 常温系 • 図面による</p> <p>* 加熱系カラー舗装構成及び厚さ : * 図面による • ( )</p> <p>表層に用いる結合材の種類 : * アスファルト混合物 • 石油樹脂系混合物 • 図面による</p> <p>* 常温系カラー舗装工法 : • 図面による • ( )</p> <p>着色部の下部 : • アスファルト舗装 • コンクリート舗装 • 図面による</p>
22.6.3 材料	<p>* 加熱系混合物に添加する着色骨材又は自然石 : • 図面による • ( )</p>
22.6.4 配合その他	<p>* 加熱系混合物 結合材に石油樹脂を使用する場合の顔料の添加量 : • 図面による • ( )</p> <p>* ニート工法、塗布工法の配合、その他 : • 図面による • ( )</p>
<透水性アスファルト舗装>	
22.7.2 舗装の構成及び仕上り	<p>* 舗装構成 : * 図面による • ( ) 平坦性 : * 著しい不陸がないこと • ( )</p>
<ブロック系舗装>	
22.8.2 舗装の構成及び仕上り	<p>* コンクリート平板舗装の目地材 : • 砂 • モルタル * 図面による</p> <p>* 舗石舗装の基層 : • アスファルト混合物 厚さ : • 50mm • ( ) * 図面による</p> <p>• コンクリート版 厚さ : • 70mm • ( ) * 図面による</p> <p>* コンクリート平板舗装及び舗石舗装のクッション材 : • 砂 • 空練りモルタル • 図面による</p> <p>* 平坦性 : * 平板等間の段差3mm以内 • ( )</p>
22.8.3 材料	<p>* コンクリート平板 種類、寸法 : * 図面による • ( ) 厚さ : • 60mm • ( ) • 図面による</p> <p>* インターロッキングブロックの種類、形状、寸法、厚さ、曲げ強度、表面加工等</p> <p>車道部 : • 曲げ強度5.0N/mm<sup>2</sup>の普通ブロック、厚さ80mm • ( ) * 図面による</p> <p>歩道部 : • 曲げ強度3.0N/mm<sup>2</sup>の普通ブロック、厚さ60mm • ( ) * 図面による</p> <p>* 舗石に用いる石材の種類、形状、寸法及び厚さ : * 図面による • ( )</p>
<砂利敷き>	
22.9.2 材料	<p>* 種別 通路 : * A種 • B種 建物周囲その他 : • A種 * B種 [表22.9.1]</p> <p>■建築編 23章 植栽、屋上緑化、その他施設整備等工事■</p>
23.1.3 植栽地の確認等	<p>* 土壌の水素イオン濃度 (pH) 試験 : • 行う • 行わない</p> <p>* 電気伝導度 (EC) 試験 : • 行う • 行わない</p> <p>* その他の試験 : • 行う (試験方法: ) • 行わない</p>
<植栽基盤>	
23.2.2 植栽基盤一般	<p>* 植栽基盤の整備 (芝及び地被類を除く) : • 適用する * 適用しない</p> <p>* 有効土層 整備面積 : * 図面による • ( ) 厚さ : * 表23.2.1による • ( )</p> <p>* 基盤に浸透した雨水排水のための暗渠、開渠、排水層、縦穴排水等の設置 : * 図面による • ( )</p> <p>* 植栽基盤整備工法の種別 樹木 : * A種 • B種 • C種 • D種</p> <p>芝、地被類 : • A種 * B種 • C種 • D種 [表23.2.2]</p> <p>* 土壤改良材 : • 使用する * 使用しない</p>

項目	特記事項											
23.2.3 材料	<p>* 植込み用土 : * 寄土 • 現場発生土 (良質土)</p> <p>* 寄土の材料 (1m<sup>3</sup>当たり)            さば土 : • 0.8 4m<sup>3</sup> … 雑物を含まない山さば土の良品            人工堆肥 : • 1.5 0 kg … 有機質 (樹木の皮葉等) のものを換気発酵            固形肥料 : 1 kg … 窒素・りん酸・カリ肥料を6:4:3の割合としたもの</p> <p>* 土壤改良材の種類 : • 図面による • ( )</p>											
<植樹>												
23.3.2 材料	<p>* 樹木の樹種、寸法、株立数、刈込みものの適用及び数量 : * 図面による • ( )</p> <p>* 支柱材の種類 : * 丸太 • ( ) 丸太の防腐処理方法 : * 加圧式防腐処理 ( )</p> <p>* 幹巻き用材料 : * 幹巻き用テープ • わら、こも</p>											
23.3.3 新植の工法	<p>* 支柱 : * 図面による • 添え柱形 • 鳥居形 • ハヅ掛け形 • 布掛け形 • ワイヤ掛け形 • 地盤埋設形</p>											
23.3.4 新植樹木の枯補償	<p>* 新植樹木の枯補償期間 : * 引渡日から1年間 • ( )</p>											
23.3.5 樹木の移植	<p>* 支柱 : * 図面による • 添え柱形 • 鳥居形 • ハヅ掛け形 • 布掛け形 • ワイヤ掛け形 • 地盤埋設形</p>											
23.3.6 移植樹木の枯損処置	<p>* 移植樹木の枯損処置</p>											
<芝張り、吹付けは種及び地被類>												
23.4.2 材料	<p>* 芝の種類 : • コウライシバの類 • ノシバの類 * 図面による</p> <p>* 吹付けは種用種子等 種類 : • 洋芝類 (23.4.2(3)(7)による) • ( ) * 図面による            量 : * 図面による • ( )</p> <p>* 地被類 種類、芽立数、コンテナ径、単位面積当たりの株数 : * 図面による • ( )</p>											
23.4.3 芝張りの工法	<p>* コウライシバ等の客土及び目土 : 次による            1) 厚さ : • 20mm • 50mm * 100mm            2) 目地張りの目地幅 : • 0 • 20mm * 30mm • 50mm</p> <p>* 芝張り工法 平地 : * 目地張り • ベた張り 法面 : • 目地張り * ベた張り</p>											
23.4.7 芝張り、吹付けは種及び地被類の枯補償	<p>* 芝張り、吹付けは種及び地被類の枯補償期間 : * 引渡日から1年間 • ( )</p>											
23.5.2 植栽基盤	<p>* 土壌層の厚さ : * 図面による • ( )</p>											
23.5.3 材料	<p>* 排水層 : • 適用しない • 適用する (軽量骨材の層の厚さ )</p> <p>* 土壌層 植込み用土 : • 人工軽量土 * 改良土</p> <p>* 樹木の樹種、寸法、株立数、刈込みものの適用及び数量 : * 図面による • ( )</p> <p>* 見切り材、舗装材、排水孔、マルチング材等 : * 図面による • ( )</p>											
23.5.4 工法	<p>* 風圧力 (平成12年5月31日付建設省告示第1458号) に対応した固定工法:</p> <p>* 支柱の設置、形式 : • 図面による • 有 (形式 ) • 無</p> <p>* かん水装置の設置、種類 : • 図面による • 有 (種類 ) • 無</p>											
23.5.5 新植樹木、芝及び地被類の枯補償	<p>* 新植樹木の枯補償期間 : * 引渡日から1年間 • ( )</p> <p>* 芝張り及び地被類の枯補償期間 : * 引渡日から1年間 • ( )</p>											
<ウォール・擁壁>												
23.6.2 一般事項	<p>* 支持力試験 : • 実施する (方法 ) • 実施しない</p> <p>* 石材 : • 図面による • ( )</p> <p>* 裏込めに使用する透水材料及び伸縮目地の材料、厚さ : * 図面による • ( )</p> <p>* 水抜きパイプの口径 : * 75mm • 100mm • ( ) • 図面による</p> <p>* 水抜きパイプの設置条件 : 3 m<sup>2</sup> に 1 カ所以上</p>											
23.6.5 ブロック(張)擁壁	<p>* コンクリートブロック積み : • 谷積み • ( ) • 図面による</p>											
23.6.6 石積(張)擁壁	<p>* 材料            割石 : • 花こう岩 (規格 ) • 安山岩 (規格 )            雜割石 : • 花こう岩 (規格 ) • 安山岩 (規格 )</p>											
<修景施設>												
23.7.3 四つ目垣	<p>* 工法一般            目地仕上げ方法 (離割石積み、野面石積みの練積みの場合) : • 図面による • ( )</p>											
23.8.2 一般事項	<p>* 水抜きパイプの口径 : * 75mm • 100mm • ( ) • 図面による</p>											
23.8.3 遊具組立設置	<p>* 柱の防腐処理 : • 図面による • ( )</p>											
<管理施設>												
23.9.2 檻工	<p>* 木材の防腐処理方法 : * メーカー仕様による • ( ) • 図面による</p> <p>* 木材の防腐処理に使用する防腐剤 : * 23.8.2(4)(4)(a)~(c)による • 図面による</p> <p>* 遊具の構造、強度、材料、寸法、安全領域等 : • 図面による • 遊具の安全に関する基準の規定による</p>											
23.10.2 自転車置場ユニット	<p>* 材料            コンクリート工作物の品質 : * 図面による • ( )            木製遊具器具などの木材の規格、樹種、防腐処理など : * 図面による • ( )            木材その他の工作物の木材の規格、樹種、防腐処理など : * 図面による • ( )            切石などの仕上げ : * 図面による • ( )</p>											
	<table border="1"> <tr> <td>設計事務所名</td> <td>工事名称</td> <td rowspan="2">図面番号</td> </tr> <tr> <td>建築士登録番号</td> <td>建物名</td> </tr> <tr> <td>検査</td> <td>製図</td> <td>設計</td> </tr> <tr> <td>○年○月</td> <td></td> <td>愛知県建築局公共建築部公営住宅課</td> </tr> </table>	設計事務所名	工事名称	図面番号	建築士登録番号	建物名	検査	製図	設計	○年○月		愛知県建築局公共建築部公営住宅課
設計事務所名	工事名称	図面番号										
建築士登録番号	建物名											
検査	製図	設計										
○年○月		愛知県建築局公共建築部公営住宅課										

項目	特記事項
23.10.3 物置ユニット <グラウンド舗装>	材質、収納台数：※図面による・製造所の仕様による・( ) *主要部材の材質：※図面による・製造所の仕様による・( ) *強度区分の種別：・120型・300型・450型※図面による寸法、形状等：※図面による
23.11.3 グラウンド舗装	*材 料 荒木田土：※図面による・( ) グラウンドのライン：※図面による・( ) *工法（クレー舗装） 荒木田土の高さ、厚さ：※図面による・( ) 表層安定剤の量：※図面による・( )
2.7.1 一般事項 <塗装工事>	■電気編 1編 一般共通工事■ ■電気編 2章 共通工事■ *金属管の塗装箇所：屋内見えがかり部分（機械室、E.P.S等は除く）の屋内露出配管及び屋外露出配管は原則として塗装する。 *溶融亜鉛めっきの種別：※HDZ35・( )
1.5.1 耐震処置	*設計用標準震度： ■電気編 2編 電力設備工事■ ■電気編 1章 機材■ *照明用ポール：・配線用遮断器（引外し装置なし）設置・カットアウトスイッチ（素通しヒューズ）設置
1.4.2 構造一般 <分電盤>	*屋内用キャビネット種別：※鋼板・ステンレス鋼板・図面による その他、特に腐食等を考慮すべき場所での使用：
1.7.3 キャビネット	*接地端子座の形状等：・標準図（電力57）による・図面による・( )
1.7.6 器具類	*積算計器：※計量法による検定付きとする・検定付きとしない *低圧用SPD 低圧用SPDクラスIIの性能：※表1.7.12による・( ) *低圧用SPDクラスIの性能：※図面による・( )
1.17.1 接地端子箱	*形式等：※図面による・( )
2.1.1 電線の接続	■電気編 2章 施工■ *屋外の高圧架橋ボリゲン絶縁ケーブル相互の接続又は端末処理を行う場合の被覆の伸縮対策： ・行う・行わない・図面による
2.1.10 電線等の防火区画等の貫通	*金属ダクトが防火区画等を貫通する場合の詳細：※図面による・( )
2.1.11 延焼防止処置 <バスダクト配線>	*延焼防止処置を要する箇所：※図面による・( )
2.9.2 バスダクトの敷設 <地中配線>	*エキスパンションバスダクト：※設ける・設けない・図面による・( )
2.12.3 マンホール及び ハンドホールの敷設	*マンホール、ハンドホールの構造及び性能：・標準図（電力63～65）による・図面による・( ) 鉄蓋の構造及び性能：中耐重型（ただし、道路又は駐車場では重耐重型とする） *ふたの材質：鉄製
2.12.4 管路等の敷設	*管と建物との接続部：※図面による・( ) *架空配線からの引込み：※図面による・( ) *地中配線の標識シート等：※設置する・設置しない・図面による
2.12.5 ケーブルの敷設	*埋設標の敷設：※図面による・( )
1.2.2.2 インバータ用制御、操作盤 <電動機及び制御盤>	■機械編 2編 共通工事■ ■機械編 1章 一般事項■ *インバータ制御を行う場合の制御及び操作盤：・1.2.2.2を適用する・適用しない・( )
<配管材料>	■機械編 2章 配管工事■ *管材：※図面による・( ) *継手の種類：※図面による・( )
2.2.1 一般用弁及び栓	*仕切弁（ポンプに付属するものを含む）：※JIS10K・( ) *屋外埋設の弁（呼び径75以上の中のもの）の使用区分： ※水道用仕切弁・水道用ゲタタイル鉄鋳仕切弁・水道用ソフトシール仕切弁・水道用合成樹脂製ソフトシール弁 ・図面による・( )
2.2.23 水栓柱	*本体：※合成樹脂製（塩ビ製）・人造石とぎ出し製・アルミニウム合金製・ステンレス鋼製 *寸法：※図面による・約70mm角で全長約1,300mm・( )
<配管施工の一般事項>	*建築物導入部配管で不等沈下のおそれのある部分（排水、通気配管除く）の施工方法： ・図面による・標準図（施工4）による・( ) *建築物エキスパンションジョイント部の配管要領：・標準図（施工7）による・図面による・( ) *絶縁継手：※図面による・( )
2.4.1 一般事項 <管の接合>	*塩ビライニング鋼管、耐熱性ライニング鋼管等 *塩ビライニング鋼管のフランジ接合の場合、フランジを現場取付けする場合： ・標準図（施工2）による・( )・図面による
2.5.7 ステンレス鋼管	*フランジの接合方法：・標準図（施工2）による・( )・図面による

項目	特記事項			
2.5.11 ピニル管	*給水管の接合：※接着接合・ゴム輪接合 *排水管の接合：※接着接合・ゴム輪接合			
2.5.12 ポリエチレン管	*管の接合方法：・電気融着接合・メカニカル接合 *異種管との接合部に設ける点検用栓： ・適用する（形状：・標準図（機材6）による・図面による・( )）・適用しない			
2.5.13 架橋ポリエチレン管	*管の接合方法：・電気融着接合・メカニカル接合			
2.5.14 ポリプロピレン管	*管の接合方法：・熱融着接合・電気融着接合・メカニカル接合			
<保温工事>	■機械編 3章 保温、塗装及び防錆工事■			
<塗装及び防錆工事>	*給水管及び排水管（SGP）のコンクリート貫通部分及び土中部分は、防食テープ巻（1/2重ね2回巻）とする。 *ガス管のコンクリート貫通部分は、硬質塩化ビニル被覆管を用いる。又は配管用炭素鋼钢管（白）を用いて防食テープ巻（1/2重ね2回巻）を施す。			
3.2.1.3 塗料種別	*塗料種別 合成樹脂調合ペイント塗り塗料：※JIS K 5516 1種・( ) アルミニウムペイント塗り塗料：※JIS K 5492・( )			
<ポンプ>	■機械編 5編 給排水衛生設備工事■			
1.2.4 水道用直結加压形ポンプユニット	*水道用直結加压形ポンプユニット 逆流防止装置 設置位置：※吸込側・( )・図面による			
<タンク>	*設計用水平震度：※図面による・( ) *鋼板製タンクの塗装 塗料種別 合成樹脂調合ペイント塗り塗料：※JIS K 5516 1種・( ) アルミニウムペイント塗り塗料：※JIS K 5492・( )			
1.4.1 一般事項	*タンク（水槽） 形状、寸法その他、品質及び性能：※図面による・( )			
<消火機器>	*屋内消火栓箱（1号消火栓、易操作性1号消火栓）、屋内2号消火栓箱（2号消火栓、広範囲型2号消火栓） 消防器箱併設形屋内消火栓箱、放水器具格納箱、放水口格納箱、屋外消火栓箱 形状、寸法その他：※図面による・( )			
1.5.1 一般事項	*送水口：・呼称65の青銅製・呼称65のステンレス製・図面による *型式：・壁埋込型・スタンド型・図面による			
1.5.3.1 送水口	*呼称：・65・50・図面による 材質：・青銅製・ステンレス鋳物製・図面による			
1.5.3.2 放水口	*材質（地上式）：・鉄製（要部青銅製）・ステンレス鋳物製・図面による			
1.5.4.1 屋外消火栓開閉弁	*材質：・鋼板（1.6mm厚以上）・ステンレス鋼板（1.5mm厚以上）・図面による			
1.5.4.2 屋外消火栓箱	*形状：・自立形片流れ屋根付き・( )			
特定建設資材の再資源化等				
建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）以下「建設リサイクル法」という。に基づき、特定建設資材の分別解体等及び再資源化等の実施について適正な措置を講ずることとする。 なお、本工事における特定建設資材の分別解体等・再資源化等については、別表1又は2、及び3の積算条件を設定しているが、工事請負契約書の「解体工事に要する費用」等に定める事項は契約締結時に発注者と受注者の間で確認されたものであるため、発注者が積算上条件明示した別表の事項と別の方法であった場合でも変更の対象としない。ただし、現場配線の変更等、受注者の責によるものではない事項についてはこの限りでない。 また、受注者は、特定建設資材の分別解体等・再資源化等が完了したときは、「建設リサイクル法第18条第1項に基づく報告として、監督職員に「再資源化等報告書」を提出すること。「再資源化等報告書」は、建設企画課のホームページ <a href="https://www.pref.aichi.jp/soshiki/kensetsu-kikaku/kenchiku-kihyun.html">https://www.pref.aichi.jp/soshiki/kensetsu-kikaku/kenchiku-kihyun.html</a> [建築工事事務の手引・関連様式]から入手可能。 (注)別表4については積算上の条件明示であり、処理施設を指定するものではない。 なお受注者の提示する施設と異なる場合においても、設計変更の対象としない。				
別表1 建築物に係る解体工事				
工程及毎びの解作業体業方内法容	工 程	工 程	作業内容	分別・解体等の方法
	・建築設備、内装材等	・有	・無	・手作業・手作業と機械作業の併用
	・屋根ふき材	・有	・無	・手作業・手作業と機械作業の併用
	・外装材、上部構造部材	・有	・無	・手作業・手作業と機械作業の併用
	・基礎、基礎ぐい	・有	・無	・手作業・手作業と機械作業の併用
	・その他 ( )	・有	・無	・手作業・手作業と機械作業の併用
		設計事務所名		工事名称
		建築士登録番号		図面番号
		建築士氏名		
検 図	製 図	設 計	○年〇月	愛知県建築局公共建築部公営住宅課

項目	特記事項																														
別表2 建築物に係る新築工事等（外構・増築・修繕・模様替）																															
<table border="1"> <thead> <tr> <th>工程</th> <th>作業内容</th> <th colspan="2">分別・解体等の方法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>・造成等</td> <td>・有・無</td> <td>・手作業</td> <td>・手作業と機械作業の併用</td> </tr> <tr> <td>・基礎、基礎ぐい</td> <td>・有・無</td> <td>・手作業</td> <td>・手作業と機械作業の併用</td> </tr> <tr> <td>・上部構造部分、外装</td> <td>・有・無</td> <td>・手作業</td> <td>・手作業と機械作業の併用</td> </tr> <tr> <td>・屋根</td> <td>・有・無</td> <td>・手作業</td> <td>・手作業と機械作業の併用</td> </tr> <tr> <td>・建築設備、内装等</td> <td>・有・無</td> <td>・手作業</td> <td>・手作業と機械作業の併用</td> </tr> <tr> <td>・その他( )</td> <td>・有・無</td> <td>・手作業</td> <td>・手作業と機械作業の併用</td> </tr> </tbody> </table>				工程	作業内容	分別・解体等の方法		・造成等	・有・無	・手作業	・手作業と機械作業の併用	・基礎、基礎ぐい	・有・無	・手作業	・手作業と機械作業の併用	・上部構造部分、外装	・有・無	・手作業	・手作業と機械作業の併用	・屋根	・有・無	・手作業	・手作業と機械作業の併用	・建築設備、内装等	・有・無	・手作業	・手作業と機械作業の併用	・その他( )	・有・無	・手作業	・手作業と機械作業の併用
工程	作業内容	分別・解体等の方法																													
・造成等	・有・無	・手作業	・手作業と機械作業の併用																												
・基礎、基礎ぐい	・有・無	・手作業	・手作業と機械作業の併用																												
・上部構造部分、外装	・有・無	・手作業	・手作業と機械作業の併用																												
・屋根	・有・無	・手作業	・手作業と機械作業の併用																												
・建築設備、内装等	・有・無	・手作業	・手作業と機械作業の併用																												
・その他( )	・有・無	・手作業	・手作業と機械作業の併用																												

項目	特記事項																														
別表3 建築物以外のものに係る解体工事又は新築工事等（外構・工作物等）																															
<table border="1"> <thead> <tr> <th>工程</th> <th>作業内容</th> <th colspan="2">分別・解体等の方法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>・仮設</td> <td>・有・無</td> <td>・手作業</td> <td>・手作業と機械作業の併用</td> </tr> <tr> <td>・土工</td> <td>・有・無</td> <td>・手作業</td> <td>・手作業と機械作業の併用</td> </tr> <tr> <td>・基礎</td> <td>・有・無</td> <td>・手作業</td> <td>・手作業と機械作業の併用</td> </tr> <tr> <td>・本体工事</td> <td>・有・無</td> <td>・手作業</td> <td>・手作業と機械作業の併用</td> </tr> <tr> <td>・本体付属品</td> <td>・有・無</td> <td>・手作業</td> <td>・手作業と機械作業の併用</td> </tr> <tr> <td>・その他( )</td> <td>・有・無</td> <td>・手作業</td> <td>・手作業と機械作業の併用</td> </tr> </tbody> </table>				工程	作業内容	分別・解体等の方法		・仮設	・有・無	・手作業	・手作業と機械作業の併用	・土工	・有・無	・手作業	・手作業と機械作業の併用	・基礎	・有・無	・手作業	・手作業と機械作業の併用	・本体工事	・有・無	・手作業	・手作業と機械作業の併用	・本体付属品	・有・無	・手作業	・手作業と機械作業の併用	・その他( )	・有・無	・手作業	・手作業と機械作業の併用
工程	作業内容	分別・解体等の方法																													
・仮設	・有・無	・手作業	・手作業と機械作業の併用																												
・土工	・有・無	・手作業	・手作業と機械作業の併用																												
・基礎	・有・無	・手作業	・手作業と機械作業の併用																												
・本体工事	・有・無	・手作業	・手作業と機械作業の併用																												
・本体付属品	・有・無	・手作業	・手作業と機械作業の併用																												
・その他( )	・有・無	・手作業	・手作業と機械作業の併用																												
別表4 再資源化等をする施設の名称及び所在地																															
<table border="1"> <thead> <tr> <th>廃棄物の種類</th> <th>施設の名称</th> <th colspan="2">所在地</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>・コンクリート</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>・鉄及びコンクリートから成る建設資材</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>・アスファルト・コンクリート</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>・木材</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>				廃棄物の種類	施設の名称	所在地		・コンクリート				・鉄及びコンクリートから成る建設資材				・アスファルト・コンクリート				・木材											
廃棄物の種類	施設の名称	所在地																													
・コンクリート																															
・鉄及びコンクリートから成る建設資材																															
・アスファルト・コンクリート																															
・木材																															
		設計事務所名	工事名称																												
		建築士登録番号	縮尺																												
		建築士氏名																													
検図	製図	設計 〇年〇月	愛知県建築局公共建築部公営住宅課																												

項目	特記事項																																																																																																																																																																																																						
<b>【汚水処理場建設工事】</b>																																																																																																																																																																																																							
<共通事項>																																																																																																																																																																																																							
1.1.1 適用範囲	<p>■ <b>1章 一般共通事項 ■</b></p> <p>1. この特記事項以外は下記に準拠する。ただし、本工事に関係のない事項は適用しない。</p> <p>1) 愛知県財務規則 2) 工事請負契約書</p> <p>3) 公共住宅事業者等連絡協議会編集「公共住宅建設工事共通仕様書」(令和元年度版)</p> <p>4) 関係法令及び諸工事基準 5) 愛知県建築工事品質管理要領</p> <p>2. 特記事項は、○印のついたものを適用する。○印のない場合は、※印のついたものを適用する。</p> <p>3. 本工事に使用する資材は、「電気設備工事指定資材」及び「機械設備工事指定資材」による。</p> <p>4. 設計図書の優先順位は、次の1)から5)までの順番のとおりとする。</p> <p>1) 質問回答書(2)から5)に対するもの</p> <p>2) 現場説明書 3) 特記仕様書</p> <p>4) 図面 5) 公共住宅建設工事共通仕様書(「機材の品質・性能基準」を含む。)</p>																																																																																																																																																																																																						
1.1.2 用語の定義	* 公共住宅建設工事共通仕様書1.1.2「書面」の用語の意義を次に読み替えるものとする。 「書面」とは、発行年月日が記載され、記名された文書をいう。なお、記名においては、氏名を併記せず、氏又は名を記すだけでもよいものとする。																																																																																																																																																																																																						
1.1.3 官公署等への届出手続等	* 工事の着手、施工、完成に当たり、関係官公署その他の関係組織への必要な届出手続等を遅滞なく行う。																																																																																																																																																																																																						
1.1.4 工事実績情報の登録	* 請負代金額が500万円以上の工事は、(一財)日本建設情報総合センター(JACIC)の工事実績情報サービス(CORINS)に、工事実績情報の登録を、その内容について監督職員の確認を( JACICの様式「登録のための確認のお願い」に従って)受けた上、行う。(受注時、変更時、竣工時)また、登録後にJACICが発行する「登録内容確認書」を、監督職員へ提出する。																																																																																																																																																																																																						
1.1.7 別契約の関連工事	<table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>工事区分</th> <th>建 築</th> <th>電 気</th> <th>給 水</th> <th>排 水</th> <th>ガ ス</th> <th>外 構</th> <th>汚 水 処 理 場</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>機械用基礎</td> <td>※</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>※</td> </tr> <tr> <td>排水水栓</td> <td>※</td> <td></td> <td>※</td> <td></td> <td>※</td> <td></td> <td></td> <td>※</td> </tr> <tr> <td>堅桶(横引き管共)</td> <td>※</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>※</td> </tr> <tr> <td>プロアードレイン・ルーフドレイン</td> <td>※</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>※</td> </tr> <tr> <td>照明器具穴明及び補強</td> <td>※</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>化粧キヤビネット</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>※</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>クーラー用スリープ</td> <td>※</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>居室・浴室・換気レジスター</td> <td>※</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>杭頭処理及び補強</td> <td>※</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>設備スリープ箱入</td> <td>※</td> <td>※</td> <td>※</td> <td>※</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>※</td> </tr> <tr> <td>設備スリープ構造体補強</td> <td>※</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>※</td> </tr> <tr> <td>設備スリープ防水処理</td> <td>※</td> <td></td> <td></td> <td>※</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>※</td> </tr> <tr> <td>水槽(高架、受水)架台</td> <td>※</td> <td>※</td> <td>※</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>設備関係取合せ部内装穴開</td> <td>※</td> <td>※</td> <td>※</td> <td>※</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>※</td> </tr> <tr> <td>機械室床の穴開け及び穴埋め工事</td> <td>※</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>※</td> </tr> <tr> <td>液面電極棒フロートスイッチ</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>※</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>同上用リレー及び盤</td> <td>※</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>水道用集中検診配管配線</td> <td></td> <td></td> <td>※</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>同上結線及び調整</td> <td></td> <td></td> <td>※</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>エレベーター関連工事(建築)*1</td> <td>※</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>エレベーター関連工事(建築)*2</td> <td>※</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>この項目に該当しないもの及び明らかに区別されるものは別途協議する。</p> <p>1) 昇降路築造工事、各階出入口の穴開け工事、乗場関係機器取付後の出入口壁床仕上工事、ピット内防水工事及び排水設備工事のことをいう。</p> <p>2) 動用用照明用の電源引込み工事及び結線工事昇降路ピット内点検用コンセント設備工事、昇降路の煙感知器設置工事、遠隔監視メンテナンス用電話配管・配線工事のことをいう。</p>	項目	工事区分	建 築	電 気	給 水	排 水	ガ ス	外 構	汚 水 処 理 場	機械用基礎	※							※	排水水栓	※		※		※			※	堅桶(横引き管共)	※							※	プロアードレイン・ルーフドレイン	※							※	照明器具穴明及び補強	※								化粧キヤビネット				※					クーラー用スリープ	※								居室・浴室・換気レジスター	※								杭頭処理及び補強	※								設備スリープ箱入	※	※	※	※				※	設備スリープ構造体補強	※							※	設備スリープ防水処理	※			※				※	水槽(高架、受水)架台	※	※	※						設備関係取合せ部内装穴開	※	※	※	※				※	機械室床の穴開け及び穴埋め工事	※							※	液面電極棒フロートスイッチ				※					同上用リレー及び盤	※								水道用集中検診配管配線			※						同上結線及び調整			※						エレベーター関連工事(建築)*1	※								エレベーター関連工事(建築)*2	※							
項目	工事区分	建 築	電 気	給 水	排 水	ガ ス	外 構	汚 水 処 理 場																																																																																																																																																																																															
機械用基礎	※							※																																																																																																																																																																																															
排水水栓	※		※		※			※																																																																																																																																																																																															
堅桶(横引き管共)	※							※																																																																																																																																																																																															
プロアードレイン・ルーフドレイン	※							※																																																																																																																																																																																															
照明器具穴明及び補強	※																																																																																																																																																																																																						
化粧キヤビネット				※																																																																																																																																																																																																			
クーラー用スリープ	※																																																																																																																																																																																																						
居室・浴室・換気レジスター	※																																																																																																																																																																																																						
杭頭処理及び補強	※																																																																																																																																																																																																						
設備スリープ箱入	※	※	※	※				※																																																																																																																																																																																															
設備スリープ構造体補強	※							※																																																																																																																																																																																															
設備スリープ防水処理	※			※				※																																																																																																																																																																																															
水槽(高架、受水)架台	※	※	※																																																																																																																																																																																																				
設備関係取合せ部内装穴開	※	※	※	※				※																																																																																																																																																																																															
機械室床の穴開け及び穴埋め工事	※							※																																																																																																																																																																																															
液面電極棒フロートスイッチ				※																																																																																																																																																																																																			
同上用リレー及び盤	※																																																																																																																																																																																																						
水道用集中検診配管配線			※																																																																																																																																																																																																				
同上結線及び調整			※																																																																																																																																																																																																				
エレベーター関連工事(建築)*1	※																																																																																																																																																																																																						
エレベーター関連工事(建築)*2	※																																																																																																																																																																																																						
1.1.8 疑義に対する協議等	<p>* 設計図書に関する疑義は、原則として、入札執行前に質問書の提出によって確かめる。</p> <p>* 設計図書について監督職員と協議を行った結果、設計図書の訂正又は変更を行う場合の措置は、契約書の規定によるほか「愛知県建設局・都市・交通局・建築局設計変更事務取扱要領」(令和3年4月1日改正)及び「愛知県建築局設計変更ガイドライン」に定めるところによる。 (<a href="https://www.pref.aichi.jp/soshiki/kensetsu-kikaku/kenchiku-kiyun.html">https://www.pref.aichi.jp/soshiki/kensetsu-kikaku/kenchiku-kiyun.html</a>)</p>																																																																																																																																																																																																						
1.1.9 工事の一時中止に係る事項	<p>* 工事の一時中止の場合の措置は、「愛知県建築局設計変更ガイドライン」に定めるところによる。</p> <p>1) 契約約款第21条の規定により工事の一時中止の通知を受けた場合は、「工事一時中止に伴う工事現場の維持管理等に関する基本計画書」(以下「基本計画書」という。)を提出し、発注者の承諾を得るものとする。なお、基本計画書には、中止時点における工事の出来高、職員の体制、労働者数、搬入材料及び建設機械器具等の確認に関すること及び工事現場の維持・管理に関する基本的事項を明らかにする。</p> <p>2) 工事を一時中止する場合は、工事の続行に備え、工事現場を保全すること。</p>																																																																																																																																																																																																						
<工事関係図書>																																																																																																																																																																																																							
1.2.4 工事の記録	<p>A. 本工事は電子納品の対象工事とする。</p> <p>B. 対象となる成果品の作成については、「愛知県電子納品運用ガイドライン」及び「愛知県デジタル写真管理情報基準(案)」(<a href="https://www.pref.aichi.jp/site/cals/densinohin.html">https://www.pref.aichi.jp/site/cals/densinohin.html</a>を参照)に基づく。ただし、電子納品チェックリストについては、他の書類に同様の内容を記載した場合、省略できるものとする。</p> <p>C. 成果品の提出部数については、電子媒体(CD-R又はDVD-R)2部とする。</p> <p>D. 受注者は、電子納品に必要なハード及びソフト環境の整備を行なう。また、受注者は、検査時(中間検査、完了検査)に写真情報等の閲覧機器を準備する。</p> <p>E. 仕様書に基づき監督職員に報告等を行う書面で電子データによるものについては、以下を基本とするが、監督職員の指示がある場合はその指示による。</p> <p>1) 電子媒体(CD-RまたはDVD-R)で完了検査時に1部提出する。</p> <p>2) 「あいち電子納品運用ガイドライン」に準拠することとし、格納フォルダは「愛知県建築局発注工事における情報共有システム運用の手引き(案)」における表6を参考とする。</p> <p>F. その他、電子納品に関する詳細な取扱いについては、発注者、受注者協議の上、決定する。</p> <p>G. 工事写真的撮影時期、内容、枚数等は下記のとおりとする。</p> <p>1) 着工前:工事に先立ち、敷地、隣地及び周辺道路、建築物、工作物等の現況を撮影する。</p>																																																																																																																																																																																																						

項目	特記事項
<b>【汚水処理場建設工事】</b>	
<工事現場管理>	
1.3.1 施工管理	<p>2) 工事中: ①黒板(白板)に所定事項を明記し、工事の進捗状況を撮影、記録すると共に、特に施工後隠べい又は埋設される部分は、被写体に幅広テープを添えて撮影する。 記載事項: 件名(工事名)、名称(工種)、位置、工程、備考、撮影年月日 ②監督職員の指示により、適宜提出する。</p> <p>* デジタルカメラの撮影素子の有効画素数は100万画素程度から300万画素程度を標準とする。</p> <p>* デジタル工事写真的小黒板情報電子化を行う場合は、工事契約後、監督職員の承諾を得た上で「デジタル工事写真的小黒板情報電子化について」(<a href="https://www.pref.aichi.jp/soshiki/kensetsu-kikaku/kenchiku-kiyun.html">https://www.pref.aichi.jp/soshiki/kensetsu-kikaku/kenchiku-kiyun.html</a>を参照)により行うことができる。</p> <p>3) 竣工時: 外部、内部ともカラーで撮影し、箇所、枚数は監督職員指示による。</p>
1.3.3 電気保安技術者	* 主任技術者、監理技術者、特例監理技術者及び特例監理技術者の職務を補佐する者(以下、「監理技術者補佐」という。)の設置及びその他制度の運用については、「監理技術者制度運用マニュアル」(令和4年12月23日改正)によるものとする。
1.3.5 施工条件	<p>* 電気保安技術者: ・配置する ※配置しない</p> <p>* 施工日・施工時間制限: ・無 ※有( )</p> <p>* 施工に必要な実日数以外に見込んでいる事項: 準備期間・30日 ※( ) 休日(年末始休暇及び夏期休暇)・9日 ※( ) その他作業不能日・( : 日) ※図示による</p> <p>* 部位別の施工順序: ・無・有( )</p> <p>* 工事車両の駐車場所: 駐車制限: ※有( )・無</p> <p>* 資機材置場所: 置場制限: ※有( )・無</p> <p>* その他: ( )</p> <p>* 週休2日制工事実施対象工事: ※発注者指定・受注者希望・その他 建築工事における週休2日制工事実施要領(<a href="https://www.pref.aichi.jp/soshiki/kensetsu-kikaku-syukuhutuka.html">https://www.pref.aichi.jp/soshiki/kensetsu-kikaku-syukuhutuka.html</a>)</p>
1.3.10 施工中の環境保全等	* 「土壤汚染対策法」、「県民の生活環境の保全等に関する条例」、「市民の健康と安全を確保する環境の保全に関する条例」による措置: ・無・有(詳細は図面による)
1.3.11 発生材の処理等	<p>* 大気汚染防止法に基づき、適正に対応すること。</p> <p>* 発注者に引渡しを要するもの: P C Bを使用している機器材料 特別管理産業廃棄物: ・有(処理方法: ) ※無 現場において再利用を図るもの: * 引渡しを要するものは、監督職員の指示する場所に整理し、リスト表を作成し、監督職員に引渡す。 * 引渡しを要しないものは、すべて場外に搬出し、関係法規に従い適正に処理する。 * P C Bを使用している機器材料は、適切な容器に収めた上で引渡しを要する。撤去した機器のバーカー名・型番・製造年月日を記載したリストを作成して発注者へ提出する。</p> <p>* 次の物品はP C Bの混入が疑われるため、専門の分析機関に依頼し、その有無を確認する。 昭和47年以前の建築物: ポリサルファイド(チオコール)系コーキング 平成元年以前の製造機器: 蛍光灯安定制器、コンデンサ、リアクトル、コンデンサ用放電コイル、変圧器、(絶縁油中の濃度0.5mg/kg以下のものは対象外) 上記以外においても、P C B混入の恐れがある場合は、監督職員と協議の上、確認すること。</p>
引渡し等	<p>1. 解体材、発生材等の処理については、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」、「資源の有効な利用の促進に関する法律」及び「建設工事に係る資源の再資源化等に関する法律」、その他、関係法令の規定を遵守し、「愛知県建設副産物リサイクルガイドライン実施要綱」(以下「リサイクルガイドライン」という。<a href="https://www.pref.aichi.jp/soshiki/kensetsu-kikaku/recycle-guideline.html">https://www.pref.aichi.jp/soshiki/kensetsu-kikaku/recycle-guideline.html</a>を参照。)に基づき適正に行う。</p> <p>2. 事前に建設副産物情報交換システム(以下「COBRIS」と言う。)に登録及び必要事項を入力し、COBRISより出力される、「リサイクルガイドライン」に定める計画書(①、②)を監督職員に提出する。 ① 再生資源利用計画書(実施書)(様式1) ② 再生資源利用促進計画書(実施書)(様式2) 工事完了時、「リサイクルガイドライン」に定める実施書(①、②)の内容をCOBRISに登録及び工事登録証明書を作成し、監督職員に提出する。</p> <p>3. 建設リサイクル法第9条第1項の対象建設工事に該当する工事は、再資源化等が完了したとき、同法第18条第1項に基づく報告として、監督職員に「再資源化等報告書」を提出すること。</p> <p>4. 産業廃棄物管理表(以下「マニフェスト」という。)集計表を作成し、監督職員に提出する。マニフェスト集計表は任意様式とし、交付した全てのマニフェストについて、交付年月日、交付番号、車両ナンバー、廃棄物の内訳(t又はm3)、マニフェスト番号(連絡番号)、車両ナンバー、廃棄物の内訳、運搬・処分・最終処分の終了日)が記載され、受注者の記名があるものとする。また、紙マニフェストの場合は伝票を整理して保管し、必要に応じて検査員等に提示する。</p> <p>5. 本工事で発生する産業廃棄物のうち、愛知県内の最終処分場に搬入する産業廃棄物については、愛知県産業廃棄物税が課税されるので適正に取り扱うこと。</p> <p>* 工事に伴い発生する建設廃棄物のうち、次のものは適正に再資源化施設へ搬出する。 ※コンクリート塊・※アスファルトコンクリート塊・※建設発生木材・その他( )</p>
建設副産物	<p>* 以下の資料は次のHPから入手することができます。 ・愛知県建設副産物リサイクルガイドライン実施要綱 <a href="https://www.pref.aichi.jp/soshiki/kensetsu-kikaku/recycle-guideline.html">https://www.pref.aichi.jp/soshiki/kensetsu-kikaku/recycle-guideline.html</a>、愛知県あいくる材率先利用方針、あいくる材認定材一覧 <a href="https://www.pref.aichi.jp/site/aicle/">https://www.pref.aichi.jp/site/aicle/</a>、COBRIS <a href="https://www.recycle.jacic.or.jp">https://www.recycle.jacic.or.jp</a> 再資源化等報告書 <a href="https://www.pref.aichi.jp/soshiki/kensetsu-kikaku/kenchiku-kiyun.html">https://www.pref.aichi.jp/soshiki/kensetsu-kikaku/kenchiku-kiyun.html</a> [建築工事事務の手引・関連式]</p>
再資源化	<p>* 「フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律」に基づいて行うこと。 * 愛知県建設副産物リサイクルガイドライン実施要綱 別表3に従い、分別収集を行う。 * 非飛散アスペスト建材の処分方法: ・指定しない ※指定する(処分方法: )</p>
撤去時等のフロン等の取扱い	<p>* 「フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律」に基づいて行うこと。 * 愛知県建設副産物リサイクルガイドライン実施要綱 別表3に従い、分別収集を行う。 * 非飛散アスペスト建材の処分方法: ・指定しない ※指定する(処分方法: )</p>
<材 料>	<p>* 「愛知県環境物品等調達方針」(<a href="https://www.pref.aichi.jp/soshiki/kankyoekatsudo/0000009402.html">https://www.pref.aichi.jp/soshiki/kankyoekatsudo/0000009402.html</a>を参照) 別記2(2)に掲げられた一般資材、建設機械等の選定に当たっては、事業ごとの特性、必要とされる強度や耐久性、機能の確保、コスト等に留意しつつ、品目ごとの判断の基準を満足するものを使用するものとする。</p>
1.4.1 環境への配慮	<p>設計事務所名</p> <p>建築士登録番号</p> <p>建築士氏名</p> <p>検図</p> <p>製図</p> <p>設計</p> <p>○年〇月</p> <p>愛知県建築局公共建築部公営住宅課</p>

項目	特記事項																																
1.4.2 材料の品質等	<ul style="list-style-type: none"> <li>* 本工事に使用する資材等は、品質が規格値を満足し、かつ価格が適正である場合には、県内産の優先使用に努めるものとする。</li> <li>* 本工事において使用する材料のホルムアルデヒド放散量等の適用に関する区分は、「F☆☆☆☆」、「接着剤等不使用」、「ホルムアルデヒドを放散しない塗料等使用」、「非ホルムアルデヒド系接着剤使用」、「非ホルムアルデヒド系接着剤及びホルムアルデヒドを放散しない塗料等使用」又は「非ホルムアルデヒド系接着剤及びホルムアルデヒドを放散しない材料使用」のいずれかとする。</li> </ul>																																
再生資源の利用	<ul style="list-style-type: none"> <li>* リサイクル資材の率先利用を図るため、「愛知県あいくる材率先利用方針」(<a href="https://www.pref.aichi.jp/uploaded/attachment/242345.pdf">https://www.pref.aichi.jp/uploaded/attachment/242345.pdf</a>を参照)を遵守し、あいくる材として認定されている資材の利用に努める。</li> <li>* 「愛知県あいくる材率先利用方針」第3のAAグループ及びAグループの認定資材を優先的に使用する。</li> <li>* あいくる材の指定があるものについて、それ以外のものを使用する場合は、監督職員の承諾を要する。</li> <li>* 工事完了時に、あいくる材の使用実績を「リサイクルガイドライン」に定める次の様式に記入し、電子データを監督職員に提出する。           <ul style="list-style-type: none"> <li>1) あいくる材使用状況報告書（様式8）</li> <li>2) あいくる材使用実績集約表（様式9）</li> </ul> </li> <li>* あいくる材認定資材一覧、愛知県あいくる材率先利用方針、その他提出書類の様式等の資料は次のHPから入手することができます。 <a href="https://www.pref.aichi.jp/site/aicle/">https://www.pref.aichi.jp/site/aicle/</a></li> </ul>																																
<施工>																																	
1.5.2 技能士	<ul style="list-style-type: none"> <li>* 技能士：※延べ面積5,000m<sup>2</sup>以上の工事に適用する</li> <li>* 適用する技能検定の種類及び作業の種別は次のとおりとする。</li> </ul> <table border="1"> <thead> <tr> <th>適用職種</th> <th>工事種別</th> <th>工事の細分</th> <th>資格（技能検定における選択作業）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>※</td> <td>鉄筋工事</td> <td>加工及び組み立て</td> <td>1級鉄筋技能士</td> </tr> <tr> <td>※</td> <td>コンクリート工事</td> <td>型枠</td> <td>1級型枠施工技能士</td> </tr> <tr> <td>※</td> <td></td> <td>床コンクリートこて仕上げ</td> <td>1級左官技能士</td> </tr> <tr> <td>※</td> <td></td> <td>アスファルト防水</td> <td></td> </tr> <tr> <td>※</td> <td>防水工事</td> <td>シート防水</td> <td></td> </tr> <tr> <td>※</td> <td></td> <td>塗膜防水</td> <td></td> </tr> <tr> <td>※</td> <td></td> <td>シーリング</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	適用職種	工事種別	工事の細分	資格（技能検定における選択作業）	※	鉄筋工事	加工及び組み立て	1級鉄筋技能士	※	コンクリート工事	型枠	1級型枠施工技能士	※		床コンクリートこて仕上げ	1級左官技能士	※		アスファルト防水		※	防水工事	シート防水		※		塗膜防水		※		シーリング	
適用職種	工事種別	工事の細分	資格（技能検定における選択作業）																														
※	鉄筋工事	加工及び組み立て	1級鉄筋技能士																														
※	コンクリート工事	型枠	1級型枠施工技能士																														
※		床コンクリートこて仕上げ	1級左官技能士																														
※		アスファルト防水																															
※	防水工事	シート防水																															
※		塗膜防水																															
※		シーリング																															
<完成図等>																																	
1.7.1 完成時の提出図書	<ul style="list-style-type: none"> <li>* 提出図書：※完成図 ※保全に関する資料 ※設計図（変更設計図を含む）・（ ）</li> </ul>																																
1.7.2 完成図等	<ul style="list-style-type: none"> <li>A. 完成図の種類は次のとおりとし、工事完了前に、A1判で作成し、監督職員に提出する。           <ul style="list-style-type: none"> <li>1) 配置図 2) 平面図・求積図 3) その他（ ）</li> </ul> </li> <li>B. 次の図面を監督職員の指示によりA3版2つ折り原本（合本作成）及び第二原図（PPC用ポリエチレン袋紙、同等品）A3版を作成し、監督職員に提出する。           <ul style="list-style-type: none"> <li>1) 設計図（変更設計図を含む） 2) 完成図</li> </ul> </li> <li>C. 完成図のCADデータ</li> </ul> <p>※提出する（・愛知県電子納品運用ガイドラインに基づく ※監督職員との協議による）・提出しない</p>																																
1.7.3 保全に関する資料	<ul style="list-style-type: none"> <li>* 保全に関する資料 提出部数：※発注者用2部+入居者用（ ）部・（ ）部</li> <li>* 保守指導書（共用部分）：※提出する・提出しない</li> </ul>																																
<その他>																																	
提出書類	<ul style="list-style-type: none"> <li>* 次の書類を監督職員に提出する。           <ul style="list-style-type: none"> <li>1) 使用資材（機材）一覧 2) 建築工事手引等によるもの</li> </ul> </li> <li>* 東洋ゴム化成品㈱及びニッタ加工品㈱で製造された製品・材料を用いる場合 受注者は、東洋ゴム化成品（株）・ニッタ化成品（株）で製造された製品や材料（以下、ゴム製品等とする。）を用いる場合には、同社が製造するゴム製品等に対して請負者が指定した第三者（東洋ゴム化成品（株）、ニッタ確認を得るものとする。なお必要な品質証明書は、以下の試験及び検査において、製品に応じて必要な規格について取得するものとする。</li> </ul>																																
火災保険等	<table border="1"> <thead> <tr> <th>試験名</th> <th>計測項目</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>通常状態での試験（常態試験）</td> <td>硬さ、比重、引張強度、伸び</td> </tr> <tr> <td>熟老化試験</td> <td>熟老化前後の変化率（硬さ、比重、引張強度、伸び）</td> </tr> <tr> <td>圧縮永久ひずみ試験</td> <td>圧縮による残留歪み</td> </tr> <tr> <td>製品検査</td> <td>外観、寸法、性能</td> </tr> </tbody> </table> <p>ただし、第三者による品質証明書類を提出し監督職員の確認を得た場合であっても、後に製品不良等が判明した場合に受注者の契約不適合責任が免責されるものではない。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>* 保険の期間は、工事の目的物の引渡し日までとする。（特に定めのない限り契約上の完成期日経過後14日間とする。）保険の種類は、建築工事手引参考.2「愛知県建築工事に係る火災保険等の加入方法」により、保険金受取人（被保険者）は受注者とする。</li> <li>* 本工事において、受注者は法定外の労災保険に付さなければならない。</li> <li>* 工事現場には次図書を常備する。 「公共住宅建設工事共通仕様書」（令和元年度版）（「機材の品質・性能基準」を含む。） 「公共建築設備工事標準図（機械設備工事編）」（平成31年版）（以下「標準図」という）</li> <li>* 本工事にわける自社及び下請負会社の中にこの制度を使用する者がある場合は、同制度に加入し、掛金収納書を提出しなければならない。制度を使用しない又は証紙を購入しない場合は、理由書等を提出する。 工事完成後、速やかに掛金充当実績総括表を作成し、検査員に提示しなければならない。</li> <li>* 南海トラフ沿いの大規模な地震発生の可能性が平常時と比べて相対的に高まった旨の「南海トラフ地震臨時情報」が発表された場合、受注者は、継続的に地震関連情報の収集に努め、工事中の建築物等及び仮設物に対し、必要な安全対策措置が実施されているかの確認、及び作業員や必要に応じ第三者に対する安全の再確認を行うなど、有事に際しての備えを行なうこと。</li> <li>* 本工事が、公共事業労務費調査、共通費実態調査等の対象工事となった場合は、必要な協力をすること。</li> <li>* 本工事における木材利用状況に関する調査に協力をすること。</li> <li>* 本工事が低入札価格調査制度の調査対象工事となった場合は、工事完了時に県が行なう工事コスト調査に協力しなければならない。なお、コスト調査における作業内容等については別途、監督職員の指示による。また、本工事の一部を下請けする場合は、下請負者についても工事コスト調査等の協力を得ること。</li> <li>* 施設管理開始までの電気、水道、ガス等の料金（基本料金を含む）は、協議の上、各工事受注者が負担する。</li> <li>* 「特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保に関する法律」に基づく、保険への加入又は保証金の供託： ・要する ※要しない</li> <li>* 愛知県公共工事請負契約書第3条第1項に規定する請負代金内訳書（以下「内訳書」という。）は、種目別内訳、科目別内訳まで作成し、工事請負契約締結後14日以内に監督職員に提出すること。なお、内訳書には、健康保険、厚生年金保険及び雇用保険の法定福利費を明示すること。</li> <li>* 愛知県公共工事請負契約書第3条第1項に規定する工程表は、発注者から請求があった場合に提出すること。</li> <li>* 「建設工事に伴う騒音振動対策技術指針（建設大臣官房技術審議官通達）」及び関連法規の規定を厳守し施工する。また、騒音規制法、振動規制法の規制の対象となる作業（特定建設作業）及び下記に指定した建設機械</li> </ul>	試験名	計測項目	通常状態での試験（常態試験）	硬さ、比重、引張強度、伸び	熟老化試験	熟老化前後の変化率（硬さ、比重、引張強度、伸び）	圧縮永久ひずみ試験	圧縮による残留歪み	製品検査	外観、寸法、性能																						
試験名	計測項目																																
通常状態での試験（常態試験）	硬さ、比重、引張強度、伸び																																
熟老化試験	熟老化前後の変化率（硬さ、比重、引張強度、伸び）																																
圧縮永久ひずみ試験	圧縮による残留歪み																																
製品検査	外観、寸法、性能																																
法定外の労災保険の付保 常備図書																																	
建設業退職金共済制度																																	
工事中の安全管理																																	
各種調査への協力																																	
工事コスト調査の協力																																	
光熱水費 特定住宅瑕疵担保責任																																	
工程表・請負代金内訳書																																	
騒音・振動対策																																	

項目	特記事項											
排出ガス対策型建設機械	<p>については、「低騒音型、低振動型建設機械の指定に関する規程」（建設大臣告示）により指定された建設機械を使用する。</p> <p>作業名：建設機械名： 作業名：建設機械名：</p> <p>（対象規制値：排出ガス対策型建設機械の適用：※有り・なし (対象機種：バックホウ、車輪式トラクターショベル、ブルドーザー、発動発電機、空気圧縮機、油圧ユニット、ローラー類、ホイールクレーン（いずれもディーゼルエンジン出力7.5~260kW）)</p>											
貨物自動車等の車種規制	<p>* 貨物自動車等の車種規制非適合車の使用抑制等に関する要綱（<a href="https://www.pref.aichi.jp/kankyo/ondanka/car/yoko/index.html">https://www.pref.aichi.jp/kankyo/ondanka/car/yoko/index.html</a>）</p> <p>* 工事場所が「自動車NOx・PM法」の規制対象地域内においては、「貨物自動車等の車種規制非適合車の使用抑制等に関する要綱」（愛知県）に基づき、対象地域外からの流入車も含め、車種規制非適合車の使用抑制に努めるものとする。</p>											
特定特殊自動車の燃料	<p>* 受注者は、軽油を燃料とする特定特殊自動車の使用にあたって、燃料を購入して使用するときは、当該特定特殊自動車の製作等に関する事業者または団体が推奨する軽油（ガソリンスタンド等で販売されている軽油をいう）を選択しなければならない。また、監督職員から特定特殊自動車に使用した燃料の購入伝票を求められた場合、提示しなければならない。なお、軽油を燃料とする特定特殊自動車の使用にあたっては、下請負者等に関係法令等を遵守せらるべきものとする。</p> <p>下請契約を締結する場合においては、下請金額に関わらず施工体系図を作成し、工事現場の工事関係者及び公衆が見やすい場所（仮囲いなど）に掲示する。</p> <p>* 受注者は、下請負に付する場合には、次の各号に掲げる要件をすべて満たさなければならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1) 受注者が、工事の施工につき総合的に企画、指導及び調整するものであること。</li> <li>2) 下請負者は、当該下請工事の施工能力を有すること。</li> <li>3) 下請負者は、建設業法に基づく営業停止の期間中でないこと。</li> <li>4) 下請負者が愛知県の競争入札参加資格者である場合には、愛知県建設工事等指名停止取扱要領に基づく指名停止期間中でないこと。</li> <li>5) 下請負者は、「愛知県が行う調達契約からの暴力団排除に関する事務取扱要領」に掲げる排除措置要件に該当しないこと。</li> </ol> <p>* 施工体制については「施工体制の適正化に向けての現場点検の手引き（案）」によること。</p> <p>* 建設業法第24条の8第1項の規定により作成した施工体制台帳（同項の規定により記載すべきものとされた事項に変更が生じたことに伴い新たに作成されたものを含む。）の写しを監督職員に提出すること。</p> <p>（公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律第15条）</p>											
施工体系図の掲示	<p>（公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律第15条）</p> <p>* 現場代理人等</p> <p>* 施工体制</p> <p>* 現場代理人等</p> <p>* 事故報告</p> <p>* 石綿含有仕上塗材の除去・補修、既存壁等への作業</p> <p>* 契約後VE</p> <p>* CCUSの活用</p> <p>&lt;繩張り、造方、足場等&gt;</p> <p>2.2.4 足場等</p> <p>* 本工事は、契約款第20条第2項に基づく提案を受け付ける契約方式（以下「契約後VE」という。）の（※ 対象工事（契約金額が250万円未満の場合を除く。）・対象外工事）とする。</p> <p>* 契約後VEを行う場合には、「愛知県建設局契約後VE実施要領」の規定により行うものとする。 「愛知県建設局契約後VE実施要領」は、建設企画課HP（下記URL参照）に掲載している。 <a href="https://www.pref.aichi.jp/soshiki/kensetsu-kikaku/keiyakugove.html">https://www.pref.aichi.jp/soshiki/kensetsu-kikaku/keiyakugove.html</a></p> <p>* VE提案の範囲</p> <p>* 請負者がVE提案を行う範囲は、設計図書に定められている内容に関する変更により請負代金額の低減を伴うものとする。【工事全体をVE提案の対象とする場合】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・請負者がVE提案を行う範囲は、設計図書に定められている内容のうち、工事材料及び施工方法等に関する変更により請負代金額の低減を伴うものとし、原則として工事目的物の変更を伴わないものとする。【工事目的物をVE提案の対象としない場合】</li> <li>・（ ）【その他VE提案を求める範囲によって適宜記載する】</li> </ul> <p>* VE提案の実施にあたり、関係機関協議等第三者との調整等を要する提案については、あらかじめ、請負者が主体となり当該第三者との事前調整等を行い、実施の見込みがある提案であること。</p> <p>* 建設キャリアアップシステムの活用に関して、工事成績評定において評価を希望する場合は、工事着手までに工事打合せ簿により申し出るとともに、工事完了時に活用状況を確認できる資料を監督職員に提出すること。</p> <p>■2章 仮設工事■</p> <p>* 定置する足場、桟橋、リフト等の設置：・建築工事 ※本工事 ・別契約工事</p> <p>足場：（幅：・0.9 ～1.2 m）手すり先行工法</p> <p>* 工事で設置する足場については、「公共住宅建設工事共通仕様書（建築編）」の「2.2.4足場その他」の規定のほか、「手すり先行工法等に関するガイドライン」（厚生労働省平成21年4月）により、「働きやすい安心感のある足場に関する基準」に適合する手すり、中さん及び幅木の機能を有する足場とし、足場の組立て、解体又は変更の作業は「手すり先行工法による足場の組立て等に関する基準」の2の(2)手すり据置き方式又は2の(3)手すり先行専用足場方式により行うこと。</p> <p>* 屋根面からの墜落事故防止対策として、必要に応じて、JIS A8971（屋根工事用足場及び施工方法）に基づき、建方作業台、渡り廊下、墜落防護さく等の足場及び設備機材を設置する。</p>											
	<table border="1"> <tr> <td>設計事務所名</td> <td>工事名称</td> <td rowspan="3">図面番号</td> </tr> <tr> <td>建築士登録番号</td> <td></td> </tr> <tr> <td>建築士氏名</td> <td></td> </tr> <tr> <td>検図</td> <td>製図</td> <td>設計 〇年〇月</td> <td>愛知県建築局公共建築部公営住宅課</td> </tr> </table>	設計事務所名	工事名称	図面番号	建築士登録番号		建築士氏名		検図	製図	設計 〇年〇月	愛知県建築局公共建築部公営住宅課
設計事務所名	工事名称	図面番号										
建築士登録番号												
建築士氏名												
検図	製図	設計 〇年〇月	愛知県建築局公共建築部公営住宅課									

項目	特記事項																
<仮設物>																	
2.3.1 監督職員事務所等	<p>* 高さが5m以上の箇所での作業を行う場合、労働安全衛生規則の各規定により使用する要求性能墜落制止用器具はフルハーネス型とし、「墜落制止用器具の規格」(平成31年1月25日厚生労働省告示第11号)によるものとする。</p> <p>* 仮開い：・設置する ※設置しない 仮開いの構造：※成型鋼板(H=3.0m)・波型カラ一鉄板(H=1.8m) 仮開いの位置：図面による * 工事用道路、工事用水、排水及び特殊仮設：</p> <p>A. 監督職員事務所 * 監督職員事務所：・設ける ※設けない * 規模：・10 ※20・35・65・100 m<sup>2</sup>程度 * 標準仕上げ 1) 床：合板張り又はビニル床シート張り 2) 壁、天井：合板又はセッコウボード張り、合成樹脂エマルジョインペイント塗り * 設備、備品等 監督職員の指示を受け、電灯、給排水その他の設備を設け、必要に応じて次の備品を置く。 1) 標準備品：机、いす、書棚、行事予定表、ゴム長靴、雨合羽、保護帽、懷中電灯、寒暖計、墜落制止用器具、衣類ロッカー、受注者加入の電話子機、冷暖房機器、消火器、湯沸器、掃除具 2) 選択備品：・パソコン・プリンター・FAX・複写機・インターネット設備 * 監督職員事務所の電気、水道、ガス及び電話の使用料並びに便所の清掃料などは受注者の負担とする。</p> <p>B. 受注者事務所その他 * 建設に係る区域内に、受注者の仮設事務所、現場作業所及び仮設便所等を設置できる。設置する場所は、仮設建物の位置、規模及び設置期間について仮設計画図に記入の上、事前に監督職員の承諾を受ける。</p> <p>* 工事PR看板：・設置する ※設置しない * 設置にあたっては「公営住宅建設工事に係るPR看板設置について」により、設置状況について報告書を監督職員に提出する。</p> <p>* 建設現場標識：※設ける（他工事と共同設置を可とする）・設けない</p> <p>《建設現場標識 共同設置の例》</p> <table border="1"> <tr><td>工事名</td><td>○○住宅建築工事(第〇工区)</td></tr> <tr><td></td><td>○○住宅電気工事(第〇工区)</td></tr> <tr><td>...</td><td>...</td></tr> <tr><td>工 期</td><td>〇年〇月〇日から 〇年〇月〇日まで</td></tr> <tr><td>発注者</td><td>愛知県建築局公共建築部公営住宅課</td></tr> <tr><td>工事監理者</td><td>○○○○○</td></tr> <tr><td>工事施工者</td><td>○○建設株式会社 ○○設備株式会社 ...</td></tr> <tr><td>...</td><td>...</td></tr> </table>	工事名	○○住宅建築工事(第〇工区)		○○住宅電気工事(第〇工区)	...	...	工 期	〇年〇月〇日から 〇年〇月〇日まで	発注者	愛知県建築局公共建築部公営住宅課	工事監理者	○○○○○	工事施工者	○○建設株式会社 ○○設備株式会社 ...	...	...
工事名	○○住宅建築工事(第〇工区)																
	○○住宅電気工事(第〇工区)																
...	...																
工 期	〇年〇月〇日から 〇年〇月〇日まで																
発注者	愛知県建築局公共建築部公営住宅課																
工事監理者	○○○○○																
工事施工者	○○建設株式会社 ○○設備株式会社 ...																
...	...																
<建設現場標識の設置>																	
3.1.2 建設現場標識の設置																	
<根切り及び埋め戻し等>																	
3.2.3 埋戻し及び盛土	<p>■建築編 3章 土工事■</p> <p>* 埋め戻し及び盛土：・A種 ※B種・C種・D種 [表3.2.1] * 建設発生土の利用指定：※無・有( )からの建設発生土を利用する</p>																
3.2.5 建設発生土の処理	<p>* 処分にあたっては「愛知県建設副産物リサイクルガイドライン実施要綱」に基づき、適正に処理する。 * 建設発生土の有無：・有・無 * 建設発生土の処理 ・構内処理 ・構外搬出（関係法令等に従い適切に処理） (搬出先名称（所在地）：( ) (片道運搬時間(時間)：( )) (片道運搬距離(km)：( )) (搬出条件（土質試験、その他建設発生土の発生抑制や適正処分に必要な情報）：( ))</p> <p>建設発生土を構外へ搬出する場合は、搬出先等の承諾を得たうえで、搬出先及び処分状況（高さ、勾配等）がわかる写真並びに運搬を証明する書類等を監督職員に提出する。</p>																
<山留め>																	
3.3.3 山留めの撤去	<p>* 山留めの存置：※無・有</p>																
<試験及び報告書>																	
4.2.4 地盤の載荷試験	<p>■建築編 4章 地盤工事■</p> <p>* 平板載荷試験：・実施する・実施しない * 試験位置：※図面による 載荷荷重： * 試験の方法：(公社)地盤工学会基準による * 報告書の記載事項等：(公社)地盤工学会基準による</p>																
4.6.2 材料	<p>* 砂利地盤に使用する砂利：・再生クラッシャラン・切込砂利・切込碎石・( ) * 砂地盤に使用する砂：・山砂・川砂・砕砂・( ) * 床下防湿層に使用する材料：※ボリエチレンフィルム・図面による・( )</p>																
4.6.3 砂利及び砂地盤	<p>* 厚さ：・60mm・( ) mm・図面による</p>																
4.6.4 捨てコンクリート地盤	<p>* 捨てコンクリート厚さ：・50mm・( ) mm・図面による * 強度：・18N/mm<sup>2</sup>・( ) N/mm<sup>2</sup> スランプ：・15cm・18cm</p>																
4.6.5 床下防湿層	<p>* 防湿層：※適用する（範囲：図面による）・適用しない</p>																
<材料>																	
5.2.1 鉄筋	<p>■建築編 5章 鉄筋工事■</p> <p>* 異形鉄筋棒鋼の種別：※SD295A(D16以下)・※SD345(D19~D25)・※SD390(D29以上)</p>																
5.2.2 溶接金網	<p>* 鉄線の形状、寸法及び鉄線の径：※図面による・( )</p>																
5.3.2 加工	<p>* 90°未満の折曲げ内径直径：</p>																

項目	特記事項														
5.3.4 繩手及び定着	<p>* 鉄筋継手：※重ね継手(D16以下)・※ガス圧接継手(D19以上)・機械式継手又は溶接継手 * 鉄筋の定着方法：※折り曲げ定着方法・※図面による・機械式定着・( ) * 加工及び組立は、公共住宅標準詳細設計図集及び(社)日本建築学会(JASS5)による。</p>														
5.3.5 鉄筋のかぶり厚さ及び間隔	<p>* 鉄筋及び溶接金網の最小かぶり厚さ：・表5.3.6による・図面による・( )</p>														
5.3.7 各部配筋	<p>* 各部の配筋：・図面による・( )</p>														
5.4.10 圧接完了後の圧接部の試験	<p>* 外観試験の試験従事者は、当該ガス圧接工事に関連がない第三者機関に所属し、(公社)日本鉄筋継手協会が発行する鉄筋継手部検査技術者技量適格性証明書を有する者とし、監督職員の承諾を受ける。 * 抜取試験：※超音波探傷試験・引張試験</p>														
<機械式継手>															
5.5.2 機械式継手	<p>* 適用箇所、性能、種類、鉄筋相互のあき：※図面による・( ) * 施工完了後の継手部の試験、不合格となった継手部への措置等： ※1.2.2[施工計画書]による品質管理で定める・( )</p>														
<溶接継手>															
5.6.3 工法	<p>* 適用箇所、性能、種類、鉄筋相互のあき：※図面による・( ) * 溶接完了後の溶接部の試験、不合格となった溶接部への措置等： ※1.2.2[施工計画書]による品質管理で定める・( )</p>														
<共通事項>															
6.1.2 基本要求品質	<p>■建築編 6章 コンクリート工事■</p> <p>受注者は、レディミクストコンクリートを用いる場合の工場選定は以下による。 (1) JISマーク表示認証製品を製造している工場（工業標準化法の一部を改正する法律（平成16年6月9日公布）に基づき国に登録された民間の第三者機関（登録認証機関）により製品にJISマーク表示する認証を受けた製品を製造している工場）で、かつ、コンクリートの製造、施工、試験、検査及び管理などの技術的業務を実施する能力のある技術者（コンクリート主任技士等）が常駐しており、配合設計及び品質管理等を適切に実施できる、全国品質管理監査会議の策定した統一監査基準に基づく監査に合格した工場（以下「○マークを取得した工場」という。）から選定し、JIS A 5303（ディーアイエスアーマー）に適合するものを用いなければならない。 (2) JISマーク表示認証製品を製造し、○マークを取得した工場が工事現場近くに見当たらない場合は、使用する工場について、設計図書に指定したコンクリートの品質が得られることを確かめたうえ、その資料により監督職員の確認を得なければならない。なお、コンクリートの製造、施工、試験、検査及び管理などの技術的業務を実施する能力のある技術者（コンクリート主任技士等）が常駐しており、配合設計及び品質管理等を適切に実施できる工場から選定しなければならない。</p>														
<コンクリートの種類及び品質>															
6.2.1 コンクリートの種類	<p>* コンクリートの種別：※I類・II類 [表6.2.1] * 適用箇所及び施工時期：※図面及び監督職員と協議による * 気乾単位容積質量による種類：※普通コンクリート・軽量コンクリート * 国土交通大臣認定コンクリート（建築基準法第37条第2号）：</p>														
6.2.2 コンクリートの強度	<p>* 設計基準強度(Fc)：・普通コンクリート( ) N/mm<sup>2</sup>・軽量コンクリート( ) N/mm<sup>2</sup>・図面による</p>														
6.2.4 リヒーリティ及びスランプ	<p>* コンクリートの荷卸し地点によるスランプ：※表6.2.2による・( )</p>														
6.2.5 構造体コンクリートの仕上り	<p>* 合板せき板を用いるコンクリートの打放し仕上げの種別：・A種・B種・C種 [表6.2.4] * コンクリートの仕上がりの平たんさの種別：・a種・b種・c種 [表6.2.5]</p>														
<コンクリートの材料及び調合>															
6.3.1 コンクリートの材料	<p>* セメントの種類：※普通ポルトランドセメント・※高炉セメント(B種) * 高炉セメントA種：・シリカセメントA種・フライアッシュセメントA種・エコセメント * 適用箇所 高炉セメントB種：(外構・小規模構造物) フライアッシュセメントB種： * 骨材の使用 フェロニッケルスラグ細骨材：・使用する・※使用しない 銅スラグ細骨材：・使用する・※使用しない 電気炉酸化スラグ骨材：・使用する・※使用しない 再生骨材H：・使用する・※使用しない * 碎石、碎砂、細骨材、骨材のアルカリシリカ反応性による区分：※A・B * 混和剤種類：・AE剤・※AE減水剤・※高性能AE減水剤・( )・使用しない * 混和材種類：・フライアッシュ(I種)・フライアッシュ(II種)・フライアッシュ(IV種)・高炉スラグ微粉末・シリカフューム・膨張剤</p>														
6.3.2 コンクリートの調合	<p>* 構造体強度補正値(S)：・図面による・※表6.3.2による * 6.3.2(1)(f)①~③以外の混和材料：使用方法( ) 使用量( )</p>														
<コンクリートの品質管理>															
6.5.4 塩化物量及びアルカリ総量	<p>* アルカリ総量：3.0kg/m<sup>3</sup>以下とする。</p>														
<コンクリートの工事現場内運搬並びに打込み及び締固め>															
6.6.4 打継ぎ	<p>* 打継ぎの位置 梁及びスラブ：・図面による・※そのスパンの中央又は端から1/4の付近 柱及び壁：・図面による・※スラブ、壁梁又は基礎の上端 * 目地寸法：※図面による・( )</p>														
<養生>															
6.7.2 濡潤養生	<p>* 普通エコセメント使用時の濡潤養生の期間：( ) 日以上</p>														
6.8.1 型枠一般	<p>* 外部に面するコンクリート打放し仕上げ（仕上塗材、塗装等の仕上げを行う場合を含む）の打増し厚さ： ※図面による * ひび割れ誘発目地：位置( ) 形状( ) 寸法( ) mm</p>														
6.8.2 材料	<p>* せき板の材料 コンクリート打放し仕上げの場合：※表6.2.4の表面仕上り程度に見合ったもの・図示による コンクリート打放し仕上げ以外の場合：※コンクリートの品質を確保できるもの・図示による * せき板 合板の場合 種別：・6.8.2(2)(7)によるもの※6.8.2(2)(1)によるもの・( ) 合板の厚さ：※12mm・( ) mm</p>														
	<table border="1"> <tr> <td>設計事務所名</td> <td>工事名称</td> <td rowspan="2">図面番号</td> </tr> <tr> <td>建築士登録番号</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="2">建築士氏名</td> <td></td> </tr> <tr> <td>検図</td> <td>製図</td> <td>設計 ○年〇月</td> </tr> <tr> <td colspan="3">愛知県建築局公共建築部公営住宅課</td> </tr> </table>	設計事務所名	工事名称	図面番号	建築士登録番号		建築士氏名			検図	製図	設計 ○年〇月	愛知県建築局公共建築部公営住宅課		
設計事務所名	工事名称	図面番号													
建築士登録番号															
建築士氏名															
検図	製図	設計 ○年〇月													
愛知県建築局公共建築部公営住宅課															

項目	特記事項
<軽量コンクリート>	* 断熱材を兼用した型枠材 : 使用する (使用箇所: ( )) • 使用しない * MCR工法用シート : 使用する (使用箇所: ( )) • ※使用しない
6.10.1 一般事項	* 軽量コンクリートの適用箇所: ※図面による
6.10.2 種類及び品質	* 軽量コンクリートの種類: • 1種 • 2種 気乾単位容積質量: [表6.10.1]
<寒中コンクリート>	* スランプ: ※21cm • 図面による • ( )
6.11.1 一般事項	* 適用期間: ※JASS5による「打込日を含む旬の平均気温が4°C以下の期間」 • ( )
6.11.2 材料及び調合	* 構造体強度補正値(S): ※6.11.2(3)(7)による • 積算温度を元に定める ( )
<暑中コンクリート>	
6.12.2 材料及び調合	* 構造体強度補正値(S): ※6N/mm <sup>2</sup> • ( )
<共通事項>	
7.1.3 鉄骨製作工場	* 建築基準法第77条の56に基づき国土交通大臣から性能評価機関として認可を受けた、㈱日本鉄骨評価センター又は(株)全国鉄骨評価機構の「鉄骨製作工場の性能評価基準」に定める下記のグレードとして国土交通大臣から認定を受けた工場又は同等以上の能力のある工場とする。 グレード: • S • H • M • R
7.1.4 鉄骨製作工場における施工管理技術者	* 施工管理技術者: ※必要 • 不要
<材料>	
7.2.1 鋼材	* 鋼材の材質、形状及び寸法: ※図面による • ( ) [表7.2.1]
7.2.2 高力ボルト	* 種類: ※トルシア形高力ボルト • JIS形高力ボルト • 溶融亜鉛めっき高力ボルト • 図面による * ねじの呼び: ※図面による • ( )
7.2.3 普通ボルト	* ボルト及びナットの材料等: ※表7.2.3 • 図面による • ( ) * ねじの呼び: ※図面による • ( )
7.2.4 アンカーボルト	* 構造用アンカーボルトの種類: ※図面による • ( ) * 建方用アンカーボルトの種類: ※図面による • ( ) * ボルト及びナットのねじの公差域クラス及び仕上げの程度: ※表7.2.3による • ( )
7.2.5 溶接材料	* 溶接棒等(表7.2.4)、シールドガス以外の材料: • 図面による • ( )
7.2.6 ターンバックル	* 種類 建築用ターンバックル胴: ※割鉢式 • 図面による • ( ) 建築用ターンバックルボルト: ※羽子板ボルト • 図面による • ( ) * ねじの呼び: ※図面による • ( )
7.2.7 床構造用のデッキプレート	* デッキプレートの材質、形状及び寸法: ※図面による • ( ) * (I)以外のデッキプレートの材質、形状及び寸法: ※図面による • ( )
7.2.8 スタッド	* 種類等: ※図面による • ( )
7.2.9 柱底均しモルタル	* 無収縮モルタル: ※使用する • 使用しない • 図面による * 無収縮モルタルとする場合の材料、調合等: ※7.2.9(2)(7)~(イ)による • ( )
7.2.10 材料試験等	* 板厚方向に引張力を受ける鋼板のJIS G 0901による試験: ※実施する • 実施しない
<工作一般>	
7.3.2 工作図	* 高力ボルト、普通ボルト及びアンカーボルトの縫端距離、ボルト間隔、ゲージ等: ※図面による • ( )
7.3.8 ボルト孔	* 母屋又は胴縁の取付けに使用する普通ボルトの孔径: ※ねじの呼び径+1.0mm • 図面による • ( )
7.3.10 仮組	* 仮組: • 実施する ※実施しない
<高力ボルト接合>	
7.4.2 摩擦面の性能及び処理	* すべり試験: • 実施する ※実施しない * 試験の方法: 試験片の摩擦面の状態:
7.4.7 締付け	* JIS形高力ボルトを回転法で本締めする場合 ボルトの長さがねじの呼びの5倍を超える場合のナット回転量:
<溶接接合>	
7.6.3 技能資格者	* 溶接技能者に対する技量付加試験: • 実施する ※実施しない
7.6.4 溶接の準備	* 開先の形状: ※図面による • ( )
7.6.7 溶接施工	* エンドタブを切断する箇所及び切断範囲: ※図面による • ( ) 切断面の仕上げ: ※グラインダー仕上げ[粗さ100μmRz程度以下、ハサ深さ1mm程度以下] • 図面による • ( ) * 完全溶込み溶接 板厚が異なる場合の付合せ溶接 低応力高サイクル疲労を受ける部位: ※図面による • ( ) スカラップの形状: ※図面による • ( )
7.6.12 溶接部の試験	* 溶接部の外観試験 「鉄骨造の継手又は仕口の構造方法を定める件」第二号に関する試験方法等: • 図面による • ( ) 「鉄骨精度検査基準」の付表3「溶接」に関する試験方法等: • 図面による • ( ) * 完全溶込み溶接部の超音波探傷試験: ※実施する • 実施しない 工場溶接の場合 平均出検品質限界(AQL): • 2.5% ※4% 検査水準: • 第1水準 • 第2水準 • 第3水準 • 第4水準 • 第5水準 ※第6水準
<錆止め塗装>	
7.8.2 塗料の範囲	* 耐火被覆材の接着する面の塗装範囲: ※図面による • ( ) * 耐火被覆材の接着する面以外の塗装範囲: ※7.8.2(1)(ア)~(オ)以外の範囲 • 図面による • ( )
7.8.4 塗料種別	* SRC造の鋼製スリーブで鉄骨に溶接されたものの内面の錆止め塗料: ※表18.3.1のA種 • ( ) * 耐火被覆材の接する面: • 塗装する (塗料の種別: ) • 塗装しない

項目	特記事項
<耐火被覆>	* 種類、材料及び工法等: ※図面による • ( )
7.9.2 耐火被覆の種類等	* 耐火被覆の耐火性能、品質等
<工事現場施工>	
7.10.3 アンカーボルトの設置等	* 構造用アンカーボルトの形状・寸法: ※図面による • ( ) * アンカーフレームの形状・寸法: ※図面による • ( ) * 建方用アンカーボルトの保持及び埋込み工法: ※A種 • B種 • C種 * 柱底均しモルタル 厚さ: ( ) mm 工法: ※A種 • B種 [表7.10.1] [表7.10.2]
<軽量形鋼構造>	
7.11.2 施工	* ボルトの接合方法: ※図面による • ( )
<溶融亜鉛めっき工法>	* 摩擦面の処理方法等: ※プラスト処理 • りん酸塩処理 • ( ) • 図面による * ボルトの長さがねじの呼びの5倍を超える場合のナット回転量:
7.12.5 溶融亜鉛めっき高力ボルト接合	
<補強コンクリートブロック造>	
8.2.2 材料	* ブロックの種類、モデュール呼び寸法、正味厚さ: • 図面による
8.2.3 モルタルの調合	* 調合: ※8.2.3(ア)~(イ)による • ( )
8.2.5 鉄筋の加工及び組立	* 各部の配筋: ※図面による • ( )
8.2.8 モルタル及びコンクリートの充填	* 充填するブロックの範囲: ※図面による • ( )
<コンクリートブロック帳壁及び塀>	
8.3.2 材料	* ブロックの種類、モデュール呼び寸法、正味厚さ: ※表8.3.1による • ( ) * 塀の厚さ: ※120mm(高さ2m以下)、150mm(2mを超える) • 図面による • ( ) * 化粧有ブロック(塀の場合): • 使用する • 使用しない • 図面による
8.3.4 鉄筋の加工及び組立て	* 壁鉄筋の継手、定着及び末端部の折り曲げ形状: ※図面による • ( ) * 各部の配筋: ※図面による • ( )
<共通事項>	
<アスファルト防水>	
9.2.2 材料	* 防水の保証期間は、工事目的物引き渡しの日からモルタル防水5年、その他防水10年とする。 * 改質アスファルトルーフィングシート 種類及び厚さ: ※表9.2.3~表9.2.8による • ( ) • 図面による * 部分粘着層付改質アスファルトルーフィングシート 種類及び厚さ: ※表9.2.5~表9.2.8による • ( ) • 図面による * 押え金物の材質及び形状寸法: ※アルミニウム L=30×15×2.0(mm) • ( ) * 断熱材(屋根保護防水断熱工法) 厚さ: • ( ) • 図面による * 断熱材(屋根露出防水断熱工法) 厚さ: • ( ) • 図面による * 絶縁用シート(屋根保護防水密着工法・屋根保護防水絶縁工法): ※ボリエレン/ポリイソブチレンt=0.15mm以上 • ( ) * 材料(屋根保護防水密着断熱工法・屋根保護防水絶縁断熱工法): ※ボリエレン/ボリイソブチレン等を平織りしたブリーチンクロス(70g/m <sup>2</sup> 程度) • ( ) * 乾式保護材(立上り部保護): • 使用する(仕様) • ( ) ※使用しない * れんが(立上り部保護): ※JIS R 1250(普通れんが及び化粧れんが) • ( )
9.2.3 防水層の種別及び工程	* 施工箇所毎の工法、種別: ※図面による • ( ) [表9.2.3]~[表9.2.9] * 立上り部における保護コンクリートの適用及び工法: * 屋根露出防水絶縁工法 仕上塗料 種類、使用量: 脱気装置 種類、設置数量: ※ルーフィング類製造所の指定 • ( ) [表9.2.7] * 屋根露出防水絶縁断熱工法 仕上塗料 種類、使用量: 脱気装置 種類、設置数量: ※ルーフィング類製造所の指定 • ( ) [表9.2.8] * 屋根防水密着工法 保護層: • 有(工法) • 無 E-1の工程3 ※貯水槽、浴槽等の常時水に接する部位に適用 • 行わない • 図面による [表9.2.9]
9.2.4 施工	* 下地 モルタル塗 適用箇所: • ( ) • 図面による * 立上り ※コンクリート打放し仕上げ[表6.2.4のB種] • ( ) • 図面による * ルーフドレン回り及び立上り部周辺の断熱材の張りじまい位置(屋根露出防水絶縁断熱工法): ※図面による • ( )
9.2.5 保護層等の施工	* 平場の保護コンクリート厚さ: • 80mm以上[こて仕上げ] • 60mm以上[床タイル張り等仕上げ] • 図面による * 立上り部の保護: • 乾式保護材 • れんが押え • コンクリート押え • モルタル押え(屋内等) * 屋上排水溝: • 図面による • ( )
<ウレタンゴム系塗膜防水及びポリアセタール系塗膜防水>	
9.5.3 防水層の種別及び工程	* ウレタンゴム系塗膜防水の種別: • 絶縁工法 • 密着工法 • 図面による * ウレタンゴム系塗膜防水の仕上塗料の種類、使用量: MOCA非含有材 [表9.5.1] * 絶縁工法の場合の脱気装置の種類及び設置数量: • 主材料の製造所の仕様 • 図面による • ( ) * ゴムアスファルト系塗膜防水の種別: • Y-1 • Y-2 • 図面による [表9.5.2] * Y-2の場合の保護層(工程4及び工程5): • 適用する • 適用しない • 図面による
9.5.4 施工	* 防水層の下地におけるモルタル塗 適用箇所: * 防水層下地の立上り: ※表6.2.4[打放し仕上げの種別]のB種 • ( )
<ケイ酸質系塗布防水>	
9.6.1 一般事項	* 9.6.1表以外の適用部位: • 図面による • ( ) [表9.6.1]

図面番号	設計事務所名	工事名称	縮尺
	建築士登録番号	建築士氏名	
	検図	製図	
		○年〇月	愛知県建築局公共建築部公営住宅課

項目	特記事項
9.6.3 防水層の種別及び工程	* 防水層の種別及び工程：・C-U I ・C-U P [表9.6.2]
9.6.4 施工	* 9.6.4(2)(7)～(9)以外の下地処理：・図面による・( ) * 防水層の下地 壁、天井部：※表6.2.4[打放し仕上げの種別]のB種・( ) * コンクリートの打継ぎ箇所の処理：※9.6.4(2)(7)による・( )
<FRP系塗膜防水>	
9.7.2 材料	* ルーフドレン：・FRP系塗膜防水用ルーフドレン・鉄製 ※図面による
9.7.4 施工	* 下地の構造 根太掛の樹種、寸法及び防腐・防蟻処理：・図面による・( ) 根太の樹種、寸法及び防腐・防蟻及び防虫処理：・9.7.4(2)(9)による・図面による 構造用合板 厚さ、防虫処理、表板の樹種等：・図面による・厚さ12mm・( ) 下地用合板 厚さ、防虫処理、表板の樹種等：・図面による・厚さ12mm・( ) 釘 留付け間隔：・150mm程度・図面による・( ) 木ねじ 留付け間隔：・150mm程度・図面による・( ) 防火板の設置：・適用する(種類)・適用しない * 防水層の下地 平場の勾配：・1/100以上・図面による・( ) * 防水端部の処理 水切り金物、外壁材及び透湿防水シートと防水層の取合い：・図面による・( )
<透湿防水シート、防水テープ及び改質アスファルトフレット工事>	
9.8.2 材料	* 防水テープ 両面粘着防水テープの幅：・50mm幅以上のもの(傷やしづがないもの)・図面による
9.8.3 施工	* パルコニー手すりの工法：・9.8.3(2)(9)による(笠木の固定方法、形状及び仕上げ) ・図面による・( )
<シーリング>	
9.9.2 材料	* シーリング材の種類及び施工箇所： ※種類は被着体に応じたものとし [表9.9.1] を標準とする・図面による
9.9.3 目地寸法	* シーリング材の目地寸法：※9.9.3(1)(7)、(8)、(9)による・( )
9.9.5 シーリング材の試験	* 接着性試験：※簡易接着性試験・引張接着性試験
<長尺金属板葺>	
13.2.2 材料	* 長尺金属板の種類に応じた板及びコイルの種類：※JIS G 3322の屋根用コイル(種類：記号： ) 塗膜の耐久性の種類、めつき付着量、厚さ等：・図面による・( ) * 下葺材料(釘又はステークが打てる下地の場合)： ・アスファルトルーフィング940 ・改質アスファルトルーフィング下葺材(・一般タイプ・複層基材・粘着層付タイプ)
13.2.3 工法	* 屋根葺形式：屋根葺工法： * 建築基準法に基づく耐風圧力及び積雪荷重に対応した工法： * 雪止め：・設ける※設けない
<といい>	
13.5.2 材料	* といその他の材種：※硬質塩化ビニル管(VP)・配管用鋼管・( )・図面による [表13.5.1] * といい受金物及び足金物 材種：※表13.5.2により、溶融亜鉛めっきを行ったもの・( ) 形状、取付け間隔：※図面による・( )
13.5.3 工法	* 防露巻き(鋼管製とい)：※表13.5.4による・( )
<表面処理>	
14.2.1 ステンレスの表面仕上げ	* 表面仕上げの種類：※ヘアライン仕上げ・( )・図面による
14.2.2 アルミニウム及びアルミニウム合金の表面処理	* 表面処理の種別：・図面による・( ) [表14.2.1] * 陽極酸化皮膜の着色方法：※二次電解着色・( ) 色合等：
14.2.3 鉄鋼の亜鉛めっき	* 鉄鋼の亜鉛めっきの種別：・A種・B種・C種・D種・E種・F種・図面による [表14.2.2]
<軽量鉄骨下地>	
14.5.3 形状及び寸法	* スタッド、ランナーの種類：・50形・65形・90形・100形※表14.5.1による・( )
<下地>	
15.2.5 せっこうボードその他のボード下地	* 材料 せっこうボード及びラスボードの種類、厚さ：・図面による・( ) 木質系セメント板の種類、厚さ：・図面による・( )
15.2.6 こまい下地	* 耐力壁の指定がある場合：・図面による
15.2.7 木ずり下地	* 木ずり用小幅板の樹種：・杉[心去り材]・( )・図面による
<モルタル塗り>	
15.3.2 材料	* モルタル：・現場調合材料・既調合材料( )・図面による * 既製目地材：・使用する(形状)※使用しない
15.3.5 工法	* 床の目地割り：・目地割2m <sup>2</sup> 程度、最大目地間隔3m程度・( )・図面による * 種類：※押し目地・( )・図面による * 外壁タイル張り下地等の下地モルタル塗り及び下地調整塗材塗りの接着力試験：・行う※行わない
<セルフレベリング材塗り>	
15.5.2 材料	* セルフレベリング材の種類及び品質：・せっこう系※セメント系 [表15.5.1]
<仕上塗材仕上げ>	
15.6.2 材料	* 仕上塗材の種類(呼び名)：※図面による・( ) 仕上げの形状：・ゆず肌状※凹凸状・凸部処理・( ) 工法：・吹付け・ローラー塗り・こて塗り・( ) * 内装薄塗材及び内装厚塗材で吸放湿性を有する塗材：・使用する( )・使用しない * 複層仕上材の耐候性：※耐候形3種・耐候形( )種 * 複層仕上塗材の上塗材 樹脂：※アクリル系・シリカ系・ポリウレタン系・アクリルシリコン系・フッ素系 [表15.6.2] 溶媒：※水系・弱溶剤系・溶剤系 外観：※つやあり・つやなし・マット * 外装厚塗材Si、外装厚塗材Eの上塗材：・適用する・適用しない * 外装厚塗材Cの上塗材(セントラル以外の場合)：

項目	特記事項		
15.6.6 工法	* 軽量骨材仕上塗材 [表16.2.1][表16.2.2]		
<アルミニウム製建具>			
16.2.2 性能及び構造	* 耐風圧性の等級：※S-4・S-5・S-6(適用箇所：階以上) * 気密性の等級：※A-3・A-4 * 水密性の等級：※W-4・W-5 * 枠の見込み寸法：・70mm・図面による・( ) * 色彩等の種類：※シルバー・ブロンズ・( ) * 防音ドアセット、防音サッシ：・適用する(遮音性等級：)・適用しない・図面による * 網戸 防虫網：・合成樹脂製・ガラス繊維入り合成樹脂製※ステンレス(SUS316)製・図面による * 建具の枠の見込み寸法：※表16.2.1又は表16.2.2(外部に面する建具)・( )mm・図面による * 構造：網戸用レールは、一般網戸対応型とする。 * アルミニウムの表面処理の種別：・A-1種・B-1種・C-1種 ・A-2種・B-2種・C-2種 * 標準色・特注色の別等： * 結露水の処理方法：・図面による・製作所の仕様による・( ) * 水切り板、ぜん板等：※図面による・( ) * 内付け建具：適用する・適用しない		
16.2.3 材料	* 建具の耐風圧性、気密性、水密性の等級：・図面による・( ) [表16.3.1][表16.3.2]		
16.2.4 形状及び仕上げ	* 枠の見込み寸法：・図面による・( ) * 防音ドアセット、防音サッシ：・適用する(遮音性等級：)・適用しない・図面による * 断熱ドア、断熱サッシ：・適用する(断熱性等級：)・適用しない・図面による		
16.2.5 工法	* ガラス：※複層ガラス・単層ガラス・三重ガラス・( ) * 建具の枠の見込み寸法：・( )mm・図面による * 表面色：・標準色・特注色		
<樹脂製建具>	* 気密性の等級：※A-3・A-4・( ) [表16.4.1] * 水密性の等級：※W-1・W-4・W-5・( ) * 耐風圧性の等級：※S-4・S-5・S-6(適用箇所：階以上) * 遮音性の等級：・断熱性の等級：・内面変形追随性の等級： * 防音ドアセット、防音サッシ：・適用する(遮音性等級：)・適用しない・図面による		
16.3.3 材料	* 鋼板類の厚さ：・表16.4.2による・(区分・使用箇所・厚さ：)・図面による		
16.3.4 形状及び仕上げ	* 簡易気密型ドアセット(気密性:A-3)：・適用する・適用しない・図面による・( ) * 防音ドアセット、防音サッシ：・適用する(遮音性等級：)・適用しない・図面による		
<鋼製建具>	* 鋼板類の種類：・図面による・( ) * 召合せ、縦小口包み板等：※鋼板・ステンレス鋼板・アルミニウム合金		
16.4.2 性能及び構造	* 鋼板類の厚さ：・表16.5.1による(1枚の戸の有効寸法950mm以下、有効高さ2400mm以下)※図面による * 気密性の等級：・A-3・( ) 水密性の等級：・W-1・( ) * 耐風圧性の等級：・S-5・( ) * 防音ドアセット、防音サッシ：・適用する(遮音性等級：)・適用しない・図面による		
16.4.4 形状及び仕上げ	* 鋼板類の厚さ：・表16.5.1による(1枚の戸の有効寸法950mm以下、有効高さ2400mm以下)※図面による		
16.5.2 性能及び構造	* 簡易気密型ドアセット(気密性:A-3)：・適用する・適用しない・図面による・( ) * 防音ドアセット、防音サッシ：・適用する(遮音性等級：)・適用しない・図面による		
16.5.3 材料	* 鋼板類の種類：・図面による・( ) * 召合せ、縦小口包み板等：※鋼板・ステンレス鋼板・アルミニウム合金		
16.5.4 形状及び仕上げ	* 鋼板類の厚さ：・表16.5.1による(1枚の戸の有効寸法950mm以下、有効高さ2400mm以下)※図面による		
<ステンレス製建具>			
16.6.2 性能及び構造	* 気密性の等級：・A-3・( ) 水密性の等級：・W-1・( ) * 耐風圧性の等級：・S-5・( ) * 防音ドアセット、防音サッシ：・適用する(遮音性等級：)・適用しない・図面による		
16.6.3 材料	* ステンレス鋼板：※SUS304・SUS430J1L・SUS443J1・SUS430(屋内に限る)・( )		
16.6.4 形状及び仕上げ	* 表面仕上げ：※HL・( )		
16.6.5 工法	* 曲げ加工：※普通曲げ・角出し曲げ		
<建具用金物>			
16.8.1 一般事項	* 既製の建具用金物のうち機能上必要最低限のもの：・建具の製作所の仕様による・( )		
16.8.2 材質、形状及び寸法	* 金物の種類及び見え掛り部の材質：※表16.8.1による・( ) * 表16.8.1中の※印の適用並びに備考中の特記について：※図面による・( ) * 金属製建具用丁番の枚数及び大きさ：・表16.8.2による・図面による・( ) * 树脂製建具用丁番の枚数及び大きさ：・表16.8.3による・図面による・( ) * 木製建具用丁番の枚数及び大きさ：・表16.8.4による・図面による・( ) 戸車及びレール：・表16.8.5による・図面による・( )		
16.8.3 取付け施工	* 握り玉、レバーハンドル、押板類、クレセント等の取付け位置：・図面による・( )		
16.8.4 鍵	* その他他錠前の種別：・#ムターン付シリンダー・面付箱錠・シリンダー・影込箱錠(・(1)(a)(1)・(1)(a)(2))・( ) * タンブラー類の本数：※6本以上・( ) * 鍵：※図面による・3本1組とし、室名札を付ける 鍵箱：・要・不要 * キーは、アクリル製室名札をつけて提出する。 * マスターキー：・製作する( )・製作しない		
	設計事務所名	工事名称	図面番号
	建築士登録番号		縮尺
	建築士氏名		
検査	製図	設計	愛知県建築局公共建築部公営住宅課 ○年〇月

項目	特記事項
<ガラス>	
16.14.2 材料	* ガラスの種別及び厚さ： 図面による * ガラス留め材： ・シーリング材 ・ガスケット（・グレイジングチャンネル形 ・グレイジングビード形）
16.14.3 ガラス溝の寸法、形状等	* 板ガラスをはめ込む溝の大きさ： ・建具の製造所の仕様による ・図面による ・（ ）
16.14.4 工法	* 熱線反射ガラスの映像調整：  ■建築編 18章 塗装工事■
<素地ごしらえ>	
18.2.2 木部の素地ごしらえ	* 透明塗料塗りの木部の素地ごしらえの種別： ・A種 ※B種 ・（ ） * 不透明塗料塗りの木部の素地ごしらえの種別： ※A種 ・B種 ・（ ）
18.2.3 鉄鋼面の素地ごしらえ	* 鉄鋼面の素地ごしらえの種別： ・A種 ・B種 ※C種
18.2.4 亜鉛めっき面素地ごしらえ	* 亜鉛めっき鋼面の素地ごしらえの種別： ・A種 ・B種
18.2.5 モルタル面及びフラー面の素地ごしらえ	* 種別： ・A種 ※B種
18.2.6 コンクリート面、ALC <sup>®</sup> 補面及び押出成形セメント板面の素地ごしらえ	* コンクリート面の素地ごしらえの種別： ・A種 ※B種 * ALC <sup>®</sup> パネル面の素地ごしらえの種別： ・A種 ※B種 ただし耐候性塗料塗りの場合は表18.2.6による
18.2.7 せっこうボード面及びその他ボード面の素地ごしらえ	* 目地工法が縦目処理工法のせっこうボードの素地ごしらえの種別： ※A種 ・B種 * その他のボード類の素地ごしらえの種別： ・A種 ※B種
<錆止め塗料塗り>	
18.3.2 塗料種別	* 鉄鋼面錆止め塗料の種別[つや有合成樹脂エマルションペイント塗りの場合]： ・A種 ※B種 * 亜鉛めっき鋼面錆止め塗料： ※A種 ・B種 ・C種 ただし、つや有合成樹脂エマルションペイント塗りの場合はC種とする
18.3.3 錆止め塗料塗り	* 見え掛り部分の鉄鋼面錆止め塗料塗りの種別： ※A種 ・B種 * 見え隠れ部分の鉄鋼面錆止め塗料塗りの種別： ・A種 ※B種 * 鋼製建具等の亜鉛めっき鋼面錆止め塗料塗りの種別： ※A種 ・B種 * その他の亜鉛めっき鋼面錆止め塗料塗りの種別： ・A種 ※B種
<合成樹脂調合ペイント塗り(SOP)>	
18.4.2 塗料の種類	* 塗料の種類： ※1種 ・2種
18.4.3 木部SOP塗り	* 種別 屋外： ※A種 ・B種 屋内： ・A種 ※B種
18.4.4 鉄鋼面SOP塗り	* 種別： ・A種 ※B種
<クリヤラッカー塗り(CL)>	
18.5.2 クリヤラッカー塗り	* クリヤラッカー塗りの工程の種別： ・A種 ※B種
<アリル樹脂系非分散形塗料塗り(NAD)>	
18.6.2 NAD塗り	* 種別： ・A種 ※B種
<耐候性塗料塗り(DP)>	
18.7.2 鉄鋼面DP塗り	* 上塗り塗料の等級： ・1級 ・2級 ・3級
18.7.3 亜鉛めっき鋼面DP塗り	* 上塗り塗料の等級： ・1級 ・2級 ・3級
18.7.4 コンクリート面及び押出成形セメント板面DP塗り	* 種別： ・A種 ・B種 ・C種
<つや有合成樹脂エマルションペイント塗り(EP-G)>	
18.8.2 コンクリート面等EP-G塗り	* 種別： ・A種 ※B種
18.8.4 鉄鋼面EP-G塗り	* 種別： ・A種 ※B種
<合成樹脂エマルションペイント塗り(EP)>	
18.9.2 EP塗り	* 種別： ・A種 ※B種
<合成樹脂エマルション模様塗料塗り(EP-T)>	
18.10.2 コンクリート面等EP-T塗り	* 種別： ・A種 ※B種
<カッタ樹脂吹き塗り(UC)>	
18.11.2 UC塗り	* 種別： ・A種 ※B種
<オイルステイン塗り(OS)>	
18.12.2 オイルステイン塗り	* 塗料： ・（ ） ・図面による
	■電気編 1編 一般共通工事■
	■電気編 2章 共通工事■
<塗装工事>	
2.7.1 一般事項	* 金属管の塗装箇所： 屋内見えがかり部分（機械室、E P S等は除く）の屋内露出配管及び屋外露出配管は原則として塗装する。 * 溶融亜鉛めっきの種別： ※HDZ 35 ・（ ）
<耐震処置>	
1.5.1 耐震処置	* 設計用標準震度：
<スリーブ工事>	
2.9.1 一般事項	* スリーブの材料及び仕様： ・表2.9.1による ・図面による ・（ ） * 建物外壁貫通部等水密を要する箇所に用いるスリーブ及び防水鉄管： ・図面による ・（ ）
<インサート>	
2.10.1 一般事項	* インサートの許容引抜荷重： ※表2.10.1による ・図面による ・（ ）
<電線保護物類>	
1.2.9 ケーブルラック	■電気編 2編 電力設備工事■
	■電気編 1章 機材■
	* 形式等： ・標準図（電力48～50）による ・（ ） ・図面による * 接地端子座の形状等： ・標準図（電力57）(1)(a)、(b)、(c)による ・図面による ・（ ）

項目	特記事項
照明器具> 4.2 構造一般 分電盤> 7.3 キャビネット	* 照明用ポール：・配線用遮断器(引外し装置なし)設置 * 屋内用キャビネット種別：※鋼板・ステンレス鋼板・図面による その他、特に腐食等を考慮すべき場所での使用：
7.6 器具類	* 積算器：※計量法による検定付きとする・検定付きとしない * 低圧用SPD 低圧用SPDクラスIIの性能：※表1.7.12による・( ) 低圧用SPDクラスIの性能：※図面による・( )
接 地> 17.1 接地端子箱	* 形式等：※図面による・( )
共通事項> 1.1 電線の接続	■電気編 2章 施工■
1.10 電線等の防火区画等の貫通 バスダクト配線> 9.2 バスダクトの敷設 地中配線>	* 屋外の高圧架橋ボリューム絶縁ケーブル相互の接続又は端末処理を行う場合の被覆の伸縮対策： ・行う・行わない・図面による
12.3 マンホール及び ハンドホールの敷設	* 金属ダクトが防火区画等を貫通する場合の詳細：※図面による・( )
12.4 管路等の敷設	* エキスパンションバスダクト：※設ける・設けない・図面による・( )
12.5 ケーブルの敷設	* マンホール、ハンドホールの構造及び性能：・標準図(電力63～65)による・図面による・( ) 鉄蓋の構造及び性能：中耐重型(ただし、道路又は駐車場では重耐重型とする) * ふたの材質：鋳鉄製
12.6 管渠等の敷設	* 管と建物との接続部：※図面による・( ) * 架空配線からの引込み：※図面による・( ) * 地中配線の標識シート等：※設置する・設置しない・図面による
12.7 埋設管の敷設	* 埋設管の敷設：※図面による・( )
保温工事> 1.1 一般事項	■機械編 2編 共通工事■
塗装及び防錆工事> 2.1.1 一般事項	■機械編 3章 保温、塗装及び防錆工事■ * 被覆鋼管の保温(P.S内のみ)：※行う・行わない * 鋼板製の水槽の保温：・行う※行わない * 給水管及び排水管(SGP)のコンクリート貫通部分及び土中部分は、防食テープ巻(1/2重ね2回巻)とする。
総 則> 1.1 一般事項	■機械編 8編 凝水槽設備工事■
施工範囲 試運転 保守管理	■機械編 1章 一般事項■ * 处理種別：合併処理 * 处理容量：( )人槽汚水量：( )m <sup>3</sup> /日平均[人槽算定はJIA A3302-2000による] * 性能：BODの除去率は90%以上 * 放流水の水質：※BOD 20mg/L以下、COD ( )mg/L以下、SS ( )mg/L以下 ・T-N 10mg/L以下、T-P 1mg/L以下(流入水 50m <sup>3</sup> /日以上の場合) * 处理方式：※接触ばつ気方式・長時間ばつ気方式 硝酸液循環活性汚泥方式(流入水 50m <sup>3</sup> /日以上の場合)・その他( )  * し尿浄化槽躯体工事：※本工事・別途工事 * プロワー室機械工事：※本工事・別途工事 * 水流入管(最終構の接続)：※本工事・別途工事 * 汚水放流水管(第1構の接続)：※本工事・別途工事 * 電気配管、配線工事：※本工事・別途工事(ただし、制御盤1次側電気工事は別途工事) * 供用開始後3ヶ月間は試運転期間とし、期間中は維持管理費(電気代を除く)は工事費に含む。 * 供用開始後3ヶ月を越えて満2年までの期間は、当該年度に定める保守管理費に基づいて単年契約して保守管理を行う。3年目以降については、別途入札による契約とする。(これらの契約にあたり、契約対象者は「愛知県建設局・都市・交通局・建築局入札参加資格」を有すること。かつ、愛知県住宅供給公社「住宅修繕工事等請負業者」に登録されていることが必要である。)これに先立ち、保守管理費の見積書を公営住宅課長宛に提出する。
機 材> 1.4 エアリフトポンプ	■機械編 2章 現場施工型凝水槽■ * 計量又は調整：・行う・行わない
1.5 送風機	* 間欠ばつ気運転等：・行う・行わない * 換気用送風機：・遠心送風機・軸流送風機及び斜流送風機・壁掛式有圧換気扇(ノード付) ・天井式有圧換気扇※図面による * 遠心送風機の基礎の形式：・標準基礎・防振基礎・図面による * 防振材及び振動絶縁率： * 換気扇部品(ペントキャップ、パイプフード)の過給気防止機能：※無・有( ) * 換気設備に使用する管(ダクト)類の管材：※図面による・( ) * 換気設備に使用する継手類の種類：※図面による・( )
1.6 制御盤	* 一括故障表示用無電圧接点及び端子：※設置する・設置しない

項目	特記事項		
2.1.11 消泡装置	* 消泡装置：※ノズル式（材質：※銅合金・合成樹脂）・消泡剤式		
2.1.13 スカム除去装置	* 材質：・鋼製 ※合成樹脂製		
2.1.24 整流板、阻流板	* 材質：・ステンレス鋼(SUS304)製 ・鋼製 ※合成樹脂製		
2.1.25 越流せき	* 材質：・ステンレス鋼(SUS304)製 ・鋼製 ※合成樹脂製		
2.1.27 マンホール	* マンホールの施錠：・行う ・行わない * 合成樹脂等のマンホール：・設置する ・設置しない		
2.1.30 配管備品	* 管材及び弁類：※図面による ・( ) * 設置する備品：※図面による ・( )		
■機械編 3章 ユニット型浄化槽■			
3.2.1 施工	* 基礎等の厚さ：※200mm ・図面による		
■機械編 その他■			
特定建設資材の再資源化等	<p>建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律((平成12年法律第104号)以下「建設リサイクル法」という。)に基づき、特定建設資材の分別解体等及び再資源化等の実施について適正な措置を講ずることとする。</p> <p>なお、本工事における特定建設資材の分別解体等・再資源化等については、別表1又は2、及び3の積算条件を設定しているが、工事請負契約書の「解体工事に要する費用」等に定める事項は契約締結時に発注者と受注者の間で確認されたものであるため、発注者が積算上条件明示した別表の事項と別の方法であった場合でも変更の対象としない。ただし、現場条件の変更等、受注者の責によるものではない事項についてはこの限りでない。</p> <p>また、受注者は、特定建設資材の分別解体等・再資源化等が完了したときは、建設リサイクル法第18条第1項に基づく報告として、監督職員に「再資源化等報告書」を提出すること。「再資源化等報告書」は、建設企画課のホームページ <a href="https://www.pref.aichi.jp/soshiki/kensetsu-kikaku/kenchiku-kijyun.html">https://www.pref.aichi.jp/soshiki/kensetsu-kikaku/kenchiku-kijyun.html</a> [建築工事事務の手引・関連様式]から入手可能。</p> <p>(注) 別表4については積算上の条件明示であり、処理施設を指定するものではない。 なお受注者の提示する施設と異なる場合においても、設計変更の対象としない。</p>		
別表1 建築物に係る解体工事			
工程及びの解体業方内法容	工 程	作業内容	分別・解体等の方法
	・建築設備、内装材等	・有 ・無	・手作業 ・手作業と機械作業の併用
	・屋根ふき材	・有 ・無	・手作業 ・手作業と機械作業の併用
	・外装材、上部構造部材	・有 ・無	・手作業 ・手作業と機械作業の併用
	・基礎、基礎ぐい	・有 ・無	・手作業 ・手作業と機械作業の併用
	・その他( )	・有 ・無	・手作業 ・手作業と機械作業の併用
別表2 建築物に係る新築工事等（外構・増築・修繕・模様替）			
工程及びの解体業方内法容	工 程	作業内容	分別・解体等の方法
	・造成等	・有 ・無	・手作業 ・手作業と機械作業の併用
	・基礎、基礎ぐい	・有 ・無	・手作業 ・手作業と機械作業の併用
	・上部構造部分、外装	・有 ・無	・手作業 ・手作業と機械作業の併用
	・屋根	・有 ・無	・手作業 ・手作業と機械作業の併用
	・建築設備、内装等	・有 ・無	・手作業 ・手作業と機械作業の併用
別表3 建築物以外のものに係る解体工事又は新築工事等（外構・工作物等）			
工程及びの解体業方内法容	工 程	作業内容	分別・解体等の方法
	・仮設	・有 ・無	・手作業 ・手作業と機械作業の併用
	・土工	・有 ・無	・手作業 ・手作業と機械作業の併用
	・基礎	・有 ・無	・手作業 ・手作業と機械作業の併用
	・本体工事	・有 ・無	・手作業 ・手作業と機械作業の併用
	・本体付属品	・有 ・無	・手作業 ・手作業と機械作業の併用
別表4 再資源化等をする施設の名称及び所在地			
廃棄物の種類		施設の名称	所 在 地
・コンクリート			
・鉄及びコンクリートから成る建設資材			
・アスファルト・コンクリート			
・木材			